

伊那市地域防災計画

(第23回修正)

令和6年3月14日

伊那市防災会議

目 次

第1章	総則	1
第1節	計画作成の趣旨	1
第2節	防災の基本方針	3
第3節	防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	7
第4節	防災面から見た市の概要	15
第5節	災害の危険性	18
第2章	災害予防計画	1
第1節	災害に強いまちづくり	1
第2節	活動体制計画	8
第3節	広域相互応援計画	12
第4節	情報の収集・連絡体制計画	14
第5節	災害広報計画	16
第6節	救助・救急・医療計画	18
第7節	消防・水防活動計画	21
第8節	要配慮者支援計画	26
第9節	学校・保育園防災計画	35
第10節	緊急輸送計画	38
第11節	障害物の処理計画	41
第12節	指定緊急避難場所・指定避難所計画	42
第13節	避難の受入活動計画	47
第14節	孤立防止対策	51
第15節	緊急物資等調達計画	53
第16節	保健衛生、遺体対応、清掃計画	56
第17節	危険物施設等災害予防計画	57
第18節	上水道施設災害予防計画	59
第19節	下水道施設災害予防計画	60
第20節	ライフライン関係機関等施設計画	62
第21節	土砂災害等予防計画	63
第22節	防災都市計画	66
第23節	建築物災害予防計画	67
第24節	道路及び橋梁災害予防計画	70
第25節	水害予防計画	71
第26節	農林産物災害予防計画	73
第27節	防災知識普及計画	75
第28節	防災訓練計画	80
第29節	災害復旧・復興への備え	83

第30節	自主防災組織等の育成に関する計画	85
第31節	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	88
第32節	企業防災に関する計画	90
第33節	ボランティア活動の環境整備	92
第34節	災害対策基金等積立及び運用計画	94
第35節	災害に関する調査研究の推進	95
第36節	二次災害の予防計画	96
第37節	観光地の災害予防計画	98
第38節	雪害予防計画	99
第3章	応急活動組織体制	1
第1節	非常参集職員の活動体制	1
第2節	各本部の設置運営	14
第3節	水防本部	32
第4章	風水害等に関する事前対策活動	1
第1節	気象予警報等の伝達	1
第2節	住民の避難誘導対策	6
第3節	警戒区域の設定	15
第4節	災害の未然防止対策	17
第5節	警報等の種類及び発表基準	18
第6節	警報等の伝達系統及び実施要領	32
第7節	火山災害事前対策活動	37
第5章	災害応急対策	42
第1節	情報収集・連絡活動	1
第2節	災害広報活動	13
第3節	広域相互応援活動	16
第4節	ヘリコプターの応援要請	22
第5節	自衛隊災害派遣要請	25
第6節	救助・救急・医療活動	29
第7節	消防・水防活動	33
第8節	要配慮者に対する応急活動	41
第9節	緊急輸送活動	44
第10節	障害物の処理活動	49
第11節	避難者対策活動	51
第12節	孤立地域対策活動	59
第13節	食料品等の調達供給活動	61
第14節	飲料水の調達供給活動	65
第15節	生活必需品の調達供給活動	67
第16節	保健衛生、感染症予防活動	70
第17節	捜索及び遺体の取扱い等の活動	74
第18節	廃棄物の処理、動物対策活動	76

第 19 節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	79
第 20 節	危険物施設等応急活動	80
第 21 節	上水道施設応急活動	85
第 22 節	下水道施設応急活動	87
第 23 節	通信・放送施設応急活動	89
第 24 節	ライフライン関係機関施設等応急活動	91
第 25 節	土砂災害等応急活動	93
第 26 節	建築物災害応急活動	95
第 27 節	道路及び橋梁応急活動	99
第 28 節	河川施設等応急活動	101
第 29 節	災害の拡大防止と二次災害の防止活動	103
第 30 節	農林産物等応急活動	107
第 31 節	文教活動	109
第 32 節	飼養動物の保護対策	113
第 33 節	ボランティアの受け入れ体制	114
第 34 節	義援物資、義援金の受け入れ体制、配分	116
第 35 節	災害救助法の適用	118
第 36 節	観光地の災害応急対策	120
第 37 節	雪害応急対策	121
第 6 章	復旧・復興計画	1
第 1 節	復旧・復興の基本方針の決定	1
第 2 節	個別施設等の復旧	2
第 3 節	計画的な復興	5
第 4 節	資金計画	7
第 5 節	被災者等の生活再建等の支援	9
第 6 節	被災中小企業等の復興	14
第 7 節	被災した観光地の復興	16
第 7 章	南海トラフ地震に関する事前対策活動	18
第 1 節	総則	1
第 2 節	南海トラフ地震臨時情報発表時の活動体制	3
第 3 節	情報の収集伝達計画	6
第 4 節	広報計画	8
第 5 節	災害応急対策をとるべき期間	11
第 6 節	避難対策等	12
第 7 節	住民の防災対応	15
第 8 節	企業等対策計画	16
第 9 節	防災関係機関のとりべき措置	19
第 10 節	関係機関との連携協力の確保	23
第 11 節	地震防災上必要な教育及び広報活動計画	24
第 8 章	原子力災害対策	1

第1節	総則	1
第2節	災害に対する備え	4
第3節	災害応急対策	6
第4節	災害からの復旧・復興	15

令和6年（第23回修正）

第1章 総則

第1節 計画作成の趣旨

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下「災対法」という。）第42条（市町村地域防災計画）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条（地震防災強化計画）及び市防災会議条例（平成18年市条例第16条）第2条の規定に基づき、市防災会議が作成する計画であり、伊那市（以下「市」という。）、長野県（以下「県」という。）、応援協定市町村、防災関係機関、住民・事業所等がそれぞれの責務を認識し、相互に連携をもって総合的かつ計画的な防災・減災対策を行い、市の地域にかかわる災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することによって、市域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

また、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項の規定に基づく「推進計画」について、その定められるべき基本事項が含まれるため、この計画を兼ねる。

2 上位・関連計画との整合

(1) 国、県等の防災計画との関係

本計画は、本市の地域に係る災害対策に関する基本的かつ総合的な計画であることから、国の防災基本計画（中央防災会議）、県地域防災計画（県防災会議）、指定行政機関及び指定公共機関等の防災関係機関の防災業務計画等との連携・整合を図るものである。

(2) 市の総合計画等との関係

本計画は、本市の行政運営の基本となる総合計画との整合を図り、都市計画マスタープラン、環境基本計画、地域福祉計画等、部門ごとに策定される各種計画との連携・整合に十分配慮し、本計画に掲げる事業計画等については、今後、各部門の実施計画に位置づけ実施して行く。

3 行政と住民・事業所等の役割

(1) 市及び防災関係各機関は、人命の安全確保を第一として防災施設・設備の整備を図り、それぞれの内部組織の役割を明確にして、緊密な連携により防災体制を充実し、災害時における被害を最小限度に抑える。

(2) 住民は、「自分の命は自分で守る」という認識に立って、食料・飲料水の備蓄や家屋等の安全対策を行い、自発的に防災訓練等の防災活動に参加し、防災に関する意識の向上に努めなければならない。

また、住民・地域社会の自発的な合意形成により、地域社会としての防災活動を行う自主防災組織の設立と充実を図り、地域社会としての防災活動の推進を行う。

(3) 事業所は、災害時に果たす役割（従業員や利用者の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献）を十分に認識し、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなど防災活動の推進を行う。

4 計画の周知

市及び防災関係機関においては、それぞれの責務が十分に果たせるよう、平時から訓練その他の方法によってこの計画の習熟を図る。

(1) 計画の周知徹底

本計画は、本市職員及び防災関係機関並びに防災に関する主要施設等の管理者に周知徹底を図り、住民の理解を深めるように防災訓練、住民広報等を推進する。

(2) 防災教育及び訓練の実施

市及び防災関係機関はもちろんのこと、事業所等においても災害を未然に防止し、又は災害時に迅速かつ的確に対処できるよう、適時、地域住民等の参加を得て、防災に関する教育及び訓練を実施する。

(3) 防災広報の徹底

市及び防災関係機関は、地域住民の防災意識の高揚を図るため、あらゆる機会、あらゆる広報媒体を利用して防災広報の徹底を図る。

5 計画の推進及び修正

本計画は、防災に係る基本的事項を定めるものであり、この計画に基づく防災上の活動を実施するために必要な詳細事項については、各機関において実践的細部計画及び活動マニュアル等として定め、その具体的推進を図る。

また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災対法第42条の規定に基づき、毎年検討を行い、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていく。

第2節 防災の基本方針

本市は、天竜川と多くの支流によって形成された複雑な地形を有し、地質は、東西の両山地から流出した土砂が堆積してできた洪積期を中心とする年代の地層で占められており、風化、浸食に弱く、地殻の変動に対しては、その影響を受けやすい構造になっている。このため、多くの段丘・急傾斜地が存在し、梅雨、台風時の水害、土砂崩れ等の自然災害の発生が懸念される。

また、高速自動車道をはじめ道路網の整備、都市化の進展に伴う市街地の拡大、工場用地・宅地開発の進行等、社会的条件が大きく変化しており、災害発生要因も複雑多様化している。

本市では、さまざまな災害発生要因に対応した防災施策を実施し、災害に強い安全なまちづくりを推進する必要がある。

- 1 防災対策を行うにあたっては、次の事項を基本とし、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び住民がそれぞれの役割を認識しつつ、一体となって最善の対策をとる。

特に、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう、対策の一層の充実を図る。

（1）周到かつ十分な災害予防

ア 災害予防段階における基本方針は以下のとおりである。

（ア）災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的な災害対策を推進する。

（イ）最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

イ 災害予防段階における施策の概要は以下のとおりである。

（ア）災害に強い市づくり、まちづくりを実現するための、主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等地震に強い都市構造の形成、学校、医療施設等の公共施設や住宅等の建築物の安全化、代替施設の整備等によるライフライン施設等の機能の確保策を講じる。

（イ）事故災害を予防するため、事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実を図る。

（ウ）市民の防災活動を促進するため、防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により市民の防災活動の環境を整備する。なお、防災ボランティアについては、自主性に基づきその支援力を向上し、市、住民、企業その他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

- (エ) 防災に関する研究及び観測等を推進するため、防災に関する基本的なデータの集積、科学的、工学的、社会学的分野の研究を含めた防災に関する研究の推進、予測・観測の充実・強化を図る。また、これらの成果の情報提供及び防災施策への活用を図る。
 - (オ) 災害時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。
 - (カ) 効果的・効率的な防災対策を行うため、AI・IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化にあたっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。
 - (キ) 過去の災害の教訓を踏まえ、全ての市民が災害から自らの命を守るためには、市民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を学べる実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。
- (2) 迅速かつ円滑な災害応急対策
- ア 災害応急段階における基本方針は以下のとおりである。
 - (ア) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
 - (イ) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者、児童、傷病者、外国籍住民、外国人旅行者、観光客、乳幼児、妊産婦など特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。
 - イ 災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。
 - (ア) 災害が発生するおそれがある場合には、警報等の伝達、住民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。
 - (イ) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域的な応援体制を確立する。
 - (ウ) 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。
 - (エ) 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。
 - (オ) 被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供等、広域的避難収容活動

を行う。

- (カ) 被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により住民等からの問い合わせに対応する。
- (キ) 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。
- (ク) 指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。
- (ケ) 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス等の感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。
- (コ) 防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施を行うとともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。
- (サ) 応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。二次災害の防止策については、危険性の見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。
- (シ) ボランティア、義援物資・義援金を適切に受け入れる。

(3) 適切かつ速やかな災害復旧・復興

ア 災害復旧・復興段階における基本方針は以下のとおりである。

(ア) 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより被災地の復興を図る。

イ 災害復旧・復興段階における施策の概要は以下のとおりである。

(ア) 被災の状況や被災地域の特性等を勘案し、被災地域の復旧・復興の基本方向を早急に決定し、事業を計画的に推進する。

(イ) 物資、資材の調達計画等を活用して、適正かつ迅速に廃棄物を処理する。

(ウ) 災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、適正かつ迅速に適切な廃棄物を処理する。

(エ) 再度災害の防止とより快適な都市環境を目指して、防災まちづくりを実施する。

(オ) 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建を支援する。

(カ) 被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けて経済復興を支援する。

ウ 市、県、防災関係機関は、互いに連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災機関間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置をとる。

- 2 市、県、防災関係機関は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に、次の事項を基本とし、必要な措置を講じる。
 - (1) 要配慮者を含めた多くの住民の地域防災活動への参画
 - (2) 男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立

- 3 住民は、「自分の命は自分で守る」との認識のもと、地域、職場、家庭等において互いに協力しあい、災害時を念頭においた防災対策を常日頃から講じる。

- 4 どこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う運動を展開する。また、その推進にあたっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めて、関係機関等の連携の強化を図る。

第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 市

防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として市の地域、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 防災関係行政機関

指定地方行政機関は、災害から市の地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定公共機関及び指定地方公共機関等と相互に協力し、防災活動を実施し、市の活動が円滑に行われるよう指導、助言等の措置をとる。

3 防災関係公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施し、市の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

4 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、自らの防災業務を実施し、相互に協力し、市の防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
市	(1) 市防災会議に関する事。 (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関する事。 (3) 消防、水防その他の応急措置に関する事。 (4) 通信施設の確保及び整備に関する事。 (5) 災害に関する予警報の伝達並びに指示及び命令に関する事。 (6) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関する事。 (7) 被災者に対する救助及び救護措置に関する事。 (8) 救助物資及び災害対策用資材の備蓄、調達、整備に関する事。 (9) 災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関する事。 (10) 災害復旧に関する事。 (11) 公共的団体の指導及び自主防災組織の育成指導に関する事。 (12) その他、市の所掌事務についての防災対策に関する事。

2 上伊那広域消防本部

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
上伊那広域消防本部	(1) 防災に関する教育、普及及び訓練に関すること。 (2) 災害の防除、警戒及び鎮圧に関すること。 (3) 消防、水防その他応急措置に関すること。 (4) 防災資材の備蓄、整備に関すること。 (5) 避難及び救助に関すること。 (6) 傷病者の救急搬送に関すること。 (7) 災害に関する情報の伝達及び被害調査に関すること。 (8) 緊急消防援助隊に関すること

3 県

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
県	(1) 県防災会議に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。 (3) 水防その他の応急措置に関すること。 (4) 県地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。 (7) その他、県の所掌事務についての防災対策に関すること。 (8) 市町村及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整に関すること。 (9) 地震防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。 (10) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
上伊那地域振興局	(1) 災害時における上伊那地方部の設置及び運営に関すること。 (2) 災害時における情報等の収集及び伝達に関すること。 (3) 災害の応急措置に関すること。 (4) 災害の被害調査に関すること。
伊那保健福祉事務所	医療、助産、救護、感染症予防、毒劇物事故防止等に関すること。
伊那建設事務所	(1) 緊急輸送路の確保に関すること。 (2) 道路・河川・砂防施設等の機能の確保に関すること。

4 伊那警察署

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
伊那警察署	(1) 災害時の治安、交通、通信等警察業務に関すること。 (2) 情報の収集、伝達及び広報活動の実施に関すること。 (3) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、緊急輸送路の確保に関すること。 (4) 行方不明者、死体の捜索及び検視に関すること。 (5) 広域緊急援助隊に関すること

5 陸上自衛隊

機 関 の 名 称	処理すべき事務又は業務の大綱
自衛隊 第13普通科連隊	(1) 災害時における人命又は財産の保護のための応急救援活動に関すること (2) 災害時における応急復旧活動に関すること

6 指定地方行政機関

機 関 の 名 称	処理すべき事務又は業務の大綱
関東管区警察局	(1) 管内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整に関すること。 (2) 他管区警察局及び管内防災関係機関との連携に関すること。 (3) 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること。 (4) 災害時における管内各県警察の相互援助の調整に関すること。
関東財務局 (長野財務事務所)	(1) 地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関すること。 (2) 災害時における金融機関の緊急措置の指示に関すること。
関東信越厚生局	(1) 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること。 (2) 関係機関との連絡調整に関すること。
関東農政局 (県拠点) ※ 通称：「長野支店」	(1) 災害予防対策 ア ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること。 イ 農地、農業用河川工作物、湛水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること。 (2) 応急対策 ア 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。 イ 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること。 ウ 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること。 エ 災害時における農作物、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること。 オ 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関すること。 カ 災害時における主要食糧の供給に関すること。 (3) 復旧対策 ア 災害発生後は速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること イ 災害による被害農林漁業者等に対する貸金の融資に関すること。
中部森林管理局 (南信森林管理署)	(1) 国土保全に直接資する治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること。 (2) 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること。 (3) 災害応急対策用材の供給に関すること。
関東経済産業局	(1) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。 (2) 被災商工鉅業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 (3) 被災中小企業の振興に関すること。

<p>関東東北産業保安監督部</p>	<p>(1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、ガスなど危険物等の保安に関すること。 (2) 鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関すること。</p>
<p>中部近畿産業保安監督部</p>	<p>電気の保安に関すること。</p>
<p>北陸信越運輸局</p>	<p>災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあっせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関すること。</p>
<p>東京航空局 (東京空港事務所 松本空港出張所)</p>	<p>(1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関すること。 (2) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること。 (3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。</p>
<p>東京管区气象台 (長野地方气象台)</p>	<p>(1) 気象等の観測及びその成果の収集、発表 (2) 気象等の予報・警報等の発表、伝達及び解説 (3) 地震情報、南海トラフ地震臨時情報等の通報に関すること。 (4) 地震防災知識の普及に関すること。 (5) 地震災害防止のための統計調査に関すること。 (6) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (7) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 (8) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</p>
<p>信越総合通信局</p>	<p>(1) 災害時における通信・放送の確保に関すること。 (2) 非常通信に関すること。 (3) 非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関すること。 (4) 災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用機器の貸出に関すること。</p>
<p>中部地方整備局 天竜川上流河川事務所 天竜川ダム統合管理事務所 飯田国道事務所</p>	<p>(1) 災害予防 ア 応急復旧用資材の備蓄の推進 イ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 ウ 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 (2) 応急・復旧 ア 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施 イ 防災関係機関との連携による応急対策の実施 ウ 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 エ 土砂災害防止法に基づく、土砂災害緊急情報の伝達 オ 所管施設の緊急点検の実施 カ 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく、自主的な応急対策の実施</p>
<p>長野労働局 (伊那労働基準監督署)</p>	<p>(1) 事業場における産業災害の防止に関すること。 (2) 事業場における自主的防災体制の確立に関すること。</p>
<p>中部地方環境事務所</p>	<p>(1) 有害物質の漏洩及び石綿の飛散防止に関すること。 (2) 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進に関すること。</p>

関東地方測量部	(1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。 (2) 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること。
---------	---

7 指定公共機関

機 関 の 名 称	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社	(1) 災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事扱い及び援護対策等に関すること。 (2) 災害時における市と郵便局との協力に関する協定書に基づく支援協力 (3) 災害時における窓口業務の確保に関すること。
東海旅客鉄道株式会社 (市駅、伊那北駅)	(1) 鉄道施設の地震防災に関すること。 (2) 災害時における旅客の輸送に関すること。
日本貨物鉄道株式会社 (関東支社長野支店)	地震災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関すること。
電気通信事業者 (東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社)	(1) 公衆電気通信設備の保全に関すること。 (2) 災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。
日本銀行(松本支店)	(1) 金融機関の支払いに対する現金の準備に関すること。 (2) 損傷通貨の引換えに関すること。
日本赤十字社(長野県支部)	(1) 医療、助産等救助、救護に関すること。 (2) 地震災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること。 (3) 義援金の募集に関すること。
国立病院機構 (関東信越ブロック)	医療、助産等救助、救護に関すること。
日本放送協会 (長野放送局)	災害情報等広報に関すること。
日本通運株式会社 (伊那支店)	災害時における貨物自動車による救援物資等の輸送の協力に関すること。
中部電力パワーグリッド株式会社(伊那営業所)	(1) 電力施設の保全、保安に関すること。 (2) 電力の供給に関すること。
中日本高速道路株式会社	中央自動車道の防災に関すること。

8 指定地方公共機関

機 関 の 名 称	処理すべき事務又は業務の大綱
土 地 改 良 区	(1) ため池、ダム及び水こう門の防災に関すること。 (2) 排水機場の改良及び復旧に関すること。

伊那バス株式会社	災害時における旅客自動車による避難者の輸送の協力に関すること。
(公社)県トラック協会	災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関すること。
信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)	気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
県情報ネットワーク協会	気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
(一社)上伊那医師会 (一社)上伊那歯科医師会	災害時における医療、助産等救護活動の実施に関すること。
(一社)上伊那薬剤師会	救護活動に必要な医薬品等の提供に関すること。
(一社)県LPガス協会 (上伊那支部)	液化石油ガスの安全に関すること。
(一社)県建設業協会 (伊那支部)	災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関すること。
(社福)県社会福祉協議会	(1) 災害ボランティアに関すること。 (2) 災害派遣福祉チーム(DWAT)に関すること

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 の 名 称	処理すべき事務又は業務の大綱
自主防災組織	(1) 区域内の災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。 (2) 災害に対する応急措置の協力に関すること。 (3) 災害時における避難、救助活動の協力に関すること。
市消防団	(1) 消防施設の保全に関すること。 (2) 防災に関する訓練、教育、広報に関すること。 (3) 災害時の防火、消火、水防等の消防活動に関すること。 (4) 災害時の情報収集・伝達に関すること。
市赤十字奉仕団	(1) 医療等救助、救護活動の協力に関すること。 (2) 被災者に対する炊き出しの協力に関すること。
市連合衛生自治会	(1) 災害時の汚染住居等の消毒の協力に関すること。 (2) 災害時の道路、河川等の清掃の協力に関すること。
市有線放送 農業協同組合	(1) 気象予警報等の伝達に関すること。 (2) 災害時における各種伝達及び広報に関すること。 (3) 市との災害情報等の放送に関する協定書に基づく支援協力
伊那ケーブルテレビジョン 株式会社	(1) 気象予警報等の伝達に関すること。 (2) 災害時における各種伝達及び広報に関すること。 (3) 市との災害情報等の放送に関する協定書に基づく支援協力

上伊那農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 (2) 農作物の災害応急対策の協力に関すること。 (3) 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。 (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。 (5) 農作物の需給調整に関すること。 (6) 市との災害時における物資供給等の協力に関する協定書に基づく支援協力
県農業共済組合 上伊那支所	市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。
上伊那森林組合	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 (2) 木材の供給と物資のあっせんに関すること。 (3) 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。 (4) 山地災害の防止のための情報の提供
天竜川漁業協同組合	市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。
伊那商工会議所 市商工会等 商工業 関係団体	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 (2) 災害時における物価安定の協力に関すること。 (3) 救助物資、復旧資材の確保、あっせんに関すること。 (4) 被災組合員に対する融資・あっせんに関すること。
女性団体協議会等各種団体	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市が行う応急対策の協力に関すること。 (2) 被災者の救助活動及び義援金品の募集等についての協力に関すること。
市交通安全協会	市が行う交通対策の協力に関すること。
ジェイアールバス関東株式会社 (中央道支店)	災害時における旅客自動車による避難者の輸送の協力に関すること。
病院等医療施設の管理者	<ul style="list-style-type: none"> (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 (2) 災害時における入院患者等の保護及び誘導に関すること。 (3) 災害時における病人等の収容及び保護に関すること。 (4) 災害時における被災負傷者の治療及び助産に関すること。 (5) 市及び関係機関が行う応急調査、応急対策等への協力に関すること。
社会福祉施設等の管理者	<ul style="list-style-type: none"> (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 (2) 災害時における利用者の保護及び誘導に関すること。 (3) 市及び関係機関が行う応急調査、応急対策等への協力に関すること。 (4) 要配慮者に対する避難地・避難所の提供及び、所有する福祉車両等の提供に関すること。
金融機関	<ul style="list-style-type: none"> (1) 被災事業者等に対する資金融資に関すること。 (2) 市及び関係機関が行う応急調査、応急対策等への協力に関すること。
学校法人	<ul style="list-style-type: none"> (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 (2) 災害時における教育対策に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> (3) 被災施設の災害復旧に関する事。 (4) 市及び関係機関が行う応急調査、応急対策等への協力に関する事。
<p>危険物施設及び高圧 ガス施設の管理者</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 安全管理の徹底に関する事。 (2) 防護施設の整備に関する事。 (3) 市及び関係機関が行う応急調査、応急対策等への協力に関する事。
<p>市社会福祉協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害ボランティアセンターの設置に関する事。 (2) 要配慮者に対する福祉避難所の提供及び所有する福祉車両等の提供に関する事。 (3) 要配慮者の安否確認及び支援活動

第4節 防災面から見た市の概要

1 地 勢

本市は、県の南東部に位置し、南東側は南アルプスを越えて山梨県と静岡県に接している。また、西側は中央アルプスを境に木曽地域に接している。

西部には木曽山脈の経ヶ岳を中心とする北部山地がある。また、東部は南アルプス北部とその前山である伊那山地があり、その間に中央構造線に沿う狭い谷が南北に走っている。

中央には標高約 600m前後の伊那盆地が開け、天竜川や三峰川などの支流によって、数段の河岸段丘とはん濫原、扇状地が形成されている。

2 地質構造

本市の地質は、大きく区分して天竜川とその支流を含む地域、天竜川東側の赤石山脈山系側地域及び天竜川西側の木曽山脈山系側地域に分けることができる。

赤石山脈山系側地域は、地質構造上、西南日本外帯に位置している。中央構造線の東側は、三波川変成帯となっており、西側は、領家帯となっている。

木曽山脈山系側地域は、西南日本内帯に位置し、主として花崗岩、黒雲母粘板岩やホルンフェルスなどがある。

天竜川の両岸や支流の両岸に発達している扇状地や河岸段丘は、洪積層となっている。また、天竜川や支流に沿う地域は沖積層となっている。

3 気 象

本市の気候は、太平洋岸型、内陸・高原気候区に属している。

本市の気候を特徴づける要因として、海から離れている、東と西にある3,000m級の山岳、中央部を流れる天竜川とその支流があげられる。

気温は全般的に低めで、年間及び1日のうちの気温の変化幅が大きい。また、降水量も全般的に少なく、湿度も相対的に低い。夏季に雷雲の発生が多く、雷雨による短時間の強雨が多いなどの特徴があげられる。

4 人 口

本市の総人口は、2020年国勢調査によると66,125人となっており、県下で第8位の人口規模となっている。人口の推移を見ると、1970年以降増加傾向にあったが、1995年をピークに減少に転じており、今後は、全国的な人口減少傾向と同様に推移すると予想されている。

また、年齢構成比の推移をみると、少子・高齢化の進行により、15歳未満が減少し、65歳以上の人口の割合が増えている。

5 交 通

本市の交通は、道路を中心として構成されている。1級河川である天竜川と三峰川によって市域が分断されているため、主要な交通網は橋梁によって結ばれている。

(1) 道 路

本市の主要な道路は、南北に沿って中央自動車道、国道153号、国道152号、市道西部1

号線がある。東西の主要な道路は、国道361号、主要地方道伊那インター線、市道環状南線がある。

(2) 鉄 道

市内西部をJR飯田線が南北に走っており、市駅をはじめ5つの駅がある。

6 災害の履歴

(1) 前線の影響による水害

梅雨期や秋雨期には、毎年のように水害が発生している。特に梅雨の後期に大雨が降りやすく、これが弱い熱帯性低気圧や台風の影響を受けると局地的な集中豪雨となるおそれがある。

(2) 台 風

台風は、南海の海上で発生し、台風が接近すると暖湿気流が南から吹き込むため、風だけでなく大雨も降らせる。台風がはるか南方にあるうちから、本州付近の梅雨前線、秋雨前線が台風の影響で活動的となり、上陸前から各地に大雨が降り、更に接近すると、前線が北方に押し上げられ、山岳地帯にその風が当たり、強制上昇気流が発生して地形的に大雨が降る傾向があり、風害も伴う水害が発生する。このようにして、過去大規模な災害となった例が多い。

県全般に地勢の関係上、台風の経路となることが少なく、太平洋沿岸地方に比べて台風による被害は少ない。台風の経路となった場合も、山岳などの影響を受けて急に衰えたり、中心が分裂したりするため、局地的な被害があっても全般的には被害が少ない。しかし近年は台風の大型化に伴い、経路が離れていても市に影響を及ぼすため注意が必要である。台風の特徴として雨台風と風台風の二つに分けられる。

ア 雨台風

台風の中心が、太平洋を通過するときは、風は北よりとなり、激しい雨を伴う雨台風となる。

イ 風台風

中心が日本海側を通過するときは、風は南よりとなり、雨よりも強い風を伴う風台風となる。

(3) 火 災

過去においては、何度か大火があったが、ここ20年ほどは、消防力の強化と火災予防及び防火思想の普及に努め、大火災の発生を防いでいる。しかし、近年、社会及び経済の発展は、建築様式の複雑化、高層化や大規模化、また商工業の発達に伴う大型設備の導入と、多量の引火物品の使用等により、災害の大規模化が懸念され、これに対応する消防体制の強化が必要である。

(4) 地 震

伊那地方における大地震の記録はまれであるが、昭和54年8月、東海地震の地震防災対策強化地域に指定された。

また、平成26年3月に南海トラフ地震の地震防災対策推進地域に指定された。

糸魚川ー静岡構造線断層帯、境峠・神谷断層帯等は、今後の発生確率が高く、直下型地震への体制の強化が必要である。

被害を最小限に食い止めるため、実際的な防火施策の推進に努め、住民一人ひとりが互いに協力し、家庭や地域の防災に取り組むことが必要である。

(5) 雪 害

比較的雪の少ない本市であるが、平成10年1月には、近年例を見ない降雪に見舞われ市内全域において未曾有の被害が発生した。その後、平成12年1月、平成26年2月に大雪では災害警戒本部を設置したほか、令和5年2月の大雪の際は、市内数か所で倒木による孤立集落の発生、交通網の遮断を起因とする帰宅困難者の発生による避難所開設など、緊急的な対応を実施しており、雪対策の体制の強化が必要である。

第5節 災害の危険性

1 災害の定義

この計画において、災害とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他の原因により生じる被害を言う。

2 自然的条件にみる災害の要因

本市の地形や気候などの自然的条件によって起こる災害の要因は主に次の事項があげられる。

(1) 土砂災害

地形上、土砂災害警戒区域等が多く、伊那谷は局地的及び短時間豪雨の特性があるため土砂災害の発生しやすい地形である。

(2) 直下型地震

周囲には、直下型地震が予想される伊那谷断層帯及び糸魚川－静岡構造線断層帯等がある。

(3) 東南海地震・南海地震・東海地震が同時発生する南海トラフ地震の地震防災対策推進地域に指定されており、南海トラフ地震の影響を強く受ける地域である。

(4) 洪水災害

天竜川とその支流に洪水のおそれがある。急峻な河川が多く氾濫による洪水などが発生しやすい地形である。

3 社会的条件にみる災害の要因

社会的経済的条件の現状に起因した災害発生、あるいは拡大の要因としては、主として次のことが提起される。

(1) 危険物等の増加

経済活動の進展に伴い、危険物施設、高電圧線等も増加しており、被害拡大の要因となる可能性がある。

(2) 建物の高層化

鉄骨筋、鉄骨筋コンクリート造りの建築が年々増加している。3階以上の建物が増加している現状から火災等による大規模な災害も想定される。

(3) 住宅地の拡大

都市化の進展に伴い、危険地域への住宅地の拡大が見られる。防災に配慮した土地利用の誘導、危険地域等の情報の公開などの安全確保策を行う。

(4) 要配慮者

要配慮者には、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等防災の各施策の展開に当たっては、特別な配慮が必要となる。

(5) ライフスタイル等の変化

ライフライン、情報通信ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度が高まっており、災害時におけるこれらの被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらすことから、これら施設の耐震化を促進し、補完的機能の充実を行う。

(6) 住民意識の変化

住民意識及び生活環境が変化し、近隣扶助の意識の低下がみられる。このため、コミュニティや自主防災活動を強化し、多くの市住民参加による定期的な防災訓練と防災意識の向上に取り組む。

令和6年（第23回修正）

第2章 災害予防計画

第1節 災害に強いまちづくり (危機管理課、総務部、関係各部)

基本方針

本市の自然的条件、社会的条件、将来の気候変動の影響等外部環境の変化に対応した、災害に強いまちづくりを行う。

地震防災施設の整備にあたっては、大規模地震を想定し、効果的かつ重点的な予防対策を推進する。ソフト及びハード対策を組み合わせた効果的な対策を実施する。

また、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

主な取組み

- 1 交通・通信施設の災害に対する安全性の確保、治山、治水事業等の計画を総合的に推進し、災害に強い都市を形成する。
- 2 災害に強い都市構造の形成、建築物の安全性確保、ライフライン施設等の機能の確保等災害に強いまちづくりを推進する。
- 3 施設等の耐震性を確保し、都市保全機能の増進等災害に強い都市を形成する。
- 4 気候変動による水害リスクの増大に備えるため、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者が、主体的に治水に取り組む社会を構築する必要があることから、あらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）が協働して流域全体で行う治水「流域治水」へ転換し、被害の軽減に努める。

計画の内容

- 1 災害に強いまちづくり（総務部、建設部、農林部、関係各部）
 - (1) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、暴風、竜巻、豪雨、洪水、地すべり、土石流、崖崩れ等による風水害及び地震災害から住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。
 - (2) 基幹的な交通・通信施設等の整備にあたっては、各施設等の耐震設計やネットワークの充実等により大規模災害時の輸送・通信手段を確保する。
 - (3) 土石流、地滑り、崖崩れ等の防止により土砂災害対策の推進及び森林等の国土保全機能の維持増進を図り、住宅、学校や病院等の公共施設の安全性及び耐震性を確保する。
 - (4) 東海地震及び南海トラフ地震など地震防災戦略が対象とする大規模地震以外の地震について、国が策定した地震防災戦略を踏まえ、減災目標及び地震防災対策の実施目標を策定し、関係機関・住民等と一体となった、効果的・効率的な地震対策を推進する。
 - (5) 災害に強い都市を形成するため、治山、治水、土砂災害対策、農地防災等の事業を総合的、

計画的に推進する。

- (6) 老朽化した社会資本について、長寿命化計画により、その適切な維持管理に努める。
- (7) 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

2 風水害に強いまちづくり

- (1) 治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。また、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。
- (2) 地域防災計画において、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めた施設については、地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定める。
- (3) 土砂災害警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発表・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民等に周知するよう努める。また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。
- (4) 洪水、崖崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定について、検討を行い、必要な措置をとる。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、市が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討する。
- (5) 立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。
- (6) 特定都市河川の河川管理者、特定都市河川流域に係る市及び特定都市下水道の下水道管理者は、特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るため、共同して、流域水害対策計画を策定する。その際、「流域水害対策協議会」等を組織し、流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行う。
- (7) 防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保に努める。
- (8) 道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。
- (9) 以下の事項を重点として「流域治水」に取り組み、総合的な風水害対策を推進することに

より、風水害に強いまちを形成する。

- ア 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進する等、風水害に強い土地利用の推進
- イ 住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう分かりやすい水害リスクの提供
- ウ 河川、下水道について築堤、河道掘削、遊水地、放水路、雨水渠、内水排除施設等の建設等の推進
- エ 防災調節（整）池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制、ため池活用や田んぼダムなどを地域の特性を踏まえつつ必要に応じて実施することによる流域の保水・遊水機能の確保。加えて、雨量計や水位計を活用し、解析雨量と組み合わせることで現地の状況を迅速に確認し今後の下流域の水位等を予測する取組の検証や、特定都市河川指定による貯留機能保全区域の検討。
- オ 浸水想定区域の指定のあったときは、地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、又は雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。
- カ 浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で、洪水時等に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について地域防災計画に定める。
- キ 名称及び所在地を定めたこれらの施設については、市は、地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自主防災組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。
- ク 市長は、浸水想定区域における、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。
- ケ 洪水、雨水出水、土砂災害等による浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等を公表し、安全な市土利用の誘導、風水害時の避難体制の整備の促進
- コ 洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受け、過去の浸水実績等を把握したときは、水害リスク情報としての住民、滞在者その他の者へ周知する。
- サ 土砂災害のおそれのある箇所における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策の推進

特に土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川においては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施

- シ 高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の防災施設及び病院、老人ホーム等の要配慮者利用施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等の生活防災緊急対策の推進
- ス 土砂災害警戒区域における情報伝達、予警報の発表、伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制の整備の推進
- セ 山地災害危険地区、土砂災害危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備及び山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策の推進
 - 特に、流木災害が発生するおそれのある森林については、流木捕捉式治山ダムを設置や間伐等の森林整備などの対策を推進
 - また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検を実施
- ソ 農業用排水施設の整備、決壊した場合に影響が大きいため池における補強対策や統廃合、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策の推進
- タ 災害時に被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式等の推進

3 地震に強いまちづくり

(1) 地震に強い都市構造の形成

- ア 避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。
- イ 幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤整備及び土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化等により、地震に強い都市構造の形成を図る。
 - なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。
- ウ 不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び災害時の応急体制の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導體制の整備を強化する。
- エ 立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。

(2) 地質、地盤の安全確保

- ア 施設の設置に当たっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。
- イ 個人住宅等の小規模建築物についても、地質、地盤に対応した基礎構造等について普及

を図る。

ウ 大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。

(3) 危険物施設等の安全確保

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的实施等を促進する。

4 災害に対する建築物等の安全性

(1) 浸水等風水害に対する安全性の確保に当たっては、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえる。

(2) 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、耐震性及び風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。

特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努める。

(3) 住宅をはじめとする建築物の耐震性及び風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。

(4) 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。

(5) 建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。

(6) 災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、災害時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

(7) 指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

(8) 強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

(9) 建築物等を浸水被害から守るための施設の整備を促進するよう努める。

5 ライフライン施設等の機能の確保

(1) ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な災害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の耐震性の確保、風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資材の備蓄等を行う。

(2) ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設の耐震性と災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進める。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置

するよう努める。

- (3) 関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備を図る。
- (4) コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。

6 災害応急対策等への備え

- (1) 災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図る。
- (2) 特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、防災対策の検討等を通じて、平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。
- (3) 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。
- (4) 防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努める。
- (5) 県、民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。
また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。
- (6) 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用を努める。
- (7) 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。
- (8) 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。
- (9) 平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

7 防災空間の整備（建設部）

(1) 市街地の不燃化の促進

- ア 都市計画法に基づき、建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地において、防火地域・準防火地域を定め、地域内の建築物を耐火構造・準耐火構造とし、不燃化を図る。
- イ 防火地域・準防火地域以外の市街地において、建築基準法第22条（屋根）区域を指定し、指定区域内の建築物の屋根の不燃化等を図る。
- ウ 住宅密集地域における防災機能の確保・充実は重要な課題であり、地区整備の方針の策定し、方針に沿って防火・不燃化の促進、耐震性の確保、生活道路の拡幅整備、公共空地の確保、コミュニティ施設の整備、老朽住宅の建替えを推進する。

地震発生時の火災、大規模市街地火災等を防止するため、都市の耐火・不燃化を推進す

る。

エ 防災性の高いまちづくりを実現するため、木造密集地及び公共施設の整備の遅れている地域を重視した市街地の再生事業を積極的に推進する。

オ 防災都市づくり計画を策定する。

(2) 道路整備の推進（建設部）

道路は、災害時に避難路、緊急輸送路、救出・救護・消火活動及び大規模火災時の延焼遮断帯として重要な機能を有するため、国、県に国道、県道の整備を要望し、主要な市道の整備を推進する。

(3) 公園・広場、不特定多数の者が利用する施設の整備（建設部、関係各部）

ア 災害時に応急対策活動の拠点となる指定緊急避難場所及び指定避難所の整備を推進する。

イ 不特定多数の者が利用する施設等の安全対策及び災害時の応急体制の整備を図る。

第2節 活動体制計画 (危機管理課、総務部、関係各部)

計画の内容

第1 組織体制の整備（危機管理課、総務部、関係各部）

防災活動を総合的かつ有機的に行うために必要な体制を確立し、防災関係機関相互の連携と協力を図り、災害対策に万全を期する。

1 平常時の防災組織

(1) 市防災会議

ア 市防災会議の組織及び運営に関しては、災対法第16条（市町村防災会議）、関係法令、条例の定めるところによる。

イ 市の地域に係る総合的かつ計画的な防災を現実するため、これらの関係法令等に基づく事務の円滑な運営を行う。

ウ 地域の災害の特性等に対応した地域防災計画を策定し、状況の変化に伴う見直し及び修正を行い、その計画を推進する

(2) 防災対策連絡会議

災害予防及び災害応急対策の備えを実施するため、庁内の各部局の防災担当者による防災対策連絡会議を設置し、定期的に地域防災計画の点検と問題点・課題の検討を行い、防災対策に万全を期する。

(3) 自主防災組織

「自分たちのまちは、自分たちで守る」という連帯意識に基づいて、各区内に自主防災組織の活動の強化を推進する。

(4) 危機管理課

危機管理に係る総合的な企画、実践に関する権限を有し、危機事象に関する調査研究を行い市の危機管理体制の整備及び防災対策を推進する。

2 災害時の防災組織

災害が発生し又は発生するおそれのある場合は、以下の体制により災害の予防及び災害応急対策を行う。

(1) 災害対策本部（以下「災対本部」という。）

災対法及び市災害対策本部条例（平成18年市条例第162号）に基づく組織であり、市長を本部長とし、市長所属部課のほか、市の各行政委員会事務局等の全市職員で構成し、市の地域に係る災害の予防、応急対策及び復旧を実施する。

(2) 水防本部

気象予警報等により洪水の危険が認められる場合は、水防本部を設置し、その対策にあたる。災対本部が設置された場合は、災対本部の一部として編入する。

(3) 警戒本部

市長は、暴風、暴風雪、大雨、洪水、大雪警報が発表され第1配備の体制をとるべき状況のときで、必要があると認めるときは、警戒本部を設置する。

(4) 地震災害警戒本部

大規模地震対策特別措置法に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定され、また、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条（南海トラフ地震に係る地震防災推進地域の指定等）の規定に基づき、南海トラフ地震に係る地震防災推進地域に指定されている本市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、地震災害警戒本部を設置し、地震災害に備えた人員の配置、応急対策の準備等を行う。

(5) 職員の配備体制

災对本部の設置に至らないまでも、気象予警報等により災害の発生するおそれが認められる場合は、第3章第1「活動体制」により職員を配備し、災害に関する情報の収集、予防対策等を行う。

3 防災関係機関の体制及び組織の整備

災害が発生し、又は発生するおそれのあるとき、南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき等を想定し、防災関係機関は、本地域防災計画に基づき防災活動が的確かつ円滑に実施できるよう組織を整備する。

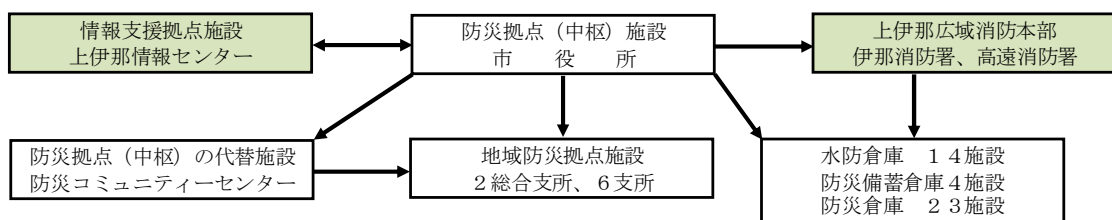
第2 防災拠点の機能・体系・整備（危機管理課、総務部、関係各部）

1 防災拠点の機能

- (1) 現地災害対策本部（以下「現地災对本部という。」）の活動機能
- (2) 災对本部施設が不能時の代替施設としての機能
- (3) 情報・通信機能
- (4) 物資の受入・集配・一時保管場所
- (5) 輸送拠点（空輸・陸輸）機能
- (6) 広域応援部隊等（自衛隊、警察、消防）の受入・活動拠点場所

2 防災拠点等の体系

- (1) 防災拠点施設の施設管理者は、施設・設備の点検と整備を行う。
- (2) 防災拠点施設等の体系は、次のとおりである。



3 防災中枢拠点及び代替施設の確保

- (1) 防災中枢拠点となる市役所本庁の情報通信施設・設備、電気・水道施設等の防災機能の強化を図り、防災中枢拠点としての機能を充実させる。
- (2) 大規模な地震、洪水等で天竜川の落橋等により、天竜川右岸地域と左岸地域が分断される等の場合は、天竜川左岸地域の防災拠点を市役所本庁に、天竜川右岸地域の防災拠点を防災コミュニティセンターに設置する。
- (3) 防災中枢拠点の代替施設
防災コミュニティセンターとする。

4 地区防災拠点の整備

総合支所及び支所は、災害時の情報通信拠点、災害応急活動拠点としての機能を有するため、情報通信施設・災害応急活動用資材の整備を推進する。

5 業務継続性の確保

- (1) 業務継続計画に基づき、災害時における業務の継続性を確保する。
- (2) 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積、状況の変化に応じた体制の見直し、計画の修正を行う。

6 上伊那情報センターの役割と活用方策

上伊那情報センターは、上伊那地域2市3町3村の住民情報をはじめ、行政運用上の情報を集積・管理を行っており、災害時に、市の情報機能が麻痺又は混雑した場合の支援・保管機能としての役割は重要である。

そのため、災害時の住民情報の提供、要配慮者の情報の提供・集約、地図情報の管理・活用等、上伊那情報センターの防災機能の向上を図る。

第3 他市町村及び防災関係機関との連携体制（総務部、関係各部）

1 関係機関・民間団体等との連携

防災会議、その他の連絡会議、防災訓練等を通じて、防災関係機関、防災上重要な施設の管理者、民間の防災組織等との連携・連絡・協力等の体制を強化する。

また、応援協定締結機関等との連携・連絡体制を整備する。

2 広域的な応援体制

県市町村災害時相互応援協定書、県消防相互応援協定書に基づく相互応援体制を確立する。また、近隣市町村での同時被災を想定し、友好提携都市である知立市及び新宿区との相互応援体制を確立し、比較的離れた市町村との広域的な相互応援体制の締結等を推進する。

応援を受け入れるための宿泊場所、執務場所、駐車場の受入計画を作成し、定期的に訓練を行って、事務手続きの円滑化を図る。

3 他県への支援体制

県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定書に基づき、県外で大規模な災害が発生した場合に県と連携し支援を行う。

4 自衛隊との連携

(1) 自衛隊と連絡体制を確立し情報の交換及び共有を図る。

(2) 災害派遣要請手続き、宿泊場所、執務場所、駐車場、資材集積場の確保及び割当等について図上訓練等を行って事務手続きの習熟を図る。

5 国土交通省との連携

国土交通省と連絡体制を確立し、情報の交換を行い災害時応援協定の円滑な運用を図る。

第3節 広域相互応援計画 (危機管理課、文化スポーツ部、関係各部)

基本方針

災害時において、その規模及び被害の状況から、市独自では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合に備え、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関相互等において、応援協定を締結し、平時から連携を強化し、災害時は協力して迅速・円滑な応急・復旧活動を行う。

また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。

主な取り組み

- 1 県内市町村との相互応援体制を確立する。
- 2 新宿区・知立市との相互応援体制を強化する。
- 3 公共機関及びその他事業者等による、相互応援協定の締結を促進する。
- 4 防災関係機関による応援が円滑に行えるよう、活動拠点を確保する。
- 5 県と一体となって他の都道府県の被災地を応援する体制の整備を図る。

計画の内容

- 1 県内全市町村間の相互応援協定
 - (1) 県市長会・県町村会等と調整・連携し「県市町村災害時相互応援体制」を確立する。
 - (2) 「県市町村災害時相互応援協定」による応援の内容に応じた職員、資材、物資等の確保及び活動方法等の体制を平常時より整える。
(応援の内容： 県市町村災害時相互応援協定書 第3条)
 - (3) 備蓄状況把握及び合同訓練等を行い、迅速・円滑な応援の要請ができる連携を強化する。
 - (4) 「県市町村災害時相互応援協定」における上伊那ブロックの代表市として、災害時に先遣隊の派遣、ブロック内の支援・受援体制等について、代表市町村会議と連携を図りながら、ブロック内における連絡会議等を開催し、相互応援体制を確立する。
- 2 県内外消防本部間の消防相互応援体制
 - (1) 消防本部は、協定及び要綱に基づく応援等が迅速・的確に実施できる体制を整備する。
 - (2) 消防本部における消防力の把握及び実践的な合同訓練等を定期的実施し、迅速・円滑な応援の要請及び応援活動、受援活動が実施できるよう平常時から連携を強化する。
 - (3) 県と連携し、消防相互応援に対する実践的な教育訓練を行う。
- 3 県外の市・区との相互応援協定
 - (1) 知立市（知立市、市災害時相互応援協定書）
 - (2) 新宿区（合併に伴う相互援助協定確認書）

(3) 三遠南信地方市町村（三遠南信災害時相互応援協定）

4 その他の応援協定団体等

災害が発生、又は発生するおそれがある場合において、食料品、生活必需品等を迅速に調達して、円滑に被災者に供給するために地域事業者と応援協定の締結を促進する。「資料 66 市災害時応援協定一覧」

5 広域活動拠点の確保

- (1) 被害の大きい災害に対しては、自衛隊、警察、消防等による広域応援活動が行われるため、これらの人的・物的な応援活動を受け入れる拠点は、「資料 59 応援部隊広域活動拠点」・「資料 23、24 災害時ヘリポート・物資拠点一覧表」を基準に選定する。
- (2) 機関相互の応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及び防災拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。

6 県と一体となった他都道府県被災地への応援体制整備

県と市町村による「県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定」（資料編参照）を締結している。

この協定により実施する応援の内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。

また、県とブロック市町村が共同で訓練等を行うなど、平常時より連携を強化し、円滑な応援活動を行う体制を整備する。

7 応援職員等の受入れ体制の整備

- (1) 大規模災害時の全国的な応援を円滑に受け入れることができるよう、受援計画を策定する。
- (2) 国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、新型コロナウイルス等の感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。
- (3) 訓練等を通じて、応援対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努める。

第4節 情報の収集・連絡体制計画 (危機管理課、総務部、関係各部)

基本方針

災害時に、被害情報の収集、県及び関係機関との情報連絡を円滑に行うため、情報収集、情報伝達の体制を確立する。

また、災害の未然防止及び被害の軽減を図るため、気象予警報等の伝達体制の強化を図る。

主な取り組み

- 1 防災関連情報のデータベース化を図り、災害情報等を住民等に周知する。
- 2 情報伝達手段の多ルート化等を推進する。
- 3 災害時の情報体制を確保するため、通信手段を整備し、保安管理を徹底する。

計画の内容

第1 情報収集・連絡体制の整備（危機管理課、総務部、関係各部）

- 1 情報収集・情報伝達のルートを定め、災害応急活動を迅速かつ的確に実施できる体制を整備する。
- 2 長野地方气象台、県危機管理部、関係機関等から伝達される気象予警報等の伝達訓練（勤務時間内・外）を定期的に行い情報の伝達を確認する。
- 3 住民から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けた時は、その旨を速やかに関係機関に伝達する。
- 4 気象情報の収集体制を充実するため、気象観測システムを導入し、国及び県の気象情報を共有できるよう関係機関と連携を図る。
- 5 「防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努めるとともに、地域の災害情報の収集体制を充実させ、自主防災組織との連絡体制を強化する。
- 6 災害情報の収集にあたっては、関係機関と映像を含めた情報収集の連携を図る。
- 7 情報収集・情報伝達体制を強化するため、コンピューターネットワーク（天竜川上流ライブカメラ、水位情報）を強化する。
- 8 雨量情報、土砂災害警戒情報、県河川砂防情報ステーションを活用して、情報収集を行う。また、土砂災害に関わる異常な自然現象を察知した場合には、その情報を県や住民等に迅速に伝達する体制を確立する。
- 9 災害バイク隊を設置し、機動性、迅速性のあるバイクを活用して、災害時の初期情報の収集及び情報伝達の体制を確保する。

第2 情報の分析整理（危機管理課、関係各部）

市は、平時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップ、防災ハンドブックの作成等による災害危険性の周知等に生かすほか、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築に努める。

また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

第3 通信手段の整備（危機管理課、総務部、上伊那広域消防本部、関係各部）

1 多様な通信系の確保

- (1) 災害に関する情報連絡の機能を維持するため、災害時用公衆電話（特設公衆電話）、各種無線電話設備等の整備・保守・管理を徹底するほか、有線放送、市が行うCATV（以下「CATV」という。）、とお連携強化を図る。
- (2) 携帯電話、地域安心安全メール等を使用した連絡体制を確立し、市職員参集及び情報収集を強化する。
- (3) 公共施設のコンピューターネットワーク網の多重化、高速化等を推進する。
- (4) アマチュア無線有資格者の協力を得て、災対策本部と自主防災組織間の情報の提供、収集、伝達ができるシステムを構築する。
- (5) 衛星携帯電話、MCA移動無線等の移動系の応急対策機器の整備を図る。
- (6) NTT等の電気通信事業者により、提供されている災害時優先電話等を効果的に活用する。
また、災害用として配備されている無線電話等の運用方法等について習熟する。IP電話を使用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。
- (7) J-ALERTを活用して、対処に時間的な余裕がない大規模自然災害等の情報を住民に早期に伝達する体制を構築する。

2 防災行政無線等の整備と老朽化した設備の更新

- (1) 防災行政無線の良好な管理運営を行う。
- (2) 多重無線通信システム
有線途絶時の情報連絡及び災害現場からのファクシミリ、映像等を通信するため、多重無線システムの整備を推進する。
- (3) 無線従事者の養成
防災行政無線局等の円滑な運用を図るため、特殊無線技師を養成し、その適正配置を行う。
- (4) 非常用電源設備を整備し、無線設備、非常用電源設備を耐震性のある堅固な場所に設置する。

第5節 災害広報計画 (危機管理課、総務部、関係各部)

基本方針

災害時に有効かつ迅速な広報活動ができる体制を構築し、被災者及び住民等に対する確かな情報を提供し情報の混乱を防止する。また、報道機関等に対する情報提供についての協定等の締結を行う。

主な取組み

- 1 被災者及び住民等への情報提供の体制を整備する。
- 2 報道機関等への情報提供の方法及び協定による報道要請の方法について確認する。

計画の内容

1 広報システムの整備

災害に関する情報及び被災者に関する生活情報を迅速かつ正確に提供するため、多様な広報システムの整備を推進する。

- (1) 広報車の充実
- (2) 地区防災拠点（総合支所、各支所）の防災行政無線の整備・充実
- (3) 指定避難所における防災行政無線、電話、ファックス、CATV等の整備
- (4) 掲示板等による広報体制の確保・充実
- (5) 公式ホームページ、ソーシャルメディア等による情報提供
- (6) いなあいネット及び伊那ケーブルテレビジョン、CATVによる情報提供
- (7) 地域安心安全メール配信システムの活用

2 住民への広報手段の周知

- (1) 災害発生直後は、テレビ、ラジオ、防災行政無線、地域安心安全メール等により情報入手するよう住民に対し周知徹底を図る。
- (2) 災害時情報拠点として、市役所、総合支所、支所、消防署、駅、指定緊急避難場所及び指定避難所を設定し、災害情報、生活関連情報等の掲示方法を定め、住民に周知する。

3 災害時の広聴体制の整備

- (1) 被災者及び住民等から寄せられる被害情報、災害応急対策に関する問い合わせ、要望、意見等は、秘書広報（秘書広報班）が窓口となり対応する。
また、専用電話、専用ファックス、相談窓口等の広聴体制を整える。
- (2) 被害状況及び災害応急対策等の情報について、必要の都度、報道機関に秘書広報課（秘書広報班）が発表を行う。
- (3) 要配慮者、観光客等に対する広報・広聴体制を充実するため、専用電話、専用ファックス、

対応マニュアル、相談窓口等を整える。

4 被災者への情報の提供体制

- (1) 地域に密着した情報を提供するため、CATVや有線放送、コミュニティFM、屋外文字放送等の事業者との協力関係を構築する。
- (2) 住民等に各種の情報を提供するため、Lアラート（災害情報共有システム）、ホームページ等を利用した情報提供の体制を整備する。
- (3) 被災者、住民等に各種の情報を提供するため、県及び大規模災害ラジオ放送協議会と情報提供の体制の整備・確認を行う。
- (4) 被災者、住民等に安否情報を提供するため、県及び報道機関等と体制の整備・確認を行い、住民等に安否情報の入手方法について普及啓発を行う。
- (5) 東日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

5 報道機関への情報提供及び協定

- (1) 取材対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対応する広報窓口を秘書広報課（秘書広報班）とし情報の提供を行う。
- (2) 災害時に、放送要請が必要な事態が生じた場合に、迅速な要請を行うための手順を整えて、要請方法を確認しておく。

第6節 救助・救急・医療計画 (保健福祉部、上伊那広域消防本部)

基本方針

地域の医療機関と協力し、災害時に多数の患者が発生し通常の医療体制では対応できない場合及び医療機関の被害によって被災地域に医療の空白が生じた場合に、適切な医療活動が実施できるよう、有事の医療救護体制の整備を推進する。災害拠点病院となる伊那中央病院を中心とした災害医療体制の整備を図る。

主な取組み

- 1 医療用資材、医薬品等の備蓄・調達の体制を推進し、常に備蓄状況を把握する。
- 2 災害拠点病院を中心とした災害医療体制を整備する。
- 3 災害時における被害状況の把握、患者の受入れ体制等、消防機関・医療機関の情報交換が円滑に行える体制を整備する。
- 4 上伊那地域災害時医療救護活動マニュアル（上伊那地域包括医療協議会作成）に基づいた体制を整備する。

計画の内容

- 1 救助・救急用資材の整備
 - (1) 救助工作車は、消防力の整備指針による台数の整備を図るとともに、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の整備を行う。また、救急自動車は、消防力の整備指針による台数の整備を計画的に図るとともに、高規格化を促進する。その際、救急救命士の計画的配置にも努める。
 - (2) 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資材を有する救助隊の整備の推進に努める。
 - (3) 消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図る。また、平常時から住民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施する。
- 2 応急医療体制の整備
 - (1) 医療機関との協力体制の確立

上伊那医師会及び医療機関と協力し、災害時に多数の患者が発生し通常の医療体制では対応できない場合及び医療機関の被害によって被災地域に医療の空白が生じた場合に、適切な医療活動が実施できるよう、応急医療体制の確立を図る。

(2) 医療救護班の整備

伊那中央病院が防災マニュアルに定める医師等による医療救護班のほか、上伊那医師会との応援協定を有効に機能させるため、医療救護班の編成、派遣基準、派遣方法を計画する。

(3) 医療救護所の確保

上伊那医師会の協力を得て、災害時に開設する医療施設（診療所、医院等）の確保を図る。また、指定避難所となる学校の保健室等を災害時に臨時に開設する救護所とする。

(4) 災害時医療情報体制の確立

災害時に、医療救護所の開設、医療救護班の編成と配置、診療科目の確認、後方医療機関への搬送等の医療情報体制を確立し、必要な訓練を行う。

3 後方医療体制の充実

(1) 災害拠点病院の充実

災害時の医療拠点となる伊那中央病院の災害時医療体制の整備及び充実に協力する。また、市内及び周辺市町村の病院等の協力を得て、市の枠を越えた後方医療の協力体制を整備する。

(2) 搬送体制の整備

広域搬送が必要な傷病者を想定し、救急車、ヘリコプター等を使用した搬送手段について関係機関と協議を行う。

(3) 地域医療の連携の推進

協力病院等及び上伊那医師会等との連携した医療活動を行うため、災害時の医療スタッフの受入れ、医療資材等の応援要請が円滑に行われるよう連携を強化する。

4 医薬品等の確保体制の整備

(1) 市及び伊那中央病院は、災害時に緊急に必要な医療用資材等の備蓄を推進する。また、薬剤師会や医薬品関連業者との協力体制を強化し、災害時における円滑な医薬品等の確保を図る。

(2) 関係機関の協力を得て、医療用資材、医薬品等の調達計画を策定し、近隣市町村への供給及び協力体制の整備を図る。

5 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

(1) 災害時の救急活動を的確かつ円滑に行うため、次の事項に重視し、救急業務及び救急医療に関する計画を策定する。

ア 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む）等

イ 最先到着隊による措置

ウ 現場指揮本部の設置基準、編成、任務等

エ 応急救護所の設置基準、編成、任務等

オ 各活動隊の編成と任務

カ 消防団の活動要領

キ 通信体制

ク 関係機関との連絡

ケ 報告及び広報

コ 訓練計画

サ その他必要と認められる事項

- (2) 消防機関・医療機関相互の情報交換、連携を円滑に行うため、具体的な連絡体制を構築する。また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請計画を策定し連携の強化を図る。
- (3) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するため、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。
- (4) 関係機関の協力を得て、災害時の医療活動を確認及び検証するため、訓練を年1回以上実施する。

6 医療機関の耐震化

医療機関の耐震化を推進するため、管内の協力病院等に対し耐震化に関する指導を行う。

第7節 消防・水防活動計画 (危機管理課、上伊那広域消防本部、関係各部)

基本方針

大規模災害時において、消防活動を迅速かつ的確に実施するため、消防力等の整備及び活動体制の整備等の計画を策定する。また、水防活動についても、迅速かつ的確に実施するため、資器材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等計画を策定する。

また、自らの消防力又は水防力のみでは、十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

主な取組み

- 1 消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化等を図る。
- 2 資材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等を推進する。

計画の内容

第1 予防消防の強化充実

- 1 消防力の強化
 - (1) 「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図り、その近代化を促進する。
 - (2) 発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員を確保するため、消防団活性化総合整備事業等を活用し消防団の施設、設備の充実及び啓発活動による青年層、女性層の加入を図り消防団の活性化を推進する。
また、消防団の再編による、消防体制の推進を図る。
- 2 消防水利の多様化及び適正化
「消防水利の基準」に適合するように、耐震性防火貯水槽、消火栓等の整備を図り、その適正な配置を行う。また、水泳プール、ため池等を消防水利として活用し多様化を図る。
- 3 消防機関及び自主防災組織の連携強化
 - (1) 発災初期の消火、救助活動等は、消防団の活動、住民、事業所等の自主防災組織の活動が重要となるため、地域の実情に応じた消防団、自主防災組織の整備を推進し、災害時に活動のできる体制を構築する。
 - (2) 自主防災組織の活動拠点施設及び資材の整備、リーダー研修等によるリーダー育成を推進する。

- (3) 防災訓練等により、上伊那広域消防本部、消防団、自主防災組織との連携を強化して、大規模災害時において、一体となり災害に対応できる体制を構築する。

4 火災予防

- (1) 上伊那広域消防本部は、住民に火災予防思想と具体的な予防知識を普及するため、全国一斉に行われる春秋2回の火災予防運動を、消防団、自主防災組織、団体等と協力して実施する。

- (2) 住民に対し、火災予防及び防火知識を普及徹底するため、関係機関、自主防災組織、団体等と協力して、防火座談会、講習会等を開催する。

また、広報車の巡回、広報紙の配布、防災行政無線、有線放送、ケーブルテレビ等を活用して普及の徹底を図る。

- (3) 防火管理者制度の効果的な運用

ア 消防法第8条に規定する、学校、病院、工場等の防火対象物の設置者等に対し、防火管理者の選任について指導する。

イ 防火管理者が、消防計画を作成し、計画に基づき、消火訓練、消防用設備の点検・整備、火気の管理等を行い、出火防止、初期消火、避難体制の整備を図るよう指導する。

ウ 消防法第4条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、常に区域内の実態を把握する。

エ 火災予防上危険な場合及び火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防消防の強化を図る。

- (4) 事業所における自衛消防組織の確立

ア 自衛消防組織の確立

建築物の不燃化、高層化、大規模化に伴う、火災の初期における濃煙、一酸化炭素等からの被害を減少させるため、防火管理者制度の運用及び自衛消防組織の強化を図り、火災発生時の初動体制を確立する。

イ 消防用設備等の整備充実

消防法第17条に規定する防火対象物の関係者は、法律の定めるところにより消防用設備等の整備を行うため、次の事項を行う。

(ア) 常設消防隊が、現場に到着するまでの空白時間を防ぐため、消防用設備を使用して初期消火活動の訓練を計画的に実施する。

(イ) 現場到着後の活動を円滑効果的に行うため、設備等の整備充実を図り適正な維持管理を行う。

- (5) 危険物保有施設の指導

化学実験室等を有する学校、企業、研究機関、薬局、多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、危険物収納容器等の転倒、落下、破損等による混触発火が生じないように、次の事項を重視し管理の徹底を指導する。

ア 可燃物と酸化剤の混合による発火

イ 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火

ウ 金属粉、カーバイト等禁水性物質の浸水による発火

- (6) 火入れ、煙火打上げ等の火気使用制限（消防署）

火災に関する警報が発せられた場合の火の使用については、次に定めるところによる。

- ア 山林、原野等において火入れをしないこと。
- イ 煙火を消費しないこと。
- ウ 屋外において火遊び、又はたき火をしないこと。
- エ 屋外において引火性、又は爆発性の物品、その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- オ 山林、原野等において喫煙をしないこと。
- カ 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰、又は火粉を始末すること。
- キ 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

第2 活動体制の整備

大規模災害時における、消防活動が迅速かつ的確に実施できる消防力等の整備及び活動体制の整備を図る。

また、救助・救急用資材等の整備及び医療機関との連携の体制を整備する。

1 消火体制の整備

(1) 活動体制の整備

大規模災害時等における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できる活動計画を策定する。関係機関と連携した初動時の活動体制及び情報収集体制の整備を図る。また、大規模火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防御地域、延焼防止線の設定等の火災防御計画を策定する。

(2) 応援協力体制の確立

大規模災害時に、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予想される等、緊急の必要がある場合等は、相互応援協定等に基づき、応援を要請する体制及び受入れ体制を確立する。

また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制を確立する。

2 救助・救急体制の整備

(1) 救急自動車の高規格化に伴い救急救命士の配置を計画的に推進する。

(2) 大規模災害に対応するため、資材の整備及び技術の向上を推進する。

(3) 大規模災害では、応急手当が必要な多くの傷病者の発生が予想され、また、道路の被害状況等により救急自動車の到着が遅れることから、住民自らが応急手当を行えるよう講習会等を開催し救助救急体制を強化する。

3 医療機関との連携体制の整備

(1) 災害時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画に次の事項を重視し策定する。

ア 出動区分及び他機関への要請等（ヘリコプターを含む。）

イ 最先到着隊による措置

ウ 現場指揮本部の設置基準、編成、任務等

- エ 応急救護所の設置基準、編成、任務等
 - オ 各活動隊の編成、任務等
 - カ 消防団の活動要領
 - キ 通信体制
 - ク 関係機関との連絡
 - ケ 報告及び広報
 - コ 訓練計画
 - サ その他、必要と認められる事項
- (2) 消防機関・医療機関相互の協力連携及び情報交換が円滑に実施されるよう、具体的な連絡体制を整備し、傷病者の搬送手段について関係機関と協議を行う。
- また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請の体制を確立する。
- (3) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するため、県広域災害・救急医療情報システムを活用する。
- (4) 関係機関の協力を得て、消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画に基づく、訓練を年1回以上実施する。

第3 林野火災予防計画（農林部、上伊那広域消防本部）

林野火災は、多くの場合、気象、地形、水利等極めて悪い条件のもとにおいて発生し、また、山林の特殊性として発見も遅れ、貴重な森林資源をいたずらに焼失するばかりでなく、気象条件によっては、消防活動従事者の人命を奪うような危険性及び人家への延焼等大きな被害に及ぶ可能性が少なくない。火災時の消防活動が迅速かつ適切に実施できる活動体制等の整備を図る。

1 林野火災消防計画の確立

林野火災は、家屋の火災と異なるため、発生の要因、森林の状況、気象条件、地理水利の状況等を調査検討し、次の事項を重視し消防計画を策定する。

- (1) 消防分担区域
- (2) 出動計画
- (3) 火災防御鎮圧要領
- (4) 資材の整備
- (5) 予防啓発運動の推進

2 林野所有者等の予防対策

林野の火災予防、防火措置の責任を有する所有者及び管理者に対し、林野の火災予防のため、次の事項について指導を行う。

- (1) 火の後始末の徹底
- (2) 防火線、防火樹帯の設置
- (3) 自然水利の活用等による防火用水の確保
- (4) 林野の防火措置の明確化
- (5) たき火又は火災と紛らわしい煙、若しくは、火災を発生おそれのある行為をしようと

する場合にあっては、上伊那広域連合火災予防条例に定める事項の遵守
 (6) 火災多発期における見回りの強化

3 防火思想の普及

林野火災予防の基本は、住民等が高い防災意識を持つことである。そのため関係機関の協力を得て、あらゆる機会を利用して森林愛護及び防火思想の普及徹底を図る。

第4 水防計画（危機管理課）

水防管理者（市長）、消防機関の長は、定期的に河川パトロール等を行い、水防上の危険箇所等を把握する。市は、消防力の強化、充実を図り、水防資材の備蓄、水防施設の整備、水防活動体制を確立する。

1 水防体制の整備

- (1) 水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資器材の備蓄・整備を推進し、資材業者等との資材提供に関する協力体制を確立する。
 - ア 重要水防箇所周辺の竹立木や木材等、洪水時等に使用できる資材の確認
 - イ 緊急時に使用できる資材業者等の資器材在庫量の把握及び協力体制の確立
- (2) 河川ごとの水防工法の検討
- (3) 洪水時等における水防活動体制の整備を推進
- (4) 他の水防管理団体との相互応援協定の締結及び協力体制を確立する。
- (5) 水防法の規定により、水防計画を策定し、水防事務の調整と円滑な実施を図る。
- (6) 天竜川上流河川事務所・伊那建設事務所等との連携により、水防技能の習熟のため水防訓練を実施する。

2 警報、避難情報の伝達体制の確立及び住民避難計画

- (1) 防災行政無線等の通信連絡システムの整備、住民への警報等の伝達体制の多重化を図り、情報の伝達体制を確立する。
- (2) 河川、ため池等の水防上重要な施設は、定期的な点検・パトロールを実施するための体制を確立する。
- (3) 消防団や警察等との連携を図り、居住者の避難、立ち退き等の指示体制を確立する。
- (4) 浸水想定区域に指定された地区に、洪水予報等の伝達方法及び避難要領の周知を図る。（避難情報に関する判断・伝達マニュアル参照）
- (5) 浸水想定区域内にある要配慮者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）を把握し、洪水予報等の情報伝達の体制を確立する。
- (6) 要配慮者利用施設に「避難確保計画」の作成について支援及び必要な指示を行うとともに、避難訓練についての助言等を行う。
- (7) 水防関係機関、自主防災組織との連携を強化し、沿川住民の水防思想の普及啓発を行う。
- (8) 水防関係機関、自主防災組織と連携し、災害時の避難誘導計画に基づく、避難誘導訓練を実施する。

第8節 要配慮者支援計画 (保健福祉部、関係各部)

基本方針

近年の都市化、高齢化、国際化等の社会構造の変化、核家族化等による家庭や地域の養育・介護機能の低下等に伴い、災害時には、要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。このため、県、市社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関と連携し、地域住民、自主防災組織の協力を得て災害から要配慮者を守るための防災対策を推進する。

また、土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等を重視した対策を講じる。

主な取組み

- 1 要配慮者支援計画を策定し、支援体制の構築に努める。
- 2 在宅要配慮者の状況把握に努めるとともに、緊急通報装置等の整備、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。
- 3 要配慮者利用施設の防災設備、組織の体制、緊急連絡体制等の整備を行うとともに支援協力体制の確立、防災教育、防災訓練の充実強化を図る。
- 4 医療機関の防災設備、組織体制、緊急連絡体制等の整備を行うとともに、支援協力体制を確立し、防災教育・防災訓練により充実強化を図る。
- 5 防災講話等を通じ、要配慮者・避難行動要支援者及び支援者に対して、防災についての知識を普及する。

また、関係機関の協力を得て、防災訓練に参加できる環境を整え、要配慮者・避難行動要支援者の参加する防災訓練を計画する。

- 6 外国籍住民、観光客（外国人旅行者を含む）のための指定緊急避難場所及び指定避難所や避難経路標識等の簡明化、多言語化等、災害時に迅速かつ確かな行動がとれる防災環境づくりを推進する。
- 7 土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内に、既設する要配慮者利用施設の避難誘導體制及び連絡・通報体制の強化を図る。
- 8 避難行動要支援者名簿の作成
自力避難が困難な高齢者や障害者等を災害から保護するために、平常時から避難行動要支援者名簿を作成し避難支援体制を構築する。

計画の内容

- 1 要配慮者・避難行動要支援者
(1) 要配慮者とは、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、難病患者など災害時に特に配慮が必要な者を言う。

(2) 避難行動要支援者は、災害時に、自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を言う。

2 福祉のまちづくりの推進

(1) 市域内の社会福祉施設、民間福祉団体、市社会福祉協議会、民生児童委員、消防団、赤十字奉仕団、自治会、地区・地域社協等の相互の連携を強化し、地域ぐるみの支援の体制を確立する。

(2) 公共施設の整備・改善を推進し、要配慮者の積極的な社会参加の促進と地域住民相互間の協力支援の強化等、要配慮者にとって住みやすいバリアフリーのまちづくりを推進する。

(3) 民間の施設についても、住民、企業、関係機関との連携を図り、都市環境の整備にあわせた防災環境を図る。

3 要配慮者・避難行動要支援者対策

(1) 要配慮者の状況把握

市は、市社会福祉協議会、自治会、地区・地域社協、民生児童委員、NPO・ボランティア団体及び地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、要配慮者の所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、要配慮者の状況を把握する。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するため避難行動要支援者名簿を作成する。

ア 避難支援等関係者となる者（以下「避難支援等関係者」という。）は、以下に掲げる者とする。

(ア) 市役所保健福祉部

(イ) 上伊那広域消防本部

(ウ) 民生児童委員

(エ) 社会福祉協議会

(オ) 避難行動要支援者が居住する地区の自治会及び自主防災組織等

(カ) 市消防団

(キ) 伊那警察署

(ク) 自衛隊

(ケ) 協力が得られる企業・団体

イ 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲は、生活の基盤が自宅にある要配慮者で、次の要件に該当する方とする。

(ア) 加齢や疾病により行動機能に支障のある高齢者

(イ) 身体障害者のうち自分で避難をすることが困難な者

(ウ) 知的、精神障害児・者のうち自分で避難をすることが困難な者

(エ) 難病患者、人工透析患者

(オ) 乳幼児

(カ) 臨月や自力で避難が困難な妊産婦

- (キ) 自ら避難することが困難な者であって、特に支援を要する者
- (ク) 外国籍住民を含むコミュニケーション等の支援が必要な者
- (ケ) 上記以外で自治会等が支援の必要があると認めた者

ウ 名簿に記載すべき事項は、以下の項目とする。

- (ア) 氏名、生年月日、性別
- (イ) 居住場所（住所）
- (ウ) 電話番号、その他の連絡先（メールアドレス等）
- (エ) 避難支援等を必要とする理由
- (オ) 緊急連絡先（同居家族等）

エ 名簿作成に必要な個人情報の入手方法は、次のとおりとする。

- (ア) 本人または家族による手上げ方式で登録を行う。
- (イ) 本人または家族が、自ら避難行動要支援者情報（保健福祉支援カード）への登録に同意した者の情報の登録を行う。

オ 名簿の更新に関する事項は、次のとおりとする。

- (ア) 避難行動要支援者情報は、支援団体等の協力を得て、年1回見直し（点検）を実施し、更新、追加、削除を行う。
- (イ) 避難行動要支援者の地域外への転出など異動が住民登録等により確認された場合は、名簿から削除する。
- (ウ) 新たに市に転入してきた避難行動要支援者に該当する者を、本人または家族の同意を得て名簿に登載する。

カ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる事項は、次のとおりとする。

- (ア) 避難行動要支援者情報を共有する団体等は、管理責任者を定め、保健福祉部に提出する。
- (イ) 避難行動要支援者情報は、紙媒体のほか情報共有システム等で共有する。
- (ウ) 避難行動要支援者情報は、施錠可能なロッカー等に保管する。
- (エ) 支援団体等との間で避難行動要支援者情報を共有するときは、個人情報保護のため「避難行動要支援者情報に関する覚書」を取り交わす。
- (オ) 避難行動要支援者及び家族が、市と支援団体等が避難行動要支援者情報を共有することを望まない場合は、避難行動要支援者の情報から当該の情報を削除する。
- (カ) 避難行動要支援者情報を更新する場合は、古い情報を回収し破棄する。

キ 避難行動要支援者名簿の提供

名簿情報を提供するに当たっては、避難行動要支援者の生命を守る観点から、災害時は本人の同意を得ることなく、避難支援に必要な情報を民生児童委員、社会福祉協議会、自治会及び自主防災組織、消防本部、警察機関等の避難支援等関係者へ提供する。

また、日常的に、地域の避難支援等関係者が見守り・声掛け等の支援を行う必要がある場合には、避難行動要支援者の同意を得たうえで、地域の避難支援等関係者に限り提供する。情報の提供に際しては、避難支援等関係者に対し情報の保護に努めるよう研修等を行い、適正に情報を管理するよう周知徹底を図る。

ク 災害時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう「避難情報に

関する判断・伝達マニュアル」に基づき、高齢者等避難を適時適切に発令するとともに、避難行動要支援者の個々の態様に配慮し、防災無線や広報車、地域安心安全メール、伊那ケーブルテレビジョン、いなアイネット、ソーシャルネットワークサービス（SNS）、ラジオ、テレビ放送等の活用など、複数の手段による情報伝達を行う。

また、避難行動要支援者には、「自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知する能力が無い者又は困難な者」・「危険を知らせる情報を受け取ることができない者又は困難な者」が含まれることから、電話、戸別訪問など複数の伝達方法を確保し、災害時は直接的に伝達する。

ケ 避難支援等関係者の安全確保のため、平常時から、避難支援等関係者が、自治会等地域全体を通じて、災害時の支援における自らの安全確保を決めておくよう周知を図るとともに、災害時には、本人及び家族の安全を最優先とするよう周知徹底を図る。

コ 避難行動要支援者の移送計画

(ア) 保健福祉部は、社会福祉協議会等の協力を得て、市内の社会福祉施設、要配慮者利用施設の被害状況を収集し、受入可能数を把握する。

(イ) 他市町村の社会福祉施設への入所及びショートステイなどは、伊那保健福祉事務所を通じて県に要請する。

(ウ) 保健福祉部は、実態調査の結果に基づき、避難行動要支援者の移送先を選定する。

(エ) 物理的に福祉避難所への入所が難しい場合は、市内の宿泊施設の使用を検討する。

(オ) 避難行動要支援者の移送については、原則家族が行う。

サ 居宅で人工呼吸器等を日常的に用い、長時間（概ね4時間以上）の停電が生命維持にかかわる児・者については、平時から非常用電源の確保、災害時の安否確認の体制整備、医療機関等との連携体制の整備に努める。

(3) 避難支援計画

避難行動要支援者を安全かつ迅速に避難誘導するため、避難行動要支援者の所在、援護の要否等の把握を行い、地域の支え合いによる支援が発揮できるよう、福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、民生児童委員、市社会福祉協議会、地域住民、ボランティア団体等と連携して、次の事項を重視し避難支援計画を策定し、支援者・住民に対し、指定緊急避難場所及び指定避難所、避難経路等の周知徹底を図る。

ア 所在、援護の要否等の状況把握

イ 支援を必要とする個々の態様の把握

ウ 緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備

エ 災害時の安否の確認

オ 支援者への避難誘導及び支援方法の周知

カ 情報の提供手段（当事者の同意含む。）

キ 態様に応じた救護・救援対策

ク 地域の支え合いによる支援協力体制

ケ 要配慮者利用施設と自主防災組織が連携した連絡・通報、避難誘導等の訓練を実施し支援協力体制及び警戒避難体制を確立する。

(4) 避難支援計画の活用

避難支援計画は、市の防災・福祉担当、自主防災組織及び避難行動要支援者の支援者等が活用し、常に問題点を把握し計画の修正を行う。

(5) 支援協力体制の整備

市は、福祉事務所、伊那保健福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、市社会福祉協議会、自治会、地区・地域社協、民生児童委員、NPO・ボランティア団体等と連携して、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制を確立する。

(6) 避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備

市は、必要に応じて、災害の発生に備え、避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、災害時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切におこなわれるように努める。

(7) 個別避難計画作成の努力

防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。なお、作成にあたっては、地域の実情に応じ、地域の危険度の想定や要配慮者本人の心身の状況等を考慮し、優先度が高い要配慮者から作成するよう努める。

(8) 個別避難計画の事前提供

消防機関、都道府県警察、民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

(9) 個別避難計画作成等の促進

個別避難計画等が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

(10) 地区防災計画との調整

地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

(11) 防災教育及び防災訓練の実施

市は、要配慮者及び避難行動要支援者が自ら災害対応能力を高めるため、要配慮者及び避難行動要支援者の個々の態様に合わせた防災教育及び防災訓練を実施して、災害対応能力の

向上を図る。

ア 要配慮者及び避難行動要支援者及びその家族に対する啓発

- (ア) 防災講話等により防災知識を深め、自らが防災対策を講じられる環境を整える。
- (イ) 災害時には、地域の協力が得られるよう日ごろの地域の行事に積極的に参加する。
- (ウ) 要配慮者及び避難行動要支援者は、地域が計画する防災訓練に参加し、自主防災組織及び支援者等との関係を強化する。

イ 地域住民に対する協力依頼

- (ア) 自治会・自主防災組織において、地域内の要配慮者及び避難行動要支援者を把握し、支援体制を確立する。
- (イ) 災害時には、要配慮者及び避難行動要支援者の安全確保に協力する。
- (ウ) 地域が計画する防災訓練に、要配慮者、避難行動要支援者及びその家族、支援者が参加できる環境を整備する。

(12) 情報連絡手段の整備

市は、ラジオ放送等を活用した視覚障害者に対する情報提供、文字放送テレビ等を活用した聴覚障害者に対する情報提供等、多様なメディアを活用したきめ細かな情報伝達・システム構築する。

また、緊急通報装置、ファクシミリ等の情報伝達手段の整備を推進する。

(13) 安全機器の普及促進

市は、要配慮者の安全を確保するため、要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を推進する。

(14) 避難施設対策

ア 災害時に避難施設となる公共施設の安全性の向上、要配慮者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化等の要配慮者に配慮した施設の整備を推進するとともに、必要な物資等を備蓄する。

イ 指定避難所等へ手話通訳、要約筆記、介護のボランティア等の派遣ができるよう、関係団体及び市社会福祉協議会との連携を図る。

ウ 要配慮者の避難先として、ホテル・旅館等の民間施設を速やかに活用できるよう担当部署の調整や協定の締結等に努める。県は災害救助法の制度周知等必要な支援に努める。

(15) 市の応援体制・受援体制の整備

ア 他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な市職員（社会福祉主事、保健師、看護師、介護職員、通訳者、手話通訳者等）、車両、資材（車椅子、ストレッチャー等）等が迅速に出動できる体制を整え、関係機関との協力及び必要な物資、資材等を確保する。

イ 災害時に応援要請を行う場合に備え、連絡調整の責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制を整える。

ウ 耐震、耐火、鉄筋構造等を備え、物理的障壁の除去された社会福祉施設等を生活が困難な要配慮者の福祉避難所として指定する。

4 要配慮者利用施設が行う対策

(1) 組織体制の整備

要配慮者利用施設は、市等の指導の下に、自主防災組織を構築して、施設職員の緊急連絡体制、任務区分、動員体制、利用者の保護者又は家族への連絡体制を確立して、地域との連携等を網羅した防災マニュアルを策定する。

(2) 防災教育及び防災訓練の実施

要配慮者利用施設は、市等の指導の下に、定期的に防災教育及び防災訓練を行い、利用者及び施設職員等の災害知識、災害時にとるべき行動等の対応能力を高め、円滑な避難誘導及び応急対策活動が行える体制を確立する。

(3) 施設の安全対策及び備蓄

要配慮者利用施設は、災害に対する施設の安全性を高めるため、耐震診断、耐震改修、防災設備の整備及び火気の安全点検を行い施設の安全対策を推進する。

また、災害に備え、利用者等の生活維持に必要な最低限度の食料、飲料水、医薬品、生活必需品等の備蓄を行う。

(4) 地域社会との連携

利用者には、自力での避難が困難な者が多く、施設職員による避難誘導には限界があるため、常に地域社会との連携を密にし、災害時には地域住民の協力が得られる体制を確立する。

(5) 緊急連絡先の整備

緊急時に利用者の保護者又は家族と確実に連絡がとれる体制を確立する。

(6) 応援体制及び受援体制の整備

ア 他の要配慮者利用施設が被災し応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員(介護職員、生活指導員等)、車両(移動入浴車、小型リフト付車両等)、資材(車椅子、ストレッチャー)等が迅速に出動できる体制を整え、関係機関との協力、必要な物資、資材等を確保する。

イ 地域の福祉避難所としての利用に備え、要配慮者の受入体制を整備し、必要な物資、資材等を確保する。

ウ 災害時に応援要請を行う場合に備え、連絡調整の責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制を整える。

(7) 県及び市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

5 病院入院患者等の対策

(1) 医療機関は、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを策定し、災害時における入院患者等の安全の確保が円滑にできる体制を整える。

(2) 医療施設の損壊等により、入院患者等の移送、医師及び看護師等の確保、医薬品、医療用資材等の補給等の応援要請がある場合に備え、関係機関に対し、広域的な相互応援及び受援体制の整備を推進する。

(3) 医療機関は、市等の指導の下に、他の医療機関が被災し応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員、車両、資材等が迅速に出動できる体制を整え、関係機関との協力、必要な物資、資材等を確保する。

(4) 医療機関は、災害時に応援要請を行う場合に備え、連絡調整の責任者を定め、円滑かつ効

果的に応援を受けられる体制を整える。

6 外国籍住民、観光客（外国人旅行者を含む）への対策

(1) 外国籍住民及び観光客等に配慮した環境づくり

地理の不案内、言語、文化、生活習慣、防災への意識の違い等の外国籍住民及び地理に不案内な観光客等が、災害時に安心して行動できる環境づくりを推進する。

(2) 外国籍住民の状況把握及び支援体制の整備

市区域内の外国籍住民の居住状況等を把握し、地域全体による情報収集、連絡、避難誘導等の支援体制を推進する。

(3) 外国籍住民の被災者への情報提供体制の整備

関係機関、関係団体と連携し、外国語によるインフォメーション等外国籍住民に対する情報提供、緊急時の連絡体制を整備する。

(4) 指定緊急避難場所及び指定避難所、避難経路の周知

外国籍住民や観光客に対する指定緊急避難場所及び指定避難所や避難経路の周知を図るため、標識等の簡明かつ効果的及び多言語化を推進する。

(5) 防災教育・防災訓練の実施

外国語版の啓発資料の作成及び配布、防災教育及び防災訓練等への外国籍住民等の参加を推進し、外国籍住民に対する防災知識の普及を図る。

(6) 応援体制及び受援体制の整備

他の地方公共団体に災害が発生し、応援要請がある場合に備え、通訳者の派遣等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整える。

また、災害時に応援要請を行う場合に備え、連絡調整の責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制を整える。

(7) 観光客の安全対策の推進

ア 関係団体、関係機関と相互に連携して、緊急時の連絡体制を確立し、観光客等への安全対策を推進する。

イ 観光関連事業者（旅館・ホテル等）は、市からの指導を受けて「災害時における対応（心得）」等を作成する。

ウ 観光施設設置者は、事業所の防災計画を策定と緊急時の管理体制を確立して、災害時における観光客等の安全を確保する。

7 避難誘導体制の整備

(1) 要配慮者に配慮したまちづくりの推進

車椅子等の使用者が安全に避難できる避難路の安全確保を図る。

また、公共施設等における視聴覚障害者対策として、音と光を使った災害時用避難誘導システムの導入を推進する。

(2) 避難施設の整備

災害時に避難施設となる公共施設の安全性を向上させるため、段差の解消、スロープ、要配慮者用トイレの設置等の要配慮者に配慮した施設の整備及び必要な物資等の備蓄を推進する。

8 土砂災害警戒区域内等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策

- (1) 土砂災害警戒区域内等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備及び「避難確保計画」作成の支援を行う。
- (2) 要配慮者利用施設への洪水予報及び土砂災害警戒情報等の伝達体制の整備を行う。
- (3) 要配慮者利用施設及び自主防災組織と連携し、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等の訓練を実施する。
- (4) 土砂災害警戒区域内等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、水防管理者
その他関係者との連絡調整や利用者が避難する際の誘導その他の水災による被害を軽減する
ために自衛水防組織を置くよう努める。

また、避難確保に関する計画を作成・変更したときは遅滞なく市長へ報告する。

- (5) 避難確保計画作成の対象となる要配慮者利用施設を「市地域防災計画資料編（資料 19）」
に記載する。

第9節 学校・保育園防災計画 (危機管理課、教育部、保健福祉部)

基本方針

地震、風水害等の災害発生に際し、児童生徒及び保育園児（以下「児童生徒等」という。）並びに教職員・保育士（以下「教職員等」という。）の安全を確保し、学校教育等の円滑な実施を図るため、児童生徒等の発達段階、地域の実情、過去の災害発生事例等を踏まえて、学校及び保育園（以下「学校等」という。）の災害予防対策を行う。

主な取組み

- 1 地震、風水害からの被害を最小限にするため、学校等の施設・設備等の点検・整備を行う。
- 2 児童生徒等の学校生活等における危険性を把握し、対策を迅速に行い安全確保の体制を整える。
- 3 災害時等における児童生徒等の安全を確保するため、防災計画を策定する。

計画の内容

- 1 防災計画・防災体制の整備
 - (1) 学校長及び保育園長（以下「学校長等」という。）は、災害時に児童生徒等の安全を確保するため、関係機関と協議し防災計画を策定する。
 - (2) 学校長等は、防災計画を変更した場合は、速やかに、教育委員会等に報告し、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。
 - (3) 防災計画には、以下の事項を定める。
 - ア 防災組織の編成（体制）
 - イ 災害情報の収集と児童生徒等への伝達の方法
 - ウ 教育委員会、警察署、消防署等への連絡方法
 - エ 緊急時の教職員等の連絡・参集方法
 - オ 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法
 - カ 児童生徒等の保護の方法
 - キ 児童生徒等の保護者への引き渡し方法
 - ク 児童生徒等が登下校中で災害に遭った場合の避難方法
 - ケ 児童生徒等の救護方法
 - コ 初期消火と重要物品の搬出の方法
 - サ 施設・設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物を含む）の点検方法
 - シ 指定避難所の開設への協力（施設・設備の開放等）
 - ス 防災訓練の回数、時期、方法
 - セ 教職員等、児童生徒等に対する防災教育及び保護者に対する広報の実施
 - ソ 災害時の応急教育に関する事項

タ その他、学校長が必要とする事項

2 施設・設備の管理及び点検・整備

(1) 施設・設備の管理

ア 教育委員会等は、建物の耐震性の強化及び防災機能の整備を行う。

イ 学校等は、テレビ、棚、書架、薬品庫等の転倒防止措置を行い、救助袋、消火栓、消火器等の防災上必要な設備、器具・用具の配置図を掲示する。

(2) 安全点検の実施

ア 学校等は、安全点検の実施計画（チェックリスト等）を作成し、施設・設備及び防火施設等の定期点検を実施する。児童生徒等の使用頻度の高い運動場、教室、体育館、廊下等は日常点検を行い安全を確認する。

イ 学校等及びその周辺の地形・地盤等を把握し、災害時の学校等の被害及び通学路の障害を予想し、教育委員会等、災害対策担当部局とも協議して安全対策を行う。

3 避難誘導

(1) 避難誘導経路及び避難場所は、複数設定し教職員等、保護者に周知徹底を図る。

(2) 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成にあたっては、次の事項を重視する。

ア 児童生徒等の行動基準、学校及び教職員等の対処、行動を明示する。

イ 教職員等の任務を明確に示し、認識を統一する。

ウ 校外活動時に対応できる避難誘導方法

エ 登下校時に対応できる避難誘導方法

4 情報連絡体制の整備

(1) 災害時の情報連絡を的確かつ円滑に行うため、学校等と教育委員会等、災害対策担当部局との情報の連絡手段及び体制を整備し、教職員等間、学校等と保護者・児童生徒等との情報の連絡体制を整える。

(2) 保護者に学校等の防災体制及び対応、児童生徒等の引き渡し方法を周知させる。

(3) 保護者に対して、地域安心安全メールへの加入を勧め、情報連絡体制を強化する。

5 指定避難所としての体制及び防災物資の備蓄管理

(1) 学校は、災害の発生時に、迅速に指定避難所が開設できる体制を整える。

(2) 危機管理課及び学校教育課は、学校、教育委員会と協議を行い、管理場所、防災資材、備蓄物資、管理者、管理方法（点検・整備）等について、定めておく。

6 障害者への配慮

障害のある児童生徒等が在籍する場合は、障害の種類と程度に対応した安全確保を行う。

7 防災教育の実施

児童生徒等が、災害から安全な避難行動をとれる防災力を育てるため、次の事項を重視して防災教育等を計画的に実施する。

- (1) 防災教育のねらいを明らかにして教育を行う。
 - ア 「自分の命は、自分で守る。」
 - イ 「率先して避難する。」
 - ウ 「想定にとらわれない。」
- (2) 訓練は、あらゆる災害を想定して実施する。
- (3) 応急処置等に関する指導を行う。
- (4) 災害時の学校等、家庭、地域社会とのつながりに関する教育
- (5) 災害時及び災害後の心のケアに関する教育

第10節 緊急輸送計画 (危機管理課、総務部、関係各部)

基本方針

災害時に救急救助、医療、消火及び緊急物資の供給を迅速かつ適切に実施するため、緊急輸送体制を整備する。

大規模災害時に、道路交通網が被災し、迅速な救急救助活動と効率的な救援物資搬送等を行うことが困難な場合を想定し、ヘリコプターを活用する体制を整える。

災害時の輸送車両を確保するため、市有車両の活用をはじめとして、民間業者の車両及び公共交通機関の活用等、多様な輸送手段の確保を行う。

主な取組み

- 1 緊急輸送路の確保に関する計画を策定する。
- 2 拠点ヘリポート及び物資拠点等を指定する。
- 3 各種ヘリコプター、トラック協会等の輸送力を確保するため、計画を策定する。
- 4 緊急通行車両の事前申請を行い、災害時の迅速な運用に備える。

計画の内容

1 緊急輸送路確保計画

(1) 緊急輸送路の確保

ア 警察と協議の上、地域の実情にあった区域内の交通確保計画を策定する。

この場合、県が指定する緊急交通路規制対象予定路との整合と、「拠点ヘリポート」及び「物資拠点」との交通を確保する。

イ 県が指定する緊急交通路を補完し、市役所庁舎、指定緊急避難場所及び指定避難所、災害拠点病院、備蓄倉庫等を連結する緊急輸送路を定める。

ウ 幹線道路や農道を計画的に整備し、災害に強い道路交通網整備を推進する。

「資料 20 県指定緊急輸送路一覧表」

「資料 21 市指定緊急輸送路一覧表」

「資料 22 県・市指定緊急輸送路網図」

(2) 災害時の交通確保

ア 災害時道路規制

道路管理者は、関係施設の耐震性等防災性能を高め、災害時の道路交通管理体制を警察に要請する。

イ 道路応急復旧等

(ア) 緊急輸送路等の道路管理者は、道路上の障害物の除去等応急復旧に必要な人材、及び資材の確保し、建設業者との協力関係を整える。

(イ) 関係機関と協議し、緊急輸送路を確保する。

2 災害時拠点ヘリポート及び物資拠点の確保（危機管理課、総務部、教育部）

(1) 災害時拠点ヘリポート及び物資拠点の選定は、指定緊急避難場所と競合しない場所、支援物資を集積、分類、輸送の利便ある施設、支援部隊の活動拠点と隣接又は近距離にある場所等、総合的な支援拠点となる場所を「資料 23 災害時ヘリポート、資料 24 物資拠点一覧表」を基準に指定する。

(2) 市が自ら被災した場合又は近隣市町村が被災した場合の輸送拠点となる「物資拠点」は、「市民体育館」とする。

また、災害の状況に応じ、空輸及び陸上輸送の両面の利便を検討し数箇所を指定する。

(3) 災害時拠点ヘリポート及び物資拠点について住民に周知する。

3 輸送体制（危機管理課、総務部、輸送事業者）

(1) 陸上輸送における緊急交通体制の確立

ア 輸送業者との協定締結等

(ア) 緊急輸送を円滑に実施するため、運送事業者等との協定締結及び災害時の協力体制を確保する。

(イ) 必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。この際、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努める。

(ウ) 物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図る。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

イ 災害時の輸送車両の確保

市所有の車両の配備計画を作成し輸送車両を確保する。

「資料 28 市保有車両一覧表」

(2) 公共交通機関による輸送の確保

災害時に安全で円滑な交通手段を確保するため、輸送体制の整備を公共交通機関各社へ要請する。

ア 東海旅客鉄道株式会社に対する要請

災害時の乗客の避難、災害発生直後の被害状況の把握及び安全点検を行う人材の確保、応急復旧の資材の確保等を東海旅客鉄道株式会社へ要請する。

イ 伊那バス株式会社・ジェイアールバス関東株式会社に対する要請

災害時の可能な限りの運行の確保、乗客の安全、混乱防止を行うよう各乗合旅客自動車会社へ要請する。

4 緊急通行車両の事前確認

(1) 災害時に、救急救助、消火、緊急物資の輸送、応急復旧対策等に従事する車両の通行を最優先に確保するため、事前に確認事務を行う。

(2) 緊急通行車両の事前届出

市所有の車両を緊急通行車両として申請する。

「資料 26 災害時における緊急通行車両の手続要領」

第11節 障害物の処理計画 (建設部、農林部)

基本方針

道路は、河川の決壊、建築物の崩壊、街路樹の倒木、電柱等の倒壊、流倒木等により交通が不能又は通行の困難が予想され、対応について関係機関と協議し応急対応の体制を整える。

主な取組み

- 1 各種施設等の所有者又は管理者は、施設等の倒壊を未然に防止するため定期点検を行い、その結果に基づき、減災のための適時適切な措置を行う。
- 2 応急対策に必要な専門的技術者の確保を促進する。
- 3 障害物の除去は、関係機関と協議し対応の体制を整える。

計画の内容

- 1 障害物の除去
市建設業組合との協定に基づき、災害時の迅速な障害物除去の体制を確保する。
- 2 倒木の除去
上伊那森林組合等の林業関係団体との協定に基づき、緊急輸送路等の倒木を迅速に除去する。

第12節 指定緊急避難場所・指定避難所計画 (危機管理課、保健福祉部、建設部、教育部)

基本方針

災害の危険が及ばない場所及び施設を災害の種類ごとに「指定緊急避難場所」として指定し、また被災者が一定期間避難生活を送る場としての避難所を「指定避難所」として指定する。

主な取組み

- 1 災害の種類ごとに「指定緊急避難場所」及び「指定避難所」を指定する。
- 2 自治会・自主防災組織に一時集合場所の設定を推進する。
- 3 住民への「指定緊急避難場所」及び「指定避難所」の周知

計画の内容

1 指定緊急避難場所

- (1) 指定緊急避難場所とは、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先で、災害の被害が及ばない場所及び施設を言い、災害の異常な現象の種類ごと指定する。
- (2) 住民等が緊急に避難する際の避難先として、住民等の生命の安全の確保を目的とし指定する。
- (3) 指定緊急避難場所（公民館等）の管理責任者は自治会・自主防災組織の長とする。
- (4) 指定の基準

地震以外の異常な現象を対象とする指定緊急避難場所の指定基準	
管理条件	・災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。
立地条件	・異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に指定緊急避難場所が立地していること。
構造条件	・指定緊急避難場所が上記安全区域外に立地する場合は、当該異常な現象に対して安全な構造であることのほか、このうち、洪水については、その水位よりも上に避難上有効なスペースなどがあること。
地震を対象とする指定緊急避難場所の指定基準	
管理条件	・災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。
その他の条件	・当該施設が地震に対して安全な構造であること。 ・場所、その周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がないこと。

2 指定避難所

- (1) 指定避難所とは、被災者が一定期間滞在するための生活環境を満たしている施設で、被災者に対して、食料、飲料水、生活必需品、情報等の提供を行う拠点となりうる避難所を言う。
- (2) 指定避難所の管理責任者は、市長の命ずる者とする。
- (3) 指定の基準

指定避難所の指定基準	
規模条件	・被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。
構造条件	・速やかに、被災者を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は施設を有するものであること。
立地条件	・想定されている災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。
交通条件	・車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること。 ・避難所入所者以外の在宅で避難生活を送る者に対しても、物資の供給等の必要な支援を講じる際の拠点となりうること。

3 一時集合場所

自治会・自主防災組織は、住民が指定緊急避難場所及び指定避難所に避難する際に一時的に集まり安否の確認を行う場所を「一時集合場所」として指定し、住民に周知させる。

4 福祉避難所

- (1) 指定緊急避難場所及び指定避難所では生活することが困難な要配慮者が、避難所等での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じた必要な設備を要する民間等の施設と応援協定を締結し、災害時には、協力を得て福祉避難所を開設する。

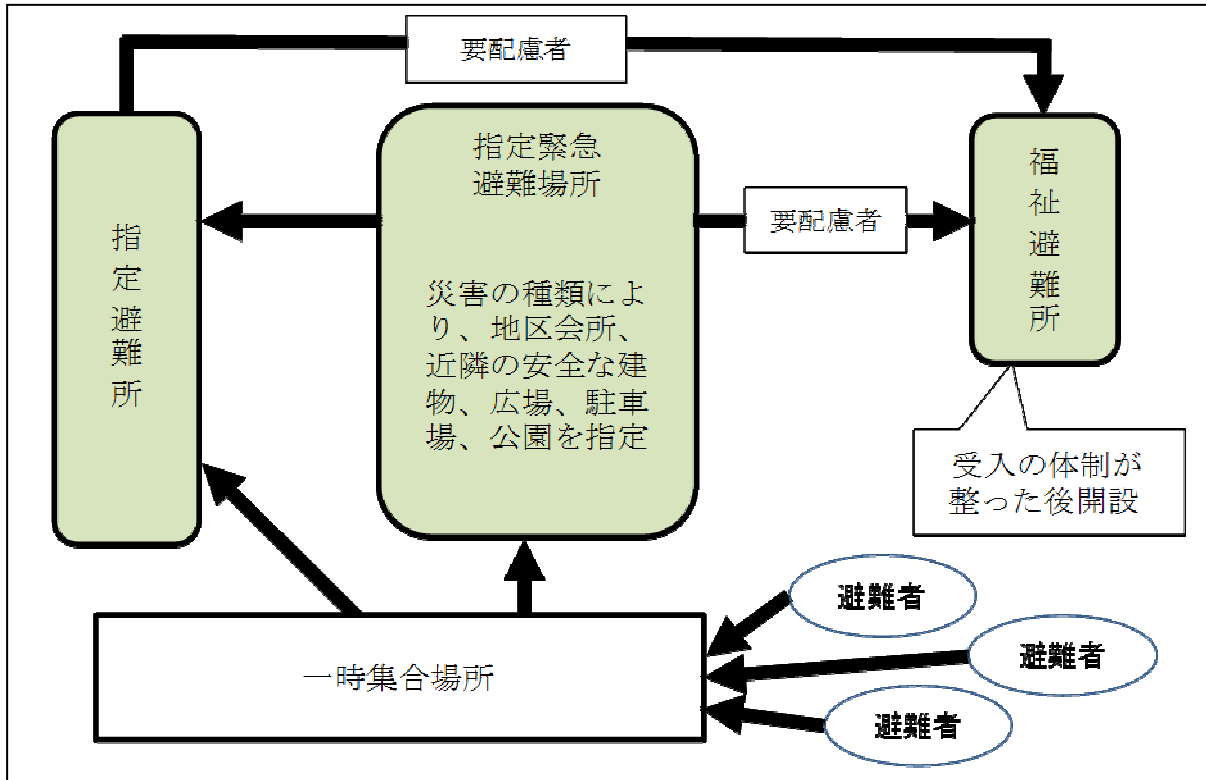
「資料 67-55~72 災害時における要配慮者の受入に関する協定」

- (2) 指定の基準

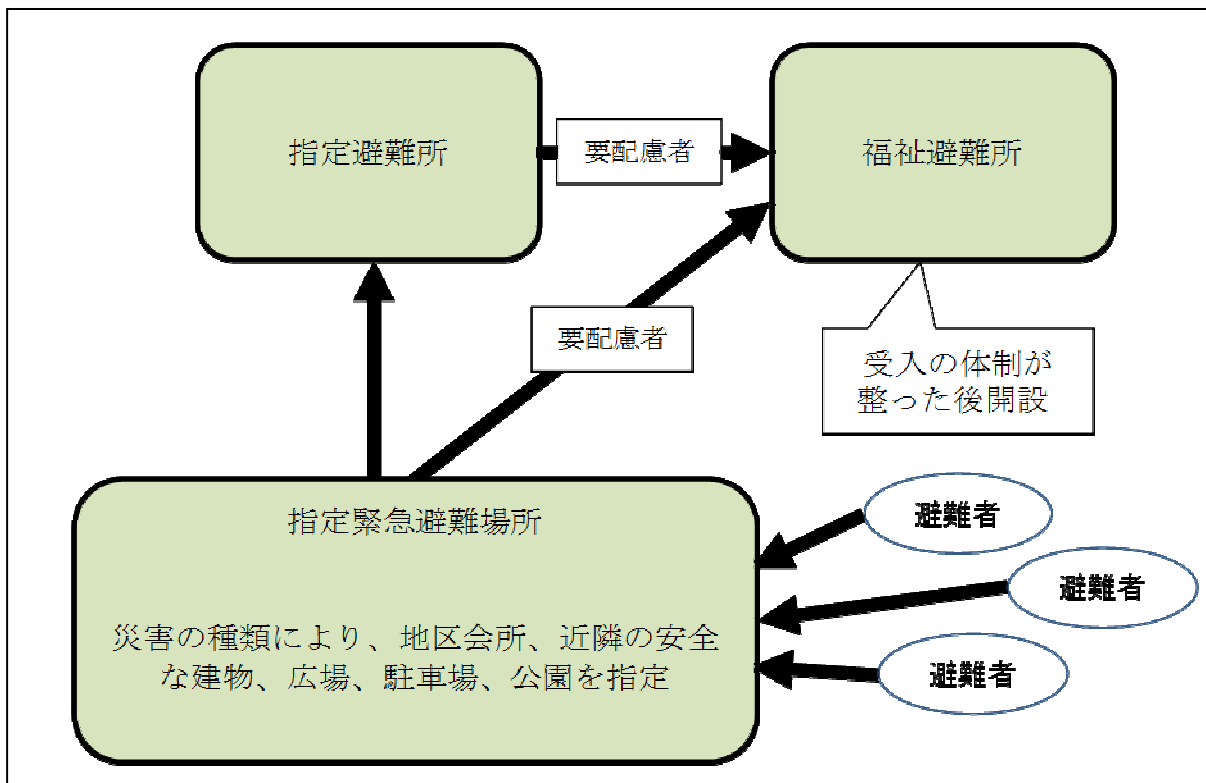
福祉避難所の指定基準
・要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害時において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるもの。

- (3) 受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所の指定及び受入れ対象者の特定等の措置を検討する。
- (4) 福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

5 指定緊急避難場所及び指定避難所等のイメージ図（地震時の例）



(水害時の例)



6 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

「資料 29 指定緊急避難場所一覧表」

「資料 30 指定避難所一覧表」

7 避難路

(1) 自治会・自主防災組織は、避難路の選定にあたっては、指定緊急避難場所及び指定避難所に安全かつ迅速に避難できる道路を基準にして選定する。

(2) 避難路の住民への周知は、自主防災組織が実施する避難・誘導訓練等を通じて行う。

8 住民への周知

市は、災害の危険が及ぶことが想定される地域や避難路（緊急輸送路）、指定緊急避難場所及び指定避難所等の所在地等の情報を周知させるため、「市防災ハンドブック」や「防災講話」を通じ周知させる。

9 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の確保

ア 次の事項を重視して、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を行う。

(ア) 各種災害を想定し、安全が確保できる場所

(イ) 誰でも分かりやすく、避難が容易な場所及び経路

(ウ) 災害の状況により使用不可能となる場合を想定し、代替の指定避難所の選定

(エ) 指定避難所の適正配置

イ 指定避難所の点検・補修・整備を行い、大規模災害等の緊急時に対応できる指定避難所を整備する。

ウ 公有地及び民有地の安全空間の確保を推進するため、今後開発が計画されている地域に指定緊急避難場所としての条件を満たす場所の設置について企業等に協力を求め、公共用地については、指定緊急避難場所として整備を推進する。

エ 指定避難所として指定した学校の学校長と協議し、学校施設の使用について基準を定める。

オ 市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により、隣接市町村への避難が利便を有する場合を想定し、隣接市町村と指定避難所の相互提供等を推進する。

カ 指定緊急避難場所及び指定避難所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮する。

キ 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

また、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在用にも供することについて定めるなど、広域避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

ク 指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースは、必要に応じ、火災の輻射熱等に

対して安全な空間とすることに努める。

(2) 設備・機器の整備

ア 指定避難所に指定された施設は、避難生活の環境を保つため、冷暖房、換気、照明等の設備の整備を図る。

イ 被災者が災害情報の入手に使用するテレビ、携帯ラジオ、通信機器等の設置・整備を図る。

ウ 指定避難所には、防災倉庫を備え、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド等の簡易ベッド（以下「段ボールベッド等」という。）、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス等の感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、LPガスなどの常設に努める。なお、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

エ 指定避難所となる小中学校には、災害用マンホールトイレ及び電源確保のための太陽光発電等の整備を推進する。

オ 避難所の感染症対策については、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応やホテルや旅館等の活用等、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、検討するよう努める。

また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

(3) 避難所マニュアルの活用

市は、避難生活を円滑にするため、「市避難所マニュアル」を基準に、施設管理者及び自治会・自主防災組織の関係機関と連携し、指定避難所の開設、管理及び運営を行う。

また、防災訓練を通じて、マニュアルを検証し、修正を行い指定避難所運営の効率化を図る。

(4) 要配慮者に対応した指定避難所の整備

ア 市は、要配慮者を安全かつ迅速に避難させるため、要配慮者の個々の態様に応じた指定避難所を確保し、自治会・自主防災組織による避難経路の選定及び避難誘導の要領等について指導を行う。

イ 要配慮者に対応するため、公共の避難施設の安全性確保、段差解消、スロープの設置等の整備及び必要な物資等の備蓄を行う。

ウ 災害時に、要配慮者の緊急受入れ及び支援協力体制を確立するため、医療機関、社会福祉施設等との密接な連携を図る。

エ 安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

第13節 避難の受入活動計画 (危機管理課、保健福祉部、建設部、教育部)

基本方針

災害時には、崖崩れや火災の延焼等により、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶ場合は、住民は速やかに安全な場所に避難することが必要となる。

このような事態に備え、安全を重視した迅速かつ円滑な避難誘導及び各種災害に対応した指定緊急避難場所及び指定避難所を確保する。

また、避難行動要支援者及び帰宅困難者、観光客等（以下「帰宅困難者等」という。）の避難計画を策定し安全を確保する。

主な取組み

- 1 避難行動要支援者、帰宅困難者等の避難計画を策定する。
- 2 避難情報の伝達体制の整備を推進する。
- 3 住宅を迅速に確保し被災者に提供するため体制を整備する。
- 4 学校における迅速かつ適切な避難活動のための避難計画を策定する。

計画の内容

1 避難誘導體制の確立

(1) 避難計画の策定

安全・迅速な避難を行うため、自主防災組織を育成して、各自主防災組織ごと地域の特性、災害の形態に応じた避難誘導訓練を指導し、その検証を行い、次の事項を重視した避難計画を策定する。

なお、避難指示等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておく。

また避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内安全確保等の安全措置をとるべきことにも留意する。

ア 避難指示等の判断規準及び伝達方法、第4章第2節及び「避難情報に関する判断・伝達マニュアル」を参照

イ 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、割振り等

「資料 29 指定緊急避難場所一覧表」

「資料 30 指定避難所一覧表」

「資料 32 指定緊急避難場所・指定避難所基本的割振り一覧表」

ウ 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法

エ 指定避難所開設に伴う被災者救援に関する事項

(ア) 給食措置

- (イ) 給水措置
- (ウ) 毛布、寝具等の支給
- (エ) 衣料、日用品の支給
- (オ) 負傷者に対する救急救護

オ 指定緊急避難場所及び指定避難所の管理に関する事項

「市避難所マニュアル・指定避難所初動対応職員行動マニュアル・学校の指定避難所開設マニュアル」を参照

- (ア) 指定緊急避難場所及び指定避難所の秩序保持
- (イ) 避難住民に対する災害情報の伝達
- (ウ) 避難住民に対する応急対策の実施状況の周知
- (エ) 避難住民に対する各種相談業務

カ 指定避難所の整備に関する事項

- (ア) 収容施設
- (イ) 給水施設
- (ウ) 情報伝達施設

キ 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

- (ア) 平常時の広報
 - a 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
 - b 住民に対する巡回指導
 - c 防災訓練等
- (イ) 災害時における広報
 - a 広報車による周知
 - b 避難誘導員による現地広報
 - c 住民組織を通じた広報
 - d 伊那ケーブルテレビジョン、有線放送による広報

(2) 避難行動要支援者対策

市は、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等に携わる関係者である消防機関、警察機関、民生児童委員、市社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得たうえで、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

(3) 在宅避難者等の支援

住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親類宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、関係機関で共有できるよう、体制整備に努める。

(4) 避難行動要支援者以外の状況把握

民生児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外についても保健福祉サービスの必要がある者の把握に努める

(5) 帰宅困難者等対策

駅に近い公共施設等の管理者の承諾を得て、施設を帰宅困難者収容施設として開放し帰宅困難者等を安全に保護するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

なお、指定緊急避難場所や指定避難所に避難した観光客、外国人旅行者、ホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

(6) 感染症対策

ア 地域振興局及び市は、新型コロナウイルス等の感染症の自宅療養者等の被災に備えて、保健所との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。

イ 保健所は、自宅療養開始時に、自宅療養者に対し、避難の確保に向けた情報を提供する。

ウ 自宅療養者等の避難の確保を図るため、市は、突発災害時等にも自宅療養者等がすぐに避難できるよう、自宅療養者等の避難先の確保に努める。県は、事前に風水害などが予想される場合には、感染拡大防止のため、可能な限り宿泊療養施設で自宅療養者等を受け入れられるよう調整に努める。

(7) 事前周知活動

ア 住民に、指定緊急避難場所及び指定避難所、避難の経路、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の避難に資する事項を記載した印刷物の配布、ホームページでの掲載等により避難について周知させる。

イ 指定避難所、避難路等に案内標識、誘導標識等の設置を推進し、住民への周知を図る。

ウ 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親類・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努める。

(8) 住民が実施する計画

ア 家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家族内の役割分担を決めておく。

(ア) 災害の状況に応じて避難行動をどのようにとるか

- a 指定緊急避難場所への立退き避難
- b 「近隣の安全な場所」(近隣のより安全な場所・建物等)への立退き避難
- c 「屋内安全確保」(その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動)

(イ) 災害時の警戒避難に係る各種情報の多様な入手手段をどのように確保するか(テレビ、ラジオ、インターネット等)

(ウ) 家の中で何処が一番安全か。

(エ) 救急医療品や火気等の点検

(オ) 幼児や高齢者の避難は誰が責任を持つか。

(カ) 指定緊急避難場所及び指定避難所、避難路はどこにあるか。

(キ) 避難する時、誰が何を持ち出すか、非常持ち出し袋はどこに置いておくか。

(ク) 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか。

(ケ) 昼の場合、夜の場合の家族の分担

イ 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につける。

ウ 指定緊急避難場所及び指定避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医療品、携帯ラジオ、携帯電話用モバイルバッテリー等を何時でも持ち出せるように備えておく。

エ 自治会・自主防災組織を中心に、地域の避難行動要支援者を把握し避難誘導等について定める。

2 住宅の確保体制の整備

(1) 公営住宅等の把握

ア 利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に住宅を提供できる体制を整備する。

イ 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供できる体制を整備する。

ウ 近隣の市町村が被災した場合は、利用可能な公営住宅等を把握し、当該被災市町村に情報提供できる体制を整備する。

(2) 応急仮設住宅

ア 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供できる体制を整備する。

イ 応急仮設住宅の建設用地は、指定避難所との整合を図り、都市公園、公共空地等の中から、一戸あたり 50 m²以上の面積が確保できる場所を候補地として選定する。

ウ 高齢者・身体障害者用の住宅の確保

県と協力して、高齢者や障害者の生活に適した構造・設備の応急仮設住宅の確保を推進する。

エ 災害救助法が適用された場合の入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図る。

「資料 61 応急仮設住宅建設候補地一覧表」

3 応急危険度判定制度の整備

(1) 県が行う被災建築物応急危険度判定士の養成、登録に協力する。

(2) 実施体制の整備

「市震災建物応急危険度判定業務マニュアル」により、派遣された被災建築物応急危険度判定士の受入れ体制を整える。

(3) 啓発

応急危険度判定制度について、県及び建築関係団体と協力して、広報誌等を通じて啓発を行い住民への周知を図る。

第14節 孤立防止対策 (危機管理課、保健福祉部、農林部、建設部、関係各部)

基本方針

本市は、山地とこれから流れる川が多く、山間部の集落では災害時に孤立するおそれがある地域があるため、その防止対策を実施する。

主な取組み

- 1 災害時に孤立が予想される地域の住民と行政機関との情報が断絶しない通信手段の確立を推進する。
- 2 孤立が予想される地域への道路の防災対策を行い、林道、農道等の迂回路を確保するための整備を推進する。
- 3 優先して救護する要配慮者及び観光客の孤立予想を、事前に把握しておく。
- 4 孤立が予想される地域では、救援が行われるまでの期間、住民相互が助け合える体制を整える。
- 5 孤立が予想される地域では、指定緊急避難場所となる公民館等の整備を推進する。
- 6 孤立が予想される地域内で救援が行われるまでの生活を維持するため、各自が食料品等の備蓄を行う。また、孤立する観光客に対する備蓄を図る。

計画の内容

- 1 通信手段の確保
 - (1) 地域防災無線の導入、携帯電話の通信区域の拡大等、災害時の通信手段を整え、孤立が予想される地域への通信手段を確保する。その際、停電時にも対応できる通信システム及び非常用電源を確保する。
 - (2) 多重の通信手段を確保するため、アマチュア無線有資格者等による協力体制を確立する。
「災害時アマチュア無線活動マニュアル」を参照
- 2 災害に強い道路網の整備
 - (1) 代替路線のない市道は、優先して災害予防対策を推進する。
 - (2) 迂回道路として、農道及び林道の整備を推進する。
- 3 孤立が予想される地域の実態把握
 - (1) 事前の行政活動を通じ、要配慮者の実態を把握する。
 - (2) 観光・宿泊施設及び不特定多数の人が滞在する施設等は、最大収容人員、生活維持可能期間等を把握しておく。
 - (3) 災害バイク隊の訓練等により、迂回路の把握を行う。
 - (4) ヘリポート用地の選定及び把握を行う。

4 自主防災組織の育成

- (1) 防災講話等を通じて、自主防災組織の平常時・災害時の活動について、住民への周知を行う。
- (2) 活動用資材の充実を推進する。

5 指定緊急避難場所の確保

災害時に指定緊急避難場所となる公民館等の整備を推進する。

6 備蓄

- (1) 孤立が予想される地域に、食料品、生活必需品等を分散配置して備蓄する。
- (2) 孤立が予想される地域の住民は、平時から食料品、生活必需品等の備蓄を図る。
- (3) 孤立が予想される地域の観光・宿泊施設及び不特定多数の人が滞在する施設等は、滞在者の生活を確保するため、その規模に応じた備蓄を行う。

第15節 緊急物資等調達計画 (危機管理課、保健福祉部、商工観光部、水道部)

基本方針

災害による住家の全壊、全焼、浸水、流失等により、水、食料、生活必需品等の確保が困難な住民に対して、必要な物資を供給するための体制を整備する。

主な取組み

- 1 住民が発災直後から最低でも3日分、可能な限り1週間分程度を自ら備蓄するよう、十分に周知啓発を行う。また、食料・生活必需品等の供給について、関係業者と協定を締結し調達体制を整え、備蓄を強化する。
- 2 円滑な食料・生活必需品等の供給を行うため、供給体制を整える。
- 3 初期の対応に必要な量の食料品等を備蓄するほか、食料品等の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、物資拠点を設けるなど、体制の整備に努める。また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。
- 4 平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運搬手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

計画の内容

第1 給水体制の整備

- 1 飲料水等の調達体制の整備
 - (1) 施設の耐震化、配水池等の容量の増強、緊急遮断弁の設置、災害に対する安全性の確保等の整備を行う。
 - (2) 住民が水を備蓄するよう、周知啓発を行う。
 - (3) 予備水源、予備電源を確保する。
 - (4) プール等の飲料水以外の貯水状況を把握する。
- 2 飲料水等の供給
 - (1) 給水車の運行計画を策定し給水体制の確立を図る。
 - (2) 給水源の確保、供給量等について、マニュアル等を随時更新する。
 - (3) 平時から被災の範囲、被害の状況、給水拠点の被害の予想を行う。
 - (4) 給水車、給水タンク、ポリタンク、ポリ袋の確保を行う。

第2 食料品等の確保（危機管理課）

1 食料等の備蓄の確保（危機管理課）

- (1) 食料は、人口の5%の2食分、約7,000食分を目安に、アルファーマイ、乾パン、缶詰、レトルト食品、カップ麺等の調理が容易で食器具等が付属した食料品を中心に備蓄する。
また、高齢者用の食料及び粉ミルク・ほ乳瓶等の備蓄を行う。
- (2) 非常用食料は、管理・保管に注意し、定期的に保存状態、在庫量の確認を行う。
- (3) 防災訓練等の機会を通じて、食料備蓄の重要性を住民、企業等に啓発する。
- (4) 応援協定等の締結により、食料品等の調達体制の整備を整える。
- (5) 食料品の調達については、アレルギー対応食品についても考慮する。
- (6) 県と備蓄品目及び数量の情報共有を図ることにより、災害時、備蓄食料の供給を円滑、効率的に行う。
- (7) 非常時優先業務（業務継続）を行うための、職員及び消防団員の食糧等を備蓄する。
- (8) 飲料水の備蓄

2 食料品等の供給等

- (1) 備蓄食料及び協定等により調達した食料を住民に供給するための体制を整備する。
- (2) 食料供給に使用する炊飯器具（なべ、釜）、食器類（茶わん、はし）及び調味料（みそ、塩）等を整備する。
- (3) 食料品等の供給、調理、栄養バランス等について、管理栄養士による指導を受ける。

第3 生活必需品等の確保（危機管理課）

1 生活必需品等の備蓄の確保（危機管理課）

- (1) 避難生活で直ちに必要となる毛布等は、人口の5%分を確保し、医薬品、要介護者用の介護機器類等の備蓄を推進する。
- (2) 発電機、投光機、ラジオ、懐中電灯、ハンドマイク、担架、自転車、リヤカー等運搬資材、工具類等及び生活必需品等の備蓄を推進する。
- (3) 備蓄品は分散配置し、常に耐用年数、賞味期限等の点検を実施し、随時入れ替え等の管理及び整備を行って、災害時に迅速に対応できる体制を確保する。

2 生活必需品等の供給（危機管理課）

- (1) 救援物資等の集積場所は、「資料23 災害時ヘリポート、資料24 物資拠点一覧表」を基準に選定する。
- (2) 救援物資等の輸送手段について、関係機関と協議し計画を策定する。

第4 民間業者等との連携体制の整備（危機管理課、保健福祉部、農林部、商工観光部）

- 1 地方公共団体等との災害時の相互応援協定の締結を図り、協定を効果的に運用する体制を整備する。

- 2 災害時に迅速に食料品、生活必需品を確保するため、農業協同組合・生活協同組合、商工団体及び民間業者等との調達に関する協定を効果的に運用する体制を整備し、物資調達を図る。

第5 住民における備蓄の推進（危機管理課）

- 1 住民に対し防災知識の普及（防災講話等）を行い、3日から1週間程度の飲料水（1日1人あたり3リットル）及び食料の備蓄を啓発する。
- 2 アレルギー対応食品、おむつ、生理用品等の避難生活で必要なものの備蓄を啓発する。
- 3 非常持ち出し品は、飲料水、食料、衣類、ラジオ、懐中電灯等を用意する等、当座の物資は自分で確保するよう周知する。

第16節 保健衛生、遺体対応、清掃計画 (市民生活部、保健福祉部)

第1 保健衛生（保健福祉部）

災害時における感染症予防、保健衛生活動を適切・迅速に行うため、施設・設備の充実と体制の整備を行う。

1 保健・福祉ネットワークの整備

保健・医療機関、福祉団体、スポーツ団体等、保健福祉に関連する諸団体が連携し、地域の健康づくりを構築し、災害時に、地域の保健福祉活動の基盤となる組織づくりを推進する。

2 感染症予防用資材の確保

災害時に、必要となる各種感染症予防用資材は、備蓄及び調達により確保する。災害時の調達等を円滑に行うため、協定締結団体との運用体制を整備する。

また、感染症予防対策を実施するため、関係機関と連携して連絡経路の整備等を行う。

第2 遺体対応（市民生活部）

災害時の遺体収容等について、体制を確立する。

1 遺体の安置・収容等の体制確保

大規模災害時の遺体収容に対応するため、次の事項を確立する。

- (1) 検視・検案等の体制の確立
- (2) 遺体安置所等の確保
- (3) 棺、納骨壺等の資材の調達・確保
- (4) 仮埋葬場所の確保

2 埋火葬体制の確保

火葬場の拡充を図り、近隣市町村との応援協定等を締結し、埋火葬の体制を確保する。

第3 廃棄物処理（市民生活部）

災害時に、発生する災害廃棄物を適切・迅速に処理するための体制づくりを推進する。

1 処理施設等の充実

上伊那クリーンセンター、クリーンセンター八乙女等の廃棄物処理施設の適正な運営を行う。

2 処理応援要請等の体制確立

大規模災害時においては、広域的な処理が必要となる場合が予想され、応援要請の事務手続き、処理を受け入れた場合の処理のマニュアルを策定し、広域的な処理体制を確立する。

第17節 危険物施設等災害予防計画 (上伊那広域消防本部、関係各部)

基本方針

消防法をはじめ関係法令の周知徹底・規制を行い、火薬類、石油類、高圧ガス、毒物劇物等（以下この節において「危険物」という。）を取り扱う危険物等施設における保安意識の高揚を図り、自主保安体制を確立する。

主な取り組み

- 1 危険物施設の設置等にあたり、法令に基づく規制及び指導を行う。
- 2 自衛消防組織等の充実及び訓練等を通して保安技術の向上を図る。
- 3 消防機関、警察等との連携を図る。

計画の内容

- 1 規制及び指導の強化
 - (1) 危険物施設の設置又は変更の許可にあたっては、災害によって生じる影響を十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化する。
 - (2) 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、災害時の安全確保について再点検を求め、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。
 - (3) 立入検査等の予防査察については、次の事項を重点に実施し、保安体制の強化を図る。
 - ア 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理の状況
 - イ 危険物施設の貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規程の作成等、安全管理の状況
 - (4) 化学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、危険物収納容器等の転倒、落下、破損等により、混触発火が生じないように、管理の徹底を指導する。
- 2 災害予防教育及び訓練の実施
 - (1) 危険物施設所有者、管理者（以下「危険物施設管理者等」という。）及び従業員に対し、保安管理技術の向上を図るため、関係機関と連携して講習会等を実施する。
 - (2) 危険物施設管理者等は、自主的な保安教育計画を策定し、これに基づいて従業員に対する保安教育を実施する。
 - (3) 危険物施設管理者等は、危険物安全管理について指導を行い、組織の育成と活動強化を図り、訓練を実施する。
- 3 自衛消防組織の強化
緊急時の消防機関との連携及び総合的な地震防災体制を整えるため、危険物施設の管理者

に対し、自衛消防組織等の体制の整備について指導する。

4 相互応援体制の確立

危険物施設管理者等及び関係機関は、危険物災害に対処するため必要な施設、設備、資材等の応援体制を確立し、相互応援に関し協定を締結する等、効率ある自衛消防力を整備する。

5 消火、防災資機（器）材の整備促進

上伊那広域消防本部は、多様化する危険物に対応する化学消防力の整備を図る。

危険物施設の管理者に対し、災害時の被害の拡大防止対策に必要な化学消火剤等の資機（器）材の整備、備蓄の促進を指導する。

6 県警察との連携

危険物施設の設置または変更の許可をした際は、警察に対してその旨連絡し、連携を図る。

7 放射性物質使用施設災害予防

(1) 所管する放射性物質使用施設等における予防対策に万全を期す。

(2) 放射線測定器を装備し、また地域の実情に応じ消防機関に放射線防護服等を整備して、放射性物質による事故等に対応できる体制を構築する。

第18節 上水道施設災害予防計画 (水道部)

基本方針

災害による上水道施設の被害軽減と断水・減水の防止を図るため、上水道施設の災害予防措置を講じる。

主な取り組み

- 1 管路の耐震化、老朽管の布設替及び耐震性機材の採用により、整備を推進する。
- 2 配水系統の相互連絡のブロック化を図る。
- 3 水道事業者相互の緊急時連絡管の整備を促進する。
- 4 復旧資材の備蓄を行う。
- 5 水道管路図等の整備を行う。

計画の内容

- 1 水道施設の機能確保
 - (1) 受水池・配水池の定期的な点検や耐震診断を実施し、必要に応じて改修を図り、配水場内配管の耐震化や安全性の向上を推進する。
 - (2) 導・送・配水管路の敷設替時に、耐震性、安全性の高い管材料及び伸縮可とう性継手等の使用を推進し、管路の強化を図る。
 - (3) 災害時に速やかな復旧活動を行うため、水道管路図等の整備を実施する。
- 2 給水装置の耐震性・安全性の向上の促進
使用者及び所有者の管理する給水装置は、使用者及び所有者が耐震性・安全性の向上を行うものであり、広報等を通じて必要性を啓発し、給水装置の新設・改良時には、設計基準等による指導を行う。
- 3 水道水の安定供給
一定の自己水源を維持するとともに、県上伊那広域水道用水企業団からの安定受水を図る。
- 4 応急復旧用資材の整備
応急復旧用資材の備蓄、点検を定期的実施し、必要資材の調達体制の確保、整備を行う。
- 5 相互応援体制の整備
近隣市町村との相互応援体制の確立を図る。

第19節 下水道施設災害予防計画 (水道部)

基本方針

災害による下水道施設の被害を最小限度に留め、汚水を迅速に排除するため、下水道施設の災害予防措置を講じる。

主な取り組み

- 1 下水道管きょの新設、敷設替等においては、各種災害に耐えうる十分な強度を確保する。
- 2 管路配置図の整備、応急復旧マニュアルの整備等、応急復旧時に迅速に対応できる体制づくりを行う。
- 3 応急復旧用資材の備蓄、点検を定期的実施し、必要資材の調達体制の確保、整備を行う。
- 4 下水道施設の耐水化計画に基づき、耐水化対策を実施する。

計画の内容

- 1 下水道施設台帳・農業集落排水処理施設台帳、浄化槽台帳等の整備・拡充
下水道施設台帳等の適切な調製・保管を行い、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、適切かつ迅速に、調査、検索等が行われるよう整備する。
- 2 新耐震基準に基づく施設整備
 - (1) 重要な管きょ及び処理場施設のうち、老朽化の著しい施設から、重点的に調査を実施し、必要に応じて補強等の対策を行う。
 - (2) 新たに建設する管きょ、処理場施設は、土質調査等を実施し、新耐震基準に適合した耐震対策を行う。
- 3 風水害対策
風水害による災害時においても、一定の下水道機能を確保するため、下水道施設の耐水化計画に基づき、施設の耐水化を行う。
- 4 災害対策の整備
 - (1) 災害時の対応を定めた業務継続計画や災害対策要領等を随時更新する。
 - (2) 業務継続計画や災害対策要領等に定められた対応を機能させるため訓練を実施する。
 - (3) 復旧体制を確立するため、地方公共団体との広域応援の体制及び民間業者からの協力体制を強化する。なお、「県生活排水事業における災害時応援に関するルール」及び「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」により、他の地方公共団体に応援要請をすることができる。

- 5 緊急用・復旧用資材の計画的な備蓄
発電機、ポンプ等の緊急用・復旧用資材を計画的に購入、備蓄する。
- 6 管渠及び処理場施設の系統の多重化
必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

第20節 ライフライン関係機関等施設計画 (危機管理課、企画部)

基本方針

災害時に、電気、電話、ガス、鉄道等市民生活に不可欠なライフラインの応急復旧が、迅速に行われるように、ライフラインに係る事業者等（以下「ライフライン関係機関等」という。）に要請し、応急復旧活動の円滑な協力体制を確保するため、平時の連絡・協力体制を整備する。

主な取り組み

- 1 ライフライン関係機関との連携について、体制を確立する。
- 2 災害時は、防災上重要な施設から災害復旧を行う。

計画の内容

- 1 災害時のライフライン関係機関等との連絡体制を整備する。
- 2 市とライフライン関係機関等との調整を図るため、防災事業計画、地域防災計画を相互に所持する。
- 3 災害時に円滑な応急対策を行うため、災対本部となる市庁舎、総合支所、支所及び災害拠点病院（伊那中央病院）等の優先的な復旧について協議する。
- 4 ライフライン関係機関は、その防災事業計画に基づき、災害時における被害の拡大防止、迅速かつ適切な応急復旧を図るため、応急復旧体制の強化、災害対策用資材の点検・整備等を行う。

第21節 土砂災害等予防計画 (危機管理課、農林部、建設部)

基本方針

本市は、その地形・地質から土砂災害等が発生する危険がある場所を多く抱えており、地震及び風水害に起因する土砂崩壊、地滑り等による被災が懸念される。これら土砂災害を防止するため、国、県等関係機関と連携して危険箇所を把握し、総合的かつ長期的な対策を行う。

特に、要配慮者利用施設が、土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、これらの施設が所在する土砂災害警戒区域等については、特に万全の対策が必要とされる。

また、土砂災害のおそれのある区域への宅地開発が進行する中で、開発区域が土砂災害を受ける事例が見受けられる。このような土砂災害を防止するため、土砂災害のおそれのある区域への宅地開発を抑制し、また、土砂災害のおそれのある区域からの住宅移転希望者の支援を推進する。

主な取組み

- 1 土砂災害等の危険箇所を的確に把握し、防災上の観点からそれら箇所の土地に法律に基づく指定を行い、開発行為の制限や有害行為の防止、防災工事を強力に推進し、警戒避難体制の整備を行って周知徹底を図る。
- 2 要配慮者利用施設が立地する土砂災害警戒区域等（土石流、急傾斜地の崩壊、地滑り）の防災対策を推進する。
- 3 県が行う土砂災害警戒区域の指定について協力し、警戒避難体制を整備する。

計画の内容

- 1 土石流・地滑り対策
 - (1) 危険箇所パトロール等による情報を収集し、気象警報・注意報等の災害情報は、必要に応じて、住民に提供する。また、特別警報については、確実に情報を伝達する。
 - (2) 土砂災害警戒区域等（土石流・地滑り）ごとに土砂災害に関する情報、指定緊急避難場所及び指定避難所、避難要領に関する情報の伝達体制を整備し、必要な情報を住民に周知する。
 - (3) 啓発活動及び「市防災ハンドブック」等により、土砂災害警戒区域等（土石流・地滑り）を住民に周知する。
 - (4) 土石流災害又は地すべりの発生するおそれがある場合には、適切かつ迅速な高齢者等避難または避難指示が伝達できる体制を確立する。
 - (5) 安全な避難を行うため、指定緊急避難場所及び指定避難所の位置、避難経路、避難する際の注意事等を住民に周知する。
 - (6) 対策工事が完了した地区について、県からの委託により巡視及び軽微な修繕を行う。
- 2 急傾斜地の崩壊対策

- (1) 危険箇所パトロール等による情報を収集し、気象警報・注意報等の災害情報は、必要に応じて、住民に提供する。また、特別警報については、確実に情報を伝達する。
- (2) 土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）ごとに急傾斜地の崩壊災害に関する情報、避難要領に関する情報の伝達体制を整備し、必要な情報を住民に周知する。
- (3) 啓発活動及び「市防災ハンドブック」等により、土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）を住民に周知する。
- (4) 崖崩れ等、災害の発生するおそれがある場合には、適切かつ迅速な高齢者等避難または避難指示が伝達できる体制を確立する。
- (5) 安全な避難を行うため、指定緊急避難場所及び指定避難所の位置、避難経路、避難する際の注意事等を住民に周知する。
- (6) 農業用排水路について危険箇所を調査し、「土砂崩壊危険箇所台帳」を整備する。
- (7) 国・県に急傾斜地崩壊防止のための事業の推進を要請する。

3 土砂災害警戒区域等内の要配慮者利用施設対策

- (1) 要配慮者利用施設への土砂災害警戒情報等の情報伝達の体制を確立する。
- (2) 要配慮者利用施設に、避難誘導及び防災対策について指導する。
- (3) 要配慮者利用施設は、自主防災組織と連携し、土砂災害を想定した連絡、通報、避難誘導等の訓練を実施する。
- (4) 要配慮者利用施設の管理者は、「避難確保計画」を策定し、避難誘導に係る訓練を実施して、警戒避難体制の確立を図る。
- (5) 土砂災害警戒区域等内の要配慮者利用施設「資料 19 浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内等要配慮者施設一覧表」参照

4 土砂災害警戒区域の対策

- (1) 市は、住民へ土砂災害警戒区域等を周知し、情報伝達体制を整備する。また、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制の整備に努める。
- (2) 土砂災害特別警戒区域に、次の措置を行う。
 - ア 建築基準法に基づく、建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進
 - イ 移転者又は移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保
- (3) 土砂災害警戒区域に、次の措置を行う。
 - ア 土砂災害警戒区域ごとに以下の事項について定める。
 - (ア) 土砂災害に関する情報及び気象警報等の伝達方法
 - (イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路
 - (ウ) 土砂災害に係る避難訓練に関する事項
 - (エ) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地
 - (オ) 要配慮者利用施設及び学校への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項

(カ) 救助に関する事項

(キ) その他警戒避難に関する事項

イ 土砂災害警戒区域ごとに警戒避難に関するうえで必要な事項を記載した防災ハンドブック等を作成し、住民等に周知する。

(4) やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設の新築等を行う場合は、施設設置者に対して警戒避難体制の構築等について助言を行う。

5 治山

(1) 復旧、予防治山事業

森林の既存崩壊地等の荒廃地帯は、市域内主要流域の土砂生産源となり、洪水時に下流に流送され、河床を上昇させ水害発生の原因となる。

県が策定した治山事業5か年計画によって、山地の崩壊に起因する災害の防止、軽減を進めてきた。社会経済情勢の変化、災害発生の状況から、一層の復旧、予防治山事業を推進する。

(2) 保安林改良事業

保安林は、土砂崩壊及び土砂流出の防止、保水等により洪水調整の役割を果たし防災上極めて重要である。災害等により森林が破壊され、保安機能の低下している保安林があり、これらを改植、補植、簡易な植栽工等を施工し、保水機能の維持増進を行ってきたが、さらに積極的に拡充強化を行い水源かん養保安林の設定等により、自然環境の保全を図る。

第22節 防災都市計画 (建設部)

基本方針

人口や産業の集中にともなう都市の高密度化等により、都市における災害の危険性は増大しており、災害時における市民の生命及び財産の保護を図るため、(地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき)都市防災に関する総合的な対策を推進し、安心して住める都市づくりを進める。

主な取組み

- 1 市街地における火災を予防するため、準防火地域等の制度を活用して、建築物の不燃化の促進を図る。
- 2 避難路、延焼遮断帯、避難地の機能を有する道路、公園緑地等の防災空間(オープンスペース)の整備を一層推進する。
- 3 都市施設の整備を推進することにより、健全な市街地の整備と防災機能の一層の充実を図る。

計画の内容

- 1 建築物の不燃化の促進
 - (1) 準防火地域の指定
都市計画法に基づき、建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地において、準防火地域を定め、地域内の建築物を耐火構造・準耐火構造とし、建築物の不燃化を図る。
 - (2) 建築基準法第22条区域の指定
準防火地域以外の市街地において建築基準法第22条区域を指定することにより、指定区域内の建築物の屋根の不燃化等を図る。
- 2 防災空間の整備拡大
 - (1) 「都市計画マスタープラン」に基づき、防災対策に資する効果的な公園緑地、防災遮断帯等を効果的に配置するとともに、都市公園や緑地などのオープンスペースの積極的な整備に努める。
 - (2) 幹線市道について、国県道との連携を図りながら、避難路及び延焼遮断帯として必要な街路整備に努める。
- 3 市街地開発事業による都市整備
 - (1) 木造密集地や公共施設の整備の遅れている地域を重点に、防災性の高い街づくりを実現するため、必要に応じて市街地の整備を推進する。

第23節 建築物災害予防計画 (総務部、建設部、教育部、関係各部)

基本方針

公共施設等は、不特定多数の者が利用し、また災害時は避難所や救護所等の防災対策上重要な拠点となる。

このため、これらの施設の防災性を向上することは、災害時の被害の軽減とその後の応急対策に大きく影響するため、計画的な予防対策が必要である。

主な取組み

- 1 建築基準法の現行耐震基準(昭和56年)以前に建築された建築物について、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。
- 2 建築物の落下物、ブロック塀等屋外構造物及び屋外設置物による被害の防止対策を行う。
- 3 出水時の被害を最小限に抑えるため、敷地の安全性の確保及び建築物の浸水対策を行う。
- 4 文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。

計画の内容

第1 公共施設等災害予防計画

- 1 公共施設等の耐震性の向上(関係各部)
庁舎、社会福祉施設、市営住宅、学校等で昭和56年以前に建築された建築物は、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。
官公庁、学校、病院、公民館等、公衆の集まる公共的建築物の建設にあたっては、その構造の安全性の確保と耐震化を推進する。
- 2 公共施設の安全点検の実施
市及び関係機関は、公共建築物の屋根材、看板等の飛散や落下防止の点検を実施し、必要に応じて改修を行う。
- 3 防火管理者の選任
学校、病院等で消防法(昭和23年法律第186号)第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を選任し火災に備える。
- 4 情報機器等の防災対策の推進
情報機器の耐震性能等の防災性能の向上及び情報ファイルの保守・管理システムの安全性の向上を図り、上伊那情報センター等の情報施設の安全性を確保する。

5 緊急地震速報の活用

市が管理、運営する施設の管理者は、緊急地震速報を受信した際の対応行動をマニュアル化し、定期的に訓練を実施する。

第2 一般建築物災害予防計画

1 耐震性の向上

(1) 戸建て住宅、特定建築物及び市長が指定した避難施設について、県と連携を図り耐震診断への助成を行う。

(2) 戸建て住宅（共同住宅及び賃貸住宅等を除く）について、県と連携を図り耐震改修への助成を行う。

(3) 一般建築物の被害防止のため、次の建築物の耐震診断及び耐震改修について促進を図る。

ア 災害時に重要な機能を果たすべき建築物

イ 不特定多数の者が利用する建築物

ウ 構造上弱いと考えられる建築物

エ 重点区域における建築物

(4) 建築物の所有者

ア 必要な建物の耐震診断を受診し、耐震改修を行い建築物の適正な維持保全を図る。

イ 地震保険及び共済制度の活用

地震保険、共済制度は、住宅再建には有効な手段であるため、制度の活用を図る。

2 不燃性建築の促進、避難施設の設置指導（建設部、上伊那広域消防本部）

(1) 建築基準法、消防法等の規制により、関係機関と協力して建築物の耐火構造化や耐震性の促進を図る。

(2) 防災拠点となる公共施設等の耐震化は、数値目標を設定する等、効果的かつ計画的に促進する。

3 避難施設等による防災対策の実施（上伊那広域消防本部）

大型小売店舗、映画館、旅館等不特定多数人が集まる施設の防災に関する点検の実施及び避難施設の設置指導を行う。

4 工作物等の倒壊防止・落下防止

(1) ブロック塀の実態を把握して、施工技術の向上、既存塀の補強・改修指導を行う。

また、安全点検パトロール、パンフレットの配布等により住民への啓発を行う。

(2) 建物の屋根瓦、外壁、窓等外装材や看板の落下防止のため、施行技術の向上、改修補強等の指導及び啓発を行う。

(3) 道路占用物の落下・転倒防止のための指導を行う。

5 災害危険住宅移転支援

災害危険住宅移転等事業計画に基づき、土砂災害特別警戒区域内にある居住住宅の移転支援を行い、災害防止を推進する。

6 地震保険及び共済制度の活用

地震保険及び共済制度は、被害者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建に有効な手段のため、制度の普及を促進する。

第3 文化財災害予防計画

1 文化財の管理保護は、所有者又は管理責任者が行う。国指定の文化財は文化庁が、県指定の文化財は県教育委員会が、市指定の文化財は教育委員会が、必要な指示又は命令を行う。

2 有形文化財への被害は、地震災害、風水害、落雷等の災害が予想され、文化財の性質、形態に応じた保全を図る。

3 各種文化財の防火を重点に保護対策を推進するため、次の事項を実施する。

- (1) 文化財に対する住民の防災思想と愛護精神の普及及び防災力の強化のための広報活動の実施
- (2) 所有者に対する管理保護の指導と助言
- (3) 防災施設設置事業の推進、助成措置
- (4) 区域内の文化財の所在の把握に努める。

4 文化財の所有者に対して、次の事項について、防災対策の徹底を図る。

(1) 火災予防体制の確立

- ア 防火管理の整備
- イ 環境の整理整頓
- ウ 火災の早期発見と火災警戒の実施
- エ 火気の使用制限
- オ 自衛消防組織の確立、訓練の実施
- カ 火災時の初期消火の徹底

(2) 消防・防火施設の整備

- ア 消火施設：消火器、簡易消火用具、消火栓、放水銃、スプリンクラー設備、ドレンチャー設備、動力消火ポンプ等
- イ 警報設備：自動火災報知設備、漏電警報器、非常警報設備、消防機関への通報設備等
- ウ その他の設備：避雷装置、消防用水、消防進入通路、防火壁、防火戸等

第24節 道路及び橋梁災害予防計画 (農林部、建設部)

基本方針

道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備にあたっては、ネットワークを充実させ、災害に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合は、代替路の確保及び応急対策により機能の確保を行なう。応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関との相互応援の協定を締結し平時から連携の強化を図る。

また、災害時に生じる道路及び橋梁の機能障害が、災害応急対策活動等の妨げにならないよう、災害に強い道路及び橋梁づくりを行う。特に地震に対しては、構造物、施設等の耐震性を確保する必要がある、一般的な地震動（供用期間中に1～2度程度発生する確率の地震）に際して、機能に重大な支障が生じないことを目標に設計する。

主な取組み

- 1 風水災害・地震災害に対し、道路、橋梁の安全性及び耐震性を確保する。
- 2 迅速な応急活動及び復旧活動を行うため、関係団体との協力体制を確立する。
- 3 危険防止のための事前規制を行う。

計画の内容

- 1 市及び道路管理者は、法面の崩壊防止、橋梁、歩道橋等の道路施設の倒壊防止のため、法面等の危険箇所の点検、橋梁、歩道橋の安全点検及び耐震点検を行い、必要に応じて補強工事を行う。
- 2 信号、街路灯、標識、街路樹等の道路付帯施設の点検を行い、必要に応じて補強、付け替え等を行う。
- 3 気象情報等から、道路及び橋梁に風水害の危険性が予想される場合、事前に通行規制を実施し、未然に人的・物的被害の防止を図る。
- 4 中日本高速道路株式会社、伊那建設事務所等の道路管理者との協力体制を確立する。
- 5 災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関、県との情報を共有できる体制を確立する。

第25節 水害予防計画 (建設部、農林部、関係各部)

基本方針

出水時の河川管理施設の災害は、多くの人命・財産を失う等多大な社会的影響を与えることから、新たな施設の整備及び既存施設の日常的な整備・点検、維持管理を行い安全を確保する。

また、河川・水路、ため池による洪水を防止するため、河川・水路、ため池の改修整備等を推進し、山地崩壊等による災害の防止、保安林の育成等を図る。

主な取り組み

- 1 溢水、湛水等の災害の発生のおそれのある土地の区域について、都市的土地利用を誘致しない等、風水害に強い土地利用を推進する。
- 2 河川、下水道について築堤、河川の改修、遊水池、放水路、排水路、雨水きょ等の建設等を推進する。
- 3 地域の特性を踏まえて、防災調節（整）池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制等を必要に応じて実施して、流域の保水・遊水機能を確保する。
- 4 浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の公表による、安全な土地利用の誘導、風水害時の避難体制の整備を促進する。
- 5 農業用排水施設の整備、老朽ため池等の補強、低・湿地地域における排水対策等、農地防災対策及び農地保全対策を推進する。
- 6 浸水想定区域内の要配慮者利用施設への情報伝達体制を確立する。

計画の内容

1 河川

市域内を流下する河川は、いずれも山岳に囲まれた急流河川で、勾配の急な谷筋には降雨等の浸食により形成された土砂れきが堆積しており、豪雨時には下流に流出、氾濫し浸水被害を与えてきた。

これまで、国、県等の関係機関により砂防及び河川改修事業が実施され、整備が進められている段階であり、今後さらに国、県及び水防関係機関と協力して危険箇所の調査、巡視、水防資材の備蓄等を推進する。

砂防河川については、国、県に対し、河川の堰堤、流路工等の砂防工事の推進を図るよう要望する。

2 浸水想定区域内の要配慮者利用施設

- (1) 水位情報や洪水予報等の情報伝達体制を確立する。
- (2) 警戒避難体制の確立、防災体制の整備について指導する。

- (3) 自主防災組織と連携し、災害時を想定した連絡、通報、避難誘導等の防災訓練を実施する。
- (4) 管理者は、防災訓練の実施、避難マニュアルを策定して、警戒避難体制を確立する。

3 水路

市域内には、数多くの用水路を有し、特に山間部の水路は、降雨による急速な流量の増加、土砂の流出による鉄砲水の発生、取水口や水門の管理不足が原因となり、容量を超えた水が用水路に流入することにより、浸水被害が発生している。

そのため施設管理者に、改修を促すと共に周辺住民と協力して計画的な水路改修を推進する。

4 ため池

- (1) 市域内の農業用ため池は、緊急度の高いものから順次補強及び改良工事を実施する。
また、危険度の高いため池は、施設管理者に対し、平時の監視と、豪雨時等災害のおそれのある場合の警戒等を行うよう指導する。
- (2) ため池の諸元、施設の構造、下流の状況等について明記した「ため池カルテ」を整備し、施設の状況について適時確認するとともに、変更が生じた場合は県に報告する。
- (3) 必要に応じ、土のう、杭等の応急資材を準備する。
- (4) 豪雨の発生が予想される場合には、事前に巡回点検を実施する。
- (5) ため池ハザードマップを作成し、住民に周知する。

第26節 農林産物災害予防計画 (農林部)

基本方針

災害により農林業の受ける被害は、温室、畜舎、種栽培施設、果樹支柱等の損壊や立木の倒壊、農林産物貯蔵施設、農林産物加工施設等の各種施設等の損壊が予想される。

また、被害に伴い家畜等の死亡、農林産物の減収等も予想され、これらの被害を予防するため、予防技術対策の充実、森林の整備、生産・加工・流通施設等の安全確保を推進する。

主な取組み

- 1 上伊那農業農村支援センター、上伊那農業協同組合等と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図る。
- 2 農林水産物の生産施設、集出荷貯蔵施設等の安全の確保について、指導徹底を図る。
- 3 県ふるさと森林づくり条例に基づき、県森林づくり指針及び市森林整備計画に基づき、森林の整備を実施する。

計画の内容

- 1 農林産物災害予防
農林産物を各種災害から防護するため、上伊那農業農村支援センター、上伊那農業協同組合等と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図る。
- 2 林産物災害予防
 - (1) 市の森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進する。
 - (2) 県と連携し、林産物生産、流通、加工現場において、事業者が施設管理を適切に行うよう指導又は助言をする。
- 3 技術対策
 - (1) 農林産物を各種災害から防護するため、関係機関と連携し、気象条件に対応した技術指導を行い、万全を期する。
 - (2) 災害発生のおそれがあるときは、関係機関と連携し、凍霜害、雪害、干害、ひょう害、水害、風害、寒害等の予防技術対策の指導徹底を図る。
- 4 凍霜害対策
農林産物を凍霜害から未然に防止するため、4月から5月にかけて、テレビ・ラジオの放送等により、霜の有無、程度、最低気温の予想及び技術指導等の情報を判断し、有線放送、地域安心安全メールを利用して関係者へ周知する。

5 その他の気象災害対策

干ばつ、風水害、雪害、寒害等の予知に努め、規模・程度等に応じた対策の早期の徹底を図る。

6 病虫害防除対策

病虫害防除の徹底をするため、県病虫害防除所の観察又は発生予察に基づき、病虫害防除適期決定の資料を得て、県病虫害防除所に病虫害防除員の配置を要請し、農林産物害虫の防除を行う。

第27節 防災知識普及計画 (危機管理課、教育部、関係各部)

基本方針

防災業務に従事する市職員及び住民に対する災害予防及び災害応急対策等に関する防災知識の普及を実施し、総合的な防災力の向上を図る。

主な取組み

- 1 住民等に対する実践的な防災知識の普及、啓発活動を行う。
- 2 防災上重要な施設の管理者等に対し、防災知識の普及を図る。
- 3 学校における実践的な防災教育を推進する。
- 4 市職員に対する防災知識の普及、防災意識の高揚を図る。
- 5 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を後世に伝えていく。

計画の内容

- 1 住民に対する防災知識の普及
 - (1) 住民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、市ホームページ、防災講話及び各種広報資料等により、次の事項の啓発活動を行う。
 - ア 最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
 - イ 飼い主による家庭動物の同行避難や指定避難所等での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
 - ウ 地震、台風、集中豪雨、洪水、土砂災害、山地災害に関する一般的な知識
 - エ 警報等や避難指示等の意味や内容
 - オ 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動
 - カ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
 - キ 指定緊急避難場所、安全な親類・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
 - ク 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
 - ケ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
 - コ 地震発生時の地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）及び津波に関する知識

- サ 「自分の命は自分で守る」という「自助」の防災意識
 - シ 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識
 - ス 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動に関する知識
 - セ 地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動、応急手当、避難行動、自動車運転の自粛等様々な条件の下で防災上とるべき行動に関する知識
 - ソ 正確な情報入手の方法
 - タ 要配慮者に対する配慮
 - チ 男女のニーズの違いに対する配慮
 - ツ 指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識
 - ツ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - テ 各地域における避難対象地域、土砂災害警戒区域等に関する知識
 - ト 各地域における緊急避難場所、指定避難所及び避難経路に関する知識
 - ナ 各地域における風水害のおそれのない適切な緊急避難場所及び避難経路に関する知識
 - ニ 必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動
 - ヌ 避難生活に関する知識
 - ネ 平常時から住民が実施し得る、概ね3日分の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平時からの対策及び災害時における応急措置の内容や実施方法
 - ノ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施
 - ハ 南海トラフ地震（東海地震を含む）に関する知識
 - (ア) 南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に、南海トラフ地震に関連する情報（臨時）を気象庁が発表するという知識
 - (イ) 南海トラフ地震防災対策推進地域においては、南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発せられた場合にとるべき行動等の知識
 - (ウ) 南海トラフ地震防災対策推進地域においては、南海トラフ地震の発生形態には多様性があるという知識
 - (エ) 東海地震に係る地震防災対策強化地域においては、東海地震に関連する情報、警戒宣言が発せられた場合にとるべき行動等の知識
 - ヒ 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動
 - フ 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するよう努める。
 - ヘ 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて
 - ホ 原子力災害への知識
- (2) 県所有の起震車等を活用した地震体験を行い、防災意識を高め、住民の防災力を向上させる。
- (3) 市防災ハンドブックを活用した情報の提供を行う。なお、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等多様な避難が選択肢としてあ

ること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

ア 「市防災ハンドブック」には、次の情報を記載し住民へ配布する。

- (ア) 指定緊急避難場所・指定避難所の位置及び必要な情報
- (イ) 河川浸水想定区域の情報
- (ウ) 土砂災害警戒区域等の情報
- (エ) 緊急輸送路、防災倉庫・水防倉庫等の情報
- (オ) 活断層の情報

イ 防災の基礎知識、備え等の情報の提供を行う。

- (4) 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。
- (5) 自治会・自主防災組織が作成する「災害時住民支え合いマップ」、「地区別防災カルテ」等の支援を行う。
- (6) 防災ハンドブック、地区別防災カルテの配布にあたっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定する。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知する。
- (7) 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者に対し適切な避難行動に関する理解の促進を図る。
- (8) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。
- (9) 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。
- (10) 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止、大規模広域避難等に関する総合的な知識の普及に努める。
また、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に
に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え、マイ・タイムラインの作成方法等について、普及啓発を図る。
- (11) 住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。
- (12) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。
- (13) 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。
- (14) 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本

的な防災用資材の操作方法等の習熟を図る。また、新型コロナウイルス等感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

- (1) 不特定多数の者が出入りする施設（大規模店舗、旅館等）、危険物を取り扱う事業所、従業員数の多い事業所等に対して、地域別、業種別に防災パンフレットを作成し配布する。また、講習会、講話等を通じ防災知識の普及を図る。
- (2) 市が管理している防災上重要な施設の管理者等に対して、災害時の行動、避難誘導、施設の危険箇所の把握及び対応等の防災知識の普及を行う。

3 市職員等に対する普及

市職員の防災知識、防災意識の高揚を図るため、防災訓練、防災に関する研修、講習会等を実施して、次の事項を普及啓発する。

- (1) 自然災害の知識
- (2) 自然災害時の対応の知識
- (3) 市職員の役割
- (4) 自然災害への対策の知識
- (5) 自然災害対策への取り組みの課題
- (6) 地震の基礎知識
- (7) 地震発生時の対応の知識
- (8) 原子力災害への知識

4 学校等における防災教育の推進

- (1) 保育園・学校においては、大規模災害にも対処できるように、地域や関係機関と連携したより実践的な防災訓練を実施する。
- (2) 児童生徒等の発達段階に応じて、自らが安全を確保する行動、集団や地域の安全に協力できる知識や能力を養うため、次の事項について指導を行う。
 - ア 防災の基礎知識
 - イ 自らの命を守るための具体的な避難行動
 - ウ 災害時の対応（登下校中、在宅中）
 - エ 児童生徒等に直接関係する危険箇所の周知
 - オ 要配慮者への対応
 - カ 過去の災害を学び、地域の防災環境を把握
- (3) 教職員に、次の事項を重視した防災研修会等を実施して、安全意識・防災意識の高揚を図る。
 - ア 校内、通学路等の危険箇所の確認
 - イ 児童生徒の避難誘導方法及び避難道の確認
 - ウ 風水害への対応（知識）
 - エ 地震災害への対応（知識）

- オ 保護者への連絡体制及び児童生徒の引き渡し要領
- カ 指定避難所が開設された場合の役割
- キ 原子力災害への対応（知識）

5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第28節 防災訓練計画 (危機管理課、関係各部)

基本方針

災害応急対策の適切かつ迅速な対応及び防災意識の普及高揚を図るため、関係機関及び防災組織等に協力を要請し訓練を行う。

主な取組み

- 1 実践的、効果的な訓練の実施とその評価
 - (1) 想定の設定・訓練項目を選別し実践的な訓練を計画する。(訓練進行上からの必要性に捕らわれた訓練、見せるための訓練を行わない。)
 - (2) 訓練で判明した問題点の分析、訓練の評価を行い、課題等を明らかにし、訓練の在り方、防災に関するマニュアル等の見直しを行い、実効性ある防災組織を確立する。
- 2 年間を通じた計画的訓練の推進
 - (1) 総合防災訓練の実施(年1回以上)
 - (2) 防災関係者の災害対応能力(判断能力)及び組織的な災害対応能力の向上を図るため、年間を通じて各種図上訓練を計画的に実施する。
 - (3) 自主防災組織の訓練実施の推進

計画の内容

- 1 防災訓練の種別
 - (1) 総合防災訓練

訓練種目と重点項目を明確にし、地震災害、風水害(台風・土砂災害等)、火山災害、原子力災害等を想定した訓練シナリオ作成し、個別訓練の全種目を同時に実施する訓練とする。
 - (2) 個別訓練
 - ア 情報収集・伝達訓練

自主防災組織が災害時の情報収集及び伝達を適切かつ迅速に行うための訓練を実施する。
 - イ 給水訓練

関係機関の連携及び協力を得て、円滑な給水活動を行うための訓練を実施する。
 - ウ 救助・救護訓練

関係機関、自主防災組織と協力、共同して、迅速な救助・救護活動を行うための訓練を実施する。
 - エ 感染症予防訓練

医療関係機関の協力を得て、計画的に訓練を実施する。
 - オ 避難誘導訓練(要配慮者の安否、避難を含む。)

事業所、自主防災組織を単位に避難誘導訓練を実施する。

カ 水防訓練

水防計画に基づき、水防管理者（市長）が訓練計画を策定し、関係機関の協力により訓練を実施する。

キ 消防訓練

迅速な消防活動を行うため、消防関係機関、自主防災組織の協力を得て、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防御訓練、消火訓練、救助・避難誘導訓練等を実施する。

ク 非常無線通信訓練

災害時に公衆電話回線、有線電話等の通信不能を想定して、無線施設を有する機関及びアマチュア無線資格者等の協力を得て、通信確保のための訓練を実施する。

ケ 非常参集及び災対本部設置訓練

災害時に迅速かつ円滑に市職員の参集及び災対本部の設置を行うため、訓練を抜き打ち的に行い市職員の危機管理能力を高める。

コ 応急復旧訓練

関係機関の連携及び協力を得て、計画的に訓練を実施する。

サ 炊き出し訓練

自治会・自主防災組織が中心となり、計画して訓練を実施する。

シ 避難所開設・運営訓練

自治会・自主防災組織及び市職員（指定避難所初動対応職員、運営職員）が協力して、訓練を実施する。

ス 図上訓練

年間を通じて、各種の図上訓練計画し、市職員の災害対応能力（判断能力）の向上を図るため実施する。

(3) 災害バイク隊の訓練

年間を通じて、各種の訓練を計画し、情報収集・情報伝達能力及び走行技術等を向上させるとともに隊員の安全を確保し、即応体制を維持するための訓練を実施する。

2 実践的な訓練と訓練評価の実施

(1) 実践的な訓練

ア 具体的な訓練目標の設定

イ 明確な被害想定の設定

ウ 要配慮者への対応

エ 訓練環境の整備（参加人員、訓練時期・時間、資器材）

オ 状況に応じた判断力の養成

カ 学校、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練

キ 避難行動要支援者避難個別計画による防災訓練など、地域の支え合う力を常に発揮できる訓練

ク 新型コロナウイルス等感染症の拡大のおそれがある状況下で、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練

(2) 訓練評価の実施

訓練実施団体は、訓練実施後に訓練の評価を実施し、課題を明らかにして、次回の訓練に反映させる。

3 住民及び事業所等が実施する計画

住民及び事業所等は、市・自主防災組織が実施する訓練に積極的に参加する。また、事業所等においては、自ら防災訓練を計画して実施する。

第29節 災害復旧・復興への備え (危機管理課、総務部、関係各部)

基本方針

災害後の復興活動を円滑・迅速に行うために、平常時から復旧の基礎となるデータの保存・バックアップ体制を構築するとともに、災害復旧用資材の供給体制を整備する。

主な取組み

- 1 災害廃棄物の発生への対応体制を整備する。
- 2 大規模災害を想定したデータの保存・バックアップ体制を構築する。
- 3 災害復旧用資材の整備にあたっては、各業界の組合等の協力を得て供給体制を構築する。
- 4 罹災証明書の発行体制の整備を行う。

計画の内容

- 1 災害廃棄物の発生への対応
 - (1) 建築物の耐震化の推進による災害廃棄物の軽減
 - ア 耐震診断の受診の啓発
 - イ 耐震補強の啓発
 - (2) 大量の災害廃棄物の発生に備え、「資料 58 一般廃棄物（産業廃棄物）の仮置き場一覧表」を基準に用地を確保し、処理体制を整える。
 - (3) 災害廃棄物対策指針等に基づき、県の災害廃棄物処理計画と整合した災害廃棄物処理計画を策定する。
 - (4) 災害時に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。
 - (5) 県と連携し、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。
- 2 データの保存・バックアップの構築
 - (1) 災害復興には、地籍、建物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面等のデータが必要となるため、これらのデータが消失した場合を想定し、被災を回避するため、データの複製、データの別途保存等の処置を行う。
 - (2) 重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を保存・バックアップを行う。
 - (3) 市が保管している公図等の写しの保存・バックアップを行う。

3 災害復旧用資材の供給体制の構築

災害復興のためには、復旧用資材の供給及び価格の安定を図るため、平常時より各業界等との災害時応援協定を締結し、供給体制を確保する。

4 罹災証明書の発行体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受け入れ態勢の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

第30節 自主防災組織等の育成に関する計画 (危機管理課)

基本方針

地震災害、火災等が広域又は多方面に発生した場合は、防災行政関係機関の対応には限界があり、自分の地域は「自分で守るという」という理念に基づき、地域住民等による自主防災組織の充実を行って、被害の軽減を図ることが極めて重要である。

事業所は、地域社会の一構成員としての社会的責任を自覚し、防災組織等を充実・強化し、地域の自主防災組織と相互に協力、連携して、地域の防災体制を整えることが必要である。

主な取組み

- 1 自主防災組織の充実・強化を促進する。
- 2 住民に自主防災組織への参加を啓発する。
- 3 自主防災組織の活動環境を整備し、活動の場を確保する。
- 4 自主防災組織リーダーへの研修等を通じ、組織の活性化を促進する。
- 5 自主防災組織相互の応援体制を確立するための指導を行う。
- 6 地区防災計画、地域タイムライン、災害時住民支え合いマップの作成を推進する。
- 7 住民の防災士資格取得について支援を行う。

計画の内容

- 1 住民等の自主防災組織の育成
 - (1) 被害の拡大防止を図るため、行政機関及び消防機関との連携した防災活動を効率的に行うため、自主防災組織の充実・強化を図る。
 - (2) 自主防災組織の活動内容
 - ア 平常時の活動
 - (ア) 住民に防災知識及び自主防災組織の活動内容の普及を図る。
 - (イ) 防災訓練の実施（情報収集及び伝達、初期消火、避難誘導、救助・救護等）
 - (ウ) 地域の危険箇所の点検確認、防災ハンドブックの作成
 - (エ) 地域の要配慮者の情報収集（プライバシーに対する配慮が必要）
 - (オ) 防災資材の整備・点検、操作法の習得
 - イ 非常時の活動
 - (ア) 情報収集及び伝達
 - (イ) 出火防止、初期消火
 - (ウ) 避難誘導活動
 - (エ) 救助・救護の実施及び協力
 - (オ) 給食給水活動（炊き出し等）

(カ) 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設・運営・管理

2 活動環境の整備

- (1) 住民の防災意識の向上を図るため、防災に関する研修会、講習会を開催する。
- (2) 自主防災組織の資材の整備を推進するため、消防防災施設整備費補助事業等の充実を図る。
- (3) 自主防災組織が活動する場を確保するため、既存の施設（公園、広場等）を活用し、防災活動の拠点としての整備を推進する。
- (4) 自主防災組織連絡会を組織し、情報の共有及び連携を図り個々の組織の防災力を高める。
- (5) 地域防災力の向上のため活動する防災士を確保するため、市防災士養成事業を推進する。

3 防災組織等の活性化

- (1) 自主防災組織のリーダーに対する教育、研修、地域住民に対する出前講座等を実施し、組織の活性化を図るとともに、地域住民に対して自主的な防災活動の普及拡大を図る。
また、県自主防災アドバイザー等防災知識を持つ主体と連携し、自主防災組織の活性化を図る。
- (2) 県が開催する研修等に参加し、自主防災組織等に対して育成強化を図ることができる体制づくりを進める。
- (3) 自主防災組織の活動が、男女共同参画の視点を反映した活動となるよう、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画からの防災・復興ガイドライン（内閣府 2020）」等に基づき、女性リーダーの育成及び女性の意思決定の場への参画等に努める。また、自主防災組織の育成、強化のために研修等を実施する場合には、男女共同参画の視点からの災害対応について理解を深める内容を盛り込む。

4 各防災組織相互の協調

- (1) 自主防災組織間及び事業所の防災・防犯組織等との連携を図り、相互の応援体制を構築する。
- (2) 自主防災組織と消防団の連携を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

5 地区防災計画

- (1) 市は、自主防災組織及び事業者等から地区防災計画の提案が行われた場合は、その必要があると認めるときは、地区防災計画の作成について指導する。
- (2) 地区防災計画に素案に含める事項
 - ア 計画の対象範囲
 - イ 活動組織の体制
 - ウ 情報伝達の体制
 - エ 地区内の一時集合場所の選定（指定）
 - オ 地区内の指定緊急避難場所（避難所、避難地）の指定
 - カ 避難経路の選定
 - キ 地区内の危険箇所の把握
 - ク 要配慮者の支援要領

- ケ 住民台帳の作成（安否確認）
- コ 他組織等との協力体制
- サ 防災訓練計画
- シ 防災資材（備蓄）

第31節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進 (危機管理課)

基本方針

一定の地区内の居住者及び事業者が、「自助」・「共助」の精神に基づき、市と連携して、自発的に地区における防災活動を担う例もあることから、これらの自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、各地区の特性に応じて、コミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」を市地域防災計画に定める。

主な取組み

住民等の提案により市地域防災計画に地区防災計画を定め、地域の防災力向上に努める。

計画の内容

1 地区防災計画の目的

地区防災計画は、地区居住者等が共同して行う防災活動に関する計画であり、市等が活動の中心となる市地域防災計画とコミュニティが中心となる地区防災計画とが相まって地域における防災力の向上を図るものである。

なお、地区防災計画は、「自助」・「共助」の精神に基づく自発的な防災活動を促進し、各地区の特性に応じて、ボトムアップ型で地域における防災力を高めることを目的としており、地区居住者等がより主体的に、計画策定段階から積極的に参加することが求められる。

2 市地域防災計画への位置づけ

市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

また、地区居住者の参加の下、地域防災力の充実強化のための具体的な事業に関する計画を定める。

なお、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

3 住民及び事業者からの提案方法

市内の一定の地域内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができ、市と連携して防災活動を行う。

第3 2節 企業防災に関する計画 (商工観光部)

基本方針

企業は、災害時に、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生等、多岐にわたる企業の果たす役割が求められる。

各企業において、これらの重要性を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の被害軽減方策の検討や耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となる。

主な取組み

- 1 施設・設備の点検、保守、補強を定期的・計画的に実施し、安全性の向上を図る。
- 2 災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定する。
- 3 防災訓練を実施し、企業及び地域の防災力を向上させる。

計画の内容

- 1 県と連携して、企業の事業継続計画（BCP）の策定等の取組みに資する情報提供等を行い、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。
- 2 県と連携して、防災講座等の啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図り、企業の防災力向上を促進する。
- 3 中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、BCP等事業継続力強化支援計画の策定支援に努める。
- 4 企業を地域コミュニティーの一員としてとらえ、地域住民と共に積極的に防災活動に参加するよう啓発し、防災意識の向上及び地域との連携体制を作る。
- 5 要配慮者利用施設の所有者または管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

- 6 企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定を推進する。
- 7 企業は、社屋内外の耐震化・安全化を推進し、事業所の耐震化、強風による屋根材等の飛散・落下や建築物の損壊、看板等の飛散・転倒を抑制すると共に、防災体制の整備、防災訓練の実施、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県、市等との協定の締結や、防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。
- 8 企業は、組織力を生かし自主防災組織の活動に協力して、地域社会の安全性の向上を推進する。
- 9 企業は、防災資材、非常用品の備蓄（水、食料等）し、災害時の従業員及び顧客の安全確保、安否確認等の対策を推進する。
- 10 企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。
- 11 企業は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないようにする。また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

第33節 ボランティア活動の環境整備 (保健福祉部、社会福祉協議会)

基本方針

県、日本赤十字社県支部、県社会福祉協議会、市社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関と相互に連携して、災害時にボランティア活動が被災者のニーズに応じて円滑に行われるよう、必要な環境整備を図る。

主な取組み

- 1 ボランティアの事前登録を、市社会福祉協議会、日本赤十字社県支部等において実施する。
- 2 防災ボランティア活動の環境整備を推進する。
- 3 災害時におけるボランティアからの支援の在り方やボランティアとの連携体制について検討する。
- 4 国内の主要な災害ボランティア団体との連携体制の構築に努める。
- 5 ボランティアグループ及びボランティア団体との連携を図るため、連絡協議会等を設置する。
- 6 ボランティアコーディネーターの養成を推進する。

計画の内容

1 受け入れ体制の整備

(1) 事前登録の推進

災害時の多様なボランティアニーズに対応するため、ボランティア希望者、団体等の事前登録を推進し、円滑な受け入れ、活動の調整等を行う環境を整える。

(2) 防災ボランティア活動の環境整備

ア 平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、NPO・ボランティア等と協力して、災害時のボランティアとの連携について検討する。

イ 防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者のボランティアニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

ウ 社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

エ 社会福祉協議会と平常時から相互に協力し、防災訓練等を通じて、災害ボランティアセ

ンターの設置・運営における連携体制を整える。

(3) ボランティア団体間の連携

国内の主要な災害ボランティア団体やボランティア関係団体、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）と連携し、ボランティアグループ・団体相互間の連携を深めるため連絡会議等の設置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修を実施する。

2 人材の育成

(1) 人材の育成

災害ボランティア活動のリーダー（防災士）の養成及びボランティア活動の需要と供給の調整を行う災害ボランティアコーディネーターの養成を推進する。

(2) 啓発活動

ボランティア意識の高揚を図るため、防災とボランティアの日（1月17日）及び防災とボランティア週間（1月15日～17日）の諸行事を通じた啓発活動を行う。

3 活動支援体制の整備

災害時に迅速にボランティア活動が機能するため、活動拠点、必要な資材の提供等、ボランティアが活動しやすい環境づくりの条件を整える。

第34節 災害対策基金等積立及び運用計画 (総務部)

災対法第101条（地方公共団体の災害対策基金）の規定により、財政事情を勘案し、災害対策基金として剰余金の積極的な積立を行う。（市財政調整基金）

災害時に備え、財政調整基金の維持、運営を図る。

第35節 災害に関する調査研究の推進 (危機管理課、上伊那広域消防本部、関係各部)

基本方針

国等が行う観測施設の設置等に積極的に協力し、市内の防災に関するデータの累積を行う。

また、信州大学等の教育機関及び防災関係各機関と連携し、科学的な調査研究を行い、総合的な防災対策を実施する。

主な取組み

- 1 県及び防災関係機関等と協力し、風水害に関する情報を収集し整理等を行う。
- 2 県及び防災関係機関等と協力し、活断層、地質の調査、地震に関する情報の収集及び整理等を推進する。

計画の内容

- 1 地域の災害の特性及び災害危険性を科学的・総合的に把握するため、防災アセスメントを実施する。
- 2 国、県が行う活断層の調査研究、観測施設の設置等に積極的に協力し、市内のデータを累積する。
- 3 信州大学と連携し、災害に係る各種研究と調査を行う。
- 4 過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する各種資料を広く収集・整理し、保管するとともに防災講話等を通じて、住民に広く公開する。

第36節 二次災害の予防計画 (市民生活部、農林部、商工観光部、建設部)

基本方針

災害時に被害を最小限に抑えるためには、発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、平常時から関係機関との連携及び協力の体制を推進する。

主な取組み

- 1 建築物や宅地に係る二次災害予防のため、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地応急危険度判定士（以下「応急危険度判定士」という。）の受け入れ、活動体制を整える。
また、構造物の二次災害予防のため体制の整備等を行う。
- 2 危険物等に係る二次災害防止のための措置を講じる。
- 3 災害時の流木発生を予想した対策を図る。
- 4 河川及び道路等の施設整備を図り、二次災害予防のための措置を講じる。
- 5 河川浸水想定区域・土砂災害警戒区域等の把握及び緊急点検体制の整備を推進する。

計画の内容

- 1 建築物、宅地、構造物に係る二次災害予防対策
 - (1) 各種計画により、二次災害を予防するための整備を図る。
 - (2) 被災時に応急危険度判定を行う応急危険度判定士の受入体制を整える。
- 2 危険物施設等に係る二次災害予防対策（上伊那広域消防本部）
 - (1) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
 - (2) 立入検査の実施及び指導の強化
 - (3) 防災応急対策用資材等の整備についての指導
 - (4) 自衛消防組織の強化についての指導
 - (5) 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進についての指導
- 3 河川施設等の二次災害予防対策
 - (1) 河川管理施設の耐震性を推進する。
 - (2) 二次災害を防止するため、現在工事中の箇所及び危険箇所等を事前に把握する。
- 4 河川浸水想定区域・土砂災害警戒区域等内の施設に係る二次災害予防対策
 - (1) 二次災害予防のため、河川浸水・土砂災害の危険性が予想される施設等の対策を行う。

- (2) 災害時に、関係機関との連絡体制を確立して、迅速に緊急点検が実施できる体制を整える。
- (3) 災害時の情報収集及び警戒避難体制の整備を図る。
- (4) ダムアップの決壊による二次災害を防止するため、スリット型ダムやえん堤等の設置を国・県に要望する。

第37節 観光地の災害予防計画 (商工観光部)

基本方針

観光地の災害対策については、地理状況に不案内な観光客が多数存在する状況にあるため、地域住民による自主防災組織での応援体制の整備を図る。

また、近年増加している外国人旅行者について防災対策の一層の充実を図る。

主な取組み

- 1 市、県、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、災害時の観光客の安全確保策を推進する。
- 2 外国人旅行者のために、避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化や情報提供体制の整備など災害時の防災環境づくりに努める。

計画の内容

- 1 観光地での観光客の安全確保
 - (1) 観光地での災害時の市、県、関係機関及び関係団体間の連絡体制を整備する。
 - (2) 観光地の自治組織、観光施設の管理者に働きかけ、自主防災組織を設置し、災害時の観光客への避難体制を整備する。
 - (3) それぞれの観光地に起こりうる災害を想定し、組織体制、連絡体制、防災設備、通信設備の整備や避難訓練を行う。
 - (4) 観光施設の管理者は、観光客の安全対策として、観光客が安全かつ迅速に避難できる場所及び経路の確保、災害時の安全確保を推進する。
 - (5) 観光施設の管理者は、孤立に備えた通信手段、資材、食料等の備蓄に努める。
- 2 外国人旅行者の安全確保策
 - (1) 災害時に外国人旅行者へ避難場所や避難経路を周知するため、避難経路標識の簡明化、多言語化を推進する。
 - (2) 関係機関、関係団体等と連携し、外国人旅行者に対する情報提供体制の整備を行う。
 - (3) 観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導體制の整備や非常用電源の確保を図る。
 - (4) 観光施設の管理者は、施設内の避難経路標識に外国語の併記や外国語版の防災パンフレットを作成するなど外国人旅行者の災害時安全確保を推進する。
 - (5) 駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化など外国人旅行者に配慮した情報提供体制、避難誘導體制の整備、非常用電源の確保を図る。

第38節 雪害予防計画 (建設部、関係各部)

基本方針

市域内では、降雪による被害は比較的少なく、まれに見られる大雪により、一時的に交通及び電気・通信施設に被害を及ぼすため、交通及び電気・通信の確保を重視して、雪害予防対策を行う。また、住民に対しては、雪害に関する知識の普及及び除雪への協力の啓発を行い、被害の未然に防ぎ軽減を図る。

主な取り組み

- 1 冬期道路交通確保のため、迅速かつ適切な除雪体制を整える。
- 2 除雪活動に影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行う。
- 3 電力供給の安定確保を図る。
- 4 雪害時の医療を確保するための体制の整備を図る。
- 5 農林産物の雪害を防ぐための技術指導及び普及・啓発を行う。
- 6 住民に、雪害・除雪に関する知識について普及・啓発を行う。

計画の内容

- 1 道路交通の確保
 - (1) 除雪機械力の整備及び凍結防止薬剤等の確保を図り、交通量の多い通勤通学路、バス路線等の特に重要な市道について、除雪指定路線として建設業者と除雪作業等の業務委託契約を結び、降雪時の迅速な除雪作業を確保する。
 - (2) 豪雪時に病院、学校などへのアクセス道路、バス路線を確保するため、迅速かつ適切な除雪活動を実施するため、隣接市町村及び関係機関と調整を行い除雪優先道を選定する。
 - (3) 除雪活動の障害となる支障木の伐採等の対策を行う。
 - (4) 人家の連続した地域の市道の除雪
 - ア 住民は、相互に協力して、近隣道路の除雪を行い、生活道路の確保を図る。また、要配慮者への除雪支援について、平時、その方法を確認しておく。
 - イ 人家の連続した地域の市道については、地元住民の協力を得て、地元住民が自主・主体的に除雪作業を行えるよう、あらかじめ地域の住民団体との協力関係を確立する。
 - (5) 住宅周辺等の道路の除雪

住民に対しては、住宅周辺等の道路の除雪は、自主的に行うよう呼びかけるとともに排雪所の周知を図る。
- 2 電気・通信の確保

電気と通信は、地域住民の日常生活の安定と産業経済活動に欠くことのできないものであるた

め、電力会社及び通信機関の協力により電気・通信の確保を図る。

3 医療の確保

降雪による交通輸送が困難となる場合を予想し、平常時より次の対策を実施する。

- (1) へき地診療所整備事業
- (2) 患者輸送車整備事業

4 農林物産対策計画

雪害による農林物産の被害を防ぐため、生産者等に対する適切な技術指導を行う。

5 授業の確保

- (1) 降雪時の児童生徒等の安全な通学を確保し、安心して学習に専念できる体制を確保する。
- (2) 防災計画等に基づき、適切な対策を講じる。

6 雪害・除雪に関する知識の普及・啓発

雪害は、降雪・積雪の状況、気温等からある程度その発生を予測ことができるため、住民の適切な活動と住民相互の支え合いにより被害を未然に防ぎ軽減することが可能なため、「防災講座」等を通じて、知識の普及・啓発を行う。

7 自治会等の行う除雪

- (1) 身近な生活道及び消火栓・防火貯水槽周辺の除雪区域については、自治会等が区割りを行い除雪を実施する。
- (2) 住宅周辺等の除雪は、住民が自主的に除雪を行う。
- (3) 自力での除雪が困難な要配慮者等の世帯の除雪は、地域で協力できる体制を整える。
- (4) 水路への排雪は行わない。

令和6年（第23回修正）

第3章 応急活動組織体制

第1節 非常参集職員の活動体制

基本方針

各機関は、災害時に災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところにより、その活動体制に万全を期する。

この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて災害応急対策活動に協力する。

主な活動

災害時、市職員による迅速な配備活動を行い、災害の状況により災対本部を設置し災害に対応する。

活動の内容

第1 体 制

災害時は法令又は市地域防災計画の定めるところにより、市職員の迅速な配備体制をとり、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、及びその他関係防災機関の協力を得て、その所掌に係る災害応急対策を速やかに実施するため、状況により災対本部の設置等を行う。

1 活動体制

(1) 災害応急対策のため、状況に応じて次の表に示す活動体制をとる。

ア 風水害

災害区分	配備体制	参集発表基準	体制・会議	対応・目標	活動体制決定者
風水害	警戒配備	・大雨、洪水、暴風、暴風雪・大雪警報が発表されたとき。	—	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集、こまめな情報発信 関係機関との連絡調整 状況の変化を想定し、体制整備 局所的、小規模事象に対応 避難場所、避難支援体制を検討 	危機管理監
	第1配備	<ul style="list-style-type: none"> 大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、噴火警報が発表され被害が予想されるとき。 台風による被害が予想されるとき。 河川管理者等からホットライン（大雨特別警報発表・異常洪水時防災操作予告・氾濫危険水位超過予測）の伝達があったとき 	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策連絡会議 開催者：危機管理監 警戒本部 決定者：市長 	<ul style="list-style-type: none"> 警戒レベル3「高齢者等避難」が出せる状態 指定避難所の開設・運営できる状態 関係機関・施設の状況を確認 	危機管理監
	第2配備	<ul style="list-style-type: none"> 市内に相当規模の災害が発生、または発生するおそれがあるとき。 災害の規模が拡大するおそれがあるとき。 	<ul style="list-style-type: none"> 災対本部 決定者：市長 	<ul style="list-style-type: none"> 警戒レベル4「避難指示」が出せる状態 避難所運営ができるまた増設の準備 避難行動支援（広報活動等） 避難行動要支援者対応 備蓄、支援物資整備、供給対策 	市長 危機管理監
	第3配備	<ul style="list-style-type: none"> 局地的に甚大な被害が発生したとき。 市内広域的に被害が発生したとき。 災害救助法が適用されたとき。 		<ul style="list-style-type: none"> 正確な情報収集、積極的な情報発信 被害状況確認 インフラ等の応急処置 関係機関・施設の状況確認及び情報伝達 被災者支援（生活再建）の体制を構築 建物、宅地の応急危険度判定、被害認定調査（罹災証明発行）の体制を構築 廃棄物処理の体制を構築 	

イ 地震

災害区分	レベル	参集発表基準	体制・会議	対応・目標	活動体制決定者
地震	警戒配備	・震度4の地震が発生したとき。	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策連絡会議 警戒本部 開催者：危機管理監 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集（被害状況確認）・情報発信 関係機関・施設の状況確認 	自動参集
		・南海トラフ地震即時情報が発表されたとき。			
	第1配備	・震度5弱の地震が発生したとき。	<ul style="list-style-type: none"> 災対本部 決定者：市長 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集（被害状況確認） 通信確保 積極的な情報発信（広報活動） 関係機関・施設の状況確認 救助活動 避難行動支援 避難行動要支援者対応 避難指示・警戒区域の設定 園児児童生徒の安全確保 指定避難所の開設・運営 備蓄、支援物資整備、供給（輸送）対策 災害時応援協定の活用 インフラ等の応急処置 被災者支援（生活再建）の体制を構築 建物、宅地の応急危険度判定、被害認定調査（罹災証明発行）の体制を構築 廃棄物処理の体制を構築 受援体制構築 災害ボランティアの受け入れ 	
		・南海トラフ地震即時情報（調査中）が発表されたとき。			
第2配備	・震度5強の地震が発生したとき。	<ul style="list-style-type: none"> 災対本部 決定者：市長 			
	・南海トラフ地震即時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。				
第3配備	<ul style="list-style-type: none"> 震度6弱以上の地震が発生したとき。 甚大な被害が発生し応急対策を必要とするとき。 南海トラフ地震即時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> 災対本部 決定者：市長 			

(2) 配備基準

- ア 総合支所・各部の長は、情報連絡室要員を事前に指名しておく。
- イ 各課等の長は、活動体制に応じた参集指定係長・職員を事前に指名しておく。
- ウ 各課等の長は、活動体制に応じて非常勤職員の配備が必要な場合は参集させる。

配備区分		配備体制				
		警戒体制	第1配備	第2配備	第3配備	
総務部	危機管理監		●	●	●	●
	危機管理課	課長	●	●	●	●
		係長	●	●	●	●
		職員	●	●	●	●
	総務部長			●	●	●
	情報連絡要員（2名）				●	●
	総務課	課長	●	●	●	●
		指定係長・職員	●	●	●	●
		係長	▲	●	●	●
		職員			●	●
秘書広報課	課長		●	●	●	
	指定係長・職員	▲	●	●	●	
	係長		●	●	●	
	職員			●	●	
財政課	課長		●	●	●	
	指定係長・職員		●	●	●	
	係長			●	●	
	職員				●	
	指定避難所運営職員		●	●	●	
契約課	課長		●	●	●	
	係長			●	●	
	職員				●	
	指定避難所運営職員		●	●	●	
徴収対策室	室長		●	●	●	
	係長			●	●	

●：参集（風水害は原則メール等で指示/地震は自動参集）
▲：警戒体制（警報発表当）、危機管理課からの指示により配備
※第一配備（警戒本部等設置）以降は、全職員自宅待機

配 備 区 分		配 備 体 制				
		警戒体制	第1配備	第2配備	第3配備	
企 画 部	企画部長			●	●	●
	情報連絡要員（2名）				●	●
	企画政策課	課長		●	●	●
		指定係長・職員		●	●	●
		係長			●	●
		職員				●
		指定避難所運営職員		●	●	●
	地域創造課	課長		●	●	●
		指定係長・職員		●	●	●
		係長			●	●
		職員				●
		富県支所			●	●
		美篤支所			●	●
		手良支所			●	●
		東春近支所			●	●
		西箕輪支所			●	●
		西春近支所			●	●
		指定避難所運営職員		●	●	●
	情報政策推進課	課長		●	●	●
		指定係長・職員	▲	●	●	●
係長			●	●	●	
職員				●	●	
文 化 ス ポ ー ツ 部	文化スポーツ部長			●	●	●
	情報連絡要員（1名）				●	●
	文化交流課	課長		●	●	●
		指定係長・職員		●	●	●
		係長			●	●
		職員				●
	スポーツ課	課長		●	●	●
		指定係長・職員		●	●	●
		係長			●	●
		職員				●

●：参 集（風水害は原則メール等で指示/地震は自動参集）
▲：警戒体制（警報発表当）、危機管理課からの指示により配備
※第一配備（警戒本部等設置）以降は、全職員自宅待機

配 備 区 分		配 備 体 制				
		警戒体制	第1配備	第2配備	第3配備	
市 民 生 活 部	市民生活部長			●	●	●
	情報連絡要員（2名）				●	●
	課 長	課 長		●	●	●
		指定係長・職員		●	●	●
	係 長	係 長			●	●
		職 員				●
	市 民 課	課 長		●	●	●
		指定係長・職員		●	●	●
		係 長			●	●
		職 員				●
		指定避難所運営職員	▲	●	●	●
	税 務 課	課 長		●	●	●
		指定係長・職員		●	●	●
		係 長			●	●
		職 員				●
指定避難所運営職員		▲	●	●	●	
保 健 福 祉 部	保健福祉部長			●	●	●
	情報連絡要員（2名）				●	●
	社 会 福 祉 課	課 長		●	●	●
		指定係長・職員		●	●	●
		係 長		●	●	●
		職 員		●	●	●
		指定避難所運営職員		●	●	●
	福 祉 相 談 課	課 長		●	●	●
		指定係長・職員		●	●	●
		係 長		●	●	●
		指定避難所運営職員		●	●	●
	子 育 て 支 援 課	課 長		●	●	●
		指定係長・職員		●	●	●
		係 長			●	●
		職 員			●	●
指定避難所初動対応職員			●	●	●	
指定避難所運営職員			●	●	●	

●：参 集（風水害は原則メール等で指示/地震は自動参集）
▲：警戒体制（警報発表当）、危機管理課からの指示により配備
※第一配備（警戒本部等設置）以降は、全職員自宅待機

配 備 区 分			配 備 体 制			
			警戒体制	第1配備	第2配備	第3配備
保 健 福 祉 部	健康推進課	課 長		●	●	●
		指定係長・職員		●	●	●
		係 長		●	●	●
		職 員			●	●
		指定避難所運営職員		●	●	●
農 林 部	農林部長			●	●	●
	参事			●	●	●
	情報連絡要員（2名）				●	●
	農政課	課 長		●	●	●
		係 長		●	●	●
		職 員				●
		指定避難所運営職員		●	●	●
	農地集約課	課 長		●	●	●
		係 長		●	●	●
		職 員				●
	農業委員会	課長		●	●	●
		係 長		●	●	●
		職 員				●
	50年の森推進室	課 長		●	●	●
		係 長		●	●	●
職 員					●	
商 工 観 光 部	商工観光部長			●	●	●
	参事			●	●	●
	情報連絡要員（2名）				●	●
	商工振興課	課 長		●	●	●
		指定係長・職員		●	●	●
		係 長			●	●
		職 員				●
		指定避難所運営職員（物資担当）		●	●	●
	産業立地推進課	課 長		●	●	●
		指定係長・職員		●	●	●
係 長				●	●	
職 員					●	
指定避難所運営職員（物資担当）			●	●	●	

●：参 集（風水害は原則メール等で指示/地震は自動参集）
▲：警戒体制（警報発表当）、危機管理課からの指示により配備
※第一配備（警戒本部等設置）以降は、全職員自宅待機

配 備 区 分			配 備 体 制			
			警戒体制	第1配備	第2配備	第3配備
商 工 観 光 部	観光課	課長		●	●	●
		指定係長・職員		●	●	●
		係長			●	●
		職員				●
		指定避難所運営職員(物資担当)		●	●	●
	高遠商工観光課 ※高遠町総合支所	課長		●	●	●
		係長		●	●	●
		職員				●
	南アルプス課 ※長谷総合支所	課長		●	●	●
		係長		●	●	●
		職員				●
	建 設 部	建設部長			●	●
参事			●	●	●	
情報連絡要員(2名)				●	●	
建設課		課長		●	●	●
		指定係長・職員		●	●	●
		係長			●	●
		職員			●	●
管理課		課長		●	●	●
		指定係長・職員		●	●	●
		係長			●	●
		職員			●	●
都市整備課		課長		●	●	●
		指定係長・職員		●	●	●
		係長			●	●
		職員			●	●
伊駒アルプスロード 推進室		課長		●	●	●
		係長			●	●
	職員			●	●	

●：参 集（風水害は原則メール等で指示/地震は自動参集）

▲：警戒体制（警報発表当）、危機管理課からの指示により配備

※第一配備（警戒本部等設置）以降は、全職員自宅待機

配 備 区 分		配 備 体 制					
		警戒体制	第1配備	第2配備	第3配備		
水 道 部	水道部長			●	●	●	
	情連絡要員（2名）				●	●	
	水道業務課	課 長		●	●	●	
		指定係長・職員		●	●	●	
		係 長			●	●	
		職 員			●	●	
	水道整備課	課 長		●	●	●	
		指定係長・職員		●	●	●	
		係 長			●	●	
		職 員			●	●	
	会 計 課	会計管理者			●	●	●
		情報連絡要員（1名）				●	●
会計課		指定係長・職員		●	●	●	
		係 長			●	●	
	職 員				●		
教 育 委 員 会 事 務 局	次長			●	●	●	
	情報連絡要員（2名）				●	●	
	学校教育課	課 長		●	●	●	
		指定係長・職員		●	●	●	
		係 長			●	●	
		職 員				●	
		指定避難所運営職員		●	●	●	
	子ども相談室	室 長		●	●	●	
		係 長			●	●	
		職 員				●	
	生涯学習課	課 長		●	●	●	
		指定係長・職員		●	●	●	
係 長				●	●		
職 員					●		
指定避難所運営職員			●	●	●		
市誌編さん室	室 長		●	●	●		

●：参 集（風水害は原則メール等で指示/地震は自動参集）

▲：警戒体制（警報発表当）、危機管理課からの指示により配備

※第一配備（警戒本部等設置）以降は、全職員自宅待機

配 備 区 分		配 備 体 制			
		警戒体制	第1配備	第2配備	第3配備
監査・公平・ 固定審事務局	局 長		●	●	●
	係 長			●	●
	職 員				●
	情報連絡要員(1名)			●	●
議会事務局	局 長		●	●	●
	次 長		●	●	●
	係 長			●	●
	職 員				●
	情報連絡要員(1名)			●	●

- ：参 集（風水害は原則メール等で指示/地震は自動参集）
▲：警戒体制（警報発表当）、危機管理課からの指示により配備
※第一配備（警戒本部等設置）以降は、全職員自宅待機

配 備 区 分		配 備 体 制				
		警戒体制	第1配備	第2配備	第3配備	
高 遠 町 総 合 支 所	総合支所長		●	●	●	
	情報連絡要員(1名)			●	●	
	総務課	課 長	●	●	●	●
		係 長	●	●	●	●
		職 員			●	●
	市民福祉課	課 長	▲	●	●	●
		係長・指定職員	▲	●	●	●
		職 員			●	●
	農林建設課	課 長		●	●	●
		係長・指定職員		●	●	●
		職 員				●
	高遠商工観光課	課 長		●	●	●
		係 長		●	●	●
		職 員				●
	高遠教育振興係	係 長		●	●	●
職 員					●	
各 課	指定避難所運営職員	▲	●	●	●	

- ：参 集（風水害は原則メール等で指示/地震は自動参集）
▲：警戒体制（警報発表当）、危機管理課からの指示により配備
※第一配備（警戒本部等設置）以降は、全職員自宅待機

配 備 区 分		配 備 体 制			
		警戒体制	第1配備	第2配備	第3配備
長 谷 総 合 支 所	長谷総合支所長		●	●	●
	情報連絡要員（1名）			●	●
	総務課	課 長	●	●	●
		係 長	●	●	●
		職 員		●	●
	市民福祉課	課 長	▲	●	●
		係長・指定職員	▲	●	●
		職 員		●	●
	農林建設課	課 長		●	●
		係長・指定職員		●	●
		職 員			●
	南アルプス課	課 長		●	●
		係 長		●	●
		職 員			●
	長谷教育振興係	係 長		●	●
職 員				●	
各 課	指定避難所運営職員	▲	●	●	
共通	災害バイク隊			●	●
	消防団員（管理職以上）			●	●
	消防団員（その他職員）				●

●：参 集（風水害は原則メール等で指示/地震は自動参集）
▲：警戒体制（警報発表当）、危機管理課からの指示により配備
※第一配備（警戒本部等設置）以降は、全職員自宅待機

（3）活動体制配備の緊急連絡網

示された様式「緊急連絡網」により、連絡網を作成し、総務課及び危機管理課に各1部を提出する。

2 情報収集・連絡体制

（1）災对本部が設置されるまでの担当部署

災害時に災对本部が設置されていない場合は、危機管理課が情報の収集及び提供を行い、関係機関及び庁内の情報を一元化する。

（2）災对本部が設置された場合の担当部署

本部事務局情報連絡室が情報処理を行い、関係機関及び庁内との情報を一元化する。

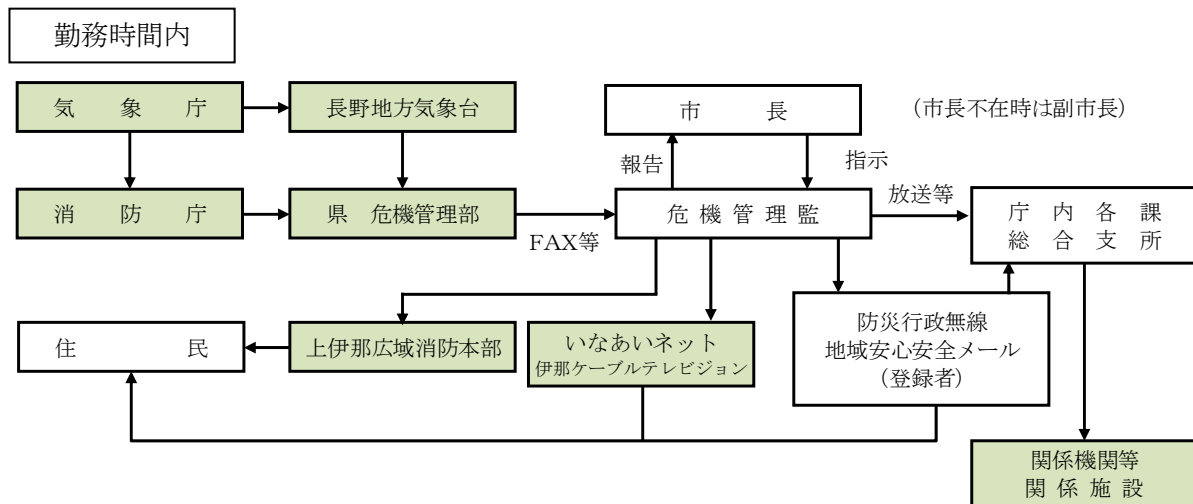
第2 職員招集伝達体制及び配備体制

1 勤務時間内の伝達系統

配備指令及び配備担当者の招集の伝達は次の方法で行う。

(各所属部課は、定められた連絡網により伝達する。)

- (1) 県危機管理部から通知される気象予警報又は災害関連情報は、危機管理課職員が受領する。
- (2) 危機管理課職員は、受領した気象予警報又は災害関連情報を危機管理監に報告し、必要に応じて市長へ報告する。
- (3) 危機管理課職員は、気象予警報又は災害関連情報を受領したときは、直ちに庁内放送により市職員に知らせるとともに総合支所に伝達する。
- (4) 庁内の各課及び総合支所各課は、市職員に情報を周知させ、関係施設及び関係機関等に伝達する。
- (5) 市職員への伝達は、各課からの伝達と併せて地域安心安全メールを利用して周知する。
- (6) 住民への情報伝達は、防災行政無線、いなあいネット、伊那ケーブルテレビジョン、地域安心安全メール等を通じて行う。

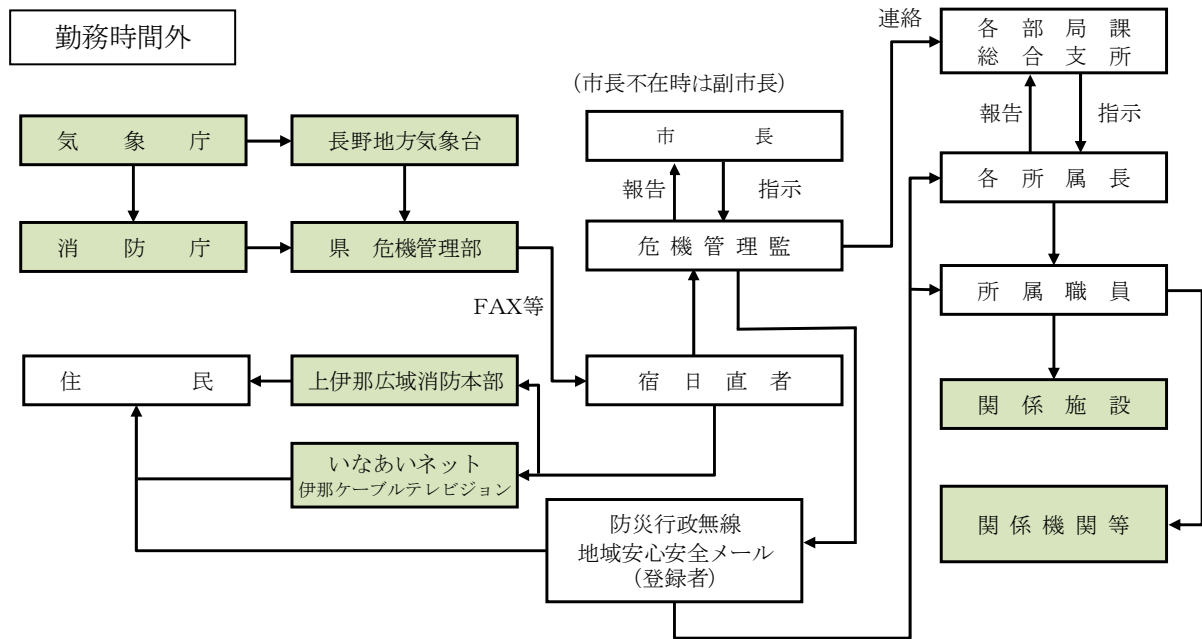


2 勤務時間外の招集の伝達系統

各所属部課は、定められた連絡網により伝達する。

- (1) 県危機管理部から通知される気象予警報又は災害関連情報は、宿日直者が受領する。
- (2) 宿日直者は、気象予警報又は災害関連情報を受領した場合、直ちに危機管理課職員に報告し、上伊那広域消防本部、いなあいネット、及び伊那ケーブルテレビジョンへ連絡する。
- (3) 報告を受けた危機管理課職員は、系統図に従い、危機管理監、市長に報告し、必要な指示を受ける。
- (4) 危機管理課職員は、庁内の連絡網により各部局長及び総合支所に伝達する。
- (5) 危機管理課職員は、市職員の参集を連絡網及び地域安心安全メールにより伝達する。
- (6) 参集の指示を受けた市職員は、速やかに登庁し、配備等の指示を受ける。
- (7) 関係課及び上伊那広域消防本部は、関係施設、県現地機関、及び指定地方行政機関等へ伝達する。

(8) 住民への情報伝達は、防災行政無線、いなあいネット、伊那ケーブルテレビジョン、及び地域安心安全メール等を通じて行う。



3 自主参集

市職員は、日ごろからテレビ、ラジオ等の災害関連情報に十分注意し、災害時はテレビ、ラジオによる情報や周囲の状況から、被害が甚大と判断される場合は速やかに登庁する。

4 各部局の情報連絡員

各部局において、情報連絡室要員を事前に指名し、災害時に部内と警戒本部、災対本部との連絡及び情報の整理、分析にあたらせる。

5 指定避難所初動対応職員

事前に指定された指定避難所初動対応職員は、休日・夜間に市内に災害が発生したとき、指定された指定避難所へ参集し、施設の安全を確認後、指定避難所の鍵を開けて、保健福祉部職員と連携し、避難者の受入を行なう。

6 災害バイク隊職員

事前に指定された災害バイク隊職員は、災害が発生したとき、そのおそれがある場合は、招集により参集し、危機管理課長の指示を受けて情報収集活動等を行う。

第3 活動内容

1 勤務時間内における対応

(1) 配備体制の決定

ア 勤務時間内に災害が発生した場合又は、災害が発生するおそれがある場合又は、災害対策連絡会議において、状況に応じた配備体制を決定する。

イ 危機管理課長は、決定した配備体制を直ちに全課等に伝達する。

ウ 災害対策連絡会議は、災害時の状況に応じて、配備体制の変更を行う。

エ 「ア」及び「ウ」について、警戒本部又は災対本部が設置されたときは本部会議において行う。

(2) 災害警戒又は応急対策活動体制への移行

配備体制の伝達を受けた課等は、直ちに通常業務から指示された配備体制に移行する。

(3) 地震発生時における対応

勤務時間内に地震が発生した場合は、庁舎内での安全確保・被災者救出等を行った後直ちに組織体制を確立し災害応急対策活動を行う。

ア 安全確保

市職員は、地震発生時に来庁している住民の安全を第一として、住民を誘導して机等の下にもぐる等の安全確保を行う。

イ 緊急放送

総務課は、当初の揺れがおさまった段階で、地震直後の避難上の注意、けが人等に対する対策、避難誘導等について庁内に緊急放送を行う。

ウ 負傷者等の救出

市職員は、庁舎内の負傷者を速やかに救出し、応急手当及び病院等医療機関への搬送を行う。

エ 緊急避難

当初の揺れがおさまった段階で、各課は来庁している住民等に対し、庁外の駐車場等の安全な場所に避難誘導する。

オ 応急措置

地震により混乱した事務室等は、必要最低限の整理を行い、処理中の事務を終了又は中断の措置をとり、災害応急対策活動に移行する。

カ 組織体制の確立と応急対策活動の開始

危機管理課長は、地震情報を確認し、市長の指示を受け活動体制を決定する。活動体制は、庁内放送、防災行政無線等を通じて市職員に伝達する。

2 勤務時間外における対応

(1) 参集

勤務時間外の配備体制及び動員は、所属長から市職員に、電話等により伝達する。配備の指示を受けた市職員は、直ちに定められた参集場所に参集する。

また、市職員は、電話、地域安心安全メール等による連絡がない場合でも、テレビ、ラジオ等で災害情報を把握し、参集が必要と判断した場合は、定められた参集場所に参集する。

(2) 参集場所

ア 参集場所は、原則として平常時の勤務場所とする。

イ 交通の途絶及び連絡の途絶等により参集することが困難な場合は、参集することが可能な本庁、総合支所、支所に参集する。この場合、速やかに所属長に状況を報告する。

(3) 参集途上の防災活動

ア 市職員の被災状況の情報収集

参集途上の被災状況の情報収集活動を行い、参集後、直ちに危機管理課に報告する。情報収集は、次の事項を基準として行う。

- (ア) 浸水被害等の状況
- (イ) 河川・ため池等の水位状況及び被害状況
- (ウ) 崖崩れ等の土砂災害の状況
- (エ) 被災者・避難者の状況
- (オ) 道路交通施設の被害状況
- (カ) 鉄道施設の被害状況及び運行状況
- (キ) 建築物等の倒壊等被害状況
- (ク) 火災発生状況
- (ケ) 電話、電気、水道等のライフラインの被害状況
- (コ) その他の被災状況

イ 市職員の被災者の救助・救護活動

参集途上時に、人命救助を必要とする被災現場等に遭遇した場合は、配備先への参集を第一目的とするため、付近の住民（消防団員や自主防災組織）に救助・救護を呼びかけ対応してもらう。

また、住民の協力を得て、最寄りの警察・交番等及び消防署に通報する。

(4) 参集時の留意事項

ア 服装

活動できる服装（冬季は防寒対策）、安全な靴（安全靴・軽登山靴等の底の厚いもの）、帽子、ヘルメット、ベスト、手袋（軍手、皮手等）

イ 携行品

3日分の着替え（下着等）、雨具・防寒具、1日分の食料・飲料水（3日分）、携帯電話（充電器）、懐中電灯（予備電池）、常備薬（応急医薬品等）、洗面具（タオル等）（※リュックサック等に入れて携行する。）

(5) 参集職員の報告

各課の長又は庶務担当係長は、所属職員の参集状況を随時総務課へ報告する。

(6) 配備体制・参集者の確認と災害応急対策活動の開始

ア 危機管理監は、配備体制及び参集職員の確認を行う。

イ 災害の規模が大きく、当初の配備体制では十分な災害応急対策活動ができないと判断される場合は、危機管理監は、総務部長と協議のうえ、市長に配備体制の変更を具申する。

(7) 動員対象から除外する市職員

次の事項に該当する者は、災害発生直後の動員対象から除外する。該当者は、速やかに所属長に報告し事後の指示を受ける。参集を妨げる事態が収束できた場合は直ちに参集する。

ア 市職員自身が、災害時に療養中又は災害の発生によって傷病が重傷である場合

イ 親族に死亡者又は重傷の傷病者が発生し、当該市職員が付き添う必要がある場合

ウ 自宅周辺の地域で災害が発生し、地域社会として防災活動を行う必要がある場合

エ 同居する家族に高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者がおり、当該市職員の介護や保護がなければ、最低限の生活が維持できない場合

オ 消防団員である市職員

消防団員である市職員が、市の災害応急対策活動体制に組込まれる時期は、災害対応状

況の推移により、災害対策本部長と消防団長の調整による。

ただし、第1配備以上の場合は、課長以上の消防団員及びバイク隊員は、市災害応急対策活動に従事することを原則とする。

また、それ以外の消防団員も消防団活動は、概ね災害発生から72時間を目安とする。

第2節 各本部の設置運営

第1 災害対策連絡会議の設置

1 設置基準

危機管理監は、暴風、暴風雪、大雨、洪水、大雪警報、噴火警報等が発表され警戒体制をとるべき状況のときで、必要があると認めるときは、災害対策連絡会議を設置する。

2 設置場所

市役所庁議室又は501・502会議室に設置する。

3 会議構成員

危機管理監、市組織条例（平成18年伊那市条例第16号）第1条に規定する部の部長（以下「部長」という。）、会計管理者、教育次長、議会事務局長、総合支所長、伊那消防署長、消防団長、総務課長とする。

4 会議内容

- (1) 配備体制の決定
- (2) 災害警戒体制、災害対策状況の連絡調整

第2 警戒本部の設置

1 設置基準

市長は、暴風、暴風雪、大雨、洪水、大雪警報、噴火警報等が発表され第1配備の体制をとるべき状況で、必要があると認めるときは、警戒本部を設置する。

2 設置場所

市役所庁議室又は501・502会議室に設置する。

3 組織及び運営

(1) 職務・権限

ア 災害警戒本部長

(ア) 災害警戒本部長（以下「警戒本部長」という。）は市長があたる。

(イ) 警戒本部長は、警戒本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

イ 災害警戒副本部長

(ア) 災害警戒副本部長（以下「警戒副本部長」という。）は副市長、危機管理監、教育長があたる。

(イ) 警戒副本部長は、警戒本部長を補佐し、警戒本部長に事故あるときは、副市長、危機管理監、教育長の順で、その職務を代理する。

(ウ) 警戒副本部長（危機管理監）は、警戒本部を運営する。

ウ 災害警戒本部員

(ア) 災害警戒本部本部員（以下「警戒本部員」という。）は部長、会計管理者、教育次長、議会事務局長、伊那消防署長、消防団長の職にある者をもってあてる。

(イ) 警戒本部員は、所属の各班を指揮監督する。

(ウ) 警戒本部員は、警戒本部長及び警戒副本部長ともに事故があるときは、警戒本部長の職務を代理する。代理の順番は、「(ア)」の順番とし、部長にあつては、市組織条例第1条の順とする。

エ 警戒本部の職員

警戒本部長、警戒副本部長、警戒本部員以外の警戒本部の職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(2) 災害警戒本部会議

ア 災害警戒本部会議（以下「警戒本部会議」という。）の運営

(ア) 警戒本部会議は、警戒本部長、警戒副本部長、警戒本部員、現地災害警戒本部長（以下「現地警戒本部長」という。）、警戒本部事務局長（危機管理課長）、警戒本部事務副局長（総務課長）をもって構成する。

(イ) 警戒本部会議は、警戒本部長の招集により開催する。

(ウ) 警戒本部員は、警戒本部会議の開催を必要と認める場合は、危機管理監に要請する。

イ 協議事項

(ア) 警戒本部の配備体制及び解除に関すること。

(イ) 災害情報等の収集及び分析とそれに伴う基本方針に関すること。

(ウ) 避難指示等に関すること。

(エ) その他、災害応急対策の重要事項に関すること。

(3) 災害警戒本部事務局

警戒本部長は、本部運営及び災害応急対策活動を円滑に行うため、災害警戒本部事務局（以下「警戒本部事務局」という。）を設置する。

ア 警戒本部事務局の局長は、危機管理課長があたり、警戒本部会議に災害警戒情報及び災害警戒対応状況を報告する。

イ 警戒本部事務局の副局長は、総務課長があたり、警戒本部の庶務及び警戒本部会議の進行を担当する。

ウ 警戒本部事務局の組織



エ 各班等の事務

(ア) 本部事務班

- a 警戒本部事務局の総括に関すること。
- b 警戒本部会議の総務に関すること。

(イ) 情報連絡室

- a 各課からの情報処理に関すること。
- b 県防災無線、市防災行政無線、テレビ、ラジオ等からの情報の入手及び処理に関すること。
- c 情報の整理、分析に関すること。
- d 警戒本部会議への情報伝達に関すること。
- e 情報の掲示に関すること。
- f その他、災害応急対策の重要事項に関すること。

(4) 警戒本部の広報活動

本計画第5章第2節「災害広報活動」に準じて行う。

第3 現地災害警戒本部の設置

1 設置基準

市長は、暴風、暴風雪、大雨、洪水、大雪警報、噴火警報等が発表されレベル3の体制をとるべき状況で、必要があると認めるときは、現地災害警戒本部（以下「現地警戒本部」という。）を設置する。

2 設置場所

現地警戒本部は、総合支所に設置する。

3 組織及び運営

(1) 職務・権限

ア 現地警戒本部長

- (ア) 現地警戒本部長は、総合支所長があたる。
- (イ) 現地警戒本部長は、現地警戒本部の事務を総括し、現地警戒本部の職員を指揮監督する。

イ 現地災害警戒副本部長

- (ア) 現地災害警戒副本部長（以下「現地警戒副本部長」という。）は、総合支所総務課長があたる。
- (イ) 現地警戒副本部長は、現地警戒本部長を補佐し現地警戒本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

ウ 現地災害警戒本部員

(ア) 高遠町総合支所

現地災害警戒部本員（以下「現地警戒本部員」という。）は、総合支所の課長、高遠消防署長の職にある者をもってあてる。

(イ) 長谷総合支所

現地警戒本部員は、総合支所の課長、高遠消防署長の職にある者をもってあてる。

(ウ) 現地警戒本部員は、所属の各課を指揮監督する。

(エ) 現地警戒本部員は、現地警戒本部長及び現地警戒副本部長ともに事故があるときは、現地警戒本部長の職務を代理する。代理の順番は、課長等の職にあつては、市組織規則（平成18年以内規則第4号）別表1の順とする。

エ 現地災害警戒本部職員

現地警戒本部長、現地警戒副本部長、現地警戒本部員以外の現地災害警戒本部の職員は、現地警戒本部の所掌事務について、現地警戒本部員を補佐する。

(2) 現地災害警戒本部会議

ア 現地災害警戒本部会議（以下「現地警戒本部会議」という。）の運営

(ア) 現地警戒本部会議は、現地警戒本部長、現地警戒副本部長、現地警戒本部員をもって構成する。

(イ) 現地警戒本部会議は、現地警戒本部長の招集により開催する。

(ウ) 現地警戒本部員は、現地警戒本部会議の開催を必要と認める場合は、現地警戒本部長に要請する。

イ 協議事項

(ア) 現地警戒本部の配備体制及び解除に関すること。

(イ) 警戒本部との調整に関すること。

(ウ) 管内の住民の避難に関すること。

(エ) その他、管内の災害応急対策の重要事項に関すること。

(3) 現地災害警戒本部事務班

現地警戒本部長は、現地警戒本部の運営及び災害応急対策活動を円滑に行うため、現地災害警戒本部事務班を設置し、事務班長に総合支所総務課長をあてる。

第4 災对本部の設置

1 設置基準

市長は、「本章第1節第1 活動体制」における第2配備の体制をとるべき状況で、必要があると認めるときは、市災害対策本部条例に基づき、災对本部を設置する。

2 県への報告

災对本部を設置した場合は、その旨を県へ報告する。

3 閉鎖基準

災对本部長は、市内の地域において、災害が拡大するおそれなくなった場合で、次に掲げる状況から災害応急対策が概ね完了したと判断できるときは、災对本部を閉鎖する。

(1) 災害救助法（昭和22年法律第108号）による応急救助が完了したとき。

(2) 公的避難所の廃止、仮設住宅の整備の完了等当面の日常生活の場が確保されたとき。

(3) 災害援護資金等、各種の公的資金制度等による被災者支援が講じられたとき。

- (4) 被害数値が概ね確定したとき。
- (5) その他、災害応急対策から災害復旧対策に移行と判断できるとき。
- (6) その他、災対本部長が適当と認めたとき。

4 市職員の配備体制

- (1) 全正規職員とする。
- (2) 必要とする非常勤職員とする。

5 災対本部の設置場所

災対本部は、災害の状況に応じて市役所庁議室又は501・502会議室に置く。ただし、市役所が災害のため使用不能となった場合は、災対本部長の指示により、防災コミュニティセンターに設置する。

6 災対本部標識の掲示

災対本部が設置された場合は、市役所正面玄関及び庁議室入口又は501・502会議室に「市災害対策本部」の標識を掲示する。

7 災対本部の開設及び閉鎖の通知

災対本部を開設し、又は閉鎖したときは、直ちにその旨を次の表に定めるところにより通知又は公表する。

通 知・公表先	通 知 ・ 公 表 の 方 法	担当部長
庁内各部、総合支所	庁内放送、電話、地域安心安全メール その他、迅速な方法	危機管理監
指定公共機関等	電話、その他、迅速な方法	
住 民	防災行政無線、地域安心安全メール、広報車、 報道機関	
報道機関	電話、口頭・文書、地域安心安全メール	

8 災害救助法が適用された場合の体制

市の地域に災害救助法が適用されたときは、市長は知事から救助の一部を委任されたものについて、直ちに救助事務を行う。必要に応じて知事と連絡をとる。

9 組織及び運営

(1) 職務・権限

ア 災対本部長

- (ア) 災対本部長は、市長があたる。
- (イ) 災対本部長は、災対本部の事務を総括し、災対本部の職員を指揮監督する。

イ 災害対策副本部長

- (ア) 災害対策副本部長（以下「災対副本部長」という。）は、副市長、危機管理監、教育長があたる。
- (イ) 災対副本部長は、災対本部長を補佐し、災対本部長に事故あるときは、副市長、危機管理監、教育長の順でその職務を代理する。
- (ウ) 災対副本部長（危機管理監）は、災対本部を運営する。

ウ 災害対策本部員

- (ア) 災害対策本部員（以下「災対本部員」という。）は市組織条例第1条に規定する部長等の職、会計管理者、教育次長、議会事務局長、伊那消防署長、消防団長の職にある者をもってあてる。
- (イ) 災対本部員は、所属の各班を指揮監督する。
- (ウ) 災対本部員は、災対本部長及び災対副本部長ともに事故があるときは、災対本部長の職務を代理する。代理の順番は、「(ア)」に記載の順番とし、部長にあつては市組織条例第1条の記述順とする。
- (エ) 災対本部員（各部長）の代行は、各部において事前に定めた（指名）副部長が行う。

エ 災対本部職員

災対本部長、災対副本部長、災対本部員以外の対策本部の職員は、対策本部の所掌事務について、災対本部員を補佐する。

(2) 災害対策本部会議

ア 災害対策本部会議（以下「災対会議」という。）の運営

- (ア) 災対会議は、災対本部長、災対副本部長、災対本部員全員をもって構成する。
- (イ) 災対本部員及び班長の代行は、各部において事前に定めた（指名）副部長、副班長が行う。

イ 協議事項

- (ア) 災対本部の配備体制に関すること。
- (イ) 災害情報、被害状況の分析とそれに伴う活動の基本方針に関すること。
- (ウ) 自衛隊災害派遣要請に関すること。
- (エ) 応援要請に関すること
- (オ) 災害対策経費の処理に関すること。
- (カ) その他、災害対策に関する重要事項

ウ 災対会議の開催

- (ア) 災対会議は、災対本部長の招集により開催する。
- (イ) 災対本部員は、災対会議の開催を必要と認める場合は、災対本部副本部長（危機管理監）に要請する。
- (ウ) 災対本部員は、それぞれ所管事項について、会議に必要な資料を提出しなければならない。
- (エ) 災対本部員は、必要により班長又は所属職員を伴って会議に出席できる。

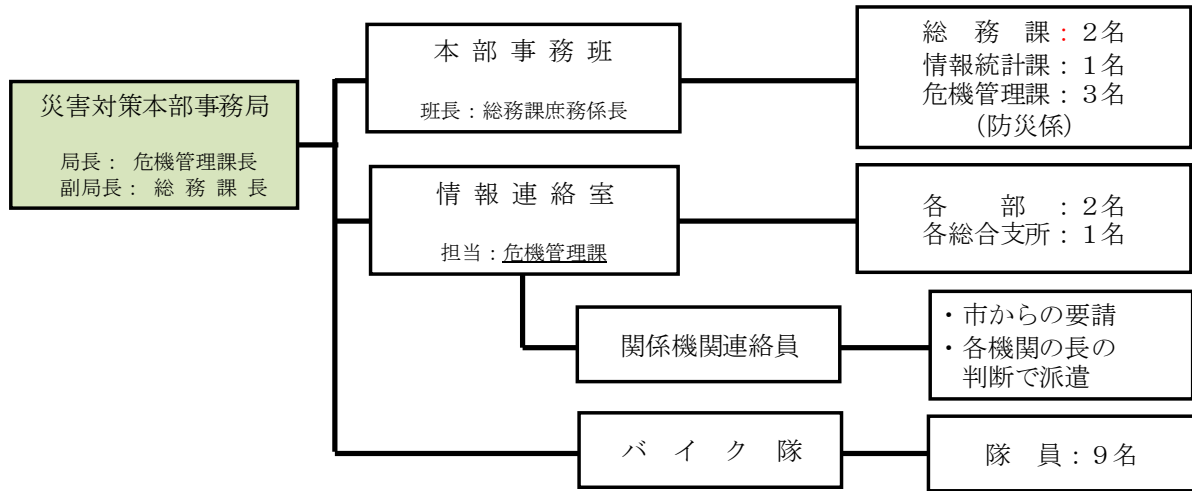
(3) 災害対策本部事務局

- ア 災対本部長は、災対本部運営及び災害応急対策活動を円滑に行うため、災害対策本部事務局（以下「災対本部事務局」という。）を設置する。
- イ 災対本部事務局の局長は、危機管理課長があたり、災対本部会議に災害情報及び災害対

応状況を報告する。

ウ 災対本部事務局の副局長は、総務課長（総務班長兼務）があたり、災対本部の庶務及び災対会議の進行を担当する。

エ 災対本部事務局の組織



(4) 各班等の事務

ア 本部事務班

(ア) 災対本部事務局の総括に関すること。

(イ) 災対会議の庶務に関すること。

イ 情報連絡室

(ア) 各班からの情報処理に関すること。

(イ) 県防災無線、防災行政無線、テレビ、ラジオ等からの情報の受理及び処理に関すること。

(ウ) 情報の整理、分析に関すること。

(エ) 災対会議での活動方針決定に資する情報の提示に関すること。

(オ) 関係機関等との情報の共有に関すること。

ウ 関係機関連絡員

関係機関と所属部署等との連絡調整に関すること。

エ 災害バイク隊

情報収集、情報伝達に関すること。

第5 現地災害対策本部

1 設置基準

市長は、災害の状況により、局地的に相当規模の被害が生じた場合、又は発生するおそれがあるときは現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部長は、災害応急対策の実施及び現地での応急対策活動に係る関係機関との連絡調整活動を行い、市災害対策本部に災害応急対策の実施状況を報告する。

2 閉鎖基準

市災害対策本部に準じる。

3 設置場所

(1) 現地災害対策本部は、総合支所に設置する。

(2) 災害のため総合支所が使用不能となった場合、高遠町総合支所は、高遠町総合福祉センター「やますそ」に、長谷総合支所は、「長谷優先テレビジョン放送施設」に現地災害対策本部を設置する。

(3) 現地災害対策本部を設置したときは、正面玄関に「市現地災害対策本部」の標識を掲示する。

4 職務・権限

(1) 現地災害対策本部長

ア 現地災害本部長（以下「現地災害対策本部長」という。）は、総合支所長があたる。

イ 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を総括し、現地災害対策本部の職員を指揮監督する。

(2) 現地災害対策副本部長

ア 現地災害対策副本部長（以下「現地災害対策副本部長」という。）は総合支所総務課長があたる。

イ 現地災害対策副本部長は、現地災害対策本部長を補佐し現地災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(3) 現地災害対策本部員

ア 現地災害対策本部員（以下「現地災害対策本部員」という。）は、総合支所の課長、高遠消防署長の職にある者をもってあてる。

イ 現地災害対策本部員は、所属の各班を指揮監督する。

ウ 現地災害対策本部員は、現地災害対策本部長及び現地災害対策副本部長ともに事故があるときは、現地災害対策本部長の職務を代理する。代理の順番は、課長等の職にあつては市組織規則別表1の順する。

(4) 現地災害対策本部職員

現地災害対策本部長、現地災害対策副本部長、現地災害対策本部員以外の現地災害対策本部の職員は、現地災害対策本部の所掌事務について、現地災害対策本部員を補佐する。

5 現地災害対策本部会議

(1) 現地災害対策本部会議（以下「現地災害対策本部会議」という。）の運営

- ア 現地災害対策本部会議は、現地災害対策本部長、現地災害対策副本部長、現地災害対策本部員全員をもって構成する。
- イ 現地災害対策本部会議は、現地災害対策本部長の招集により開催する。
- ウ 現地災害対策本部員は、現地災害対策本部会議の開催を必要と認める場合は、現地災害対策副本部長に要請する。

(2) 協議事項

- ア 現地災害対策本部の配備体制及び解除に関すること。
- イ 災害対策本部との調整に関すること。
- ウ 管内の住民の避難に関すること。
- エ 管内の警戒区域の設定に関すること
- オ その他、管内の災害応急対策の重要事項に関すること。

6 現地災害対策本部事務班

現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の運営及び災害応急対策活動を円滑に行うため、現地災害対策本部事務班を設置し、現地災害対策本部事務班長に総合支所総務課長をあてる。

第6 現地災害対策支部

1 設置基準

災害の状況により、局地的に相当規模の被害が生じた場合、又は発生するおそれがあるときで必要がある場合は、現地災害対策支部（以下「対策支部」という。）を設置する。

対策支部は、地域創造班の指揮を受けて活動する。

2 閉鎖基準

災害対策本部員（総務部長）の指示による。

3 設置場所

富県・美篤・手良・東春近・西箕輪・西春近・伊那地域自治区の各支所等に設置する。

4 職務

- (1) 地域内の概況調査（収集）、災害対策本部への報告
- (2) 地域の指定緊急避難場所・指定避難所の開設等及び避難情報の報告
- (3) 地域内（区等・関係機関・団体）の連絡調整
- (4) その他、地域創造班長の命じる事項

第7 大規模土砂災害等調整会議

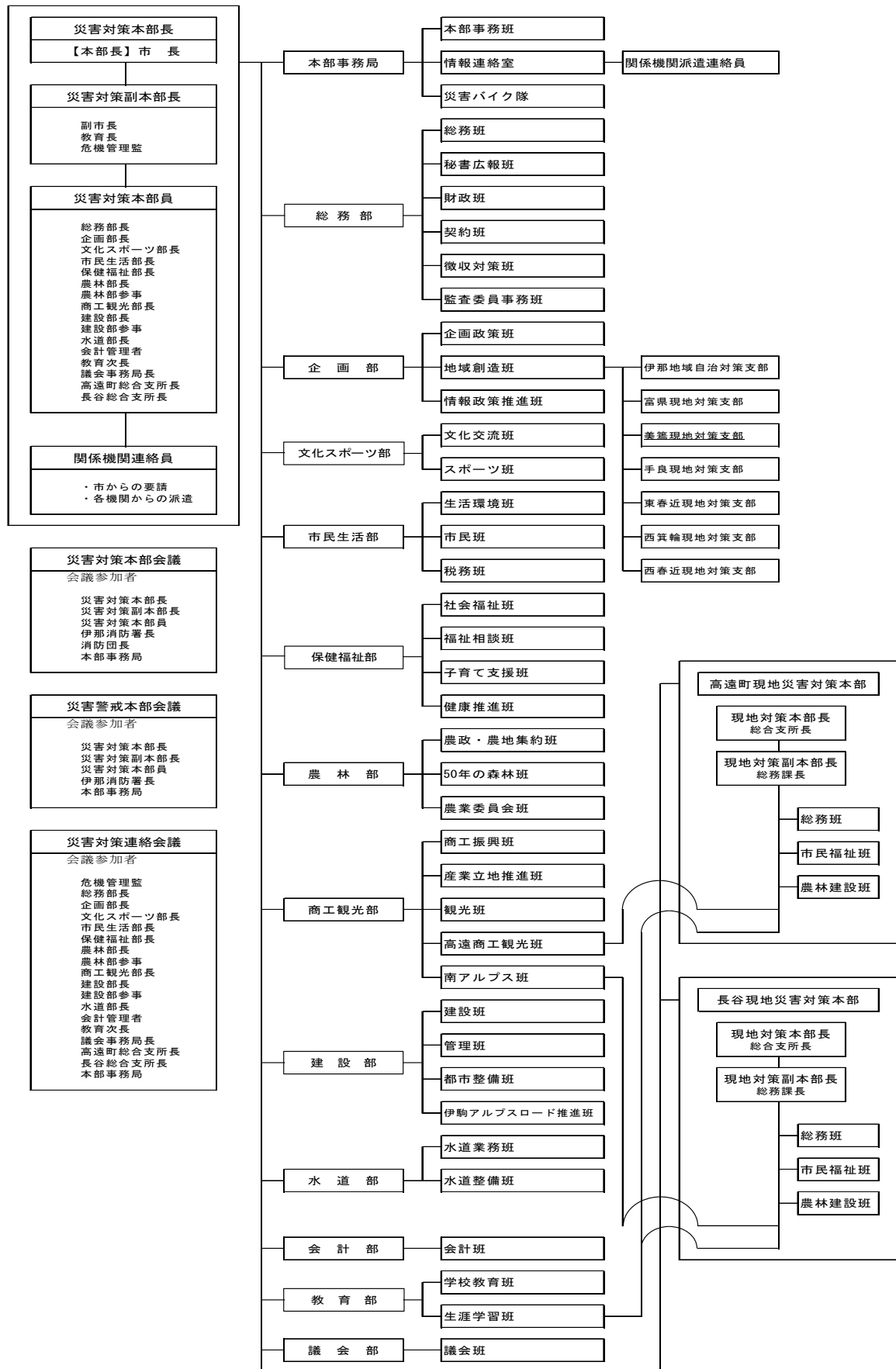
大規模な土砂災害等が発生した場合、市のみでは対応が困難であり、国、県、市等が特に緊密な連絡調整を行いつつ対策を行う必要がある。そのため、大規模土砂災害等の発生時は、国、県、市等の関係機関の担当者等で構成される大規模土砂災害等調整会議を設置する。

大規模土砂災害等調整会議は、国、県、市等が連携して災害対応を行うために必要な次の事項を

調整する。

- (1) 災害情報等の共有に関すること。
- (2) 各機関の役割分担に関すること。
- (3) 住民の安全確保に関すること。
- (4) 緊急点検及び応急対策に関すること。
- (5) その他、必要な事項の調整に関すること。

第8 組織及び事務分掌



1 災对本部組織図
2 災对本部の編成及び分掌

部（部長等）	班（班長）	事務分掌
本部事務局 長：危機管理課長 副：総務課長 ※総務課長 総務班長兼務	本部事務局 長：総務課 庶務係長	1 災对本部の設置・運営及び閉鎖に関すること。 2 本部長の命令伝達に関すること。 3 避難指示等の発令に関すること。 4 県・他紙養鱒への応援要請及び相互協力に関すること。 5 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 6 関係機関等との連絡調整に関すること。 7 市消防団との連絡調整に関すること。 8 部内の連絡調整に関すること。 9 災对本部会議に関すること。 10 災害救助法の適用申請に関すること。 11 災害救助法関係業務の総括に関すること。 12 被害状況等の総まとめに関すること。 13 県への連絡及び被害状況の報告に関すること。 14 気象予報に関すること。 15 災害バイク隊の運用に関すること。
	情報連絡室 長：危機管理課 防災係長	1 情報の収集に関すること。 2 情報の処理（分析・整備）に関すること。 3 情報の提示・提供に関すること。 4 防災行政無線・安心安全メールの運用に関すること。 5 県防災情報システムの運用に関すること。 6 アマチュア無線の活用に関すること。 7 関係機関派遣職員との連絡に関すること。
	災害バイク隊 長：バイク隊長	1 情報収集・伝達に関すること。 2 緊急輸送（軽量）に関すること。 3 避難誘導に関すること。
総務部 ・総務部長	総務班 長：総務課長	1 職員の動員・配備・シフトに関すること。 2 庁舎利用者の安全確保及び施設の保全に関すること。 3 職員及びその家族の安否に関すること。 4 庁舎の被害調査及び応急対策に関すること。 5 緊急輸送に係る調整に関すること。 6 公用車両の運用に関すること。 7 輸送車両の調達に関すること。 8 応援要員の宿泊等の確保に関すること。 9 災对本部及び総務部の庶務に関すること。
	秘書広報班 長：秘書広報課長	1 災害情報等の広報に関すること。 2 災对本部の発表に関すること。 3 報道機関との連絡調整に関すること。 4 災害の記録に関すること。 5 見舞者、災害視察者、来庁者等の対応に関すること。 6 災对本部長、副災对本部長の秘書に関すること。 7 相談窓口の設置に関すること。
	財政班 長：財政課長	1 私有財産の被害調査、応急対策、報告に関すること。 2 災害対策の予算及び資金計画に関すること。 3 義援金の募集、受入れ及び配分に関すること。 4 伊那支所管内の被害状況の取りまとめに関すること。 5 本部事務局の支援に関すること。
	契約班 長：契約課長	1 救援物資・災害用資材に関すること。 2 職員に対する食料に供与に関すること。
	徴収対策班 長：徴収対策室長	1 本部事務局の支援に関すること。 2 総務部内の協力要請に対する人員支援。
	監査委員事務局班 長：事務局長	

第3章 応急活動組織体制

部（部長等）	班（班長）	事務分掌
企画部 ・企画部長	企画政策班 長：企画政策課長	1 交通機関、通信。放送に関する事。 2 電気、ガス等のライフラインに関する事。 3 燃料の供給に関する事。
	地域創造班 長：地域創造課長	1 地区内の概況調査及び災対本部への報告に関する事。 2 区、町等との連絡調整に関する事。 3 地区内の関係機関及び団体の連絡調整に関する事。 4 伊那支所内の被害状況の取りまとめに関する事。 5 現地災害対策支部の活動に関する事。 6 企画部内の協力要請に対する人員配置。
	情報政策推進班 長：情報制作推進課長	1 庁内情報機器の復旧等に関する事。 2 罹災者からの意見聴取に係るシステムの整備に関する事。
文化スポーツ部 ・文化スポーツ部長	文化交流班 長：文化交流課長	1 社会教育施設における指定緊急避難場所の開設・運営への協力に関する事。 2 社会教育施設の被害調査、応急対策、報告に関する事。 3 関係機関との連絡調整に関する事。 4 外国籍住民に関する事。
	スポーツ班 長：スポーツ課長	1 災害拠点ヘリポート及び臨時ヘリポートの設置・運営に関する事。 2 体育施設における指定緊急避難場所の開設・運営の協力に関する事。 3 体育施設における応援部隊等の受け入れに関する事。 4 体育施設の被害調査、応急対策、報告に関する事。
市民生活部 ・市民生活部長	生活環境班 長：生活環境課長	1 遺体の収容・安置所・埋火葬に関する事。 2 指定避難所等の仮設トイレ資材の確保、設置、衛生管理及び処理に関する事。 3 廃棄物の処理に関する事。 4 廃棄物処理施設の被害調査、応急対策、報告に関する事。 5 交通安全対策に関する事。 6 死亡獣畜・放浪獣畜及び飼育動物に関する事。 7 消費生活に関する事。 8 災害時の清掃活動に関する事。 9 毒物及び劇物に関する事。
	市民班 長：市民課長	1 指定避難所の開設・運営に関する事。（長：社会福祉班） 2 安否情報の収集及び被災者台帳の作成に関する事。 3 災害時における市民相談に関する事。
	税務班 長：税務課長	1 指定避難所の開設・運営に関する事。（長：社会福祉班） 2 建物の被害調査に関する事。 3 罹災証明に関する事。 4 被災者生活再建支援法に関する事。 5 被災者の税金等に関する事。
	社会福祉班 長：社会福祉課長	1 指定避難所の開設・運営に関する事。 2 福祉避難所の開設・運営に関する事。 3 指定緊急避難場所の支援に関する事。 4 要配慮者、避難行動要支援者に関する事。
	福祉相談班 副：福祉相談課長	5 食料の調達配給・炊き出しに関する事。 6 災害ボランティア連絡調整に関する事。 7 福祉施設の被害調査、億級対策、北国に関する事。 8 災害弔慰金に関する事。 9 高齢者・障害者対策に関する事。 10 高齢者・障害者の感染症対策に関する事。 11 被災高齢者・障害者の健康相談に関する事。 12 被災者の生活再建に関する事。 13 所管する施設の被害調査、応急対策、報告に関する事。
	子育て支援班 長：子育て支援課長	1 保育園施設の被害調査、応急対策、報告に関する事。 2 乳幼児・保育園児の安全対策に関する事。 3 被災園児等及びその家族の心のケアに関する事。 4 指定避難所の初動対応に関する事（指定避難所初動対応職員）
	健康推進班 長：健康推進課長	1 医療救護所の設置及び応急救護に関する事。 2 医師会等関係機関との連絡調整に関する事。 3 救護医薬品の確保に関する事。 4 遺体の検視、取扱い、埋火葬に関する事。 5 食品衛生及び指定避難所等の衛生管理、指導に関する事。 6 被災者の健康相談に関する事。 7 感染症予防・対策、調査報告に関する事。 8 医療施設の被害調査、応急復旧、報告に関する事。

第3章 応急活動組織体制

部（部長等）	班（班長）	事 務 分 掌
農 林 部 ・農林部長	農 政 班 長：農政課長	1 農業協同組合等、関係機関との連絡調整に関する事。 2 主食糧の在庫の把握、調達に関する事。 3 被災農業事業者に対する支援、営農指導に関する事。 4 家畜管理及び飼料供給対策に関する事。 5 家畜伝染病の防疫に関する事。 6 農業関係障害物の除去に関する事。 7 農水産物の被害調査及び報告に関する事。 8 農業関係施設の被害調査、応急対策、報告に関する事。 9 凍霜害予防等に関する事。
	農地集約班 副：農地集約課長	
	農業委員会班 副事務局長	
	50年の森林推進班 長：室長	1 被災林業事業者に対する支援に関する事。 2 倒木等の除去に関する事。 3 林産物の被害調査及び報告に関する事。 4 林業関係施設の被害調査、応急対策、報告に関する事。
商工観光部 ・商工観光部長	商工振興班 長：商工振興課長	1 被災中小企業に対する支援に関する事。 2 商工会議所及び商工会との連絡調整に関する事。 3 被災者の労働対策に関する事。 4 災害救援物資の受入、保管、供給、輸送に関する事。 5 備蓄以外の生活必需品の確保及び供給に関する事。 6 商工業者の被害調査、応急対策、報告に関する事。
	産業立地推進班 長：産業立地推進課長	1 災害救援物資の受入、保管、供給に関する事。（長：商工振興班） 2 備蓄以外の生活必需品の確保及び供給に関する事。（長：商工振興班） 3 商工業者の被害調査、応急対策、報告に関する事。（長：商工振興班）
	観 光 班 長：観光課長	1 観光施設における観光客の避難に関する事。 2 観光施設の被害調査、応急対策、報告に関する事。 3 災害救援物資の受入れ、保管、供給、輸送に関する事。（長：商工振興班）
	高遠商工観光班 長：高遠商工観光課長	1 高遠の観光施設における観光客の避難に関する事。 2 高遠の観光施設の被害調査、応急対策、報告に関する事。 3 災害救援物資の受入れ、保管、供給、輸送に関する事。（長：商工振興班）
	南アルプス班 長：南アルプス課長	1 長谷の観光施設における観光客の避難に関する事。 2 長谷の観光施設の被害調査、応急対策、報告に関する事。 3 災害救援物資の受入れ、保管、供給、輸送に関する事。（長：商工振興班）
建 設 部 ・建設部長	建 設 班 長：建設課長	1 公共土木施設の被害調査、報告及び応急対策に関する事。 2 災害応急対策用資材の確保に関する事。 3 障害物の撤去に関する事。 4 水害対策、土砂災害対策に関する事。 5 道路橋梁の被害強宇佐、報告及び応急対策に関する事。
	管 理 班 長：管理課長	1 緊急輸送路の確保に関する事。 2 市永住体躯の被害調査、応急対策、報告に関する事。 3 借り上げ賃貸住宅の情報収集及び被災者への情報提供に関する事。 4 応急仮設住宅に関する事。
	都市整備班 長：都市整備課長	1 建築物の災害対策に関する事。 2 都市公園の被害調査委、応急対策、報告に関する事。 3 被災住宅。宅地の応急危険度判定に関する事。 4 住宅復興対策及び被災者生活再建支援法に基づく被害認定調査に関する事。 5 応急危険度判定に関する事。
	伊駒 ^{アルプ} スロート ^ド 推進班 長：伊駒 ^{アルプ} スロート ^ド 推進課長	1 建設部内の支援に関する事。 2 他部からの協力要請に対する人員支援。
水 道 部 ・水道部長	水道業務班 副：水道業務課長	1 飲料水、生活水の確保・供給に関する事。 2 上水道関係機関との連絡調整に関する事。 3 上水道施設の状況に係る市民への広報に関する事。 4 上水道施設の被害調査、応急対策、報告に関する事。
	水道整備班 長：水道整備課長	5 下水道関係機関との連絡調整に関する事。 6 下水道施設の状況に係る市民へのへの広報に関する事。 7 下水道施設の被害調査、応急対策、報告に関する事。
会計部 ・会計管理者	会 計 班 長：会計管理者	1 災害対策経費の出納事務に関する事。 2 市内の金融機関との連絡調整に関する事。 3 義援金の募集、出納事務に関する事。 4 職員に対する食料の供与に関する事。

第3章 応急活動組織体制

部（部長等）	班（班長）	事 務 分 掌
教 育 部 ・教育次長	学校教育班 長：学校教育課長	1 児童生徒の安全対策（避難・安否確認）に関する事。 2 幼稚園及び私立高校の安全対策（避難・安否確認）に関する事。 3 学校施設における指定避難所の開設・運営への協力に関する事。
	子ども相談班 副：子ども相談室長	4 災害時の教育実施に関する事。 5 被災児童生徒への学用品の供与に関する事。 6 被災児童生徒等（乳幼児・保育園児に関しては子育て支援班と連携）及びその家族に心のケアに関する事。 7 教育施設の被害調査、応急対策、報告に関する事。
	生涯学習班長 長：生涯学習課長	1 社会教育施設における指定緊急避難場所の仮設・運営への協力に関する事。 2 社会教育施設の被害調査、応急対策、報告に関する事。 3 文化財の被害調査、応急対策、報告に関する事。
	市誌編さん室 副：市誌編さん室長	4 関係機関との連絡調整に関する事。
議 会 部 ・議会事務局長	議 会 班 長：議会事務局長	1 市議会（臨時議会の開催）に関する事。 2 議員への災害情報の伝達および状況報告等に関する事。 3 議員の視察に関する事。 4 他部からの協力要請に対する人員支援。

部（部長等）	班（班長）	事 務 分 掌
	<p>事務班 長：総務課長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 現地災对本部の設置・運営及び閉鎖に関する事。 2 現地災对本部長の命令伝達に関する事。 3 避難指示等に関する事。 4 関係機関等との連絡調整に関する事。 5 部内の連絡調整に関する事。 6 現地災对本部会議に関する事。 7 被害状況等のまとめに関する事。 8 気象予報に関する事。 9 情報の収集に関する事。 10 情報の処理（分析・整備）に関する事。 11 情報の提示・提供に関する事。 12 職員の動員・配備・シフトに関する事。 13 庁舎利用者の安全確保及び施設の保全に関する事。 14 庁舎の被害調査及び応急対策に関する事。 15 緊急輸送に係る調整に関する事。 16 支所公用車両の運用に関する事。 17 現地最多本部の庶務に関する事。 18 庁内情報機器の復旧等に関する事。 19 交通機関、通信、放送に関する事。 20 市有財産の被害調査、応急対策、報告に関する事。 21 応急対策物品の購入、出納に関する事。 22 職員に対する食料の供与に関する事。
<p>高遠町・長谷 現地災害対策本部 ・現地災对本部長</p>	<p>市民福祉班 長：市民福祉課長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 遺体の収容・安置所、埋火葬に関する事。 2 廃棄物の処理に関する事。 3 廃棄物処理施設の被害調査応急対策、報告に関する事。 4 交通安全対策に関する事。 5 死亡獣畜・放浪獣畜及び飼育動物に関する事。 6 安否情報の収集及び被災者台帳の作成に関する事。 7 災害時における市民相談に関する事。 8 建物の被害上古油調査に関する事。 9 罹災証明に関する事。 10 被災者生活再建支援法に関する事。 11 被災者の税金等に関する事。 <ol style="list-style-type: none"> 1 指定避難所の開設・運営に関する事。 2 指定緊急避難場所（避難所）の支援に関する事。 3 要配慮者、避難行動要支援者に関する事。 4 福祉施設の被害調査、応急対策、報告に関する事。 5 保育園施設の被害調査、応急対策、報告に関する事。 6 にゅようじ・保育園児の安全対策に関する事。 7 被災園児等及びその家族の心のケアに関する事。 8 救護所の設置及び応急救護に関する事。 9 救急医薬品の確保に関する事。 10 遺体の検視に関する事。 11 食品衛生及び指定避難所の衛生管理・指導に関する事。 12 被災者の健康相談に関する事。 13 国民健康保険に関する事。 14 感染症予防、対策、調査報告に関する事。 15 医療施設の被害調査、応急復旧、報告に関する事。 16 高齢者対策に関する事。 17 高齢者の感染症対策に関する事。 18 被災高齢者の健康相談に関する事。

部（部長等）	班（班長）	事 務 分 掌
	農林建設班 長：農林建設課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業協同組合等、関係機関との連絡調整に関する事。 2 被災農業事業者に対する支援、営農指導に関する事。 3 家畜管理及び飼料供給対策に関する事。 4 家畜伝染病の防疫に関する事。 5 農業関係障害物の除去に関する事。 6 農水産物の被害調査及び報告に関する事。 7 農業関係施設の被害調査、応急対策、報告に関する事。 8 凍霜害予防等に関する事。 9 被災林業事業者に対する支援に関する事。 10 倒木等の除去に関する事。 11 林産物の被害調査及び報告に関する事。 12 林業関係施設の被害調査、応急対策、報告に関する事。 13 被災中小企業に対する支援に関する事。 14 商工会議所及び商工会との連絡調整に関する事。 15 商工業者の被害調査、応急対策、報告に関する事。 16 観光施設における観光客の避難に関する事。 17 観光施設の被害調査、応急対策、報告に関する事。 <ol style="list-style-type: none"> 1 緊急輸送路の確保に関する事。 2 市営住宅の被害調査、応急対策、報告に関する事。 3 建築住宅の災害対策に関する事。 4 俊公園の被害調査、応急対策、報告に関する事。 5 住宅復興対策及び被災者生活再建支援法に基づく被害認定調査に関する事。 6 公共土木施設の被害調査、報告及び応急対策に関する事。 7 災害応急対策用資材の確保に関する事。 8 障害物の除去に関する事。 9 水害対策、土砂災害対策に関する事。 10 道路橋梁の被害調査、報告及び応急対策に関する事。

第9 応援体制

災対本部体制における、各班（課）等の応援協力体制は、次のとおりとする。なお、第1配備の体制においてもこれに準ずる。

1 相互の応援協力及び応援要請

- (1) 所属責任者（課長）は、災害及び被害の状況並びに参集人員の状況により、配備人員等に不足が生じ、他の課等の応援を必要とする場合は、総務部長に応援協力を要請する。
- (2) 総務部長は、災対本部会議の決定又は必要と認めるときは、他の課等の動員を命ずることができる。

2 他機関に対する出動応援要請

「第5章第3節 広域相互応援活動」による。

3 福利厚生

総務課は、必要な課の協力を得て、災害対策に従事する職員の体力・知力・判断力持続のため、健康管理、勤務条件等を考慮し活動の長期化に対処する。また、他市町村の職員等の受入れに際し、福利厚生の充実を図る。

- (1) 宿泊施設等の確保

災害応急対策従事者の宿泊及び一時的な仮眠施設を公共施設、市営住宅の利用、民間宿泊施設の随時借り上げ等を調整し確保する。

(2) 食料等の調達

災害応急対策従事者への食料等を協定業者等から調達する。なお、配送については、被災者への救護物資及び給食等と併せ、輸送の合理化を図る。

第3節 水防本部

1 水防本部の設置及び配備体制

(1) 水防本部の設置

水防管理者（市長）は、水防に関係のある予報及び警報・特別警報又は地震等により、洪水等のおそれがあると認められるときは、市水防本部を設置する。

(2) 災対本部への編入

災対本部又は警戒本部が設置されたときは、同本部の一部として編入される。

(3) 水防本部の設置場所

本庁、庁議室及び501・502会議室とする。

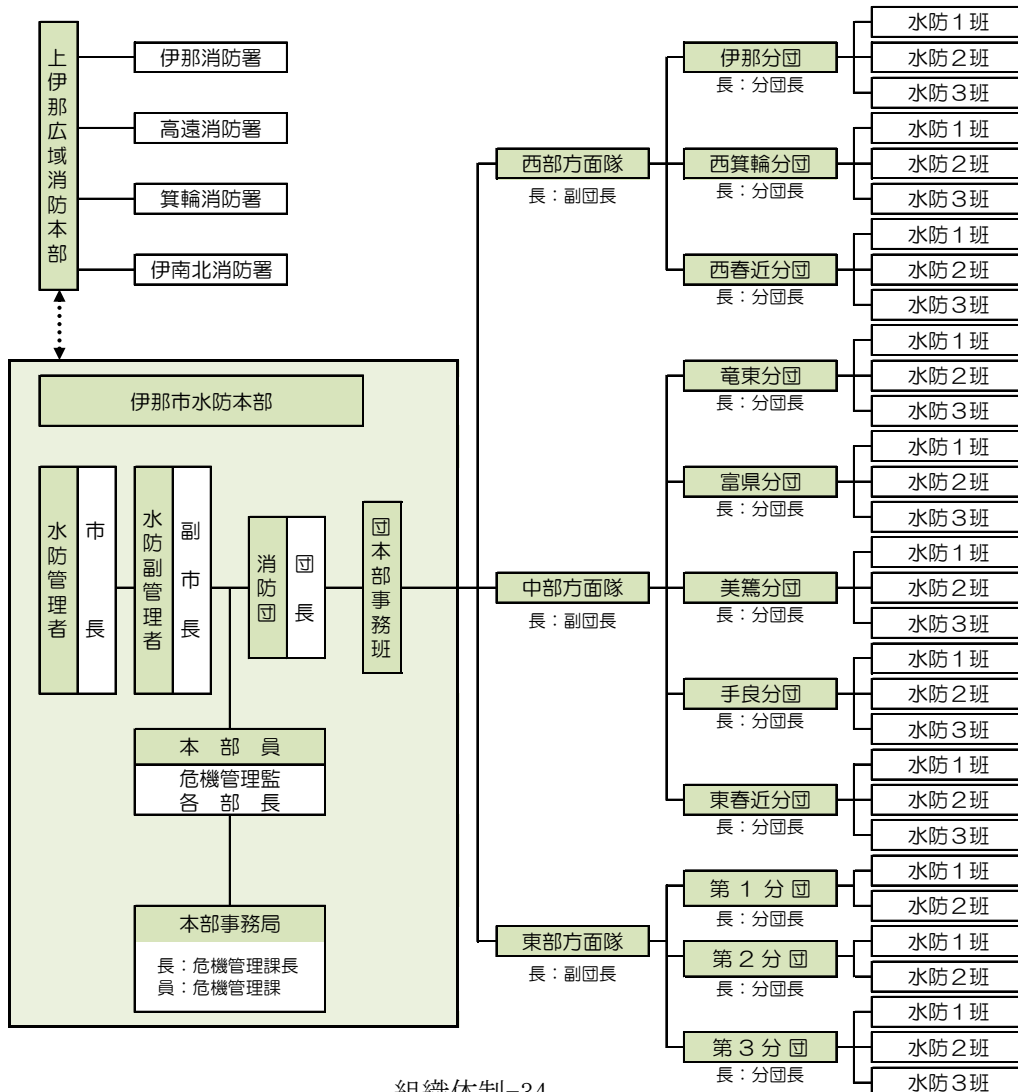
(4) 水防本部の解散

ア 洪水の危険が解除されたとき。

イ 県水防本部長（知事）から解除の指示を受けたとき。

ウ 市警戒本部又は市災対本部が設置されたときは、当該本部に移行する。

2 組織系統



3 水防団の事務分掌

市水防団（市消防団）の事務分掌は、次のとおりとする。

班	分 掌
団本部事務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防本部との連絡調整に関する事。 2 方面隊との連絡調整に関する事。 3 方面隊をまたぐ分団の配備に関する事。 4 各消防署との連絡調整に関する事。 5 通信統制に関する事。 6 団員の安全確保に関する事。
方 面 隊	<ol style="list-style-type: none"> 1 方面隊の水防指令に関する事。 2 方面隊の運用に関する事。 3 方面隊の応援要請に関する事。 4 水防団本部との連絡調整に関する事。 5 水防情報の収集・分析・報告に関する事。 6 方面隊内の通信統制に関する事。 7 団員の安全確保に関する事。
分団本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防情報の収集に関する事。 2 消防団員等の招集に関する事。 3 水防活動の記録及び報告に関する事。 4 広報活動に関する事。 5 車両、重機等借入調達に関する事。 6 各種通信に関する事。
水防各班	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防情報の収集及び報告に関する事。 2 河川の増水状況、危険箇所の状況調査及びその警戒に関する事。 3 水防活動の指揮に関する事。 4 増水状況の調査及び警戒員の配置に関する事。 5 水防工法の採用及び実施に関する事。 6 水防資材の応急調達に関する事。 7 危険地区住民に対する避難のための立ち退きの指示の伝達、救助並びに誘導に関する事。 8 水防時における道路交通に関する情報の収集及び道路交通の確保等 9 その他、特に命ぜられた事項

※ 「市水防計画」第2章 参照

令和6年（第23回修正）

第4章 風水害等に関する 事前対策活動

第1節 気象予警報等の伝達 (危機管理課、総務部)

基本方針

風水害については、気象予警報等により、事前に災害発生の危険性のある程度は予想することが可能であり、被害を軽減するためには、特別警報・警報・注意報等の住民に対する伝達、迅速な避難誘導等、災害の未然防止活動等の災害発生直前の活動が極めて重要である。特に、要配慮者等が迅速に避難できるよう対策を行う。

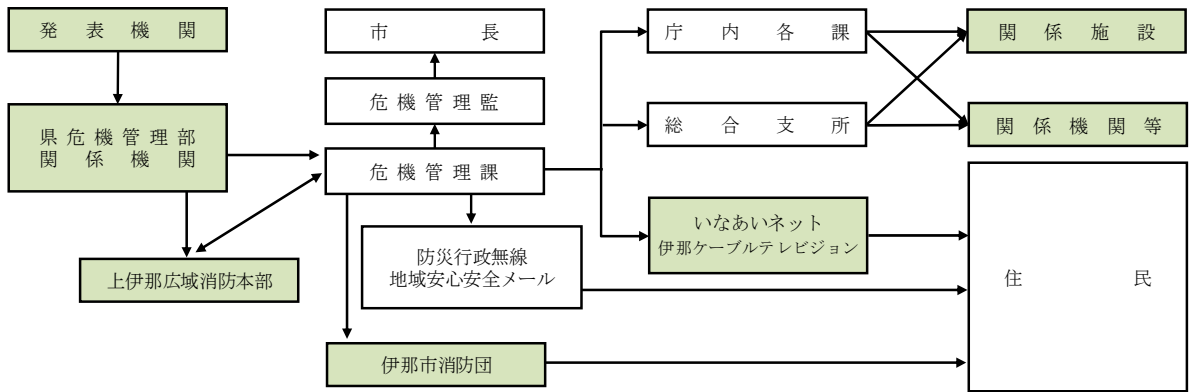
主な活動

- 1 長野地方気象台等から発せられる特別警報・警報・注意報等及び指示事項を、関係機関及び住民に迅速に伝達し、被害の未然防止及び軽減のための措置を行う。
- 2 放送等の気象状況を注視し、気象警報・注意報等の発表状況を把握する。
- 3 住民から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けた時は、その旨を速やかに関係機関に伝達する。

活動の内容

第1 気象予警報等の伝達系統及び方法

- 1 伝達する気象予警報等
 - (1) 特別警報
 - (2) 警報
 - (3) 天竜川上流洪水予報
 - (4) 水防警報
 - (5) 大雨に関する県気象情報等
 - (6) ダム放流通報（高遠ダム、美和ダム）
 - (7) 釜口水門放流情報
 - (8) 小黒川えん堤放流情報
 - (9) 「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）・（定例）」
 - (10) 地震に関する情報
 - (11) 土砂災害警戒情報
 - (12) 記録的短時間大雨情報
 - (13) 竜巻注意情報
- 2 勤務時間中における伝達系統（勤務時間外の配備体制を含む。）
 - (1) 伝達系統図



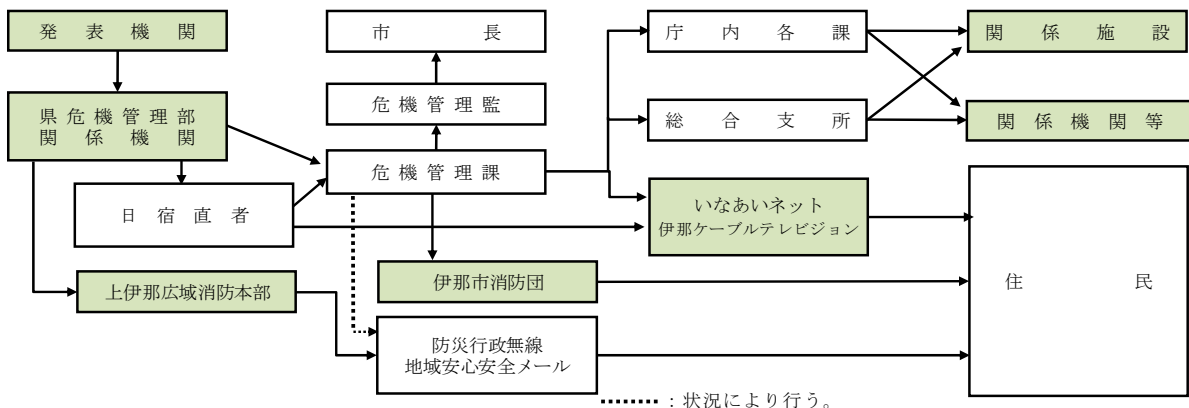
※ 特別警報は、県からのFAX及び上伊那地域振興局からの電話で伝達される。

(2) 伝達要領

- ア 関係機関から通知された気象予警報等は、危機管理課が受領する。
- イ 危機管理課職員は、気象予警報等を受領したときは、直ちに市内放送により市職員に知らせ、総合支所に伝達する。
- ウ 危機管理課職員は、受領した気象予警報等をいなあいネット及び伊那ケーブルテレビジョンに直ちに連絡する。
- エ 危機管理課職員は、受領した気象予警報等を地域安心安全メール配信システムによりメールで、登録者に連絡する。
- オ いなあいネット及び伊那ケーブルテレビジョンは、放送を通じて住民に伝達する。放送不通の地域があるときは、その旨を直ちに危機管理課に連絡する。
- カ 危機管理課職員は、市防災行政無線及び地域安心安全メール等により、住民に伝達し、必要に応じて広報車により住民に伝達する。
- キ 「イ」により通知を受けた各課は、必要により関係施設及び関係機関等へ連絡する。
- ク 危機管理課職員は、必要により消防団長及び関係の分団長に伝達する。
- ケ 「ク」により連絡を受けた分団長は、当該分団の定められた連絡網により所属の団員に伝達する。

3 勤務時間外における伝達系統 (勤務時間外の配備体制を除く。)

(1) 伝達系統図



※ 特別警報は、県からのFAX及び上伊那地域振興局からの電話で伝達される。

(2) 伝達要領

- ア 関係機関から通知された気象予警報等は、日宿直者が受領する。

- イ 日宿直者は、気象予警報等を受領したときは、直ちに危機管理課長に報告し、いなあいネット及び伊那ケーブルテレビジョンに連絡する。
- ウ 伝達責任者は、各課等の長とし、伝達責任者は必要により所属職員、関係施設及び関係機関等に伝達する。
- エ 「イ」により報告を受けた危機管理課長は、必要により伝達責任者に伝達する。
- オ 上記以外は、勤務時間中の場合に準じて行う。

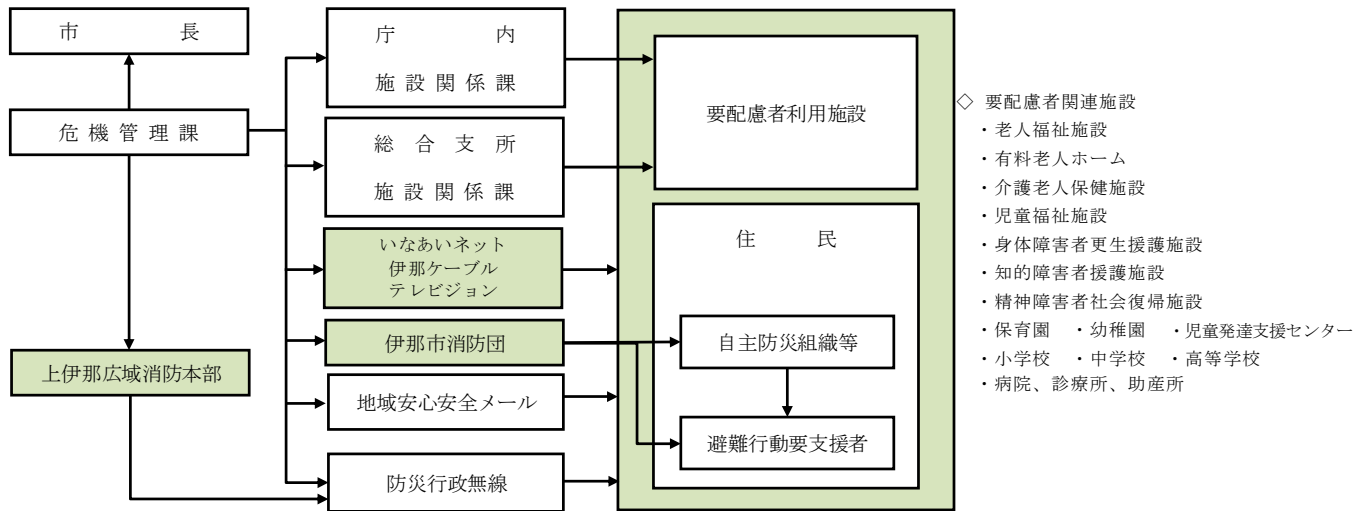
4 注意報解除の特例

警戒配備に及ばない注意報で、解除の伝達が必要のないものは、解除の伝達を省略することができる。

5 要配慮者利用施設及び在宅の避難行動要支援者への情報伝達

- (1) 土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設へは、通常の情報伝達経路に加えて担当課が個別に電話により連絡する。
- (2) 在宅の避難行動要支援者への情報伝達は、自治会・自主防災組織を通じて行う。

<要配慮者利用施設及び在宅の避難行動要支援者への伝達系統図>



※ 各施設への連絡担当課は、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」及び「避難行動要支援者支援マニュアル」による。

6 伝達業務における留意点

- (1) 警報等の伝達に関する機関は、受領し伝達する責任者及び体制を定め、受領先に通知する。
- (2) 関係機関は、警報等の発表及び伝達の迅速化を図るため、モデル文例、略符号等を定める。

第2 異常現象発見時の措置

気象台等の関係機関から発表された予警報等の内容に対応するものを除き、気象・水象あるいは地象に関して異常現象を発見した者は、災害の拡大を未然にとどめるため、その発見場所、状況、経過等の情報を具体的に、次により速やかに通報しなければならない。

1 通報を要する異常現象

(1) 気象関係

強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷雨等著しく異常な気象現象

(2) 水象関係

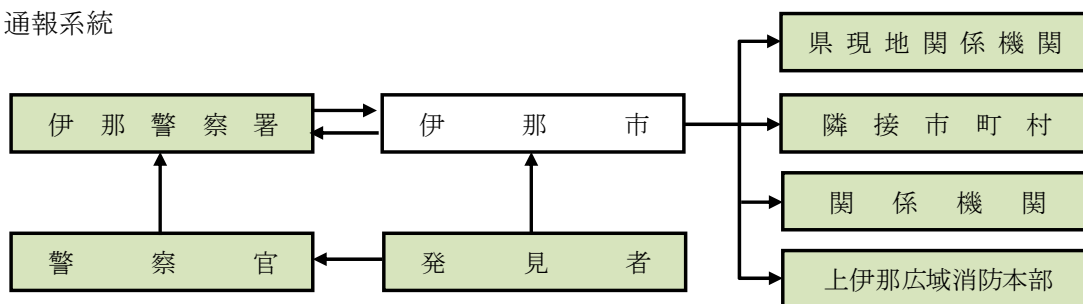
河川及び湖沼の水位の異常な上昇

(3) 地象関係

山くずれ、地割れ、土地の上昇、沈下、陥没等の地形変化

2 異常気象発見時の通報系統

(1) 通報系統



◇ 県現地関係機関

・ 上伊那地域振興局・伊那建設事務所・伊那保健福祉事務所

(2) 通報要領

ア 災害が発生あるいは拡大するおそれがある異常な現象を発見した者は、自己又は他人により市長若しくは警察官に、速やかにその情報を通報する。

イ 通報を受けた市長あるいは警察官は、「(1)」の通報系統によりそれぞれ関係の機関に通報する。その現象を確認し事態を把握する。

ウ 市長は、情報が関係する県現地機関（上伊那地域振興局、伊那建設事務所、伊那保健福祉事務所等）及び影響が及ぶと思われる隣接市町村へ通報する。

第3 土砂災害前兆現象の把握と対応

関係機関から通知された気象予警報等及び気象状況に注視し、必要に応じて、消防団及び自主防災組織の協力を得て、土砂災害の前兆現象を確認する。

1 前兆現象を確認した場合、前兆現象の種類や現地の状況に応じて土砂災害の危険性や緊急性を判断し、必要に応じて、住民に対して自主避難の呼びかけ又は高齢者等避難を発令する。

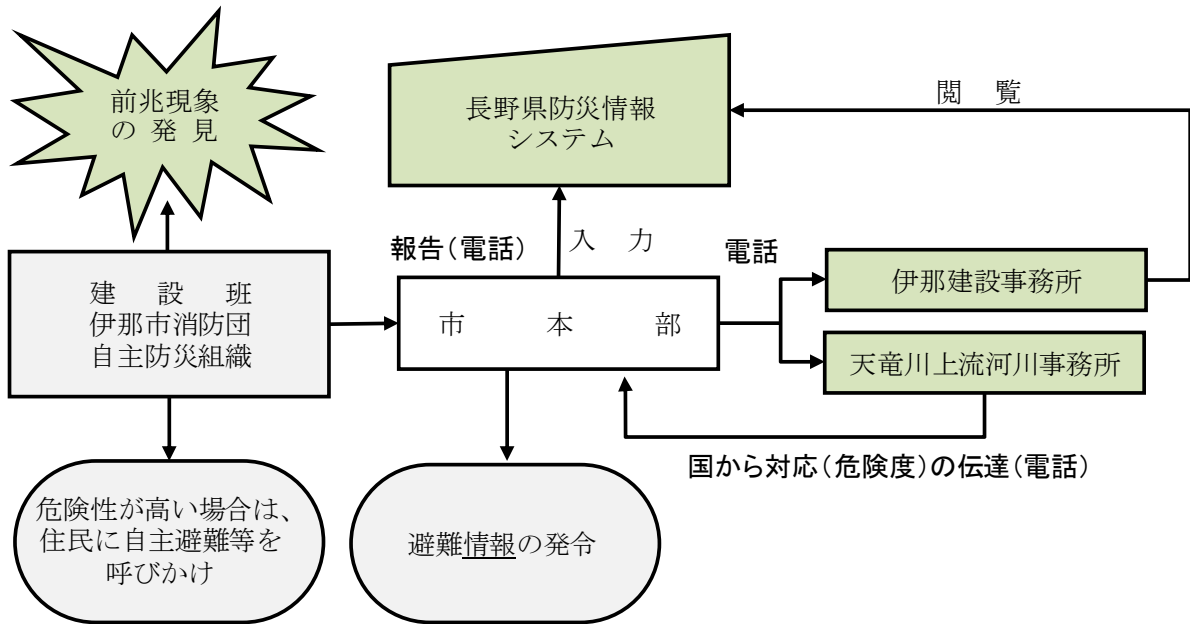
2 切迫した前兆現象を把握した場合、速やかに避難指示を発令する。

3 市のみでは土砂災害の危険性が判断できない場合、天竜川上流河川事務所及び伊那建設事務所と協議したうえで、総合的に危険度を判断し、避難情報の発令を行う。

4 土砂災害の前兆現象を確認した場合、天竜川上流河川事務所及び伊那建設事務所に連絡し、情報の共有を図る。

「避難情報に関する判断・伝達マニュアル」参照

＜土砂災害前兆現象情報の伝達の流れ（イメージ）＞



第2節 住民の避難誘導対策 (危機管理課、保健福祉部、関係各部)

基本方針

風水害により、住民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令により、適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。

また、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内等の要配慮者利用施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導を行う。

主な活動

- 1 風水害の発生のおそれがある場合には防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、消防団等と連携を図りながら気象情報等に十分注意し、重要水防箇所及び土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合又は危険が予想される場合は、住民に対して避難指示等を発令し、避難誘導活動を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。
- 2 避難行動要支援者に対して、高齢者等避難の伝達を行うなど、避難支援計画等に沿った避難支援を行う。

当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、要配慮者利用施設に連絡・通報を行う。

また、必要に応じて、自主防災組織・住民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。
- 3 住民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。
- 4 災害の状況に応じて避難指示を発令したうえで、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。
- 5 避難指示が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所や安全な親類・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合や、周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことを周知する。
- 6 災害時または災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じて指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し、住民等に対して周知徹底を図る。

また、指定された施設以外の施設を避難所として使用する場合は、管理者の同意を得て使用する。
- 7 住民に対する高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達にあたっては、市防災行政無線、Lアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に迅速かつ的確な伝達を実

施する。

- 8 情報の伝達、避難誘導の実施にあたっては、避難行動要支援者から優先的に実施する。
- 9 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の所在等、避難に資する必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布、ホームページでの掲載など必要な措置をとる。
- 10 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を解除する場合には、安全性を確実に確認して行う。
- 11 地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知する。
- 12 災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、早期に開設するよう努める。
- 13 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。
- 14 特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

活動の内容

第1 避難指示等（危機管理課）

1 高齢者等避難、避難指示の意味

(1) 「高齢者等避難」

人的被害の発生する可能性が高まった状況で、一般住民に対しては避難の準備を呼び掛け、避難行動に時間を要する高齢者や要配慮者及びその支援にあたる人には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。

(2) 「避難指示」

災害時において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときに発せられ、住民に避難のための立ち退きを指示することをいう。

2 避難の指示等の実施者

避難の指示等は、次の機関が行う。

区 分	実 施 者	対象となる災害等	根 拠 法 令
高齢者等避難	市 長	災害全般	災対法第 60 条（市町村長の避難の指示等）
避 難 指 示	市 長	災害全般	災対法第 60 条（市町村長の避難の指示等）
	水防管理者 （市 長）	洪水について	水防法第 29 条（立退きの指示）
	知事又はその命を受けた職員	洪水及び地滑りについて	水防法第 29 条及び地滑り等防止法第 25 条
	警 察 官	災害全般	災対法第 61 条（警察官等の避難の指示）及び警察官職務執行法第 4 条（避難等の通知）
	自 衛 官	災害全般	自衛隊法第 94 条（災害派遣時等の権限）

3 避難指示等の実施

(1) 市長が行う避難指示等

ア 高齢者等避難

(ア) 人的被害の発生する可能性が高まった状況で、要配慮者等避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階、又は今後の状況により早めの避難が必要と判断される状況で、特に必要があると認めるときは、居住者、滞在者、その他の者に対し高齢者等避難を伝達する。

(イ) 水害・土砂災害の発令については、「避難情報に関する判断・伝達マニュアル」参照

イ 避難指示

(ア) 災害時において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、居住者、滞在者、その他の者に対し、指定緊急避難場所（指定避難所）を示し、早期立ち退き指示をする。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内の二階以上の場所への待避等の安全確保措置をとるよう、地域の居住者等に対し伝達する。

また、災害の危険性が高まり、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

(イ) 水害・土砂災害の発令については、「避難情報に関する判断・伝達マニュアル」参照

(ウ) 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり人的災害が予想される地域

(エ) 上流の地域が水害を受けた河川で、危険がある下流の地域

(オ) 地すべりにより著しい危険が切迫している地域

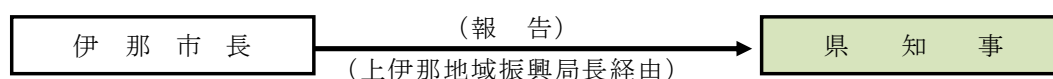
(カ) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域

(キ) 火災等により避難路の断たれる危険のある地域

(ク) 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域

(ケ) 酸素欠乏もしくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域

ウ 報告「災対法第 60 条（市町村長の避難の指示等）」



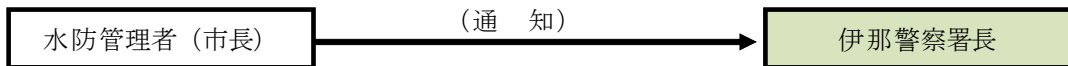
(注) 避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示し、知事に報告する。

(2) 水防管理者（市長）が行う避難の指示等

ア 指 示

水防管理者（市長）は、河川の氾濫により危険が切迫していると認めるときは、その地域の居住者に対し、避難のための指示を行う。

イ 通 知 「水防法第29条（立退きの指示）」



(3) 知事又はその命を受けた職員が行う避難の指示等

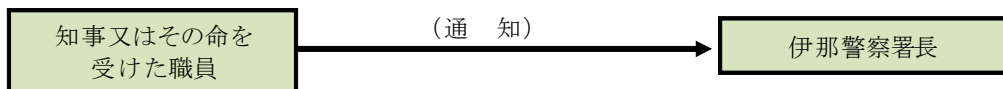
ア 洪水のための指示

水防管理者（市長）の指示に同じ。

イ 地すべりのための指示

地すべりにより危険が切迫していると認めるときは、その地域の居住者に対し、避難のために立ち退くべきことを指示することができる。

ウ 通 知「地すべり等防止法第25条（立退の指示）」



(4) 警察官が行う避難の指示等

ア 指 示

(ア) 警察官職務執行法第4条（避難等の通知）による措置

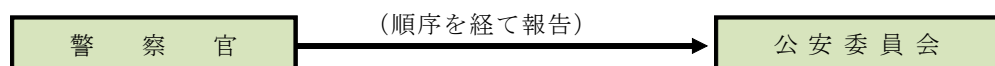
災害で危険な事態が生じた場合、警察官は、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し及び危害を受けるおそれのある者を避難させ、又は必要な措置をとる。

(イ) 災対法第61条（警察官等の避難の指示）による指示

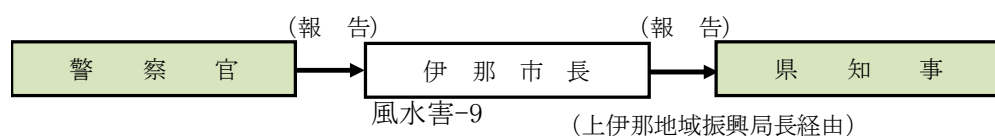
災対法第60条（市町村長の避難の指示等）に基づく市長による避難のための立ち退き若しくは屋内での退避等の安全確保措置の指示ができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退き又は屋内での退避等の安全確保措置を指示することができる。

イ 報告、通知

(ア) 警察官職務執行法第4条（避難等の通知）の場合



(イ) 災対法第61条（警察官等の避難の指示）の場合

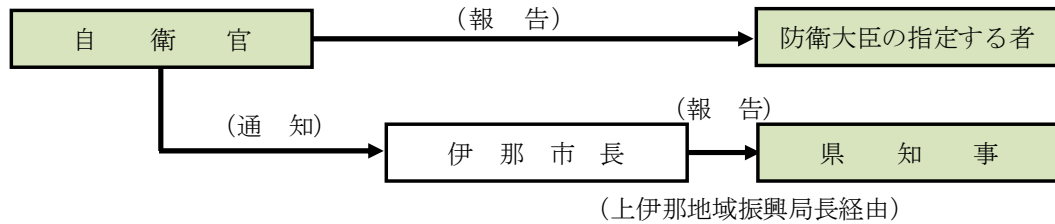


(5) 自衛官が行う避難の指示等

ア 避難等の措置

自衛隊法第83条(災害派遣)により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にはない場合に限り、「警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置をとる。

イ 報告「自衛隊法第94条(災害派遣時等の権限)」



(6) 避難の報告等

ア 市長への通報

市長以外の実施責任者が避難の指示を行ったときは、直ちにその旨を市長に通報する。

イ 県への報告

避難指示を市長が発令したとき、又は警察官等から指示を行った旨の通報を受けたときは、次の事項を知事(地域振興局長経由)に報告する。

(ア) 発令者

(イ) 発令の理由

(ウ) 避難の対象区域

(エ) 発令の日時

(オ) 指定緊急避難場所及び指定避難所

ウ 関係機関への連絡

県への報告に併せ、必要に応じて次の関係機関等に連絡する。

(ア) 国の出先機関

(イ) 伊那警察署

(ウ) 指定緊急避難場所及び指定避難所として利用する施設等の管理者

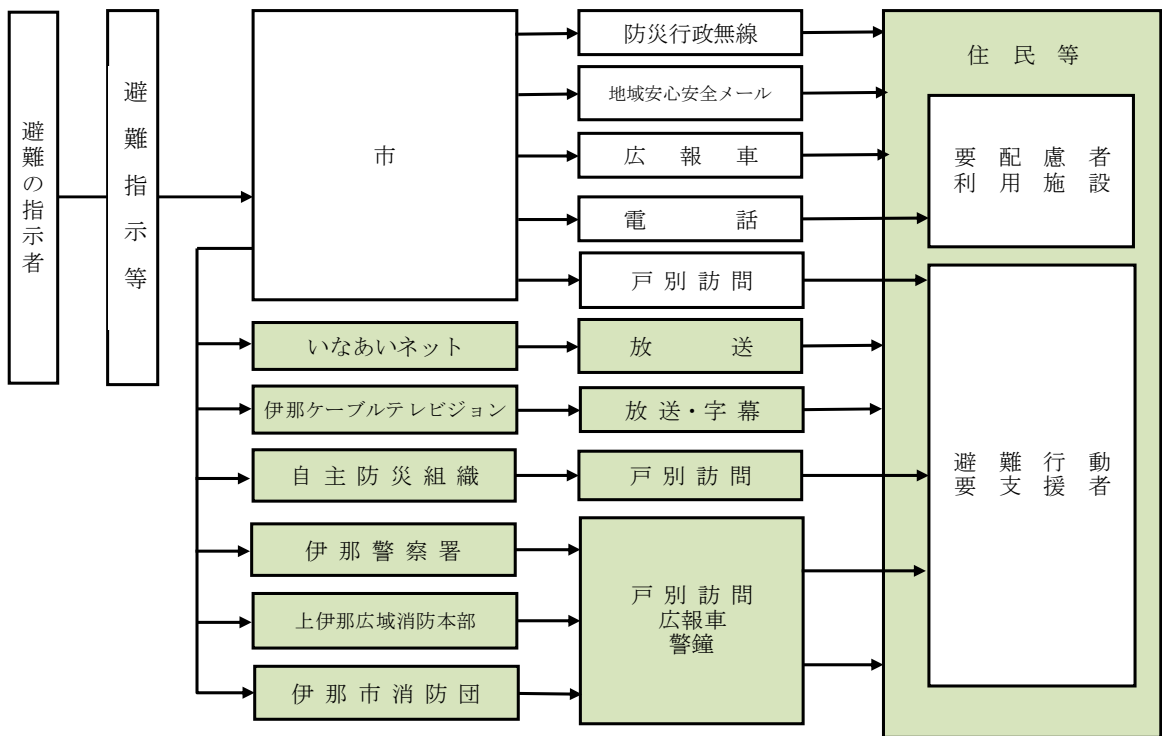
第2 避難指示等の周知（危機管理課）

市長は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令したときは、次により速やかに住民に周知する。

1 避難指示等の伝達

高齢者等避難、避難指示は、次の要領により関係地区の住民に伝達する。

(1) 伝達系統図



(2) 避難指示等を行った者は、速やかにその内容を防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する。

避難の必要が無くなった場合も同様とする。

特に、要配慮者等については、個々の態様に応じた避難支援が確実に進むように伝達する。

(3) 市長以外の実施責任者が指示等を行ったときは、市長に通報し住民に周知徹底をする。

(4) 市長は、避難指示等の内容を防災行政無線、地域安心安全、メールいなあいネット（有線放送）及び伊那ケーブルテレビジョン（L字放送）等により住民に周知する。

また、必要により、戸別訪問により、住民に周知する。

(7) 消防団分団長は、ポンプ係又は警鐘係に連絡し、広報車、警鐘をもって住民に伝達する。

(8) 消防署長は、消防署広報車により伝達する。

(9) 自治会・自主防災組織は、防災行政無線等の内容を戸別訪問等により、住民に周知する。

(10) 要配慮者利用施設には、担当課が個別に電話等で連絡を行う。

(11) 在宅の要配慮者等には、自治会・自主防災組織が作成した災害時住民支え合いマップ・避難行動要支援者名簿を活用し、自主防災組織及び消防団が連携し、戸別訪問によって情報伝

達を行う。

(12) 避難地域が広範囲の場合

ア 市長は、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるとき、県にラジオ、テレビによる放送を要請する。

イ 県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、放送機関に対して放送を要請する。

ウ 要請を受けた放送機関は、危険地域の住民に周知徹底するため、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。

2 伝達事項

(1) 発令日時

(2) 発令者

(3) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の別

(4) 対象地域及び対象者

(5) 避難すべき理由

(6) 危険の度合い（発災時期、予想される被災状況等についての説明を含める。）

(7) 避難の時期（避難行動の開始時期と完了させるべき時期）

(8) 指定緊急避難場所及び指定避難所

(9) 避難の経路（あるいは通行できない経路）

(10) 住民のとるべき行動（例：「近所に声をかけながら避難してください。」）

ア 避難時の携帯品

イ 避難時の注意事項

第3 避難の誘導及び移送（総務部、関係各部）

1 誘導責任者及び誘導員

当該地区の自主防災組織の長及び消防団の分団長が誘導責任者となり、誘導は自主防災組織の避難誘導員及び所属分団員が行う。

2 誘導の方法

(1) 誘導の優先順位

避難行動要支援者等を優先する。

(2) 誘導の方法

ア 誘導員は、指定緊急避難場所及び指定避難所、避難経路及び方向を的確に指示する。

イ 誘導経路は、危険な橋梁、堤防、災害発生のおそれのある場所等を避け、安全な経路を選定する。

ウ 危険地域には、標示、ロープ張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。

エ 浸水地では、ロープ、杖等を使用し、安全を確保する。

オ 誘導時は、水没、感電等に注意し事故防止を図る。

カ 避難地域が広範囲で、市独自では、避難のための移送が困難な場合は、上伊那地域振興

局を經由して県へ応援を要請する。県は、自衛隊の災害派遣を要請する等の適切な処置を行う。

キ 災对本部設置時の避難移送は、総務部総務班が誘導責任者、誘導員と連絡・調整し、移送に必要な市公用車の配車及び民間自動車の動員調達を担当する。

ク 夜間の避難は、投光器の照明具等を活用し危険を防止する。

ケ 誘導員は、避難時の携帯品について、状況に応じて最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう指導を行う。

(3) 避難行動要支援者の避難誘導

ア 自力で避難することが困難な避難行動要支援者がいる場合は、市及び誘導責任者・誘導員は、市社会福祉協議会等ヘリフト付車両等の出動を要請する。

イ 誘導員等から、自力で避難することが困難な避難行動要支援者がいる等の報告を受けた総務部総務班は、車両・ヘリコプター等の手配を行い移送する。

ウ 地域住民の協力を得て、それぞれの態様に応じた迅速かつ適切な避難誘導を行う。

エ 小中学校長、保育園長、幼稚園長及び社会福祉施設管理者は、避難の指示者からの伝達を受けたときは、防災計画（避難・誘導）により児童・生徒等を避難させる。

第3節 警戒区域の設定 (危機管理課)

基本方針

災害が発生し又は発生しようとしている場合、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

活動の内容

1 警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するとは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立ち入りを制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、以下の3点である。

- (1) 避難の指示が対人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。
- (2) 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。
- (3) 避難の指示については、その罰則規定が無いのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

2 警戒区域設定の実施者

(1) 市長、市職員（災対法第63条）

その職権によって警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する以外の者に対して当該区域への立ち入りを禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。

ただし、危険が切迫し市長が発令するいとまのない場合は、その委任を受けた現場にいる市職員が実施する。この場合、事後直ちにその旨を市長に報告しなければならない。

(2) 水防団長、水防団員、消防吏員（水防法第21条）

水防上緊急の必要がある場所において、警戒区域を設定する。

(3) 消防吏員又は消防団員（消防法第28条）

火災等の現場において、警戒区域を設定する。

(4) 警察官（上記法で各実施者が現場にいない場合、又は要求された場合）

「(1)」から「(3)」までの市職員が現場にいない場合、又はこれらの者から要求があった場合は、この職権を代行することができる。この場合において、災対法第63条（市町村長の警戒区域設定権等）による実施者が現場にいないとき、又はその実施者から要求されたときは、警戒区域の設定後、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

(5) 自衛隊法第83条（災害派遣）第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災対法第63条第3項）

市長又はその職権を行う者が、その場にいない場合に限り警戒区域を設定することができる。この場合、事後直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

3 警戒区域設定の実施

- (1) 市長は、警戒区域の設定について伊那警察署長等関係者との連絡調整を行う。
- (2) 警戒区域の設定に必要な措置は、消防署、その他関係各部が連携し、伊那警察署等の協力を得て実施する。
- (3) 市長は、警戒区域を設定した場合、伊那警察署長に協力を要請して警戒区域から退去又は立入禁止の措置をとる。
- (4) 市長は、伊那警察署、上伊那広域消防本部、市消防団、自主防災組織の協力を得て、住民の退去を確認し、防犯、防火の警戒を行う。

4 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知する。

第4節 災害の未然防止対策 (危機管理課、農林部、建設部)

基本方針

各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防止活動を行い、被害の発生の防止に図る。

活動の内容

1 水防管理者（市長）が実施する対策

水防管理者（市長）は、水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所について水防活動を実施する。

2 河川管理者等が実施する対策

河川管理者、農業用排水施設管理者等は、洪水の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門等の適切な操作を行う。

その操作にあたり、危害を防止するため必要があると認められるときには、必要な事項を市及び伊那警察署に通報し、住民に対して周知させる。

3 道路管理者が実施する対策

道路管理者は、降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な対策を実施する。

4 住民が実施する対策

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、その旨を市長又は警察官に通報する。

第5節 警報等の種類及び発表基準

1 発表機関

警報等を発表及び解除する機関は、次のとおりとする。

注意報及び警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報又は警報の発表が行われたときに、自動的に切り替えられる。ただし、竜巻注意情報の有効時間は発表から1時間である。

警報等の種類	発表機関名	対象区域
気象注意報 気象警報	長野地方气象台	県全域
天竜川上流洪水予報	長野地方气象台及び天竜川 上流河川事務所共同	国土交通大臣が定めた河川 (天竜川 辰野町昭和橋～飯田市姑射橋)
水防警報	国土交通省 天竜川上流河川事務所	国土交通大臣が指定した河川 (天竜川 辰野町昭和橋～飯田市姑射橋)
	関係建設事務所	知事が指定した河川 (天竜川 岡谷市釜口水門～辰野町昭和橋)
火災気象通報	長野地方气象台	県全域
火災警報	市長	市内
土砂災害警戒情報	長野地方气象台 県建設部砂防課	県全域
記録的短時間大雨情報	気象庁	県全域
竜巻注意情報	気象庁	県全域
全般気象情報、 関東甲信地方気象情報、 県気象情報	気象庁 気象庁 長野地方气象台	全国 関東甲信地方 県

2 気象業務法に基づく警報等

(1) 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速などの予測値を時間帯ごとに明示して、市町村ごとに発表される。長野地方气象台では、気象特性に基づき79の区域に分け発表している。

特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害が発生するおそれ が著しく高まっている場合に発表される。
警報	重大な災害が発生するおそれがあるときに警戒を呼びかけて行う予報
注意報	災害が発生するおそれのある時に注意を呼びかけて行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの）

特別警報・警報・注意報 の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に 発表される。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨特別警報（土砂災 害）」、「大雨特別警報（浸水害）」又は「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」 のように発表される。
	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想さ れる場合に発表される。
	暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹く と予想される場合に発表される。
	大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に発表される。
警報	大雨警報	大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想されたとき に発表される。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨警報（土砂災 害）」、「大雨警報（浸水害）」又は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」の ように発表される。雨が止んでも重大な土砂災害等の恐れが残っている場合 には発表が継続される。
	洪水警報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な 洪水災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象とな る重大な洪水災害として、河川の増水・氾濫及び堤防の損傷・決壊、並びに これらによる重大な浸水害がある。
	大雪警報	降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により重大な災害が発 生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表され る。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに 発表される。暴風による重大な災害のおそれに加え、暴風で雪が舞って視界 が遮られることによる重大な災害のおそれについても警戒を呼びかける。

特別警報・警報・注意報の種類		概要
意報	大雨注意報	大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合は継続される。
	洪水注意報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水により洪水災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる洪水災害として、河川の増水及び堤防の損傷、並びにこれらによる浸水害がある。
	大雪注意報	降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。強風による災害のおそれに加え、強風で雪が舞って視界が遮られることによる災害のおそれについても注意を呼びかける。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷のほか、急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、大気の乾燥により、火災・延焼等が発生する危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。山などの斜面に積もった雪が崩落することによる人や建物への被害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、水蒸気や水しぶきの付着・凍結による通信線・送電線の断線等の被害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、雪が付着することによる電線等の断線や送電鉄塔等の倒壊等の被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、積雪が融解することによる土砂災害や浸水害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、春・秋に気温が下がって霜が発生することによる農作物や果実の被害が発生するおそれがあるとときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物の被害（冷夏の場合も含む）や水道管の凍結や破裂による著しい被害の発生するおそれがあるとときに発表される。	

警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除又は更新されて、新たな警報・注意報にきりかえられる。

参考1：雨を要因とする特別警報の指標

以下（1）又は（2）いずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される地域の中で、浸水キキクル（危険度分布）又は洪水キキクル（危険度分布）で5段階のうち最大の危険度が出現している市町村等に、大雨特別警報を発表する。

- （1）48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に50格子以上まとまって出現。
- （2）3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に10格子以上まとまって出現（ただし、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする）。
- （3）過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10個以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表。
- （4）雨に関する各市町村の50年に一度の値一覧（令和3年3月25日）

地 域				50年に一度の値		
府県予報区	一時細分区域	地域名	二次細分区分	R48	R03	SWI
県	南部	上伊那地域	市	293	85	185
県	南部	上伊那地域	駒ヶ根市	310	90	197
県	南部	上伊那地域	辰野町	262	91	174
県	南部	上伊那地域	箕輪町	240	88	167
県	南部	上伊那地域	飯島町	353	106	219
県	南部	上伊那地域	南箕輪村	271	79	178
県	南部	上伊那地域	中川村	277	85	187
県	南部	上伊那地域	宮田村	370	92	217

注1）略語の意味は右のとおり。R48：48時間降水量(mm)、R03：3時間降水量(mm)、SWI：土壌雨量指数 (Soil Water Index)。

注2）「50年に一度の値」とは、再現期間50年の確率値のこと。R48、R03、SWIいずれも各市町村にかかる5km格子の値の平均をとったものである。

注3）大雨特別警報は、50年に一度の値となった5km格子がまとまって出現した際に発表する。（ただし、R03は150mm以上となった格子をカウント対象とする。）個々の市町村で50年に一度の値以上となった5km格子が出現することのみで発表するわけではないことに留意。

参考2：台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧 910hPa 以下又は最大風速 60m/s 以上とする。

台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、暴風の警報を、特別警報として発表する。

温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風（雪を伴う場合は暴風雪）の警報を、特別警報として発表する。

参考3：雪を要因とする特別警報の指標

府県予報区程度の広がりを持って 50 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表する。

雪に関する観測地点毎 50 年に一度の値一覧（一部抜粋、令和5年11月1日現在）

府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深(cm)	既往最深積雪深(cm)
県	松本	57	78
県	諏訪	56	69
県	軽井沢	76	99
県	飯田	45 *	81

注1) “*”がついている地点は積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いため、参考値として扱う。

注2) 50年に一度の値は過去の観測データから推定した値。

注3) 特別警報は、府県程度の広がり度で50年に一度の値となる現象を対象。

個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

(別表) 市の警報・注意報発表基準一覧表 (令和5年6月8日現在)

種類	発表基準	警報基準	注意報基準
大雨	(浸水害) 表面雨量指数基準	11	5
	(土砂災害) 土壌雨量指数基準	101	71
洪水	流域雨量指数基準	瀬沢川流域=4.5, 棚沢川流域=7.4 戸谷川流域=4.4, 小沢川流域=8.9 小黒川流域=7.3, 犬田切川流域=5.5 猪ノ沢川流域=3.4, 大沢川流域=5.1 三峰川流域=34.6, 新山川流域=5.6 藤沢川流域=12.5, 松倉川流域=5.7 山室川流域=8.9, 黒川流域=19.4 大清水川流域=5.0, 栗沢川流域=4.7	瀬沢川流域=3.6, 棚沢川流域=5.9 戸谷川流域=3.5, 小沢川流域=7.1 小黒川流域=5.8, 犬田切川流域=4.4 猪ノ沢川流域=3.3, 大沢川流域=4.1 三峰川流域=27.6, 新山川流域=4.4 藤沢川流域=10.0, 松倉川流域=4.6 山室川流域=7.1, 黒川流域=15.5 大清水川流域=4.0, 栗沢川流域=3.8
	複合基準	戸谷川流域=(5, 3.7) 小黒川流域=(5, 6.4) 猪ノ沢川流域=(5, 3.4) 大沢川流域=(5, 4.5)	戸谷川流域=(5, 2.6) 小黒川流域=(5, 4.6) 猪ノ沢川流域=(5, 2.4) 大沢川流域=(5, 3.2) 三峰川流域=(6, 20.6) 新山川流域=(6, 3.5) 藤沢川流域=(6, 7.8) 天竜川流域=(6, 31.9)
	指定河川洪水予報 による基準	天竜川上流(伊那富、沢渡)	天竜川上流(伊那富、沢渡)
暴風	平均風速	17m/s	13m/s
暴風雪	平均風速	17m/s 雪を伴う。	13m/s 雪を伴う。
大雪	12時間降雪の深さ	20cm	10cm
雷			落雷等により被害が予想される場合
融雪			1 積雪地域の日平均気温10℃以上 2 積雪地域の日平均気温6℃以上で日 降水量が20mm以上
濃霧	視程		100m以下
乾燥			最小湿度20%で実効湿度55% (湿度は飯田特別地域気象観測所の値)
なだれ			表層なだれ: 積雪が50cm以上あって、降雪の 深さ20cm以上で風速10m/s以上、又は積雪 が70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上 全層なだれ: 積雪が70cm以上あって、最高気 温が平年より5℃以上高い、又は日降水量が 15mm以上

種類	発表基準	警報基準	注意報基準
低温			夏 期:平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温15℃以下(高平地で13℃以下)が2日以上続く場合 冬 期:最低気温-11℃以下(高冷地で-17℃以下)
霜			早霜・晩霜期に最低気温2℃以下
着氷			著しい着氷が予想される場合
着雪			著しい着雪が予想される場合
記録的短時間大雨情報 (1時間雨量)		100mm	

【警報・注意報基準一覧表の解説】

- (1) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は気象要素が本表の基準に達すると予想される場合に発表する。
- (2) 大雨、洪水、大雪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (3) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (4) 現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白でそれぞれ示している。
- (5) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとられない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

【大雨及び洪水警報・注意報基準の解説】

- (1) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。
- (2) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市の域内で単一の値をとる。
- (3) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定しているが、本表には市の域内における基準の最低値を示している。1km四方毎の基準値については、資料
(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html)を参照のこと。
- (4) 洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数30以上」を意味する。
- (5) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には

主要な河川における代表地点の基準値を示している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は、資料 (http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_kouzui.html) を参照のこと。

- (6) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は、資料 (http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_kouzui.html) を参照のこと。
- (7) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川[△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

3 水防法に基づく情報

(1) 天竜川上流洪水予報

水防法に基づき、洪水のおそれがあるとき、又は氾濫した後において、水位を示して河川の状態を一般に周知するもの。

ア 水位上昇期及び氾濫発生時

種類	情報名	発表基準
洪水警報 (発表) 又は洪水警報	天竜川上流氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報)	・氾濫が発生したとき
	天竜川上流氾濫発生情報 (氾濫水の予報) (警戒レベル5相当情報)	・氾濫が継続しているとき
	天竜川上流氾濫危険情報 (警戒レベル4相当情報)	・氾濫危険水位に到達したとき
洪水警報 (発表) 又は洪水警報	天竜川上流氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当情報)	・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
洪水注意報(発表) 又は洪水注意報	天竜川上流氾濫注意情報 (警戒レベル2相当情報)	・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき

イ 水位低減期

種類	情報名	発表基準
洪水警報	天竜川上流氾濫危険情報 (警戒レベル4相当情報)	・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき
	天竜川上流氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当情報)	・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く) ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)
洪水注意報	天竜川上流氾濫注意情報 (警戒レベル2相当情報)	・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき
洪水注意報 (警報解除)	天竜川上流氾濫注意情報 (警戒情報解除)	・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合(氾濫注意水位を下回った場合を除く) ・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき(氾濫危険水位に達した場合を除く)
洪水注意報解除	天竜川上流氾濫注意情報解除	・氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

(2) 水防警報

種類	内 容	発 令 基 準
待 機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動時間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況等により必要と認めるとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他河川状況により必要と認めるとき。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は、水位、流量その他河川状況により、氾濫注意水位(警戒水位)を超えるおそれがあるとき。
警 戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩れ・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報等により、又は、既に氾濫注意水位(警戒水位)を超え、災害の起こるおそれがあるとき。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位(警戒水位)以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。		

4 消防法に基づく警報等

(1) 火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに長野地方気象台が県知事に対して行う通報をいう。

区 分	発 表 基 準
火災気象通報	長野地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。 ただし、実施基準に該当する地域及び時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しない場合がある。

2) 火災警報

消防法に基づき、一般に警戒をうながすために発表する警報をいう。

区 分	発 表 基 準
火 災 警 報	前項（1）の発表に準ずる。

5 その他の情報

(1) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

警報の危険度分布等の概要

種 類	概 要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。土壌雨量指数と60分間積算雨量の2時間先までの予測値を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、土砂キキクルにより、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの雨量予測を用いた表面雨量指数の予測値を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測値を用いて常時10分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを確認することができる。なお、河川が通っていない格子を含む、すべての格子における危険度は、メッシュ形式の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で確認できる。

流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分毎に更新している。
------------	--

(2) 早期注意情報（警報級の可能性）

警報級の現象の可能性にかけて、今日から明日にかけては時間を区切って、明後日から5日先にかけては日単位で、県北部・中部・南部など、地域ごとに細分した単位に発表される。可能性が高いことを表す[高]、可能性が高くはないが一定程度認められることを表す[中]の2段階の確度がある。

(3) 気象情報

警報や注意報に先立って現象を予告し、注意を呼びかける場合、警報や注意報の発表中に現象の経過や予想、防災上の留意点等を具体的に知らせる必要がある場合、社会的に影響の大きな天候について注意を呼び掛けたり、解説したりする必要がある場合等に発表される。発表する地域により、全国を対象とする「全般気象情報」、地方予報区を対象とする「地方気象情報」、都道府県を対象とする「府県気象情報」の3種類に分けて発表される。

(4) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まった時、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と長野地方気象台が共同で発表する。なお、これを補足する情報として、実際に危険度が高まっている場所が土砂災害警戒判定メッシュ情報で発表される。なお、市は、次の名称で区域を分割して発表される。

発表地域名称	区 域
伊 那	市のうち長谷の区域を除く区域
長 谷	市のうち長谷総合支所管内

(5) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中にキキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに発表される。県の発表基準は1時間100ミリ以上の降雨を観測又は解析したときである。この情報が発表されたときは、土砂災害や浸水害、中小河川の洪水災害の発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しており、実際に災害発生の危険度が高まっている場所を危険度分布（キキクル）で確認する必要がある。

(6) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、県内の「北部・中部・南部」単位で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。この情報の有効期間は発表から概ね1時間である。

(7) 顕著な大雨に関する情報

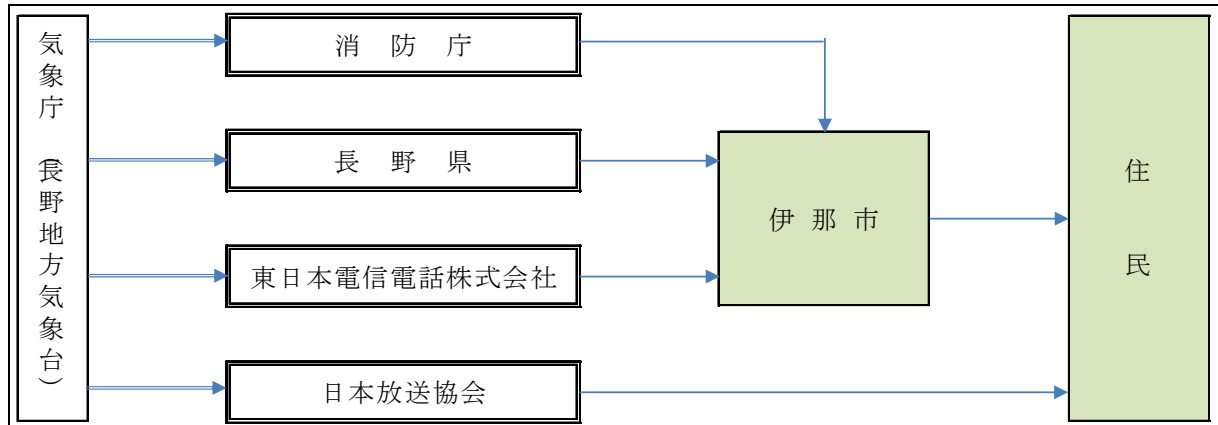
大雨による災害発生危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報。警戒レベル相当情報を補足する情報であり、警戒レベル4相当以上の状況で、以下の4つの全ての条件を満たした場合に発表される。全般気象情報、地方気象情報、府県気象情報が同時に発表される。

- ① 5 kmメッシュの解析雨量の前3時間積算降水量が100 mm以上の分布域の面積が500 km²以上。
- ② ①の形状が長軸短軸比2.5以上の線状。
- ③ ①の領域内の前3時間積算降水量最大値が150 mm以上。
- ④ ①の領域内の土砂キキクルにおいて土砂災害警戒情報の基準を実況で超過(かつ大雨特別警報の土壌雨量指数基準への到達割合8割以上)又は洪水キキクルにおいて警報基準を大きく超過した基準を実況で超過。

第6節 警報等の伝達系統及び実施要領 (危機管理課)

1 気象警報、注意報及び情報

(1) 伝達系統

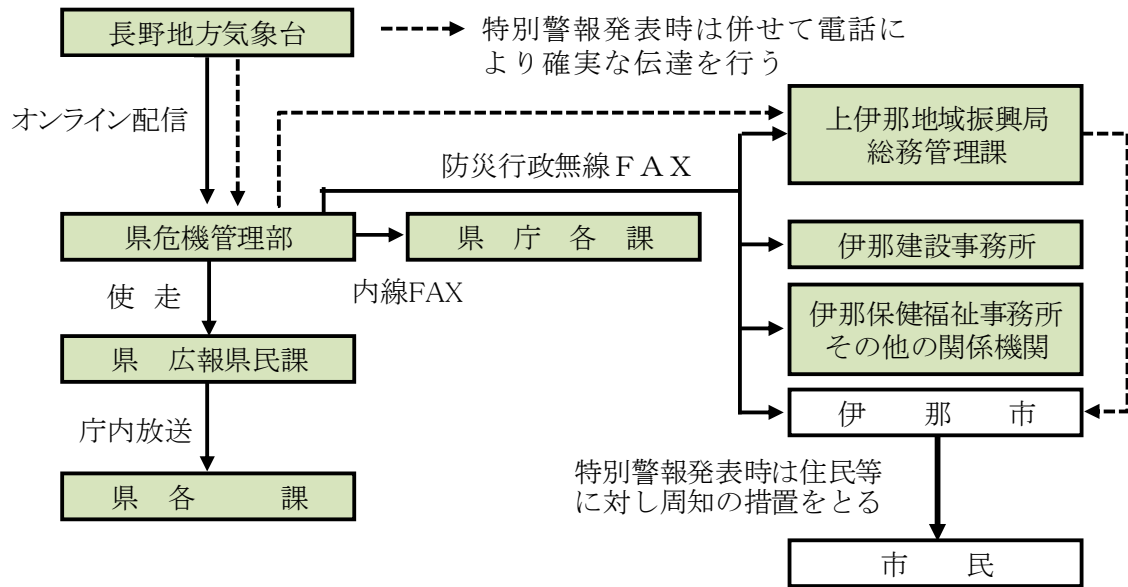


注1 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。

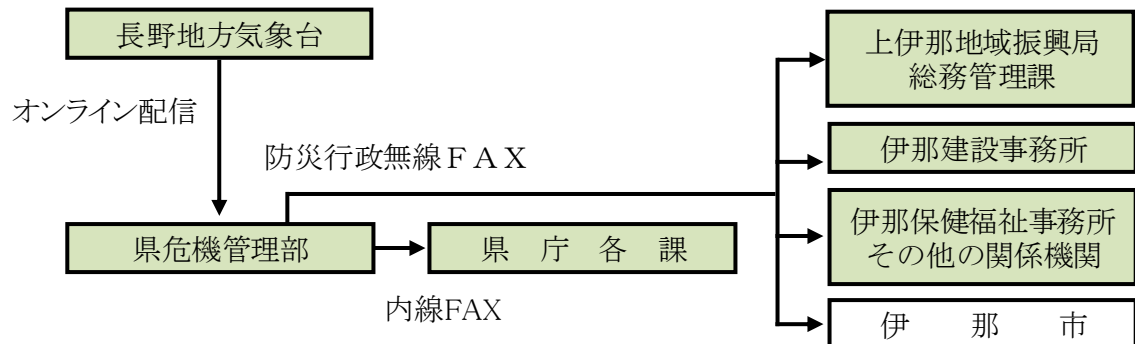
注2 二重線の経路は、気象業務法第15条及び第15条の2によって、警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。

(2) 勤務時間内における伝達系統

ア 大雨特別警報、大雪特別警報、暴風雪特別警報、暴風特別警報、大雨警報、大雨注意報、洪水警報、洪水注意報、土砂災害警戒情報、大雪警報、大雪注意報

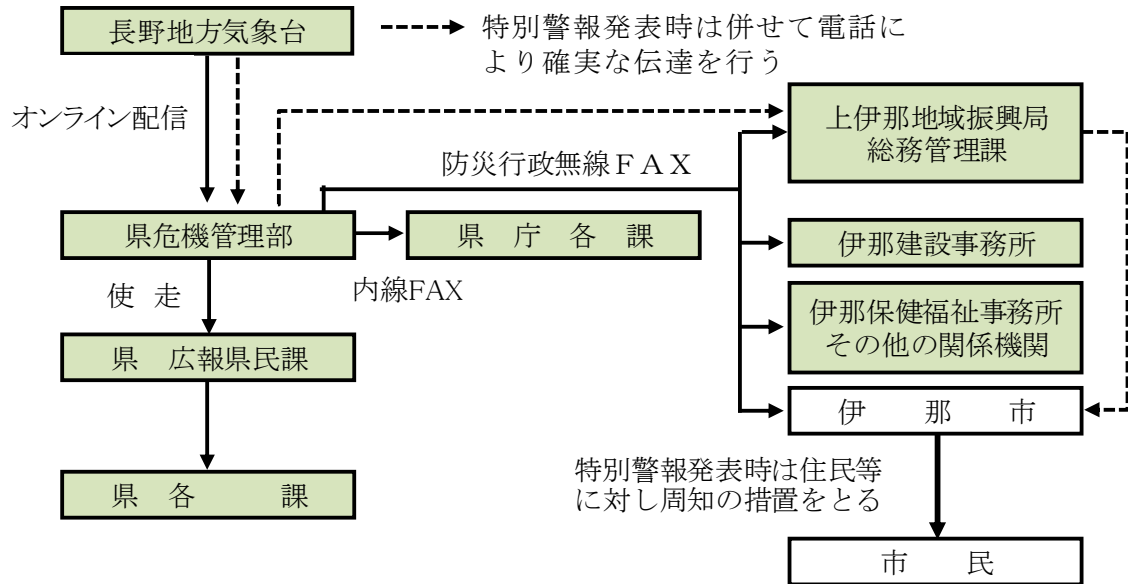


イ 上記以外の気象に関する警報・注意報

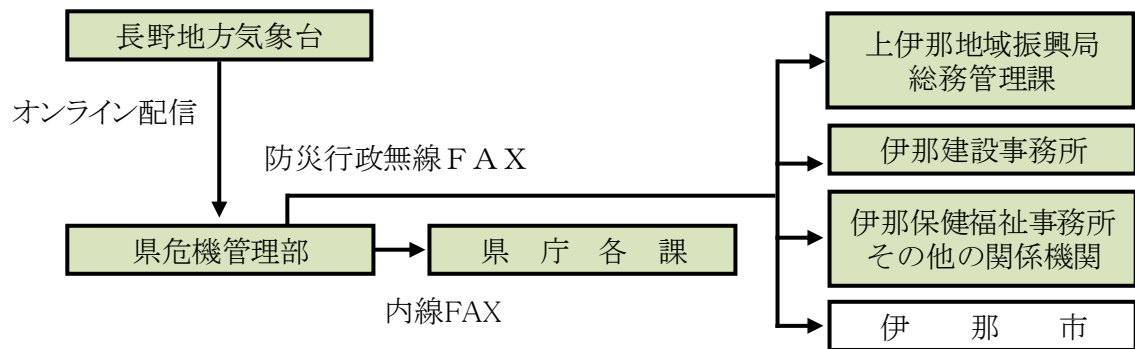


(3) 勤務時間外における伝達系統

ア 大雨特別警報、大雪特別警報、暴風雪特別警報、暴風特別警報、大雨注意報、大雨警報、洪水注意報、洪水警報、土砂災害警戒情報、大雪警報、大雪注意報

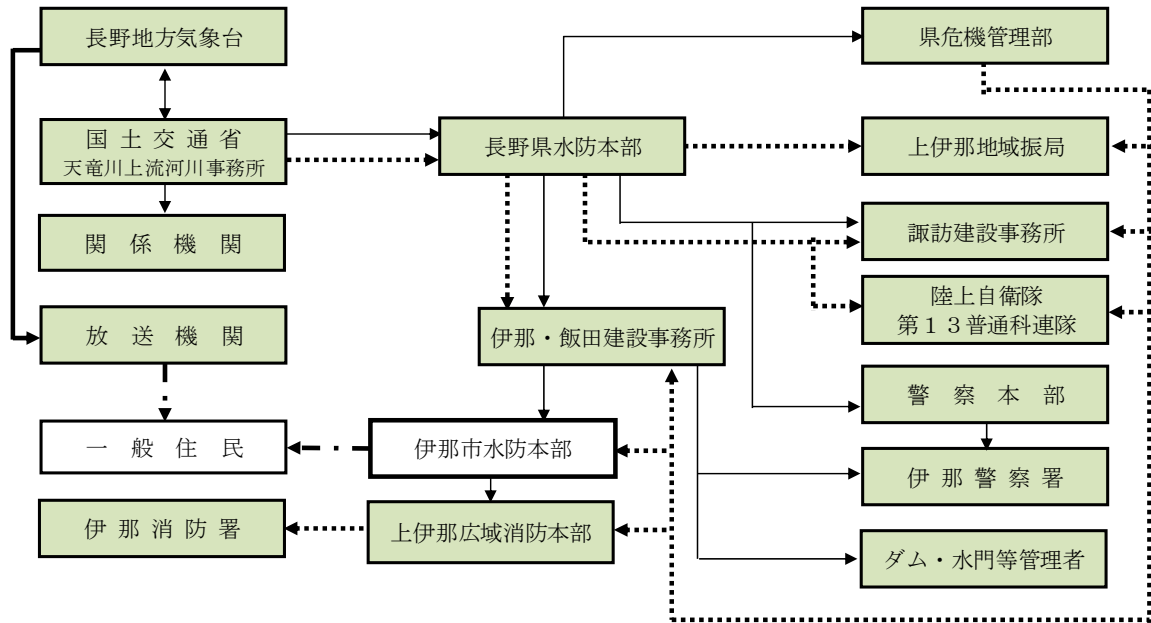


イ 上記以外の気象に関する警報・注意報



2 指定河川洪水予報

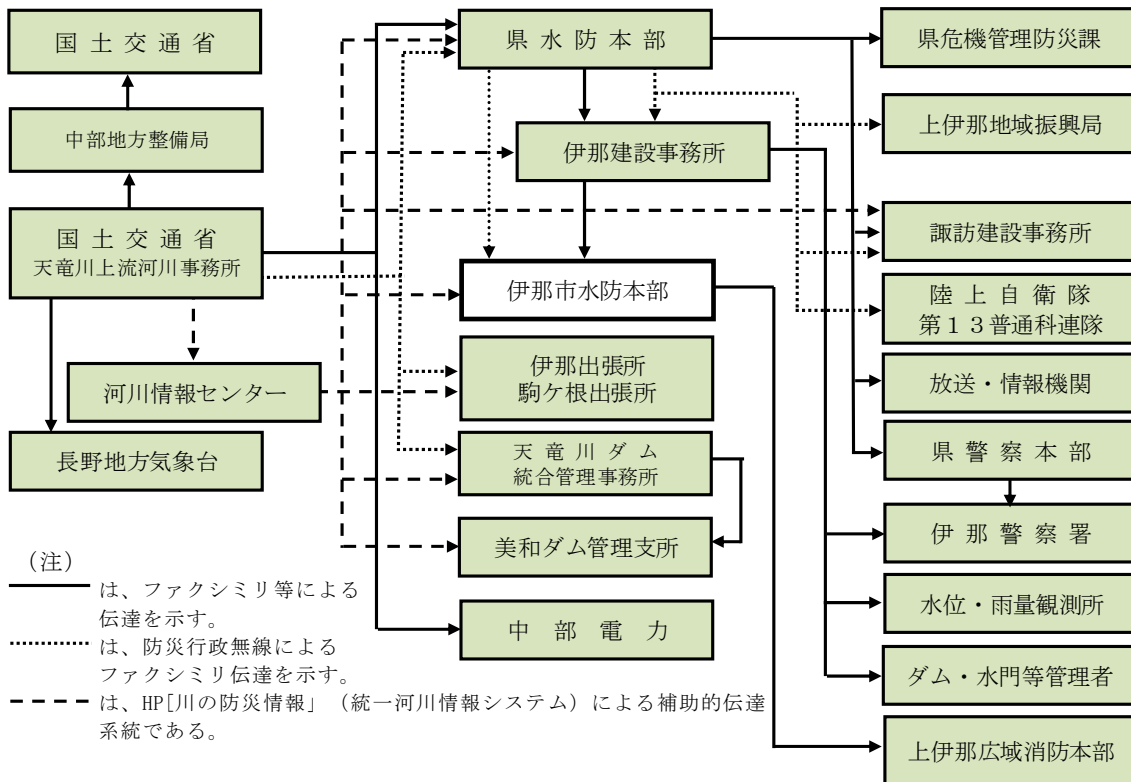
(1) 天竜川上流洪水予報



(注) ——— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。
 は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。
 ——— は、長野気象台から関係機関へ**気象情報伝送システム**等による伝達を示す。
 - - - は、オンラインによる伝達を示す。
 - · - · - は、その他による伝達を示す

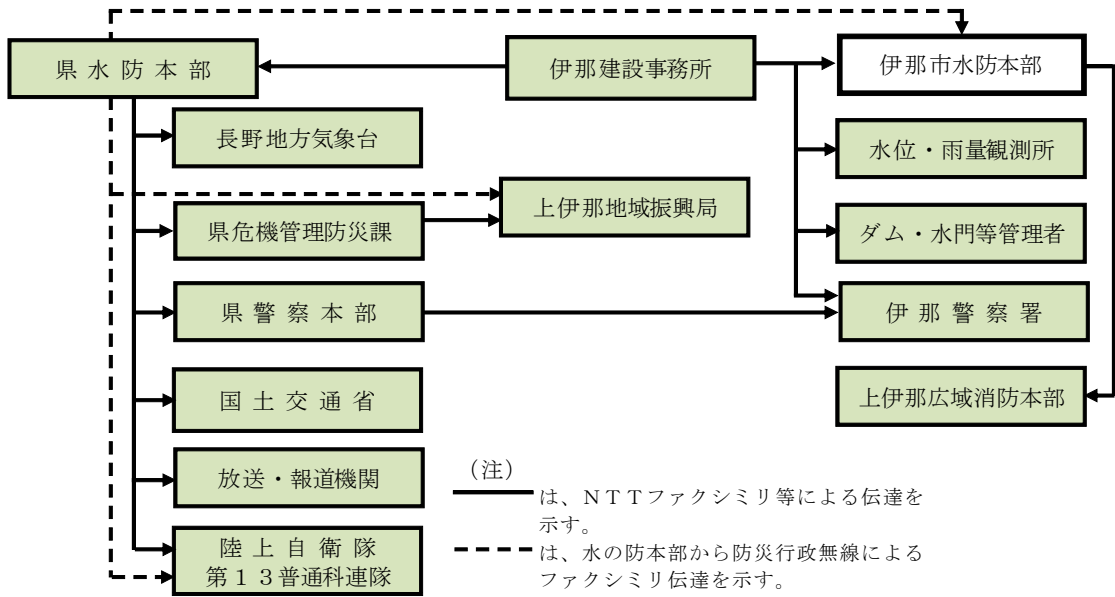
3 水防警報

(1) 天竜川（国土交通大臣が行うもの）

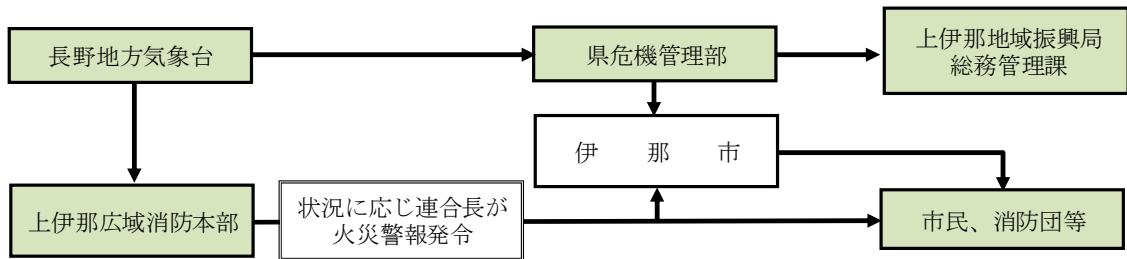


(注) ——— は、ファクシミリ等による伝達を示す。
 は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。
 - - - は、HP「川の防災情報」（統一河川情報システム）による補助的伝達系統である。

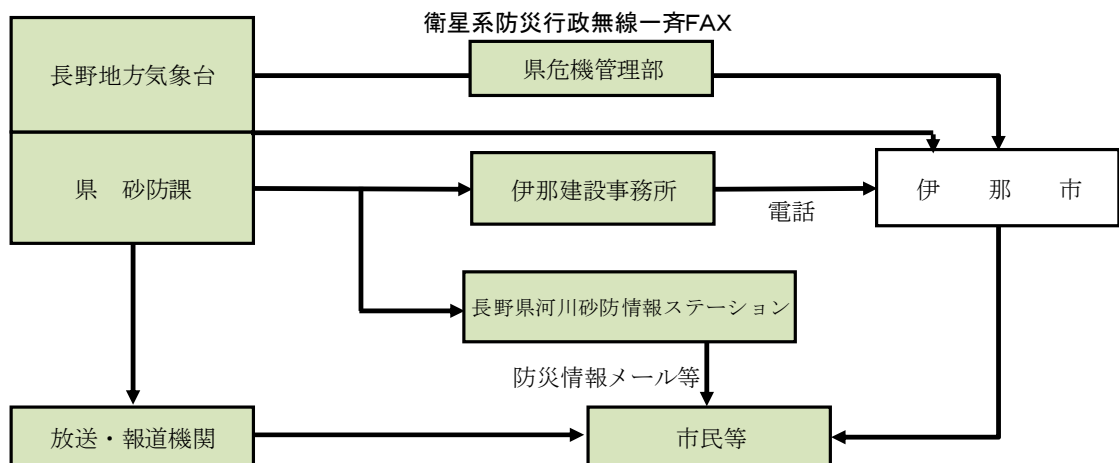
(2) 水防警報（知事が行うもの）



4 火災気象通報



5 土砂災害警戒情報



第7節 火山災害事前対策活動 (危機管理課)

基本方針

県内及び近隣には10の活火山がある。御嶽山は、比較的距離が本市に近いが、爆発・噴火による甚大な被害を受ける危険性は少ない。しかし、その規模によっては、降灰程度の被害が考えられる。災害時に迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。このため、市職員の非常参集体制の整備、防災関係組織の整備等災害時の活動体制の整備を図り、住民に対する情報伝達体制、避難誘導體制を整える。

主な活動

- 1 御嶽山の噴火活動に係る情報に注視し、関係機関との連携を図る。
- 2 噴火警報・予報等を迅速に住民に対して伝達する。
- 3 噴火警戒レベル・警戒事項等に応じた防災対応を行う。

活動の内容

1 住民に対する噴火警報・予報等の伝達体制

- (1) 御嶽山に係る噴火警報・予報、降灰予報、火山ガス予報、火山の状況に関する解説情報及び火山活動解説資料が伝達され、火山活動に異常が生じた場合、県、気象台、周辺市町村及び関係機関と円滑に情報収集活動及び伝達活動が行える体制をとる。
- (2) 噴火警報・予報、降灰予報、火山ガス予報、火山の状況に関する解説情報及び火山活動解説資料の通報を受けた場合、住民等に対して迅速に情報の伝達活動を行う。

2 避難誘導體制

火山噴火等により住民の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合、速やかに住民の避難誘導を行う。

3 御嶽山に係る情報

(1) 噴火警報

噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生や危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」を明示して発表される。

(2) 噴火予報

噴火警報を解除する場合に発表される。

(3) 噴火警戒レベルが運用されている火山についての噴火警報及び噴火予報（御嶽山）

種別	名 称	対象範囲	レベル キーワード	火山の活動の状況	住民の行動
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は噴火警報	居住地域及び それより 火口側	レベル5 避 難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域から避難等が必要(状況に応じて対象地域や方法を問うを判断)
			レベル4 避難準備	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。(可能性が高まっている。)	警戒に必要な居住地域での避難準備、避難行動要支援者の避難等が必要(状況に応じて対象地域や方法を問うを判断)
警報	噴火警報 (火口地域) 又は 火口周辺警報	火口から 居住地域 近くまで	レベル3 入山規制	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活(今後の火山活動の推移に注意、入山規制)状況に応じて避難行動要支援者の避難準備等 登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等(状況に応じて規制範囲を判断)
		火口周辺	レベル2 火 口 周辺規制	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活 火口周辺への立入規制等(状況に応じて火口周辺の規制範囲を判断)
噴火予報	噴火予報	火口内等	レベル1 活火山で あること に留意	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる。(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)	通常の生活 特になし(状況に応じて火口内の立入規制等)

(注) 噴火警戒レベルは、火山ガスに関する規制とは異なる。

(4) 降灰予報

量の予測を含めた予報として、噴火後に、どこに、どれだけの量の火山灰が降るかについての詳細な情報（平成27年3月運用開始）

(5) 火山ガス予報

居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域に出される。

(6) 解説情報・解説資料

ア 火山の状況に関する解説情報

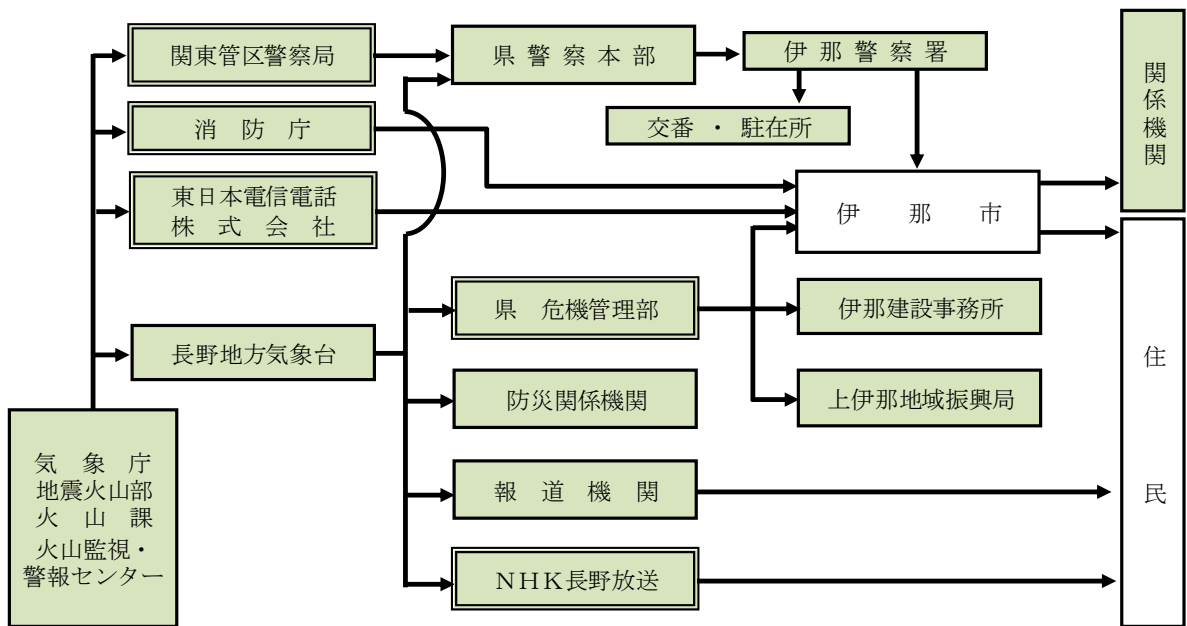
火山活動が活発な場合等に火山の状況を知らせる情報です。火山活動に変化があった場合、「臨時」であることを明記した情報を発表

イ 火山活動解説資料

地図や図表を用いて、火山の活動の状況や警戒事項について、定期的または必要に応じて臨時に解説する資料

4 噴火警報・予報等の通報伝達系統

(1) 噴火警報・予報、火山の状況に関する解説情報、火山活動解説資料等の伝達系統図

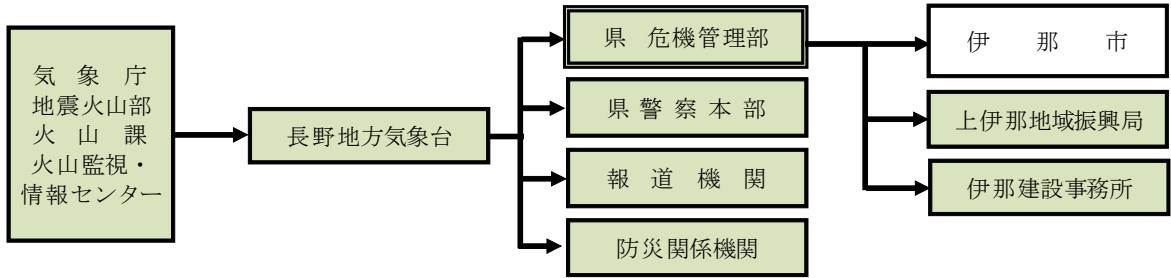


(注1) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第7条第1項（警報事項の通知）の規定に基づく法定通知先

(注2) 東日本電信電話株式会社から関係市への伝達は、「噴火警報・予報」に限る。

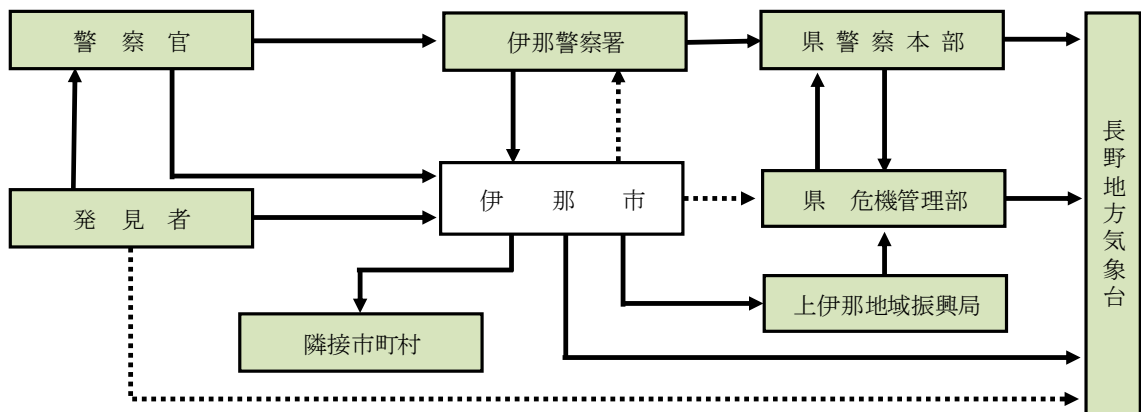
(注3) 「関係機関」とは、地域防災計画に定める市の機関（現地機関、消防団、小中学校等）及び防災上関連のある機関をいう。

(2) 火山活動解説資料の伝達系統図



(注)「防災関係機関」とは、気象庁が整備した防災情報装置を利用している国の機関、電力会社、鉄道会社及び公益法人等をいう。

5 異常現象の通報系統図



(.....は、副系統を示す。)

6 警戒区域の設定、避難指示等

- (1) 気象庁の発表する噴火警報・予報（噴火警戒レベルを含む）に応じて、人命・身体に対する危険を防止するため、高齢者等避難、避難指示を発令し、特に必要があると認めるときは警戒区域を設定する。
- (2) 高齢者等避難、避難指示、警戒区域を解除する場合は、十分に安全性を確認する。

令和6年（第23回修正）

第5章 災害応急対策

第1節 情報収集・連絡活動

基本方針

災害時、各防災関係機関は直ちに被害状況調査体制をとり、迅速・的確な被害状況の調査を行う。

活動の内容

第1 被害情報の収集

1 災害発生直後の情報収集

- (1) 災害発生初期における情報入手は、極めて重要であり、事後の災害対応に大きく影響を及ぼすため、あらゆる手段を活用して情報収集を行う。
- (2) 災害バイク隊により、その機動性を生かし迅速に情報収集を行う。
- (3) 他の防災関係機関等との連絡体制を確立し、情報を共有する。
- (4) 市職員は参集途上において、情報収集を行い災対本部に報告する。情報収集の要領は、第3章第1節第3「活動内容」及び「市職員初動マニュアル」による。

2 調査要領

- (1) 災害における被害の発見者、被災者、各区長、その他関係者等が被害を発見し、又は災害の発生を知ったときは、直ちに市長へ通報しなければならない。
- (2) 担当班長（課長）は、掌握した被害状況及び調査結果を危機管理課長へ通知又は報告する。
- (3) 担当班長（課長）は、すべての被害の状況について、その程度にかかわらず調査を行う。
- (4) 担当班長（課長）は、調査の概要を速やかに災対本部に報告する。
- (5) 報告にあたっては、時機を失することなく、あらゆる手段を活用して報告する。

3 発災当初に収集する情報の内容

発災当初に収集する情報の内容は、次のとおりとする。

- (1) 被害の発生日時
- (2) 被害発生地域・場所
- (3) 被害の概況（人的被害又は家屋の被害は詳細に行う。）

4 応急対策中に収集する情報の内容

応急対策中に収集する情報の内容は、次のとおりとする。

- (1) 被害の状況（規模・場所）
- (2) 応急対応の状況（現地の活動状況）
- (3) 今後優先的に対応すべき事項

5 被害状況等調査報告の担当部署

被害報告事項	様式	担当責任者	区分	
			担当者	協力組織、職員
概況速報	1号	危機管理課長	防災係長	上伊那地域振興局
人的及び住家の被害	2号	危機管理課長	防災係長	伊那地域支所長 総合支所総務係長 区長、民生児童委員
高齢者等避難、避難指示、避難状況	第2-1号	危機管理課長	防災係長	
社会福祉施設被害	3号	社会福祉課長 子育て支援課長	総務係長 保育係長	施設管理者 保育園長
農業関係被害	5号	農政課長 水道整備課長	農政係長 下水道管理係長	農業共済組合、JA土地改良区、地区担当者等
林業関係被害	6号	耕地林務課長	林務係長	森林組合、区長
土木関係被害	7号	建設課長	土木係長	区長
都市施設被害	8号	都市整備課長 水道整備課長	計画係長 下水道管理係長	伊那建設事務所 区長
水道施設被害	9号	水道整備課長	下水道管理係長	上伊那地域振興局 簡易水道組合
廃棄物処理施設被害	10号	生活環境課長	環境衛生係長	上伊那地域振興局
感染症関係	11号	健康推進課長	予防係長	伊那保健福祉事務所
医療施設被害	12号	健康推進課長	予防係長	伊那保健福祉事務所
商工関係被害	13号	商工振興課長	商業係長	伊那商工会議所 市商工会 上伊那地域振興局
観光施設被害	14号	観光課長	観光施設係長	上伊那地域振興局
教育関係施設被害	15号	学校教育課長	学校施設係長	私立幼稚園 私立高等学校
		生涯学習課長	生涯学習係長	
		スポーツ課長	体育施設係長	
市有財産被害	17号	財政課長	管財係長	区長
火災即報	19号	消防本部予防課長	危険物係長	
危険物施設等	19号の2	消防本部予防課長	危険物係長	

6 被害状況等認定の基準

この計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか、次の表のとおりとする。

被害種類	認定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体を確認することができないが、死亡したことが確実なもの。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みのもの。
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいう。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延べ床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもの。
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床または天上のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延べ床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のもの。
半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。
準半壊	<u>住家が半壊又は半壊に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。</u>

一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもの。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないもの。
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。
罹災世帯	災害により全壊、半壊および床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱う。
罹災者	罹災世帯の構成員とする。

第2 被害情報の報告

1 報告の種別

(1) 概況速報

災害が発生したとき、災対本部を設置したとき、又はその他異常と思われる事態が発生したときは、直ちに上伊那地域振興局へ概況を報告する。

(2) 被害中間（変動）報告

被害状況を収集し逐次報告する。先に報告した事項に変更のあった場合は、その都度上伊那地域振興局へ変更を報告する。

(3) 被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに上伊那地域振興局へ報告する。

2 県への報告

(1) 被害状況等を調査のうえ、定められた様式及び連絡系統により、上伊那地域振興局等の県出先機関に報告する。

(2) 火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）第3直接即報基準に該当する災害が発生した場合は、消防庁に直接報告する。

(3) 市における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は、上伊那地域振興局長に応援を求める。

(4) 上伊那地域振興局庁舎及び県庁舎の被災、通信の途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、国（総務省消防庁）に直接被害情報等の連絡を行う。

この場合の対象となる災害は、次に定めるとおりとする。

なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻す。

ア 県において、災害対策本部を設置した災害

イ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる程度の災害

ウ 「ア」又は「イ」に定める災害になるおそれのある災害

なお、この国への報告は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条（消防庁長官に対する消防統計等の報告）に基づく、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領により行う消防庁への報告（3「消防庁への報告」）と一体的に行う。

3 消防庁への報告（直接即報基準）

特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれのある場合を含む。）については、県に報告し、直接消防庁に報告する。

(1) 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

ア 航空機火災

イ トンネル内車両火災

- ウ 列車火災
- (2) 危険物等に係る事故（石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）
 - ア 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）
 - (ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
 - (イ) 負傷者が5名以上発生したもの
 - イ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500㎡程度以上の区域に影響を与えたもの
 - ウ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - (ア) 河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
 - (イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
 - エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
 - オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
- (3) 原子力災害等
 - ア 放射線物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
 - イ 原子力災害対策特別設置法（平成11年法律156号）（以下「原災法」という。）第10条（原子力防災管理者の通報義務等）の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市長にあったもの
- (4) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
- (5) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの
- (6) 救急・救助事故即報

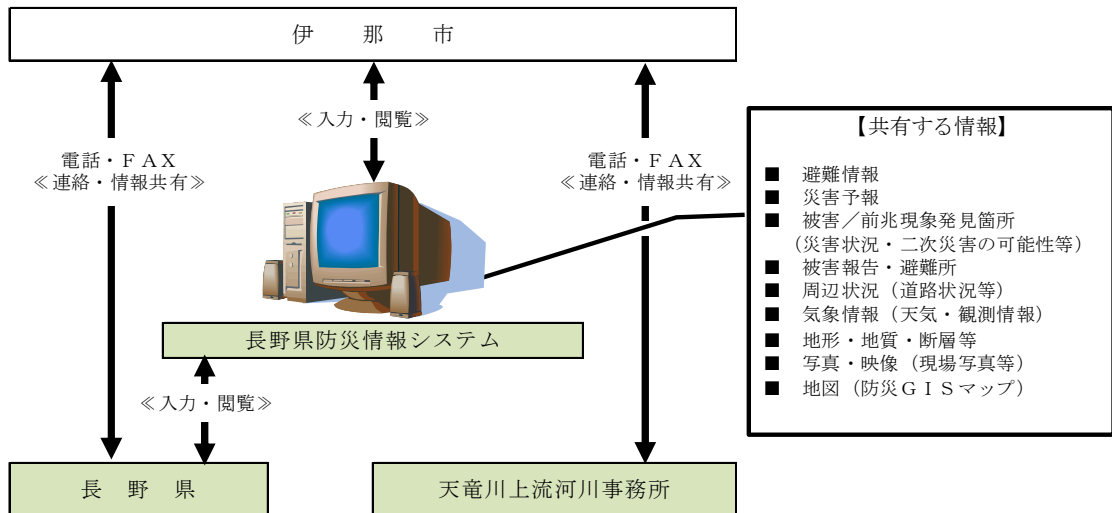
死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの。

 - ア 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
 - イ バスの転落等による救急・救助事故
 - ウ ハイジャック等による救急・救助事故
 - エ 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
 - オ その他、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの。
- (7) 災害即報
 - ア 地震が発生し、市の区域内で地震5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
 - イ 以下の基準で、死者又は行方不明者が生じたもの
 - (ア) 崖崩れ、地滑り、土石流等により、人的被害又は住宅被害を生じたもの
 - (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊により、人的被害又は住宅被害を生じたもの
 - (ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住宅被害を生じたもの
 - ウ 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

4 関係機関との情報共有

- (1) 速やかな応急復旧を実施するため、被害の状況や二次災害の可能性等について、国土交通省及び県との情報共有を図る。
- (2) 適切に避難情報を伝達して住民の安全を確保するため、国土交通省、県及び関係機関の把握している災害の状況や被害の状況等に関する情報を積極的に収集する。

<災害情報の伝達・共有イメージ>



5 県関係機関等へ報告する報告様式及び報告系統

県関係機関へ報告する様式、報告系統及び調査報告要領は、次のとおりとする。

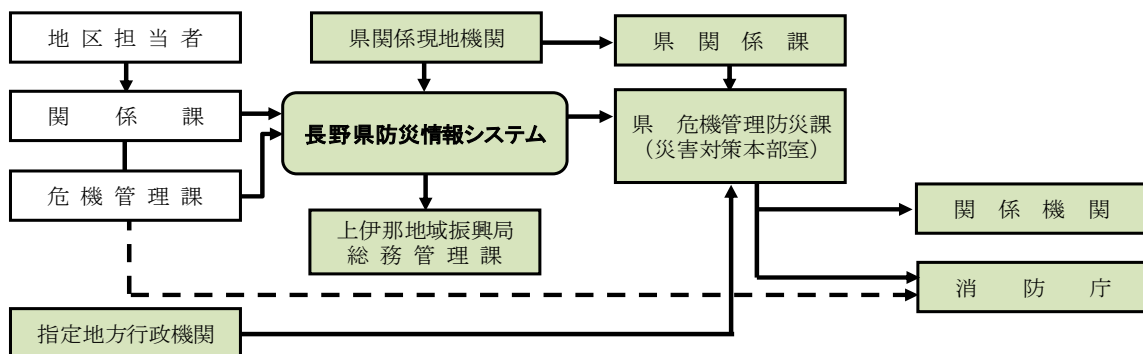
<(被害報告様式)の各様式による>

(--- は、副系統を示す)

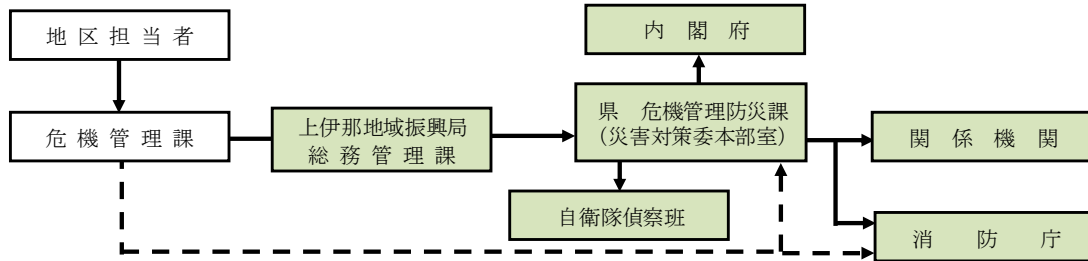
- (1) 概況速報「様式第1号」(県防災情報システムによる同等内容の報告含む)

(消防庁への速報は消防庁第4号様式(その1)(表21の2))

市は人的被害、住家被害に関するもの及び集落の孤立を伴う交通情報を中心に報告する。県危機管理防災課は人的被害についてクロノロジーに入力があつた場合、関係機関に口頭・電話等で連絡する。

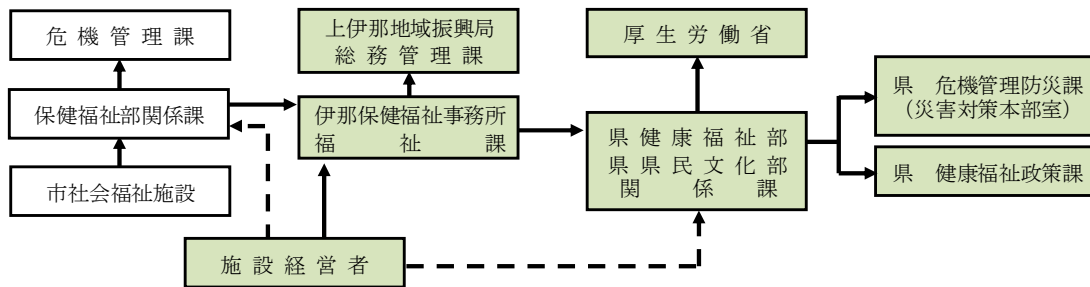


- (2) 人的及び住家の被害状況報告「様式第2号」又は消防庁第4号様式(その2) (表21の3)
 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保等避難状況報告
 様式2-1号又は県防災情報システムにより報告



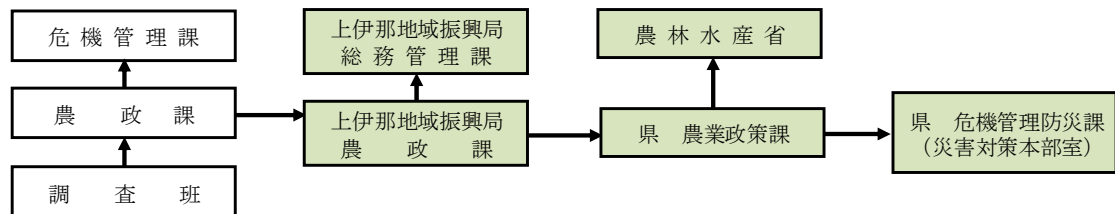
行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合は、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接または必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は県危機管理防災課（災害対策本部）に連絡する。

- (3) 社会福祉施設被害状況報告「様式第3号」(精神障害者社会福祉施設に関するものを除く。)

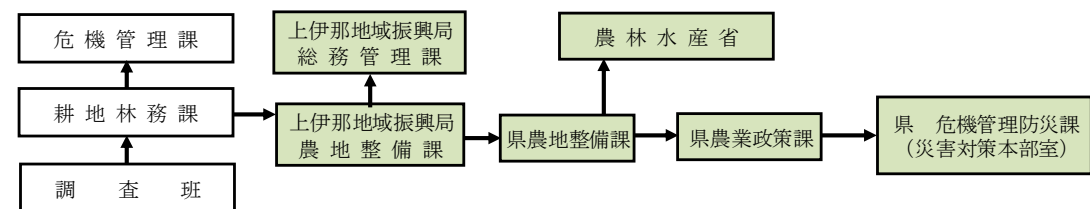


- (4) 農業関係被害状況報告「様式第5号」

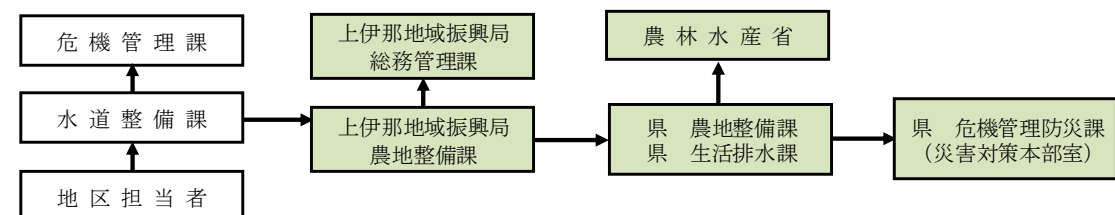
ア 農・畜・養蚕・水産業被害状況報告



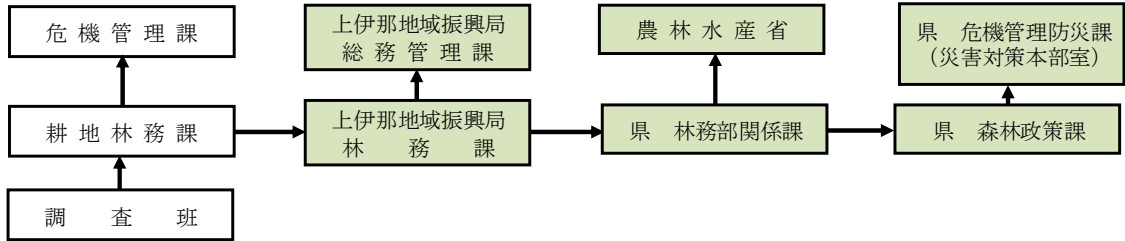
イ 農地・農業用施設被害状況報告 (農業集落排水施設を除く。)



ウ 農業集落排水施設被害状況報告

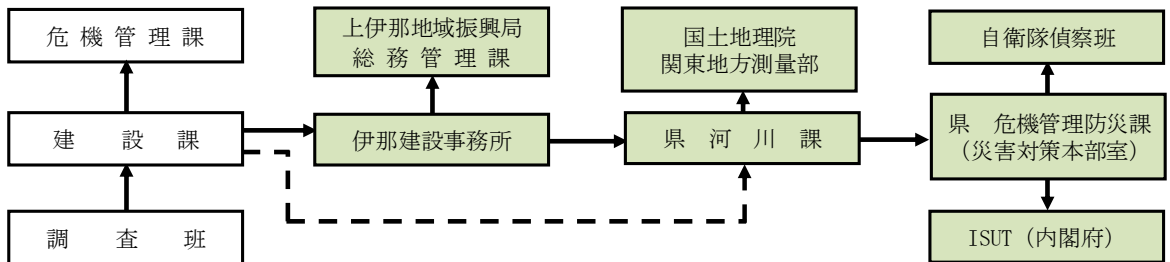


(5) 林業関係被害状況報告「様式第6号」

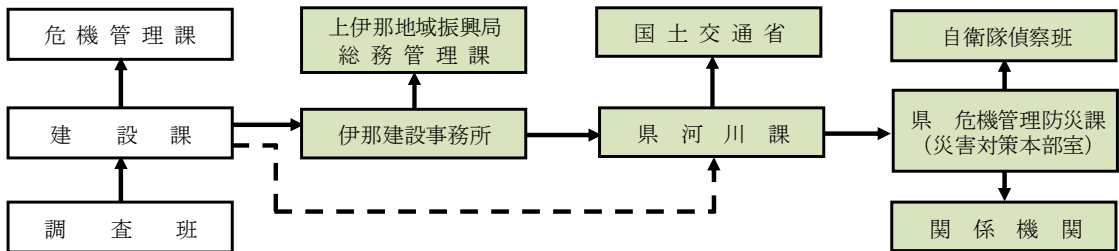


(6) 土木関係被害状況報告

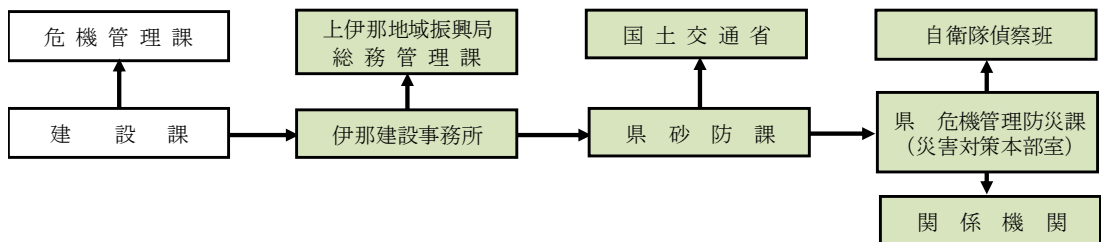
ア 県管理河川の氾濫箇所 地図又はGISによる



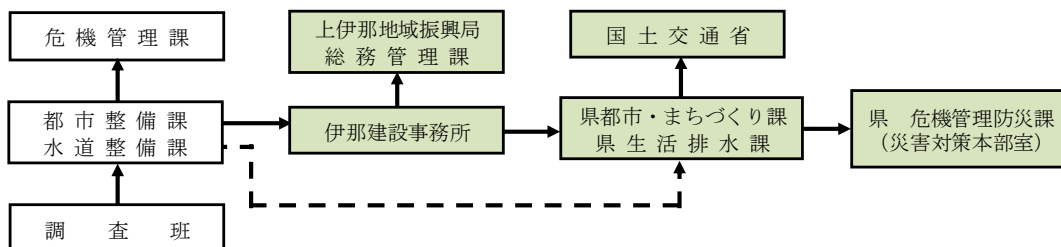
イ 公共土木施設被害状況報告等 「様式第7号」



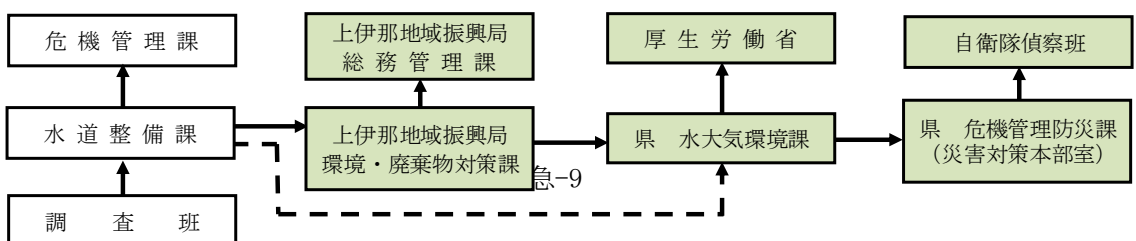
ウ 土砂災害等による被害報告



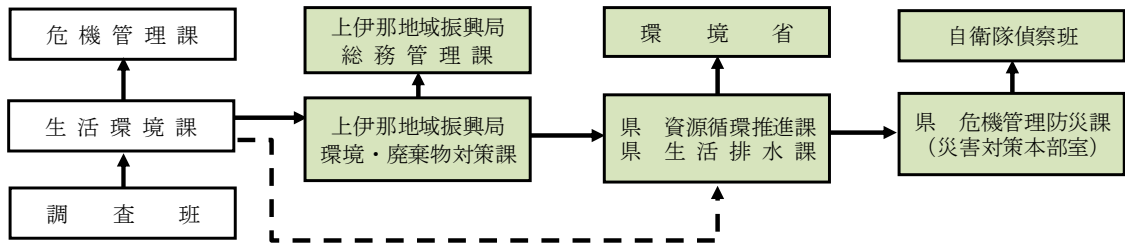
(7) 都市施設被害状況報告「様式第8号」



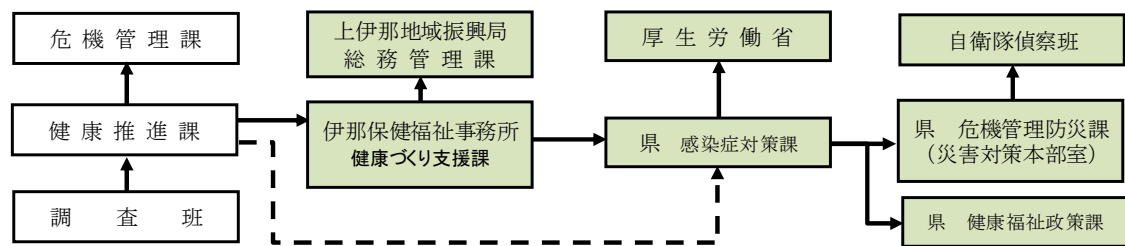
(8) 水道施設被害状況報告「様式第9号」



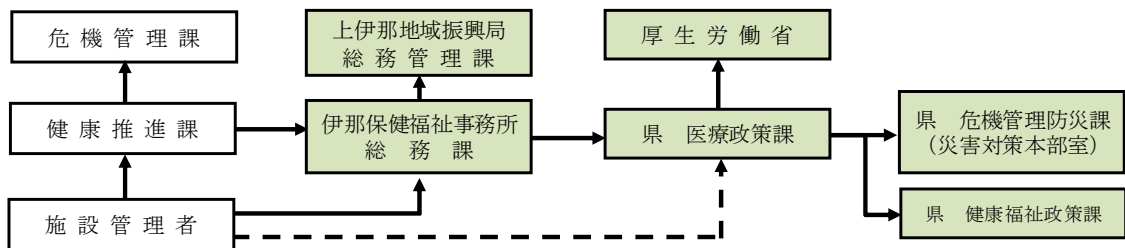
(9) 廃棄物処理施設被害状況報告「様式第10号」



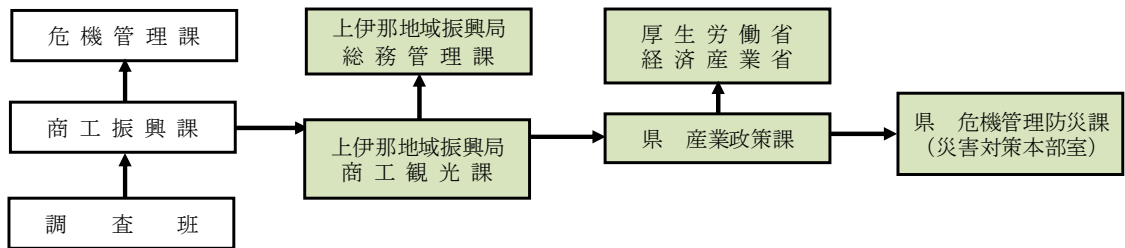
(10) 感染症関係報告「様式第11号」



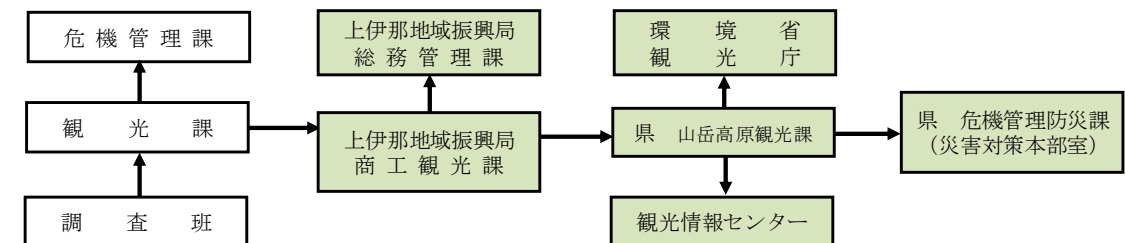
(11) 医療施設関係被害状況報告「様式第12号」



(12) 商工関係被害状況報告「様式第13号」

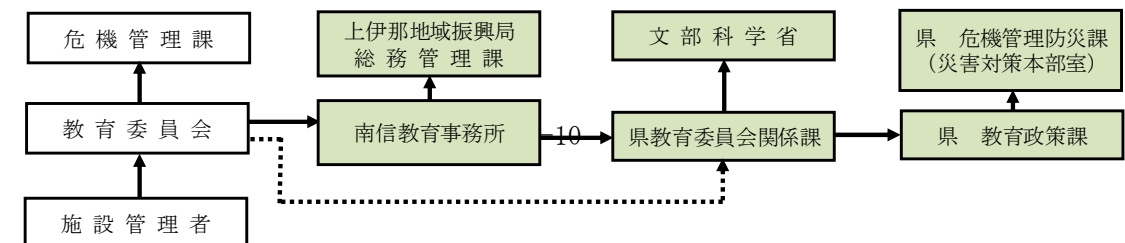


(13) 観光施設被害状況報告「様式第14号」

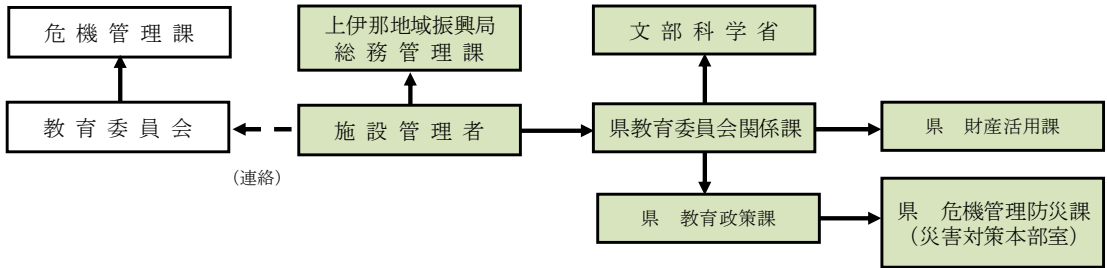


(14) 教育関係被害状況報告「様式第15号」

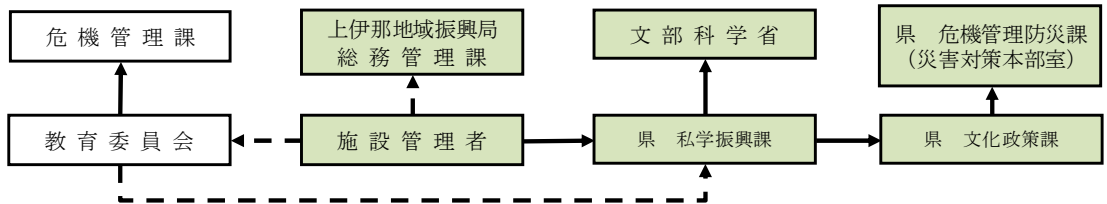
ア 市施設



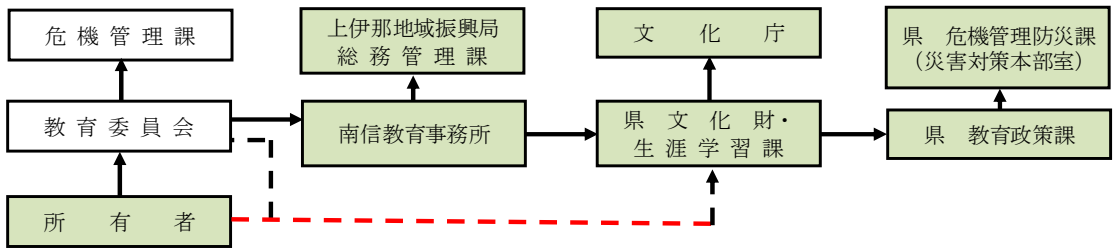
イ 県施設



ウ 私立施設



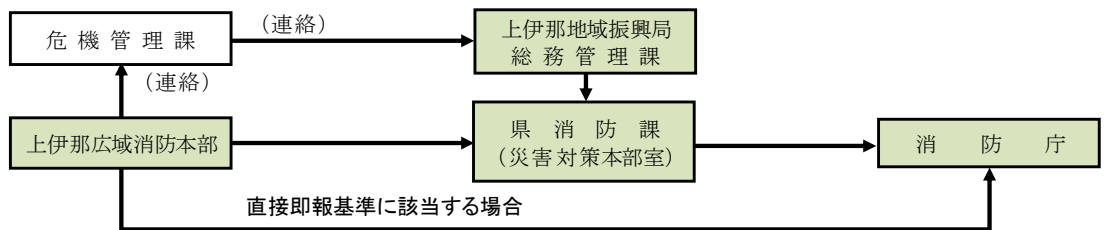
エ 文化財



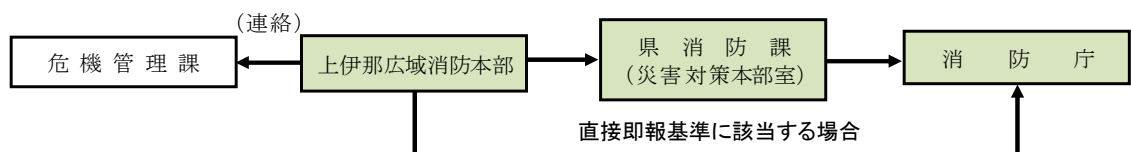
(15) 市有財産の被害状況報告「様式第17号」(他の報告系統に含まれない施設のみあげること。)



(16) 火災即報「様式第19号」



(17) 火災等即報「様式第19号の2」(危険物に係る事故)



第2節 災害広報活動 (危機管理課、総務部)

基本方針

災害時における人心の安定と、災害応急対策活動の円滑かつ効果的な実施のため、迅速かつ的確な災害広報活動を行う。また、被災者等の意見や要望を積極的に取り入れ、災害応急活動や復旧活動に反映させるため、広聴活動を展開する。

なお、活動に際しては、高齢者、障害者、外国籍住民等の要配慮者等を重視する。

主な活動

- 1 住民等への的確な情報の伝達を行うために広報活動を実施する。
- 2 報道機関への円滑な情報提供を行い、応急活動への協力を要請する。
- 3 住民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応を行うため、窓口を設置する。

活動の内容

1 住民等への的確な情報の伝達

(1) 市の災害広報活動は、通常は秘書広報課が広報資料の収集及び広報を行う。

災対本部が設置された時は、総務部秘書広報班が関係各部・各班と緊密に連携して実施する。

関係機関は、それぞれの分担事務又は業務について広報活動を実施し、あるいは広報伝達を依頼することにより、必要な事項の周知徹底を図る。

(2) 広報の方針

市、県、放送局及び関係機関が相互に緊密な連絡を取り、災害の状況に関する情報や生活関連情報等の被災者に役立つ、正確かつきめ細やかな情報を、可能な限り多くの媒体を活用し適切に提供する。

また、災害時には、情報の混乱等も予想されるため、的確な情報の伝達、効果的な応急活動を実施できるよう、報道や取材についての報道機関の協力を要請する。

(3) 広報資料の収集

ア 災害情報の収集

通常は、「本章第1節 情報収集・連絡活動」による情報を情報源とするが、必要により被災現場の取材を積極的に行う。

イ 災害写真の収集

大規模あるいは特異な災害若しくは、長期間にわたり日常生活に影響をもたらす災害が発生した場合、その災害状況を写真により収集する。緊急を要する災害写真は、速やかに県危機管理部（県災害対策本部設置時には県広報課）に送付する。

(4) 広報活動の実施

ア 住民に対する対策等の周知事項

- (ア) 災害の状況に関する情報・応急対策に関する情報
- (イ) 二次災害の防止に関する情報
- (ウ) 指定緊急避難場所及び指定避難場所、避難経路、避難方法等に関する情報
- (エ) それぞれの機関が実施している施策に関する情報
- (オ) 医療機関等の生活関連情報
- (カ) ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧情報
- (キ) 交通規制、交通機関の運行等の状況に関する情報
- (ク) 安否情報
- (ケ) その他、必要と認められる情報

イ 住民に対しての対策等の周知方法

災害時における住民に対しての必要な情報、注意事項及び対策等についての周知徹底は、次に掲げる方法により行う。

また、可能な限り、高齢者、障害者、外国籍住民等の要配慮者等を重視する。

- (ア) 報道機関（新聞・テレビ・ラジオ等）に対して、公表あるいは依頼又は要請
- (イ) 市ホームページ、ソーシャルメディアによる広報
- (ウ) 地域安心安全メールを利用した広報
- (エ) 広報紙、ポスター、ちらし等の印刷物の発行配布
- (オ) 防災行政無線による広報
- (カ) 広報車等の機動力による現地広報
- (キ) いなあいネット、伊那ケーブルテレビジョンによる広報
- (ク) 臨時災害放送局を開設した広報

ウ 報道機関に対する発表

被害状況及び対策等の情報について、必要の都度、報道機関に対し発表を行う。災対本部における発表は、災対本部長の指示により総務部秘書広報班が行う。

エ 関係機関への情報提供

災害の規模あるいは特異性に応じ、必要のある場合は、関係機関に対し、被害状況、災害状況及び災害写真等の災害情報資料を提供して広報を行う。

オ 広報媒体の作成

大規模な災害あるいはその特異性に応じ、次により災害の記録を作成し、広報活動を行う。

- (ア) 記録映画を作成し上映する。
- (イ) 総合的なパンフレットを編集、発行し配布する。

(5) 広聴活動の実施

必要に応じ、被災者の要望等を聴取するための広聴活動を実施する。

(6) 放送局における広報

市町村からの放送要請は、県において一括調整し、協定に基づき、県から放送局（NHK、SBC、NBS、TSB、ABN）に要請を行うため、災害が発生し、又は発生のおそれの

ある場合、災対法等の法令に基づく警報、避難指示等についての放送要請は、県危機管理部に対して行う。

< 伊 那 記 者 ク ラ ブ >

報 道 関 係 社		所 在 地	電 話
朝日新聞社	諏訪支局	諏訪市湯の脇 2-12-6	0266-52-0549
中日新聞社	伊那通信局	荒井 3519-3	72-2405
信濃毎日新聞社	伊那支社	中央第三 4628-3	72-2101
長野日報社	伊那支社	西春近沢渡 2916-1	72-3016
市民新聞グループ	(みのわ新聞)	箕輪町松島 8752-1	79-8484
いなあいネット		境南 1420	78-3215
伊那ケーブルテレビジョン		西町下春日 4983	73-2020

2 住民等からの問い合わせに対する的確・迅速な対応

(1) 住民等からの問い合わせ等に適切に対応することは、災害応急活動の円滑な推進を図るうえでも重要である。県及び関係機関との緊密な連携を図り、住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

(2) 相談窓口の設置

災害の状況に応じて、庁舎内に相談窓口を設置し、相談職員を配置し、専用電話・を配備して、住民等からの問い合わせ等に適切に対応する。

(3) 情報の収集

相談窓口においては、問い合わせ等に対する的確な情報を伝達できるよう、被害情報に関する情報、災害応急活動に関する情報、被災者の生活支援等に関する情報等について、情報収集の担当各班及び関係機関等から常に最新の情報を収集する。

(4) 情報の伝達及び対応体制の確立

住民等から寄せられた問い合わせ等のうち、応急対策が必要な情報等については、災害応急対策を実施する各班及び関係機関等に迅速に伝達する。

ア 相談受付台帳の配備

相談窓口への来訪による相談及び電話相談については、受付状況及び対応について台帳に整理し、対応状況を明確にする。

イ 対応報告書による対策の実施

応急対策が必要な情報等については、対応報告書を作成し、応急対策を実施する関係班及び関係機関に伝達する。

住民等からの再度の問い合わせ等に対しては、対応状況を確認できるよう、対応報告書に基づき、各班及び関係機関に応急対策の実施状況等について情報収集を行う。

第3節 広域相互応援活動 (危機管理課、総務部)

基本方針

災害時において、その規模及び被害状況等から、市単独では十分な応急・復旧活動が困難な場合は、速やかに県及び他の市町村並びに関係機関に応援を要請し、受け入れ体制を整えて、災害応急対策に万全を期する。

県は、県内被災市町村における人的支援ニーズの把握に努め、県及び市町村による応援職員の派遣等だけでは対応が困難な場合は、応急対策職員派遣制度に基づく派遣要請を被災市区町村応援職員現地調整会議等において行う。

被災市となった場合は、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、市の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受け入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行う。

また、被災地以外となった場合は、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断する。

応援職員を派遣する際は、新型コロナウイルス等の感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

主な活動

- 1 被害の規模及び状況に応じ、広域受援計画に基づき速やかに応援を要請する。
- 2 災害時に速やかな応援体制を整える。
- 3 応援要請の円滑な受け入れ体制を確立する。
- 4 応援活動に伴う経費を負担する。

活動の内容

- 1 災害時の応援要請（受援）

「市災害時受援マニュアル参照」

- 2 消防に関する応援要請

- (1) 県内市町村に対する応援要請

市長は、大規模災害時等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、市

の保有する消防能力のみではこれに対応できない場合、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、県内の他市町村に応援を要請することがより効果的で必要があると認められる場合は、県消防相互応援協定に基づき、速やかに隣接する市町村等の長に対し、応援を要請し、その旨を知事に連絡する。

(2) 他都道府県への応援要請

市長は、前項の場合における相互応援協定に基づく県内の他市町村から応援を受けても十分に対処できないと認められる場合は、次に掲げる消防組織法第44条の3（非常事態における消防庁長官等の措置要求等）の規定による他都道府県からの消防の応援を知事に要請する。

ア 緊急消防援助隊

イ 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター

ウ その他、他都道府県からの消防の応援

3 消防以外に関する応援要請

(1) 他の市町村への応援要請

市長は、大規模災害時等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況から、市が保有する人員、物資、資材等のみではこれに対処できない場合、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、他市町村に応援を要請することがより効果的で必要があると認められる場合は、「県市町村災害時相互応援協定」に基づき、速やかに定められたブロックの代表市町村長に応援を要請し、その旨を知事に連絡する。

この場合において、当該代表市町村（代表市町村が被災した場合は、あらかじめ決められたブロック内の他の市町村）は市に先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断する。

なお、震度6強以上の地震が観測された場合は、自動的にブロックの代表市町村が先遣隊を派遣する。

また、市は、先遣隊に対し必要な情報を提供する。ただし、ブロックを構成する市町村の大半が被災し、当該ブロック内から先遣隊の派遣をおこなうことができない場合は、近隣のブロックから先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断する。

（応援の要請事項）

- 応援を求める理由及び災害の状況
- 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等
- 応援を必要とする物資、資材等の品名、数量、搬入場所等
- その他必要な事項

(2) 県への応援要請

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めたときは、知事に対し、前項を明らかにして、災対法第68条（都道府県知事等に対する応援の要求等）の規定に基づき、応援を求め又は災害応急対策の実施を要請する。

(3) 指定地方行政機関等に対する職員の派遣要請等

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、災対法第29条（職員の派遣の要請）及び第30条（職員の派遣のあっせん）の規定により、応援の要請事項を明らかにし、職員の派遣要請又はあっせんを求める。

(4) その他の応援協定団体等への応援要請

市長は、次の応援協定団体等に応援要請が必要と認められる場合は、応援の要請事項を明らかにし、応援要請を行う。

「資料 67 市災害時応援協定一覧」

4 応援体制の整備

(1) 市町村災害時相互応援協定等に基づく迅速な応援

県市町村災害時相互応援協定、県合同災害支援による被害等への支援に関する協定に基づく、要請を受けた場合は市職員の派遣を行う。

(2) 情報収集及び応援体制の確立

市長は、災害時は速やかに災害規模等の情報収集を行い、応援体制を整え、被災地方公共団体等（以下「要請側」という。）から応援の要請を受けた場合は、直ちに市職員の派遣を準備する。

(3) 指揮

派遣された市職員は、要請側の指揮下で、緊密な連携を図りながら応援活動を実施する。

(4) 自給自足

市長は、要請側の負担とならないよう、自給自足の応援体制をとる。また応援期間が長期に及ぶ場合も想定し市職員等の交替について計画する。

(5) 自主的活動

通信等の途絶等により要請がなく、連絡ができない場合は、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる時は、相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

(6) 装備品

ア 市の防災資材及び防災備蓄品等を携行する。

イ 県より貸与されている「先遣隊装備品」を運用する。

5 県合同災害支援チームが実施する対策

(1) 県外で大規模な災害が発生した場合、被災した県外地方自治体に対し、県と市町村が一体となつて的確な支援を行う。

(2) 県及び市町村は、「県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定」（資料編参照）に基づき支援を行う。

(3) 主な支援内容は以下のとおり。

ア 被災県等への職員派遣及び物資の提供

イ 被災者の受入及び施設の提供

(ア) 県内医療機関での傷病者の受入

(イ) 県内での避難所、応急仮設住宅等の提供

ウ その他被災県等との協議の中で必要と認めた支援

6 受援体制の整備

(1) 地方公共団体等に応援要請をする場合は、指揮命令系統及び連絡調整担当者を明示し、必

要とする応援内容、人員、配置場所等を明確にする。

(2) 応援活動に必要となる施設（宿泊場所、駐車場、物資集積場所等）を確保する。

(3) 後方的な事項（食料供給等）は、迅速かつ弾力的な応急措置が実施できる体制を整備する。

7 経費の負担

(1) 国、他都道府県、他市町村から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、災対法施行令第18条（派遣職員の給与等）に定める方法による。

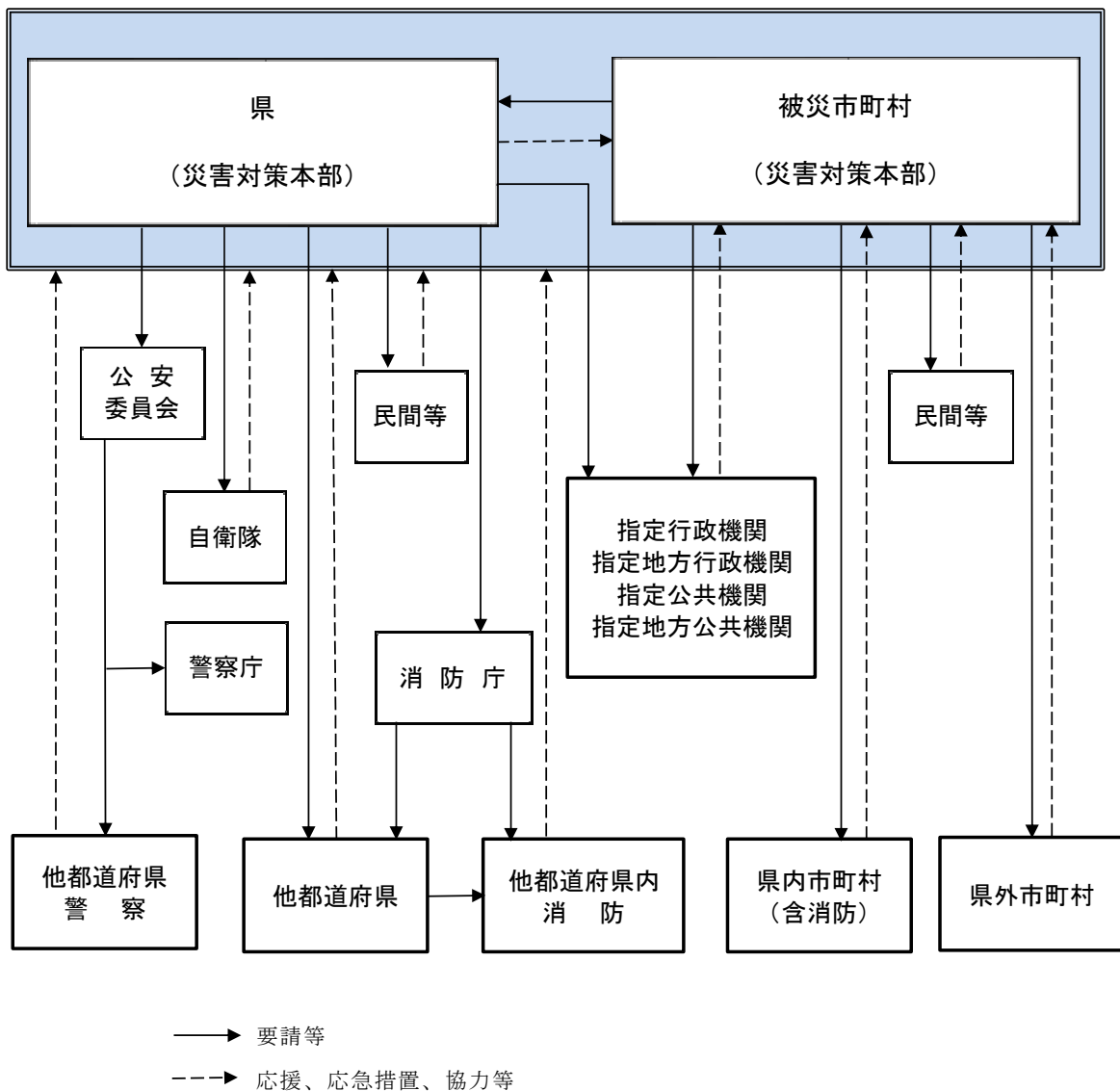
(2) 前項以外の応援に要した経費は、法令その他特別の定めがある場合を除き、相互応援協定等に定められた方法による。

8 他の都道府県等への応援

他の都道府県等に応援を行う場合は、県と一体となって効率的かつ迅速な応援を行う。

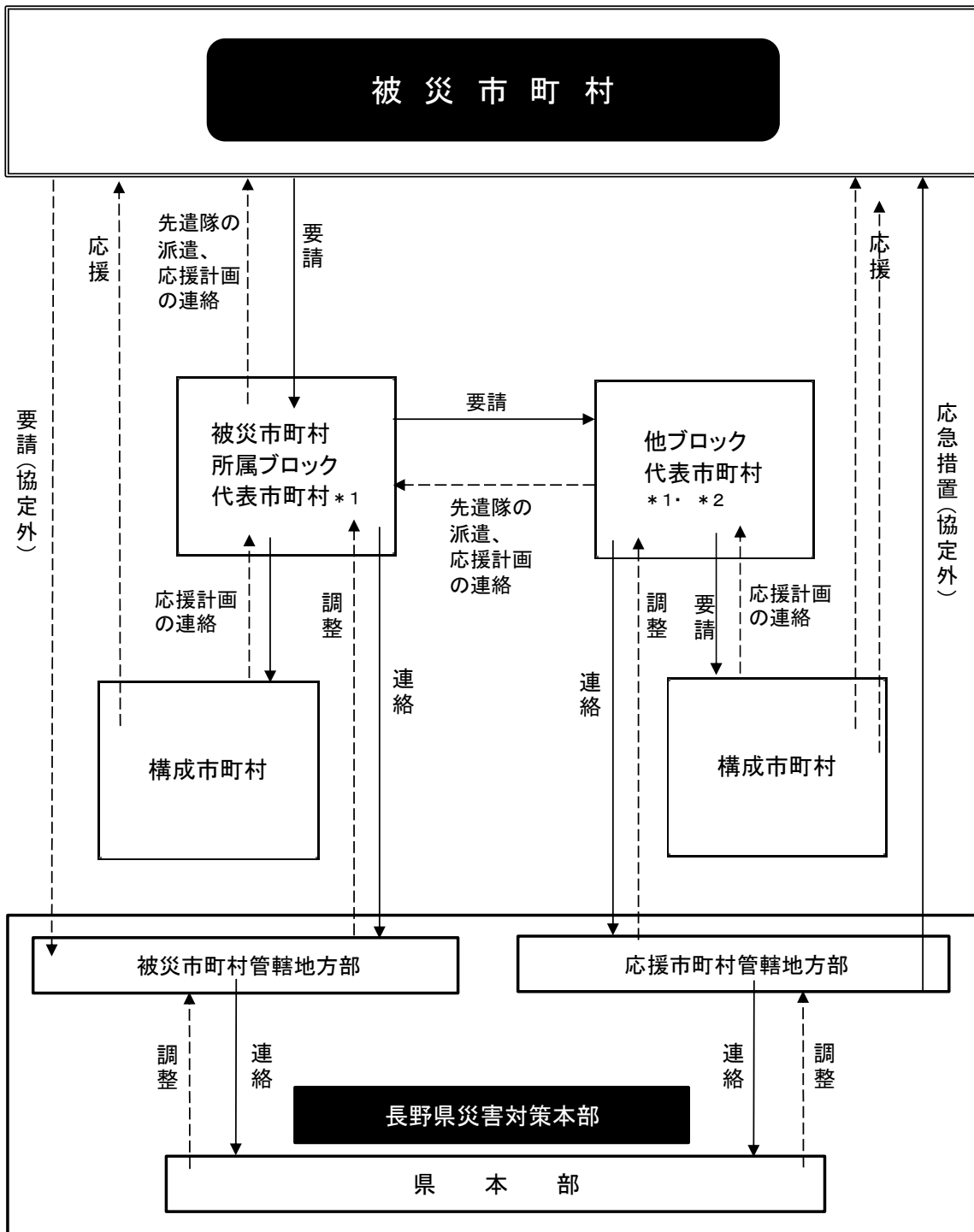
(別記)

広域相互応援体制



縣市町村災害時相互応援協定連絡調整系統

(常備消防分を除く)



- * 1 第2以降順位の代表市町村をあらかじめ所属ブロック内で指定
- * 2 応援ブロック、応援を受けるブロックの組み合わせをあらかじめ定める。

9 受援受入れ

「市災害時受援マニュアル」を参照

第4節 ヘリコプターの応援要請 (危機管理課、上伊那広域消防本部)

基本方針

災害時に道路交通が遮断され、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等ができなくなった場合は、県危機管理部へ、ヘリコプターの応援要請を行う。

活動の内容

1 要請先

- (1) ヘリコプターの要請が必要な場合、上伊那地域振興局長を経由して、知事に要請する。
- (2) 消防機関は、消防防災航空隊、信州大学付属病院又は佐久総合病院に要請を行う。

2 要請内容

ヘリコプターの要請にあたっては、次の事項を可能な限り調査し、急を要する場合は口頭で要請する。(文書による手続が必要な場合は、後刻速やかに行う。)

- (1) 災害の状況と活動の具体的内容(物資の量、輸送人数、傷病の程度、距離、要請目的等)
- (2) 活動に必要な資材等
- (3) ヘリポート及び給油体制
- (4) 要請者、現場責任者及び連絡方法
- (5) 資材等の準備状況
- (6) 気象状況
- (7) ヘリコプターの誘導方法
- (8) 他のヘリコプターの活動状況
- (9) その他、必要な事項

3 ヘリコプターの受入

(1) ヘリポートの選定

「資料 23、24 災害時ヘリポート・物資拠点一覧表」及び「資料 25 信州ドクターヘリランデブーポイント一覧表」を基準に、県と連携して適切なヘリポートを選定し、必要な人員の配置、散水、危険防止のための適切な措置を行う。

- (2) 傷病者の搬送の場合は、救急車及び収容先病院等の手配を行う。
- (3) 連絡責任者は、ヘリポートで待機し必要に応じ機長等との連絡にあたる。

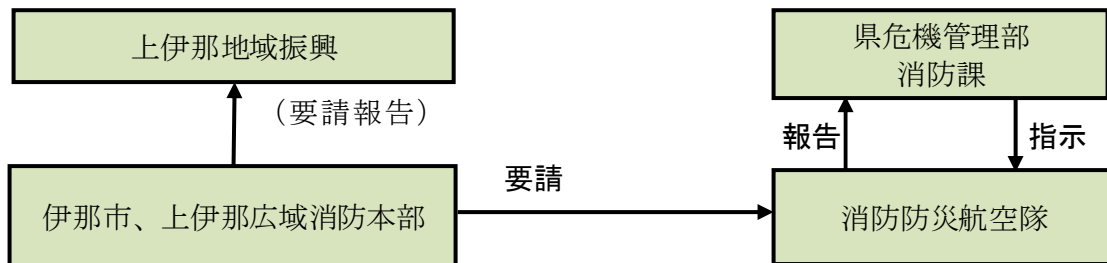
4 活動内容に応じ、県の選定するヘリコプター一覧

名 称	機 種	定員	救助ホ イスト	消火 装置	物資 吊下	ヘリテ レ・ヘリ サット
県消防防災ヘリコプター (アルプス)	ベル 412EPI	15	○	○	○	○
県警ヘリコプター (やまびこ1)	aw139 (JA01EE)	17	○		○	○
県警ヘリコプター (やまびこ2)	aw139 (JA220E)	17	○		○	○
広域航空消防応援等ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	○
自衛隊ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	
海上保安庁ヘリコプター	各種	各種	○		○	
ドクターヘリ	ユーロコプターEC135P2+	6				

※「ヘリ要請マニュアル」を参照

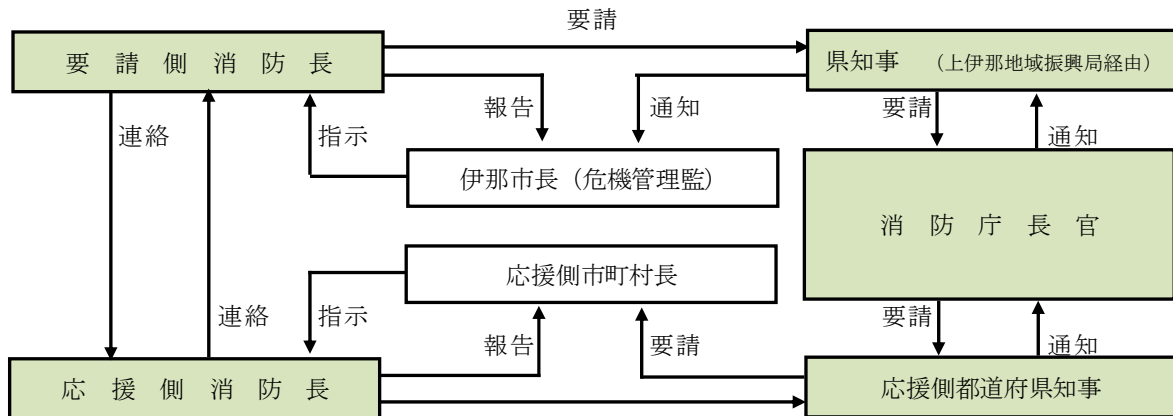
(1) 県消防防災ヘリコプター (委託)

災害時の救助、緊急物資の輸送、災害応急対策要員の搬送や重度傷病者の救急搬送、林野火災の空中消火等に、幅広く迅速に対応する。

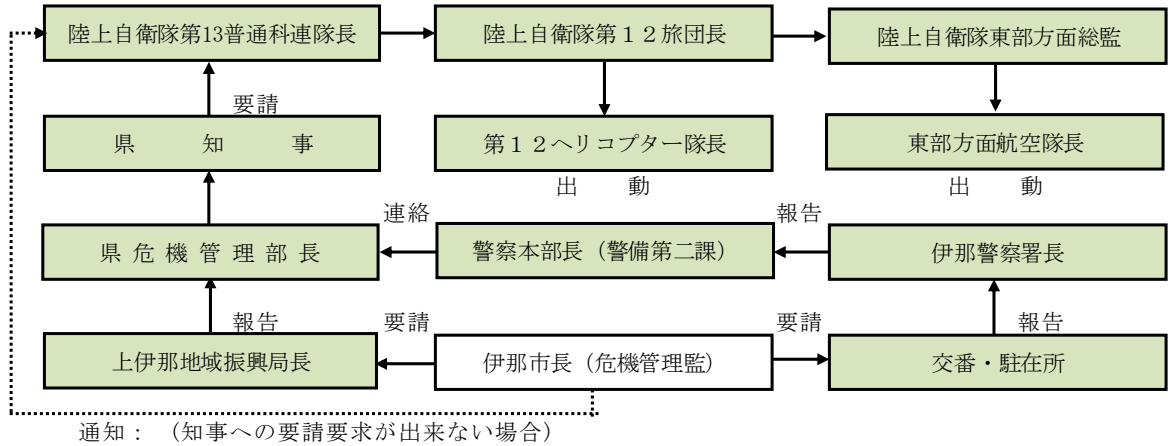


(2) 広域航空消防応援ヘリコプター

広域航空消防応援が必要な場合においては、県が「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」又は、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に基づき応援要請する。

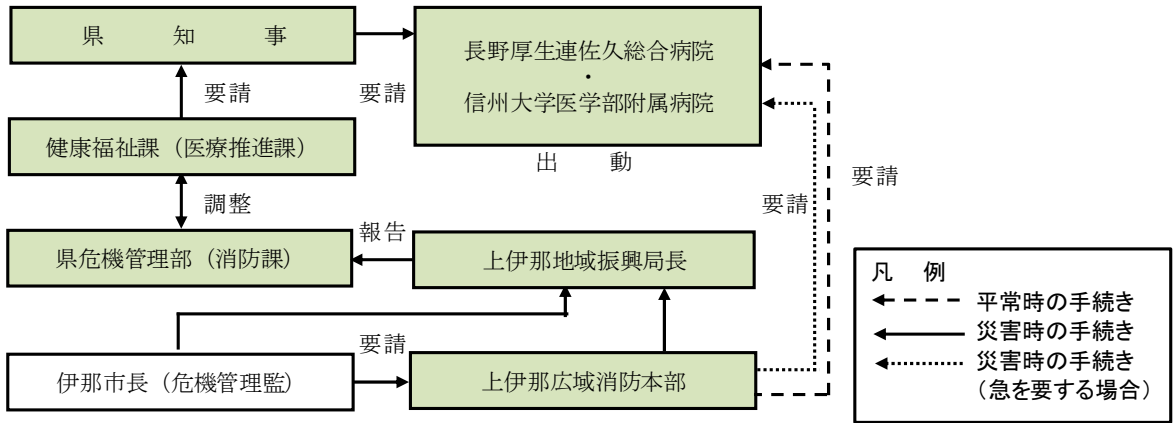


(3) 自衛隊ヘリコプター



(4) ドクターヘリコプター

重度救急患者の搬送が必要な場合は、県危機管理部と県健康福祉部が調整の上、信州大学医学部附属病院及び長野厚生連佐久総合病院へ、ドクターヘリの出動を要請する。



第5節 自衛隊災害派遣要請 (危機管理課、建設部、教育部)

基本方針

大規模な災害が発生したときは、市及び県だけの力では、救助に必要な人員、設備等を確保することが困難な場合が予想される。

災害時における人命又は財産の保護のため、自衛隊の迅速かつ効率的な災害派遣要請を行い、適切な救助活動を行う。

主な活動

- 1 自衛隊への派遣要請の範囲及び要請手続きについて定める。
- 2 県及び市と派遣部隊の連絡調整について、定め受入れ態勢を整備する。
- 3 派遣部隊の活動の必要がなくなった場合の撤収方法について定める。
- 4 派遣に要した経費の負担について定める。

活動の内容

1 派遣要請

(1) 派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の救援のため必要があり、かつ、その事態がやむを得ないと認めるもので、他に要員を確保する組織等がない場合とし、概ね次による。

ア 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段による偵察

イ 避難の援助

避難者の誘導、輸送等

ウ 遭難者等の搜索、救助

死者、行方不明者、傷者等の搜索、救助（ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、他の救助作業等に優先して実施する。）

エ 水防活動

堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成積込み及び運搬

オ 消防活動

利用可能な消防車、防火器具による消防機関への協力

カ 道路又は水路等交通路上の障害物の排除

施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去等（ただし、放置すれば人命、財産の保護に影響あると考えられる場合）

キ 応急医療、防疫、病虫害防除等の支援

大規模な伝染病等の発生に伴う応急防疫等（薬剤等は市で準備）

ク 通信支援

自衛隊の通信連絡に支障のない限度において支援

ケ 人員及び物資の緊急輸送

緊急を要し他に適当な手段がない場合、緊急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）

コ 炊飯及び給水支援

緊急を要し、他に適当な手段がない場合

サ 救援物資の無償貸与又は譲与

シ 交通規制の支援

自衛隊車両の交通が輻そうする地点における自衛隊車両を対象とする。

ス 危険物の保安および除去

火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去

セ 予防派遣

風水害等を未然に防止するため緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合

ソ その他

知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定

(2) 要請方法

ア 市長は、自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、文書又は口頭をもって上伊那地域振興局長又は伊那警察署長に派遣要請を求める。

イ 市長は、口頭をもって要請したときは、事後において速やかに上伊那地域振興局長を通じ文書による要請処理をする。

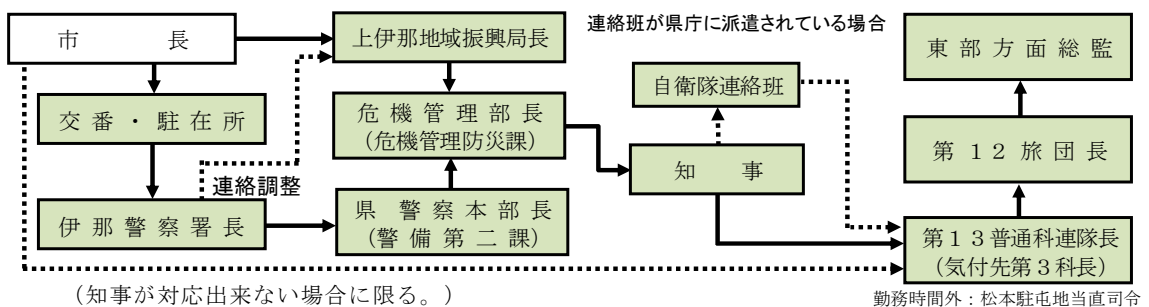
ウ 市長は、「ア」の要請ができない場合には、その旨及び災害の状況を陸上自衛隊第13普通科連隊長に通知する。また、この通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知する。

エ 自衛隊災害派遣要請時の調査項目

災害等について、情報を整理・共有し、事前協議に資するため、調査項目を可能な範囲で調査し県危機管理防災課に報告する。

様式「資料 80 自衛隊災害派遣要請時の調査項目」(27 危第 28 号 27. 4. 23)

(3) 派遣要請系統図



(4) 要請文書の宛先・連絡先

ア 宛先 陸上自衛隊 第13普通科連隊長 松本市高宮西1-1

イ 連絡先

連絡手段		時間内(第3科長)	時間外(当直司令)
電話 (無線)	NTT	0263-26-2766(235)	0263-26-2766(301)
	防災行政無線	80-1-535-79	80-1-535-61
ファックス	NTT	0263-26-2766(239)	0263-26-2766
	防災行政無線	8-535-76	8-535-62

2 派遣部隊の受入れ措置

(1) 派遣部隊受入れの総括責任者は、市長とする。

(2) 派遣部隊との連絡責任者は、危機管理課とし、部隊の活動等について、部隊その他関係機関に行う要請は、すべて知事の指定する現地連絡調整者(原則として上伊那地域振興局長)を通じて行う。その活動に協力する。

区分	現地連絡調整者
県災害対策本部が置かれていない場合	上伊那地域振興局長
県災害対策本部が置かれている場合	地方部長
県現地本部が置かれている場合	現地本部長

(3) 市長は、伊那警察署長に連絡し、交通の整理、確保を図り、部隊のスムーズな移動が行われるよう要請する。

(4) 部隊の集結場所は、「資料59 応援部隊広域活動拠点」を基準に選定する。

(5) 自衛隊の使用するヘリポートは、「資料23、24 災害時ヘリポート・物資拠点一覧表」を基準に選定する。

(6) 派遣部隊の使用資材は、建設部長が調達する。

(7) 派遣部隊との連絡交渉の窓口の一本化を図り、現地連絡調整者(上伊那地域振興局長)に報告する。また、派遣部隊と市及び現地連絡調整者との情報共有の場を設置する。

(8) 部隊の宿舎、部隊の活動に要する資材等について、現地連絡調整者(上伊那地域振興局長)から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力する。

(9) 自衛隊が災害派遣要請を待つことなく、市内で災害活動を行う場合においても部隊の受入れ等の対応を行い、その活動に協力する。

3 派遣部隊の撤収

市長は、部隊の活動の必要がなくなると認めるときは、現地連絡調整者(上伊那地域振興局長)に文書又は口頭をもって報告する。

4 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、自衛隊の負担すべきものを除き、原則として市が負担するものとし、その内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資材（自衛隊の装備に係るものを除く。）
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴等の費用
- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際して生じた（自衛隊の装備に係るものを除く。）損害の補償
- (5) 救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義のある場合は、県が調整して決定した費用

第6節 救助・救急・医療活動 (保健福祉部、上伊那広域消防本部)

基本方針

大規模災害時における救急活動については、多数の行方不明者の生存確認と多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、救急救助の初動体制の確立を図り、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携による活動を行う。

初期の救出救助は、自主防災組織が実施することが現実的であるため、自主防災組織の充実と連携を図る。また、道路交通確保が困難となることが予想されるため、救護所や後方医療機関等への搬送方法について、広域的な対応を行う。

なお、災害現場で活動する消防機関、警察等関係機関の部隊は、新型コロナウイルス等の感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

主な活動

- 1 伊那警察署、消防機関及び医療機関等と相互に連携をとり、救助活動、救急処置を要する傷病者の搬送、医薬品・医療用資材の提供、県や他の地方公共団体等への応援要請等の大規模災害に対応した救助・救急活動を行う。
- 2 伊那中央病院、上伊那医師会等と連携し、初期救護医療を行い、傷病者の後方医療機関への受入れ、傷病者の緊急輸送等の救護体制を確保する。

第1 救助・救急活動（上伊那広域消防本部）

救助・救急活動は、上伊那広域消防本部消防長を実施責任者とする。

1 救助活動

- (1) 伊那警察署、医療機関等と連携し、迅速に被害状況を把握して、的確かつ円滑な救助・救急活動を行う。必要に応じて相互応援協定に基づく、他の地方公共団体等に応援要請等を行い住民の安全確保を図る。
- (2) 伊那警察署及び道路管理者等からの情報の提供、出動隊の報告等により、道路状況を把握し、現場への出動及び医療機関等への搬送を迅速かつ効率的に行う。
- (3) 必要に応じ、市建設業組合との応援協定に基づき、早期に救助に使用する重機の要請を行う。
- (4) 伊那警察署等の関係機関と密接に連携し、上伊那広域消防本部を中心に総括指揮所を設置して、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行う。
- (5) 各機関の検索区域を明確にし、終了区域は検索済みの表示をする。
- (6) 各機関の救助器具等を把握し、相互協力を効率的に行う。
- (7) 検索区域では、警察官と連携し遺体検証等を迅速に行い、救助活動を容易にする。

- (8) 不明者情報の収集と追跡検索を実施する。
- (9) 上伊那広域消防本部の消防力だけでは、十分な救助活動が実施できない場合は、県消防相互応援協定に基づく応援要請を行なう。

2 救急活動

- (1) 伊那警察署、医療機関等と密接に連携し、医療機関又は救護所に迅速かつ的確に傷病者を搬送する。
- (2) ヘリコプターによる傷病者等の搬送が必要な場合は、速やかに要請を行う。
- (3) 消防機関だけでは、十分な救急活動が実施できない場合は、市長を通じて、速やかに自衛隊の派遣を要請し、ヘリコプター及び車両による負傷者搬送、医薬品の遠距離搬送、救護員による応急救護所の設置を要請する。

3 安否確認等

伊那警察署等と連携して、生存安否台帳を作成し住民の生存安否の確認と行方不明者の捜索を行う。

4 住民等の協力

- (1) 住民は、住民同士又は自主防災組織内において積極的に被災者の救助・救急活動を行い（共助）、消防機関、救護班等に協力する。
- (2) 発災直後の応急処置により傷病者の救命率が飛躍的に高まることから、初期救助・救急活動について、日頃から認識を深め、被災時は、自発的に救急活動を行う。

第2 医療・救護活動（保健福祉部）

医療活動は、保健福祉部健康推進班長を実施責任者とする。

1 対象者

医療・救護の対象者は、被災地及び指定避難所において、医療助産救護を必要とする状態にあるにもかかわらずその途を失った者とする。

2 伊那中央病院の活動

- (1) 病院長は、災害時における動員体制を定め、災害状況に応じて病院職員等の動員・招集を行う。
- (2) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を広域災害救急医療情報システム（EMIS）等により迅速に把握し、災害医療活動の準備を行うものとする。
- (3) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）を有する医療機関は、派遣要請に基づきチームを編成し、精神医療及び精神保健活動への支援を実施するものとする。
- (4) 災害時における伊那中央病院の活動は、次のとおりとする。
 - ア 災害時における医療機能の維持・確保
 - イ 医師・看護師等の確保

- ウ トリアージ（負傷者選別）の実施
- エ 重傷者等の入院・一次収容スペースの確保
- オ 広域搬送拠点等への移送手配
- カ 遺体の検案
- キ 遺体安置所の確保

3 市内医療機関の活動

災害時における市内の医療機関の活動は、次のとおりとする。

- (1) 災害時における医療機能の維持・確保
- (2) トリアージ（負傷者選別）の実施
- (3) 重傷者等の入院・一次収容スペースの確保及び伊那中央病院等への搬送

4 医療救護所の体制

(1) 救護所の設置

ア 市内医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したため、市内医療機関だけでは対応しきれない場合及び傷病者が多数で、市内医療機関だけでは対応できない場合は、医療救護所を設置する。

イ 震度6強以上の地震が発生した場合、次の指定避難所に医療救護所を設置する。

No.	医療救護所設置場所	No.	医療救護所設置場所
1	伊那小学校	6	西春近北小学校
2	伊那東小学校	7	春富中学校
3	伊那北小学校	8	高遠小学校
4	伊那中学校	9	長谷小学校
5	美篤小学校		

ウ 震度6弱以上の地震が発生したとき又は、その他の災害が発生したときで、医療救護所の設置が必要と判断された場合、保健福祉部健康推進班は上伊那医師会に医療救護所の設置を要請する。

オ 救護所には、保健福祉部健康推進班の職員を派遣する。

(2) 医療救護班の業務

- ア トリアージ（負傷者選別）の実施
- イ 傷病者に対する救急処置
- ウ 災害拠点病院等への傷病者搬送の手配
- エ 自主防災組織等との連携・調整
- オ 死亡の確認及び遺体の検案（死因、その他医学的検査）
- カ 救急活動の記録

(3) 医療救護班の編成

市長は、事前に上伊那地域包括医療協議会を經由して、上伊那医師会、上伊那歯科医師会、上伊那薬剤師会と協議し、住民の実体を把握し予備救護班の編成を行う。

(4) 伊那中央病院長と協議のうえ、必要に応じて日赤救護班等に協力を要請する。

(5) 必要に応じて上伊那医師会に応急医療救護班を要請する。

5 医療機関の協力体制の確保

(1) 災害の状況に応じて上伊那医師会を通じ、市内の医療機関に対し、災害時の応急体制の確保を要請する。

(2) 医療救護所及び市内医療機関で、処置対応が困難な場合は、県と調整して市外の医療機関に傷病者の受入れを要請する。

6 医薬品等の確保

(1) 医療、助産活動に必要な薬剤、治療剤等、被災者に対する医薬品の確保は、災害用医薬品備蓄事業を行う市薬業組合へ依頼する。不足する時は、県医薬品卸協同組合（伊那保健福祉事務所経由）へ要請する。

(2) 医薬品等の受入れ拠点は、市保健センターとする。

7 住民への周知

開設している救護所、医療機関、診療科目、病床数等の必要事項を住民に周知する。

8 住民が実施する事項

発災直後の応急処置により負傷者の救命率が飛躍的に高まることから、常日ごろから初期の救助・救急活動について訓練を行い、被災時には感染症対策を講じたうえで、自発的に救助・救急活動を行う。

第7節 消防・水防活動 (危機管理課、農林部、建設部、上伊那広域消防本部)

基本方針

大規模災害等発生時は、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動並びに水防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力又は水防力のみでは、十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

主な活動

- 1 二次的に発生する同時多発火災による被害の拡大を防止するため、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を行う。
- 2 洪水による水害、堤防その他、施設の損壊による浸水等の被害を防止するため、監視、警戒及び水防作業等の水防活動を行う。

活動の内容

第1 消防活動（上伊那広域消防本部）

災害時における消防活動が、迅速かつ適切に実施できるように活動体制の整備、応援協力体制の確立、その他活動の実施に必要な事項を定める。

- 1 出火防止及び初期消火の広報
住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。
- 2 情報収集及び効率的部隊配置
管轄区域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び県警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行う。
特に、大規模な同時多発火災発生時は、定めた火災防御計画等により、重要防御地域等の優先等、消防力の効率的運用を図る。
また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行う。

3 出動計画

無統制な部隊出動を行えば、防御上きわめて憂慮すべき事態の発生が予想されるので、効果的な消防活動を行うため、次による出動要領を定める。

火災を覚知したときは、次の区分により出動する。

(1) 消防署の出動区分

覚知と同時の出動を原則とする。(ただし、林野火災等はその状況による。)

(2) 消防団の出動区分(林野火災は別に定める。)

ア 第1出動

火災覚知と同時に出動する部隊

イ 第2出動

火災の状況により、消防署長の指令に基づいて出動する部隊

ウ 第3出動

火災の状況により、消防署長の指令又は現場本部からの要請に基づき出動する部隊

エ 応援出動

隣接市町村に火災が発生した場合は、消防署長の指令に基づいて出動する。

(3) 救急救助出動

ア 災害が発生し、多数の負傷者及び救助を必要とするものがあるときは災対本部長の特命により出動を行う。

イ 大規模災害時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されることから、住民、自主防災組織等の協力及び県警察、医療機関等関係機関との連携を図り、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、迅速かつ確な救助・救急活動を行う。

4 火災警報発令時の措置

火災警報発令時の火災は、消防計画の一般防御計画による対処は困難が予想される。このため部隊の増強等、一般防御計画を基本とし、いかなる火災にも対処出来るよう次の措置を行う。

(1) 消防署

屋外での焚火の禁止等の「第2章第6節第3 林野火災予防計画」に掲げる措置を住民に広報する。火災発生に備えて直ちに出動体制を整える。

(2) 消防団

関係地区内の消防水利の点検を実施し、機械器具の点検整備を行い直ちに出動体制を整える。

5 消防相互応援協定等による応援要請

(1) 応援要請

ア 災対本部は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、消火活動に関して市の消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると判断したときは、県消防相互応援協定の締結市町村への応援要請を行う。

イ 前項の場合においても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第44条(非常事態における消防庁長官等の措置要求等)の規定による他都道府県からの消

防の応援を知事に要請する。

(ア) 緊急消防援助隊

(イ) 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター

(ウ) その他、他都道府県からの消防の応援

(2) 隣接市町村に応援要請をした場合の措置

ア 応援部隊の集結場所

(ア) 原則として上伊那広域消防本部とする。ただし、火災の現場、火災の様相、地理、水利の状況により他の場所が適当な場合は、別に指定する。

(イ) 応援部隊の集結場所には、消防団長が指定する誘導員を配置する。

イ 応援部隊の誘導

(ア) 延焼阻止線に近い安全な道路、場所を選定し誘導すること。

(イ) 容量の豊富な水利を選定し誘導すること。

6 飛火警戒

飛火による二次、三次火災を防止するため次の措置を行う。

(1) 飛火警戒隊の編成

ア 飛火警戒隊は第2、第3出動部隊より選定し、消防署長が指令する。

イ 風下地区住民、役員も協力を行う。

(2) 飛火警戒の配置

気象、地形等を考慮し、風下を主眼として実施し、次により行う。

ア 風 上 100m以内

イ 風 横 200m以内

ウ 風 下 600m以内

エ その他、状況により消防署長の指令する範囲

(3) 飛火警戒の要領

ア 飛火警戒隊は、地域住民に警戒の広報を行う。

イ 警鐘楼、建物上、地形の高所等に隊員を配置し、早期発見にあたる。

ウ 関係住民は、水バケツ、消火器等を携帯し、自家及びその周辺の警戒にあたる。

7 林野火災の防御

林野火災は、地形、気象、発生時季等により急速な拡大、延焼、飛火等その消火に予想しがたい困難と危険性がある。このため人員、資材等通常の火災とは異なる体制のもとに対処する。

(1) 防御部隊の編成

林野火災は、消防機関のみでは対処し難いため、次に掲げる組織、団体、住民等により編成する。(消防署、消防団、財産区、森林組合、区役員、関係地区住民)

(2) 組 織

ア 本 部

イ 消 防 係

ウ 防火線係

エ 伝 令 係

オ 運搬補給係

カ 飛火延焼警戒係

(3) 出動体制

人員、資材を効率的に運用するために、市消防団出動計画により、活動する。

(4) 携行用具

ナタ、ノコギリ、カマ、ロープ、背負い式ポンプ（手動式）唐クワ等。夜間にかかる場合は照明器具

(5) 運搬補給

関係分団車両により食料、飲料水、消防用資材、救急資材、その他必要な資材の運搬補給を行う。

(6) ヘリコプターの応援要請

速やかに情報を収集し、必要に応じて県消防防災ヘリコプターの応援を要請する。「資料 53 消防防災ヘリコプターの緊急運行要請」

(7) 空中消火の体制

「資料 54 林野火災空中消火の実施体制概念図」を基準に行う。

(8) 県が装備する器材

「資料 54 林野火災空中消火の実施体制概念図」

8 防火管理者の消防活動

学校、病院、工場、事業場、百貨店、社会福祉施設等の防火管理者は、次の事項を基準として消防計画を策定し効果的な消防活動を行う。

(1) 災害時の火災通報等関係方面との連絡方法

(2) 自己所有の消防力の運用と応援消防隊の受入方法

(3) 警備に関する方法

(4) 重要物件、危険物の所在とこれらの搬出、除去及び保護の方法

(5) 人的危険の発生するおそれのある箇所については、人命救助の方法

(6) 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法

(7) その他、消防上注意を要する事項

第2 水防活動計画（危機管理課、農林部、建設部、上伊那消防本部）

市区域内に洪水による被害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒し、防御し、また、これによる被害を軽減するため、水防体制を確立して、諸情勢の適確な判断のもとに円滑な水防活動を実施する。

1 水防体制

(1) 市等の責務

水防法により、区域内の水防を十分に果たすべき責務を有し、関係機関、公共的団体及び水防上重要な施設の管理者等は、この計画の定めるところにより、その責任を果たさなければならない。

(2) 住民の協力

住民は、気象状況、水防状況に注意し、水災が予想される場合及び水災が発生した場合は、水防管理者（市長）又はその代理者の要請に基づき、その業務の遂行に協力する。

(3) 水防組織

水防組織は、災対本部が設置されたときは、災対本部の組織及び編成による。

<水防管理団体内の組織>

水防管理団体	水 防 機 関		所 轄 区 域
	名 称	人 員	
伊 那 市	上伊那広域消防本部	(常 勤) 121 人	市一円
	消 防 団	(非常勤) 916 人	

2 動 員

(1) 動員基準

消防団の動員の基準は、次に定めるところによる。

ア 水防法の規定に基づき、天竜川上流河川事務所から水防警報が発せられたとき、又は水位が氾濫注意水位に達したとき。

イ 梅雨前線等の影響による豪雨によって河川の水位が上昇し、市域内に洪水、崖崩れ等の災害が発生し、又は発生が予想されるとき。

ウ 台風の接近により、市域内に暴風雨による洪水等の水災が発生し、又は発生が予想されるとき。

エ 長期にわたる降雨によって、ため池の決壊、崖崩れ等による水災が発生し、又は発生が予想されるとき。

オ 集中豪雨により水害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。

カ その他、水防管理者（市長）の判断で必要と認めるとき。

(2) 動員の方法

消防団長又はその代理者（消防副団長）は、水防警報の伝達を受けたとき、又は動員基準に適合すると認めるときは、水防管理者（市長）及び上伊那広域消防本部消防長に連絡しその指示により配備を指令する。

(3) 出 動

消防団員は、動員の連絡を受け、又は災害の発生を知ったときは、直ちに指定場所へ参集し、上司の指揮により迅速に水防活動に従事する。

(4) 水防信号

- 備考 1 信号は、適宜の時間継続すること。
 2 必要がある場合は、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。
 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させること。

種類	説明	警鐘信号	サイレン
第1信号	警戒水位に達したことを知らせるもの。	●休止●休止●休止	約5秒 約5秒 約5秒 約5秒 約5秒 ●— 休止 ●— 休止 ●—
第2信号	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの。	●—●—● ●—●—● ●—●—●	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 ●— 休止 ●— 休止 ●—
第3信号	水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。	●—●—●—● ●—●—●—● ●—●—●—●	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 ●— 休止 ●— 休止 ●—
第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。	乱 打	約1分 約5秒 約1分 ●— 休止 ●—

3 水防活動

(1) 雨量水位観測及び通報

消防団長は、気象状況によって相当の降雨があり、又は降雨が予想されるときは、関係機関との連絡を密にして雨量の状況を把握し、水防管理者（市長）に報告し、必要に応じて関係機関等に通報する。水位の観測及び通報については、雨量の観測及び通報に準ずる。

(2) 監視及び警戒活動

消防団長は、水防警報が発表され、又は河川の水位が上昇して災害が発生し、若しくは発生が予想されるときは、ダム、河川、ため池等の護岸、堤防等の巡視を行い、早期に損壊箇所及び危険箇所を把握し、異常を発見した場合は、直ちに水防管理者（市長）及び消防署長に報告し、水防活動に必要な人員及び資材を確保する。

(3) 通報・連絡

水防管理者（市長）は、監視及び警戒活動によって、異常箇所を発見したときは、直ちに施設の管理者等へ通報し、水防活動に必要な人員及び資材を確保する。

また、必要に応じ下流の水防管理者に通報する。

(4) 水防活動の実施

水防管理者（市長）は、決壊箇所又は危険な状態になった箇所に対し、できる限り氾濫等による被害が拡大しないように、その応急措置として現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、迅速かつ適切な水防活動を実施する。

また、重機による水防活動が必要な場合等においては、必要に応じて、市建設業組合等の協力を得る。

(5) 応援による水防活動の実施

- ア 水防管理者(市長)は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、水防活動に関して自らの水防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を「広域相互応援活動」及び「自衛隊災害派遣活動」により行う。
- イ 水防管理者(市長)は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、「本章第3節ヘリコプターの応援要請」により、要請する。
- ウ 水防管理者(市長)は、必要により天竜川上流河川事務所に、排水ポンプ車、照明車等の特殊車両の出動を要請する。
- エ 水防管理者(市長)は、水防上必要があるときは、伊那警察署長に警察官の出動を求める。
- オ 他の市町村から水防について応援を求められた場合、又は知事から指示があった場合、水防管理者(市長)は、市の水防に支障のない限りこの求めに応ずるものとし、行動等については、応援を求めた水防機関の所轄のもとに行わせる。
- カ 水防管理者(市長)は、水防上必要があるとき又は、その被害が甚大と思われるときは、知事に対し自衛隊の災害派遣を要請する。

(6) 避難救助

ア 避難

「第2章第11節 避難の受入活動計画」による。

イ 救助

水害による大規模な救急又は救助は、消防団長の特命により、次の関係機関とも連絡して行う。

- (ア) 県警察本部(伊那警察署)
- (イ) 日本赤十字社県支部(市地区)

(7) ダム・せき・水門の操作管理

ア 操作等

ダム、せき、水門、樋門等の管理者は、水防警報等の通知を受けたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況等により、洪水のおそれがあると認めるときは、それぞれ定められた操作規定に基づき、的確な操作を行うものとし、その操作に当たっては、それぞれ定められた通報先に連絡したのち、行わなければならない。

イ 緊急時の措置

洪水等によりダム等が、破損又は決壊の危険が生じたときは、速やかに関係機関にその状況を連絡し、地域住民の避難等が迅速に行われるよう措置する。

(8) 水防警報の解除

- ア 水防警報の解除は、水位が降下して水防作業の必要がなくなり、県水防本部長又は水防管理者(市長)が水防解除の指令をしたときとする。
- イ 消防団員は、「ア」による水防警報の解除があるまでは、自らの生命が危険な場合を除き、当該部所を離れてはならない。
- ウ 水防警報の解除を受けて、当該地域を管轄する消防団分団長は、水防作業に従事した人員、使用資材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに消防団長に報告する。

(9) 水防報告

水防活動が終了したときは、10日以内に伊那建設事務所長を経由して、知事に報告する。

4 水防資材の調達等

(1) 水防資材の調達及び運搬

ア 資材は、水防倉庫に備蓄した資材及び業者又は地元より調達する。

イ 資材の運搬は、市の保有する消防自動車及びトラックをこれにあてる。

ウ 市で備蓄した水防資材だけでは災害に対応できない場合、伊那建設事務所又は天竜川上流河川事務所の設置した水防倉庫の資材を借用する。

エ 「ウ」の場合、それぞれの機関に電話等で許可を得てから使用する。

(2) 水防施設の整備等

水防上、特に警戒を要する箇所及び重要水防区域の予想される危険及び理由に対応する水防工法に必要な水防資材を随時整備する。また緊急時における水防活動のため、水防倉庫の維持管理及び整備拡充を図る。

5 公用負担

(1) 水防上緊急の必要があるときは、水防管理者（市長）、消防団長等は、次の権限を行使することができる。

ア 必要な土地を一時使用すること。

イ 土石、竹木その他の資材の使用、若しくは収用すること。

ウ 車両その他の運搬用機器を使用すること。

エ 工作物その他の障害物を処分すること。

(2) 補償

「(1)」により、損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償する。

第8節 要配慮者に対する応急活動 (危機管理課、保健福祉部、教育部)

基本方針

災害時には、要配慮者とりわけ避難行動要支援者は、自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、県、市及び医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者とりわけ避難行動要支援者の安全を確保し、その態様に応じた応急活動を行う。

主な活動

- 1 要配慮者について、地域住民、自主防災組織等の協力のもと、被災状況の把握、避難誘導、避難行動要支援者に応じた指定避難所での生活環境の整備及び応急仮設住宅への収容等を行う。また、要配慮者が利用する医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復を図る。
- 2 介護用品、育児用品等の要配慮者の生活の維持に必要な物資を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。
- 3 要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、指定避難所等に相談窓口を設置し、必要な人員を確保する。
- 4 災害時において、応援をする場合及び応援を受ける場合に、円滑かつ効果的な対応がとれる体制を確立する。

活動の内容

要配慮者に対する応急活動の実施責任者は、保健福祉部長とする。

- 1 高齢者等避難、避難指示をはじめとする災害情報の周知
保健福祉部、教育部及び総務部は、要配慮者の態様に応じ、いなあいネット、伊那ケーブルテレビジョン、地域安心安全メール等のほか、地域住民の協力による伝達等多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行う。
- 2 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認
(1) 保健福祉部は、災害が発生した際、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、避難行動要支援者に関する台帳の活用や地域住民の協力等により、安否及び保健福祉サービスの要否等について速やかに確認し、必要な救助・避難支援を行う。
なお災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努める。
また、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、必要に応じて避難支援等を行う。

- (2) 地域住民等は、避難誘導に際しては、避難行動要支援者の態様に応じて、介助員等の付き添いや車両・車椅子等を活用する。
- (3) 社会福祉施設や医療機関等の利用者に関しても安否確認を行い、被災者の救助・避難支援を行う。

3 指定避難所での生活環境整備

保健福祉部は、災害時に通常の避難所では生活が困難な要配慮者を応急的に受け入れるため、施設・設備や人員体制の整った福祉避難所、あるいは通常の避難所の一部を仕切った福祉避難室を必要に応じて設置する。

保健福祉部及び教育部は、要配慮者の態様に応じ、次の支援を行う。

(1) 避難施設・設備の整備

段差解消やスロープ・身体障害者用トイレの設置等を必要に応じて行う。

(2) 指定避難所における物資の確保及び提供

車椅子等の補装具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレをはじめとする日常生活用品等について迅速に確保し、必要性の高い要配慮者から優先的に支給・貸与等を行う。

(3) 指定避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供

福祉避難所（室）及び要配慮者が生活する指定避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行う。

職員を派遣する際は、新型コロナウイルス等の感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

(4) 外国籍住民や外国人旅行者等の支援体制

外国籍住民や外国人旅行者に対し多言語による情報提供や避難所への巡回による支援などを行うため、必要に応じ災害多言語にセンターの設置を行う。

(5) 情報提供体制の確立

指定避難所で避難生活を送る要配慮者に対して、被災状況や生活に必要な各種情報を提供するため、文字放送テレビ、インターネットの端末、ファクシミリ、ホワイトボード等を状況に応じて設置する。必要に応じて手話・外国語通訳者等を配置する。

(6) 福祉避難所、福祉施設等への移送

指定避難所の避難所運営者は、要配慮者が当該避難所で避難生活を送ることが困難と判断した場合は、本人又は家人の意思を確認の上、福祉避難所（室）、福祉施設等への移送を行う。

4 在宅者対策

保健福祉部及び教育部は、災害発生後、指定緊急避難場所（公民館等）及び指定避難所に避難しないで自宅等で過ごす要配慮者に対し、民生児童委員、地域住民、自主防災組織等の協力により、要配慮者の態様に応じ、在宅訪問により次の支援を行う。

(1) 在宅者の訪問の実施

在宅の要配慮者に対し、民生児童委員、地域住民、自主防災組織等の協力のもと、定期的に訪問を行う。

「避難行動要支援者支援マニュアル」参照

(2) 物資の確保及び提供

必要に応じて日常生活に必要な物資等を提供する。

(3) 相談体制の整備

在宅の要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、要配慮者の態様に応じた助言と支援を行う。

(4) 情報提供体制の確立

災害状況や生活に必要な各種情報を要配慮者の態様に応じた手段により提供する。

(5) 心のケア対策

被災した要配慮者及びその家族の精神的外傷やパニック障害等に対応するため、必要に応じて医師、看護師、保健師、心理カウンセラー等の派遣を行い、心のケア対策を行う。

5 応急仮設住宅等の確保

要配慮者等向けの応急仮設住宅を、県と連携して必要数設置し、必要性の高い要配慮者等から優先的に入居を行う。

6 広域相互応援体制等の確立

要配慮者の救助、避難支援及び指定避難所の生活等に関し、市の区域を越えて応援が必要となった場合は、必要となる人員、資材及び指定避難所を確認のうえ、県、他市町村及び関係機関に応援要請を行う。他市町村等から応援要請があった場合、可能な限り協力する。

第9節 緊急輸送活動 (総務部、市民生活部、商工観光部、建設部)

基本方針

災害時の交通の混乱を防止するため、災害応急対策に必要な人員、物資材等の輸送の確保を図り、大規模災害時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するため、陸上交通網の確保、航空機の活用を含む総合的な輸送確保を行う。

また、緊急輸送活動にあたっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施を推進する。

主な活動

- 1 被災状況を直ちに調査し、伊那警察署と連携し、緊急輸送路を確保する。
- 2 主要道路を優先した応急復旧活動を行い、農道、林道等の迂回路の確保も行う。
- 3 輸送関係機関の協力により輸送車両を確保する。
- 4 知事へのヘリコプターの派遣要請を適切に行なう。
- 5 支援物資の集積と各指定避難所への配送を円滑に実施するため、物資拠点及びヘリポートを指定して運用する。
- 6 活動の優先順位基準

第1段階の活動	第2段階の活動	第3段階の活動
<ul style="list-style-type: none"> ・人命救助 ・消防等災害拡大防止 ・ライフライン復旧 ・交通規制 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1段階の続行 ・食糧、水、燃料等の輸送 ・被災者の救出・搬送 ・応急復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1・2段階の続行 ・災害復旧 ・生活必需物資輸送

活動の内容

交通対策と輸送対策の実施責任者は、建設部管理班長とし、状況に応じ市民生活部生活環境班が応援する。

第1 緊急輸送路の確保

- 1 被害調査及び情報伝達
 - (1) 災害が発生した場合、市内における道路・橋梁の決壊、その他交通の支障の有無を調査し、その状況を把握して、障害が認められる場合は、発生の日時及び場所等を関係機関等へ通報する。
 - (2) 調査の結果、道路の破損、決壊その他の事由によって、危険であると認められる場合は、通行止めの措置を行う。

(3) 道路管理者が市以外の場合、当該道路管理者へ連絡する。

2 緊急輸送路確保のための応急復旧

応急対策用資材・物資等を運搬するため、定められた緊急輸送路の早期の復旧を図る。

(1) 緊急輸送路の確保

市の管理する緊急輸送路について、早期の機能確保を図る。この場合、災害応急対策を実施するうえで効果的な道路ネットワークとなるよう、伊那建設事務所、伊那警察署及びその他関係機関と連携を図る。

(2) 応急復旧

定められた緊急輸送路が被災した場合は、道路管理者に通報し、市の管理する路線については、市建設業組合へ要請して、速やかに応急復旧を実施する。

(3) 迂回路線の確保

定められた緊急輸送路が通行不能となり、応急復旧が困難と予測される場合は、林道や農道等も含めて通行可能な路線を迂回路として確保する。この場合、必要に応じて県等の関係機関に対して応援を要請する。

3 交通規制

道路管理者及び伊那警察署は、関係機関相互の協力によって、災害応急活動に必要な交通規制・管制を行う。

4 交通規制の範囲及び実施責任者

区分	実施責任者	範囲	規制内容	根拠法
道路管理者	国土交通大臣 知事 市長	1 道路の破損、決壊その他の事由によって、危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合	通行禁止 通行制限 区間を定めて	道路法（昭和27年法律第180号） 第46条（通行の禁止又は制限）第1項
警察	公安委員会	1 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため、必要があると認める場合 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑化を図るため、必要があると認める場合	通行禁止 通行制限	災対法 第76条（災害時における交通の規制等） 道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条 （公安委員会の交通規制）第1項
	警察署長	公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短いものを委任された場合	通行禁止 通行制限	道路交通法第5条（警察署長等への委任）第1項
	警察官	道路の損壊、火災の発生、その他の事情によって道路において交通の危険が生じ、又はそのおそれがある場合	一時通行禁止 通行制限	道路交通法 第6条（警察官等の交通規制）第4項

5 住民への周知

- (1) 通行禁止区域等における緊急通行車両の通行の確保のため、警察官、自衛官及び消防吏員は、以下の必要な措置等を実施する。
- (2) 緊急輸送路の指定及び交通規制を実施した場合は、住民に周知徹底し、交通の混乱等を回避する。

実施責任者	範 囲	根 拠 法
警 察 官	1 通行禁止区域内において緊急車両の通行妨害となる車両その他物件の移動等の措置を命ずることができる。 2 措置命令に従わないとき又は相手が現場にいないとき、自ら1の措置をとることができる。この場合において、やむを得ない限度において車両その他物件を破損することができる。	災対法 第76条(災害時における交通の規制等) の3
自 衛 官 消防吏員	警察官が現場にいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両及び消防用緊急車両の通行のため同様の措置を講ずる。	

第2 輸送対策

1 緊急輸送方針

緊急輸送は、必要最小限の範囲で実施し、実施にあたっては、輸送手段の競合を生じないよう緊急輸送関係及び実施機関相互の連携協力体制を十分整備し、緊急輸送の実施にあたり具体的に調整すべき問題が生じた場合は、災対本部において必要な調整を行う。

2 緊急輸送の対象となる範囲

- (1) 応急対策作業に従事する者
- (2) 医療、通信、調査等で応急対策に必要とされる者
- (3) 食料、飲料水等、その他生活必需物資
- (4) 医薬品、衛生材料等
- (5) 救援物資等
- (6) 応急対策用資材及び機材
- (7) その他、災対本部長が必要と認める人員、物資又は資材

3 道路輸送

市における緊急輸送ルートは、

「資料 20 県指定 緊急輸送路一覧表」

「資料 21 市指定 緊急輸送路一覧表」

「資料 22 県・市指定 緊急輸送路網図」による。

4 緊急輸送車両等の確保等（総務部）

市及び関係機関は、緊急輸送を実施するため輸送車両等の確保を図る。

(1) 定められた緊急輸送車両等の運用計画又は調達計画により車両等の調達先及び予定台数を明確にし、人員及び物資等の輸送手段を確保する。

(2) 市及び市社会福祉協議会の保有する車両は、緊急通行車両として事前に届出を済ませておき、交通規制が実施された場合は、直ちに緊急通行車両の確認を行い、県公安委員会で標章及び確認証明書の交付を受ける。

民間業者等から調達した車両は、直ちに県公安委員会に緊急通行車両としての申請を行い、標章及び確認証明書の交付を受ける。

(3) 市が運用又は調達する車両等で不足を生じた場合は、次の事項を明示して、他市町村又は県に調達あっせんを要請する。

ア 輸送区間及び借上げ期間

イ 輸送人員又は輸送量

ウ 車両等の種類及び台数

エ 集結場所及び日時

オ その他必要事項

(4) 企画政策班は、事前に関係業者と協議して、災害時の燃料の調達体制を確立する。

5 輸送手段の確保（建設部）

市は、計画の定めるところにより自ら輸送力の確保に努める。この場合、自ら調達することが不可能な場合やヘリコプターを必要とするときは、直ちに県に対してヘリコプター、東海旅客鉄道(株)、東日本旅客鉄道(株)及び輸送関係機関への協力を要請する。

要請に際しては、輸送物資等の内容、数量、出発地、到着地等について、できるかぎり詳細に連絡する。

6 広域物資拠点の確保（商工観光部）

広域物資拠点は、県が指定した南箕輪村の大芝高原とする。広域物資拠点（大芝高原）の運営にあたっては、南箕輪村及び県と密接に連携する。

緊急輸送が円滑に推進されるためには、受け入れた物資を拠点に集積し、指定避難所ごとに分類して発送することが効率的であるため、ヘリコプターによる輸送も考慮し、陸上と航空の輸送が一元的に推進できる広域物資拠点（大芝高原）を活用する。

7 航空輸送（危機管理課）

道路輸送のみでは、生活必需物資及び災害応急対策用資材等の輸送が困難な状態と災対本部長が判断した場合は、危機管理課は県と綿密な連携を図り、空中輸送の要請を行う。

この場合、広域物資拠点（大芝高原）ヘリポート以外のヘリポートの選定は、「資料 23 災害時ヘリポート・物資輸送拠点一覧表」を基準に行う。

要請に際しては、輸送物資等の内容、数量、出発地、到着地等について、できるかぎり詳細に連絡する。

8 広域物資拠点からの搬送（商工観光部）

広域物資拠点（大芝高原）からの輸送体制を整えて、次の事項を行う。

- (1) 市の物資拠点は、市民体育館とする。
- (2) 広域物資拠点から物資拠点までの物資の運搬は市で行うため、公用車を含め輸送手段を確保する。
- (3) 指定避難所からの要請により、必要物資を物資拠点から指定避難所へ運搬するため、公用車を含め輸送手段を確保する。
- (4) 指定避難所は、地域内の指定緊急避難場所への避難者、指定避難所以外への避難者、在宅避難者等に物資等を配布する体制を整える。状況により、避難者に物資等を取りに来てもらうよう危機管理課を通じて広報する。
- (5) 輸送手段確保のため、災害時応援協定のほか、県への要請を含め体制を整えておく。

第10節 障害物の処理活動 (農林部、建設部)

基本方針

災害による障害物は、復旧作業、救援活動のための正常な交通を阻害することになる。このため、発災後は、直ちに道路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等を取り除き、作業車両、救援車両の交通路を確保する。

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、先遣隊等を派遣して障害情報を早期に収集し、障害物除去に対処する。また、障害物の集積、処分に当たっては、その集積場所の確保に加え、複雑な権利関係をも考慮に入れた、速やかな物件の集積、処分ができるよう措置する。

主な活動

- 1 障害物の除去処理については、関係機関との連携のもと、原則として、障害となる物件の所有者又は管理者が行う。
- 2 除去障害物の集積、処分方法については、原則として除去障害物の所有者又は管理者が集積場所の事前選定と速やかな処分を行う。

活動の内容

1 実施機関

- (1) 応急措置を実施するため障害となる工作物の除去は、関係班長が行う。
- (2) 水防活動を実施するため障害となる工作物の除去は、関係班長及び消防署長が行う。
- (3) 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路、河川等の管理者が行う。
- (4) 山（がけ）くずれ、浸水等によって、住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去は、関係班長が行い、市のみで実施困難なときは、知事等に対し応援協力を要請する。
- (5) その他、施設敷地内の障害物の除去は、その施設敷地内の所有者又は管理者が行う。

2 障害物の除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与えると予想される場合及びその他公共的立場から必要と認めたとしき行い、その概要は、次のとおりである。

- (1) 住民の生命、財産等の保護から速やかにその障害物の除去を必要とする場合
- (2) 障害物の除去が、交通の安全と輸送の確保に必要な場合
- (3) 河川の流水をよくし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合
- (4) その他、公共的立場から除去を必要とする場合

3 障害物の除去方法

- (1) 実施は、自らの応急対策機具を用い、又は状況に応じて建設業者の協力を得て、速やかに障害物の除去を行う。
- (2) 障害物の除去の方法は、原状回復でなく応急的な除去に限られる。
- (3) 市管理の道路上で、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行い、運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。
- (4) 市に所在する各機関等から応援、協力要請を受けたときは、必要に応じて適切な措置を行う。
- (5) 建設部建設班は、障害物の対象によって除去の方法を決定し、関係機関・団体、建設業者、地域住民等の協力を得て実施する。また、除去に必要な資材、機械器具の配備、確保を行う。
- (6) 市のみでの実施が困難なときは、県市町村災害時相互応援協定に基づき応援協力を要請する。

4 除去した障害物の集積保管の場所

- (1) 除去した障害物の集積場所は、付近遊休地を利用し、再び人命、財産に被害を与えないようにする。
- (2) 除去した障害物の保管場所は、盗難等の危険のない場所を選定し、保管を始めた日から14日間、その工作物名等を公示する。
- (3) 市に所在する各機関等から集積、処分について応援、協力要請を受けたときは、必要に応じて適切な措置を行う。
- (4) 市のみでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。

5 その他

障害物の規模及び範囲によって、それぞれ対策をたて比較的小規模なものについては、建設部において処理する。その他のものについては、建設業者の協力により除去する。

第11節 避難者対策活動 (保健福祉部、市民生活部、建設部、教育部)

基本方針

災害時においては、洪水、建築物の破損、火災、崖崩れ等が予想され地域住民の生命、身体に大きな被害を及ぼすおそれがあるため、高齢者、障害者等の要配慮者を重視した避難計画等を作成する。

市内には、土砂災害危険箇所内に多くの要配慮者利用施設が所在しているため、避難情報の伝達や警戒区域の設定、避難誘導の実施にあたっては、これらの施設に応じた対応を行う。

主な活動

- 1 高齢者等避難や避難指示等の発令の判断は、適切に行い、速やかにその内容を住民に周知する。
- 2 市長等は、必要に応じ警戒区域の設定を行う。
- 3 避難誘導にあたっては、要配慮者に配慮し、誘導員は安全を第一とした確かな指示により誘導を行う。
- 4 避難者のために指定避難所を開設し、良好な避難生活を確保する。
- 5 広域的な避難が必要な場合は、迅速な避難を実施する。
- 6 速やかに住宅の確保等を行う。
- 7 被災者等への的確な情報伝達を行う。

活動の内容

- 1 保健福祉部社会福祉班・市民生活部市民班及び税務班は、災害の状況によって教育部学校教育班及びスポーツ班等と連携し、指定避難所等を開設し、速やかに避難者を収容・保護活動を行う。
- 2 建設部管理班は、応急仮設住宅の建設に係る活動を行う。

第1 指定緊急避難場所及び指定避難所の機能・開設・運営

1 各避難所の機能

(1) 指定緊急避難場所（公民館等）の機能

公民館等に開設される地区の避難所として機能し、食料、飲料水、生活必需品等は指定避難所から必要に応じて供給される。

(2) 指定避難所の機能

指定避難所は、指定緊急避難場所、福祉避難所及び指定外の避難所への避難者、在宅の被災者等に対する救助活動の拠点として機能する。

ア 食料、飲料水、生活必需品等の供給拠点

イ 医療活動等の拠点（必要に応じ、救護所の設置、巡回医療等の実施）

- ウ 情報伝達・広報の拠点（掲示板等の設置）
- エ 安否情報の掲示
- (3) 福祉避難所の機能
 - 福祉避難所は、市社会福祉協議会、市内の福祉施設、地域住民及びボランティア団体等の協力を得て、要配慮者等の態様に応じた設備を有する避難所として機能する。また、機能の整っていない施設にあつては、次の事項について重点的に整備する。
 - ア スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子、障害者用携帯便器の供給等の整備
 - イ 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達・確保
 - ウ 災害発生後速やかに、全ての避難所を対象とした要配慮者等の把握調査及び組織的・継続的な保健福祉サービスの提供を
 - (ア) 介護職員等の派遣
 - (イ) 入浴サービス等の在宅福祉サービスの実施
 - (ウ) 病院や社会福祉施設等への受入れ等

2 指定避難所等の開設等

- (1) 災害の状況に応じて、指定避難所を開設する。（地震の場合は、震度5弱以上で開設する。）
- (2) 勤務時間内における指定避難所の開設は、原則として施設管理者が行う。保健福祉部社会福祉班・市民生活部市民班及び税務班は、各指定避難所ごとに班員等を派遣・駐在させ、施設管理者及び自治会・自主防災組織と協力して指定避難所を開設する。
- (3) 指定避難所への職員の派遣は、社会福祉課が事前に担当職員を指名し21個班を編成し対応する。長期対応等により交代要員が必要となった場合は、社会福祉班の要請を受けて、総務班が動員・配備を行い対応する。
- (4) 勤務時間外における指定避難所の開設は、指定された指定避難所初動対応職員が施設管理者の協力を受けて開設する。指定避難所初動対応職員は、市職員から選定し指定する。
- (5) 指定避難所を開設したときは、その旨を公示するとともに、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、県防災情報システム等により開設状況等を適切に県に報告する。
- (6) 指定避難所が使用できない場合は、必要に応じて避難所となりうる他の施設の安全性を確認し、施設管理者の同意を得て避難所を開設する。
- (7) 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に避難所を開設することの適否を検討する。
- (8) 災害の規模が大きく、独自での指定避難所の管理運営が困難な場合は、県に県職員の派遣を要請する。
- (9) 指定緊急避難場所（公民館等）の開設は、自主防災組織等が行う。
- (10) 福祉避難所は、介護を必要とする要配慮者等の様態に応じて、応援協定に基づき必要な設備を要する民間等の施設に開設する。また市地域外にあるものを含め、旅館及びホテル等を借り上げるなど多様な福祉避難所の確保、開設を行う。

3 広域避難及び広域一時滞在を要する場合の活動

(1) 広域避難の対応

ア 協議

災害の予測規模、避難者数にかんがみ、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告したうえで、自ら他の都道府県の市町村に協議することができる。

イ 実施

あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行ったうえで、広域避難を実施するよう努める。

ウ 避難者への情報提供

避難者のニーズを充分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関、他の地方公共団体及び事業者と相互に連絡をとりあい、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努める。

(2) 広域一時滞在の対応

ア 協議

市が被災した場合は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。

イ 広域的避難収容活動の実施

政府本部が作成する広域的避難収容実施計画に基づき、適切な広域的避難収容活動を実施する。

4 各避難所の運営・留意事項

(1) 指定緊急避難場所（公民館等）の運営

ア 指定緊急避難場所（公民館等）の運営は、自治会・自主防災組織が中心となり避難所運営委員会を立ち上げて、自主的な運営を行う。

イ 保健福祉部社会福祉班・市民生活部市民班及び税務班は、ボランティア等の協力を得て、指定緊急避難場所（公民館等）の運営を支援する。

(2) 指定避難所の運営

指定避難所の運営は、自治会、自主防災組織が主体となり、NPO・ボランティア等、施設管理者及び派遣された市職員が協力する。避難所運営委員会を組織し、選出した避難所運営委員長を中心に行う。

(3) 福祉避難所の運営

ア 福祉避難所の運営は、施設管理者と保健福祉部で協力して行う。

イ 福祉避難所の運営が保健福祉部独自で対応できない場合は、市民生活部と協力して行う。

(4) 管理運営上の留意事項

ア 避難者名簿の作成

避難者名簿は、保健福祉部社会福祉班・市民生活部市民班及び税務班が避難所運営委員長に協力して作成し、避難者の安否等の確認を行なう。

イ 食料、生活必需品の請求及び配布

避難所運営委員長は、避難所全体で集約された食料、生活必需品、その他の物資の必要数を取りまとめて、保健福祉部社会福祉班に調達・運搬を要請する。到着した食料及び物資は、ボランティア等の協力を得て、避難所運営委員会が配布する。

ウ 資材等の調達

避難所の運営に必要な資材等は、備蓄品及び災害時応援協定締結団体から調達する。これによっても不足する場合は、県に対して資材のあっせんを要請する。

エ 要配慮者への対応

(ア) 避難所運営委員長は、避難者名簿を参考に、自主防災組織及びボランティア等の協力を得て、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を把握し、健康状態等について聞き取り調査を行う。

(イ) 避難所運営委員長は、調査の結果に基づき、要配慮者が必要とする食料、生活必需品等の調達を保健福祉部社会福祉班に要請する。

(ウ) 避難所運営委員長は、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を健康推進班及び福祉班に要請する。

(エ) 避難所運営委員長は、要配慮者等の避難空間の確保、プライバシーの保護、トイレ等の利用のしやすさ、騒音の少ない場所等の対応を行い必要に応じて福祉避難所への移送、社会福祉施設への入所、病院等への入院、被災地外への避難等を保健福祉部社会福祉班へ要請する。

(オ) 必要に応じて指定避難所に、文字放送テレビ、ファクシミリ等の設置、手話通訳者の派遣等により要配慮者に対する情報提供の体制を確保する。

オ プライバシー保護

避難所運営委員長は、長期化する避難所生活に伴い、要配慮者の態様、男女のニーズの違いなどから、必要に応じたプライバシーの確保を行う。

カ 女性の参画の推進

避難所運営に男女両方の視点等に配慮するため、避難所運営委員会等への女性の参画を推進し、安全の確保、女性・子育て家庭のニーズに応じた運営を行う。

キ 家庭動物の取扱い

(ア) 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

(イ) 避難所運営委員会は、避難した動物の飼い主に対して、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から避難所のルールに従い適切な飼育をするよう指導を行う。

ク 市民以外の避難者の受入れ

指定緊急避難場所や避難所に避難した観光客、外国人旅行者、ホームレスなど、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。

ケ 在宅避難者等への対応

やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。

5 指定避難所となる学校の対策

(1) 市立学校における対策

ア 施設管理者は、学校が指定避難所として開設される場合は、速やかに学校の体育館を開放する。そのため、夜間及び休校日の災害発生に備え、開錠の方法、教職員の緊急招集の方法、連絡方法を周知徹底しておく。

また、学校としての教育機能維持の観点から、避難者に開放する場所について優先順位等を定めておく。

イ 施設管理者は、生徒が在校時に災害が発生し、指定避難所として開設された場合は、生徒と避難者との混乱を避けるため、避難者と生徒の空間を明確に区分し、それぞれに対して情報・指示の伝達を行う。

ウ 施設管理者は、夜間及び休日に指定避難所が開設される場合は、指定避難所初動対応職員と協力して、指定避難所の開設、避難者の受け入れ等、初動期の指定避難所の運営を行う。

エ 施設管理者は、市、自治会・自主防災組織及び避難者等と協力して指定避難所の運営を行う。担当の市職員が配置されるまでは、避難者の収容、保護を自治会・自主防災組織と協力して行わなければならないため、平常時より教職員の対応方法、任務区分を明確にしておく。

(2) 県立学校における対策

ア 指定緊急避難場所として指定を受けている県立の高等学校等の施設管理者は、市及び自治会長・自主防災組織会長の要請を受けて、速やかに学校を開放する。そのため、夜間及び休校日の災害発生に備え、開錠の方法、教職員の緊急招集の方法、連絡方法を周知徹底しておく。

また、学校としての教育機能維持の観点から、避難者に開放する場所について優先順位等を定めておく。

イ 施設管理者は、生徒が在校時に災害が発生し、指定緊急避難場所として開設された場合は、生徒と避難者との混乱を避けるため、避難者と生徒の空間を明確に区分し、それぞれに対する情報・指示の伝達を行う。

ウ 施設管理者は、指定緊急避難場所の運営について、避難所運営委員会に協力する。

エ 指定避難所に準じた市職員が配置されるまでは、避難者の収容、保護を自治会・自主防災組織と協力して行わなければならないため、平常時より教職員の対応方法、任務区分を明確にしておく。

6 住民が実施する事項

避難所運営委員会等の指示に従い管理運営に協力して、相互に助け合い良好な環境を構築して避難生活を送る。

7 避難所の閉鎖

- (1) 避難所運営委員長は、避難所を閉鎖したときは、直ちにその旨を災対本部に報告する。
- (2) 災対本部は、避難所運営委員長から避難所閉鎖の報告を受けたときは、上伊那地域振興局に報告する。

第2 住宅の確保

応急仮設住宅の建設は、災害救助法が適用された場合、県が行う。市に委任された場合は、実施責任者は建設部管理班長とし、市建設業組合等の協力を得て実施する。

1 公営住宅等の提供

利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に提供する。

2 賃貸住宅、応急仮設住宅の提供

必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。

3 応急仮設住宅等の要請

災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第4条（救助の種類）第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請する。

- (1) 応急仮設住宅等の要請戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とする。
- (2) 応急仮設住宅の建設のため、市公有地又は私有地を提供する。
- (3) 被災者の状況調査を行い、入居者の決定の協力を行う。
- (4) 知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。

4 応急仮設住宅の設置

(1) 建設用地の選定

建設用地は、避難地、災害救助対策用地（自衛隊の活動拠点用地、ヘリポート用地）及び災害時の災害廃棄物仮置き場等と重複しない場所で、飲料水等が得やすく、衛生上良好な候補地を事前に選定し、災害の状況に応じて災対本部長が候補地の中から決定する。「資料 61 応急仮設住宅建設候補地一覧表」

(2) 建物規模及び構造

1戸あたりの規模は29.7平方メートルを基準とし、1戸あたりの平均価格は国の基準以内とし、構造は1戸建又はアパート建築のいずれかとする。

(3) 応急仮設住宅の建設方法

応急仮設住宅の建設、その他の応急工事は状況に応じ、迅速かつ円滑に実施するため、災対本部が要請した場合、直ちに他の業務に優先してこれに応ずるよう建設業者と調整を行う。応急仮設住宅建設の着工期間は、災害発生の日から2020日以内とする。

(4) 応急仮設住宅の入居基準

ア 対象者

住宅が全壊、全焼又は流失し、他に居住する住家がない者で、自らの資力では住宅の確保ができない世帯

イ 入居者の選定

選定は、被災者の資力その他の生活条件等を充分調査し、必要に応じ民生児童委員の意見を聴取する等、公平かつ厳正な入居選定を行い、貸与期間は2年以内として入居契約書を交わして入居させ、後日の立退き等について問題の生じないよう対応する。

(5) 応急仮設住宅の運営管理

応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。

5 賃貸住宅等の情報提供

利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する。

6 被災した周辺市町村への情報提供

周辺市町村が被災した場合、利用可能な公営住宅等を把握し、被災市町村に情報提供を行う。

第3 被災者等への的確な情報伝達

1 市は、半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親類宅等避難者について住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書発行手続き、避難所での炊き出し等において、在宅避難者及び親類宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、被災者台帳等へ反映するよう努める。

2 市自らの調査では避難先が把握出来ない場合は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、広報による申出の呼びかけ等により、把握に努める。

3 市は、被災者のニーズを十分把握し、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。

4 市は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

- 5 市は、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- 6 市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、県及び市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

第12節 孤立地域対策活動 (危機管理課、関係各部)

基本方針

災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信の孤立と、交通手段の孤立である。孤立が発生した場合の災害応急対策は、①被害実態の早期確認、②救急救助活動の迅速な実施、③緊急物資等の輸送、④道路の応急復旧による生活の確保の優先順位をもってあたる。

主な活動

- 1 孤立予想地域に対しては、連絡をとって孤立の有無を確認して、被害状況の把握を行う。
- 2 交通の断絶地域には、ヘリコプターを要請し、迅速な救助・救急活動を実施し、孤立住民、孤立観光客の救出等を行う。
- 3 通信の途絶地域には、移動系の無線機器等の配置を検討するほか、市職員、災害バイク隊員、警察官等を派遣する等、通信手段を確保する。
- 4 陸上輸送が不可能な場合は、ヘリコプターを要請し、空中輸送を行う。
- 5 迂回路の確保を含め、応急復旧工事を迅速に実施し、生活必需物資輸送のための最低限の交通を早期に確保する。

活動の内容

- 1 孤立実態の把握対策
 - (1) 孤立予想地域に対し、災害バイク隊、各種の通信手段等を活用して、孤立状況の確認を行う。
 - (2) 孤立状況及び被害の概要について、情報収集を行い県に直ちに即報する。
- 2 救助・救出対策
 - (1) 消防署を中心とし、消防団・自主防災組織等の関係各機関等と連携を図り、救出救助活動を実施する。
 - (2) 孤立予想地域内に、ヘリポート等の救援活動拠点を確保する。
 - (3) ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、概要を直ちに県に速報する。
 - (4) ヘリコプターの要請に際しては、救助場所のヘリポートを確保し、被救助者の容態、人数、気象情報等に関し、多くの情報を収集して報告する。
 - (5) 負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣を行う。
 - (6) 孤立地域内の要配慮者や観光客等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難所の有無等について検討して、必要に応じて県又は他の市町村の応援を得て、救出を行う。

3 通信手段の確保

市職員の派遣、災害バイク隊、防災行政無線、アマチュア無線やインターネットの活用等、あらゆる方法によって情報伝達手段を確保する。

4 食料品等の生活必需物資の搬送

迂回路等による輸送を確保し、陸上輸送手段の確保が困難な場合は、県にヘリコプターの要請を行う。

5 道路の応急復旧活動

- (1) 孤立地域に通じる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪車、四輪車の順に、一刻も早い交通確保を行う。
- (2) 道路管理の責を有する各機関は、迂回路の啓開、仮設道路設置等の応急工事を早急に実施し、主要路線から優先して、最小限の交通の確保を迅速に行う。

6 住民が実施する事項

孤立地域内では、食料品等を相互に融通及び協力しあい、地域全体としての当面の生活を確保する。

第13節 食料品等の調達供給活動 (保健福祉部)

基本方針

災害発生後の、被災地区における食料の調達・供給は、被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀等が供給されるまでの間、市や県の備蓄食料を被災者に対し供給する。

また、地方公共団体間の応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて、食料品等の調達供給活動を行う。赤十字防災ボランティア、その他民間ボランティア等の協力も得て行う。

主な活動

- 1 市は、災害に備えて自ら備蓄を行い、関係業界団体等との協定に基づき食料品等を調達する。
自らの備蓄食料では、必要量の供給ができない場合は、近隣市町村、県に要請する。
- 2 備蓄食料、協定等によって調達した食料を速やかに供給する。

活動の内容

応急食料の確保供給は、関係機関等の協力を得て災対本部長が実施し、保健福祉部社会福祉班長を実施責任者とする。

1 食料品等の調達

(1) 食料品の調達

ア 被災地域の情報をいち早く把握し、県の応急用米穀等が供給されるまでの間、備蓄食料により対応する。

イ 上伊那農業協同組合、生活協同組合コープながの、株式会社ニシザワ、ユニー株式会社アピタ伊那店との協定に基づき、食料の供給について要請する。

ウ 「ア」及び「イ」によっても必要量を満たせない場合は、物資調達・輸送調整等支援システムを用いて県災害対策本部室に対して、食料の供給について種類及び数量を、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、明示して要請を行う。

(2) 副食及び調味料の調達

副食及び調味料は、配給限度数量との関係において、市長が必要と認める数量を、応急配給を必要とする人数、日数等に応じて調達する。

(3) 食料供給に必要なその他の物資の調達

食品の加工及び輸送等に必要な物資の調達については、調達先数量等を定め、食料の供給が迅速かつ能率的に実施する。

(4) アレルギー対応食品の調達

食物アレルギーを持つ被災者から、食品に対するニーズを把握し必要な食品の調達を行い供給する。

(5) 非常時優先業務（業務継続）を行う職員・消防団員の食糧等の調達は、上記（1）～（2）による。

(6) 県の対応

ア 災害対策本部室は、災害時に市から備蓄食料の供給について要請があった場合、県の備蓄食料の供給を行うこととし地域振興局に輸送等の手配を依頼する。地域振興局において輸送が出来ない場合、あらかじめ締結された協定に基づいて県トラック協会、赤帽県軽自動車運送協同組合へ食料の輸送を要請する。

イ 市からの食料の要請量が、県の備蓄により供給できない場合は、必要に応じて、隣接県に対して締結された協定に基づいて食料の供給を要請する。

また、県市町村災害時相互応援協定第3条に規定する物資等の提供及びあつせんが円滑に行われるよう、同協定第2条に規定する代表市町村等との連絡調整に努める。

ウ 県生活協同組合連合会との協定に基づき、食料の供給を要請する。

エ 市の要請に基づき、県内流通業者との協定に基づき食料の調達を図る。

オ 「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」の災害救助法又は国民保護法が発動された場合の特例に基づき、農林水産省に災害救助用米穀の供給を要請する。

カ 「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領」及び「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急用米穀の取り扱いに関する協定書」に基づき、県内米穀卸売業者等に応急用米穀の供給を要請する。

キ 県農業協同組合中央会等との協定に基づき食料の供給を要請する。

ク 株式会社セブンイレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート及び株式会社イトーヨーカ堂との協定に基づき食料の供給を要請する。

ケ 株式会社デリックちくまとの協定に基づき食料の供給を要請する。

コ 上記ウ、エ、キ、ク及びケについては、発災後適切な時期に、調達可能な備蓄量等について、主な品目別に確認する。

2 食料品の供給

(1) 供給対象者

ア 指定緊急避難場所及び指定避難所に収容された者

イ ライフラインの遮断等によって調理ができない者

ウ 救助作業、その他の緊急災害対策業務に従事する者

エ 観光客、市内通過者等で他に食料を得る手段のない者

オ その他、食料の供給が必要と認められる者

(2) 供給する食料品の内容

供給する食料品は、災害発生直後はアルファ米・乾パン等の備蓄食料とし、その後は調達食料及び炊き出しによる。

(3) 供給方法

保健福祉部社会福祉班は、食料品供給の対象者数から必要な数量を把握のうえ、供給計画を作成し、備蓄食料や関係機関からの調達によって確保する。

指定緊急避難場所及び指定避難所での配布については、避難所内の住民組織、ボランティア等と共同で実施する。

(4) 炊き出しの実施

ア 炊き出し場所

(ア) 被災者の炊き出し場所は、原則として指定緊急避難場所及び指定避難所の敷地内とする。

(イ) その他の場合も避難所等の敷地内を原則とし、被災者の利便及び輸送等の条件を考慮して決定する。

イ 炊き出しの実施責任者

(ア) 市が行う炊き出しは、災対本部長の指示により、保健福祉部社会福祉班長を実施責任者として実施する。

(イ) 自治会・自主防災組織が実施する炊き出しは、区長、会長等を実施責任者として実施する。

ウ 炊き出し協力機関

炊き出しの実施にあたっては、自主防災組織、赤十字奉仕団等の協力を得て行う。

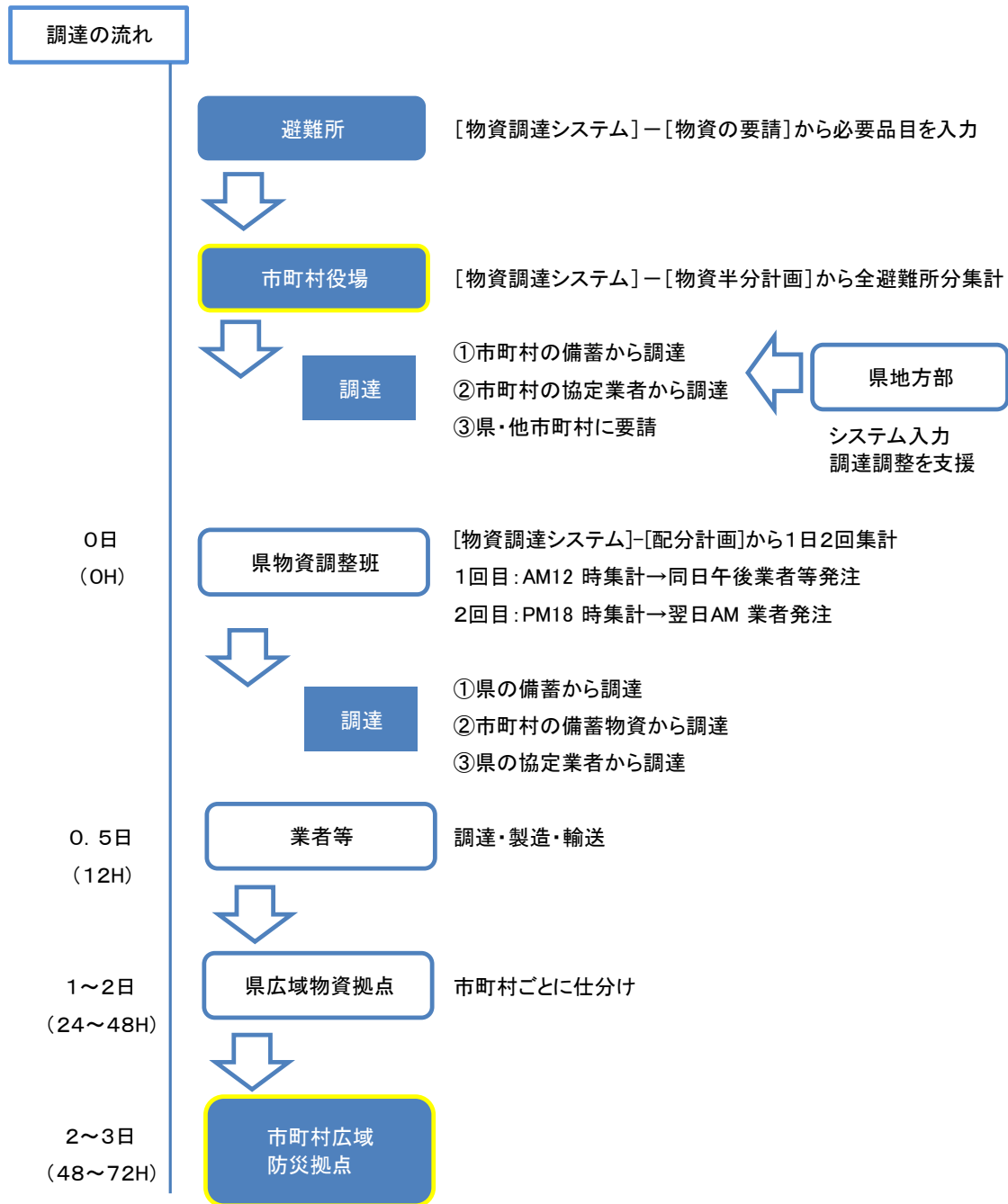
(5) 住民が実施する事項

住民は、自主防災組織等に協力して、手持ちの食料を融通し合い炊き出し等を行う。

<応急用米穀の供給基準>

供給の対象		精米必要量
1	被災者に対して炊き出しによる給食を行う必要がある場合	1食あたり 精米 200g
2	災害地における救助作業及び緊急復旧作業等に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	1食あたり 精米 300g

<食料品・生活必需品の県への調達要請フロー>



第14節 飲料水の調達供給活動 (水道部)

基本方針

飲料水の調達は、緊急遮断弁等により確保された配水池、浄水池の貯留水及び貯水池、プール等へろ過器等を搬入して確保された水並びにボトルウォーターにより行う。市独自で水の確保が困難な場合は、市水道事業協同組合及び他市町村からの応援給水により調達する。

また、飲料水の供給は、断水世帯、指定緊急避難場所及び指定避難所、病院等を中心に行い、被災の規模により市のみでの給水活動が困難となる場合には、県市町村災害時相互応援協定及び県水道協議会水道施設災害相互応援要綱により他市町村から応援給水を受ける。

主な活動

- 1 被害状況の確認、情報の収集、調達可能な飲料水の確認等を行い、円滑な飲料水の調達を行う。
- 2 飲料水の確保のため、応急給水を行い、速やかな応急復旧作業により給水機能の回復を図る。

活動の内容

応急飲料水及び生活用水の供給は、水道部水道整備班長を実施責任者として行う。

1 飲料水の調達

- (1) 断水地域の把握等、情報の収集を行う。
- (2) 出動体制、給水拠点、給水用具の確保・確認を行う。
- (3) 応急給水に使用する水源は、次による。

1日 取水可能量	備考
23,700 m ³ /日 (受水水量)	水源の所在地 「資料 38、39、40 水道施設の状況表」
32,926 m ³ /日 (自己水源)	

- (4) 水源施設が被災し、使用できない場合の応急給水については、河川及び貯水池、井水等をろ過器によりろ過し、滅菌のうえ、飲料水を確保する。水道部水道整備班長は、事前に被害を推定し、水量、水質等の調査を適時行い、応急水源を選定しておく。これに必要な市内におけるろ水器は次による。

所在地	容量	保有数	備考
伊那市	2,000 リットル/h	8台	

- (5) 市内で飲料水の確保が困難な場合は、県水道協議会水道災害相互応援要綱による支援を他市町村及び県へ要請する。

2 飲料水の輸送

(1) 飲料水を輸送する給水車等は次による。

所在地	給水車		給水タンク		ポリ容器	
	容量	保有数	容量	保有数	容量	保有数
伊那地区	2,000 リットル	2台	1,000 リットル	1基	500リットル	7個
					20リットル	150個
					10リットル	1,900個
					ポリ容器 3リットル	3,000枚
					ポリ袋 6リットル	7,000枚
高遠地区			2,000 リットル	1基	500リットル	3個
					10リットル	600個
長谷地区					500リットル	2個
					20リットル	10個
					10リットル	300個

(2) 市の給水車のみでは、飲料水の輸送が困難なときは、市水道事業協同組合との協定に基づき、応援要請を行う。

(3) 市において、飲料水の輸送が困難なときは、隣接市町村又は日本水道協会県支部長（長野市上下水道局）に要請し、なお不足する場合は、自衛隊の派遣を要請する。

3 被災者への給水

- (1) 水道水、又は上水道配水池等から給水タンク又は容器等を用いて車両等により搬水する。
- (2) 災害のため上水道等の給水施設が破損し飲料水が汚染し、又は汚濁したため飲料水が得られない者に対し、1人1日約3リットルの飲料水を直接供給する。
- (3) 応急飲料水以外の生活用水についても、飲料水供給を優先し必要最小限度の供給を行う。
- (4) 被災の状況により、市のみでは対応できないときは、市水道事業協同組合、他市町村、日本水道協会県支部長、県又は自衛隊の応援を要請する。
- (5) 復旧作業にあたり、指定給水装置工事事業者等との調整を行う。
- (6) 住民に対し、飲料水の供給に関する広報活動を行う。

4 貯水槽、水泳プール等の管理

貯水槽、水泳プール等の管理者は、特別の事情がある場合を除き災害の発生に備えて常に貯水槽、水泳プール等に貯水しておく。

5 住民が実施すべき事項

住民は、平常時より給水容器等を確保しておく。

第15節 生活必需品の調達供給活動 (保健福祉部、商工観光部)

基本方針

災害発生後、住民の避難所等での生活必需品については、基本的に市の備蓄分と応援協定締結機関から調達し供給する。

被災状況等に応じて不足する場合は、県に対して供給の協力を要請する。被災者に対する生活必需品等の調達及び配分は、関係機関の協力を得て行う。

なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

主な活動

- 1 保健福祉部は、被災状況等による生活必需品の不足状況及び被災者の要望等を調査し、市では調達できないものについて、県への協力を要請する。
- 2 商工観光部は、生活必需品に係る応援協定締結団体に対し、早めに供給を要請する。

活動の内容

実施責任者は、商工観光部商工振興班長とする。

- 1 生活必需品の調達
 - (1) 被災者または避難者の生活維持に必要な生活必需品の量・種類等について、被災者のニーズを把握し、必要な物資の効率的な調達・確保を行い供給する。
 - (2) 災害が大規模になり、備蓄物資で不足する場合、又は備蓄にない物資が必要な場合は、次の応援協定締結機関を中心に要請する等、必要な物資の調達・確保を行う。
 - ア 生活協同組合コープながの
 - イ 株式会社ニシザワ
 - ウ ユニー株式会社アピタ伊那店
 - エ 株式会社カインズ
 - オ NPO法人コメリ災害対策センター
 - カ 上伊那農業協同組合
 - (3) 「(1)」「(2)」によっても不足する場合には、市町村相互応援協定によるものの他、県及び県関係機関へ要請する。

2 県の対応

市からの要請を受けて、県内流通業者等との協定に基づき、生活必需品の調達を図る。

特に、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者については、介護用品、育児用品等避難生活の態様に応じた生活必需品の調達・確保を行う。

3 救援物資の集積場所

指定する市内の物資拠点等（指定避難所敷地内）に集積する。

4 生活必需品の供給

(1) 市は、生活必需品の避難施設等の充足状況等を把握し、調達・確保した生活必需品を、関係機関、自主防災組織及びNPO・ボランティア等の協力を得て、被災状況等に応じて迅速かつ的確に供給・配分する。特に要配慮者については、優先的に行う。

(2) 生活必需品等の給付種目は、次を基準とし、各種目については、それぞれの被害状況に応じ、現に必要とするものを選定して支給する。

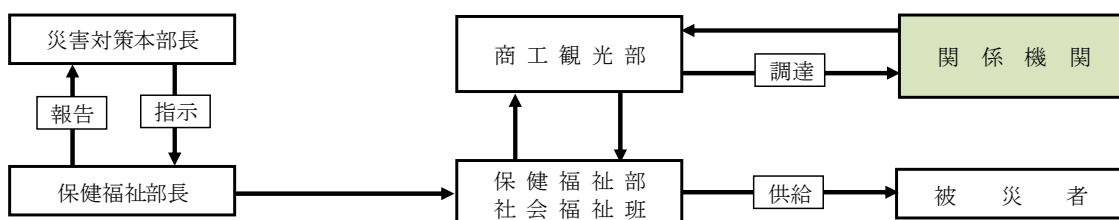
種 別	品 目
寝 具	就寝に必要な最小限度の毛布、布団等
外 衣	作業衣、婦人服、子供服等
肌 着	シャツ、ズボン下、パンツ、オムツ、生理用品等
身回り品	タオル、サンダル、ズック靴等
炊事道具	ナベ、カマ、包丁、バケツ等
食 器	茶わん、汁わん、皿、はし等
日 用 品	石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯みがき粉等
光熱材料	マッチ、ローソク、燃料

(3) 物資の給付又は貸与の方法

ア 原則として、市内各地区の区組織（避難所運営委員会が立ち上がっていれば、運営委員会）に依頼して配布する。

イ 不安混乱を生じないように各区、各避難所での調達の方法・順序・配分等を計画的に行う。

(4) 供給の流れ



(5) 物資の給付又は貸与の費用及び期間等

物資の貸与等についての配布は原則として無料とする。貸与品についての期間は、その時の状況をみて決定する。

第16節 保健衛生、感染症予防活動 (保健福祉部)

基本方針

被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症の発生予防措置・まん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況の把握及び栄養改善対策等の活動を行う。地域の衛生状態にも十分注意する。

主な活動

- 1 保健師による被災者の健康相談等を行い、避難所における健康意識の向上を図る。また、被災者の食料確保状況を把握し、栄養士による栄養指導を行い食品衛生上の危害防止を図る。
- 2 平常時から感染症予防対策用資材の整備、感染症予防対策のための組織の明確化を図り、災害時においては、衛生指導、健康調査等感染症予防活動を速やかに行う。
また、感染症発生時には、疫学調査や患者への医療提供、消毒等のまん延防止措置を行う。

活動の内容

保健衛生、感染症予防活動の実施責任者は、保健福祉部健康推進班長とする。

第1 感染症予防対策

- 1 感染症予防のための体制
 - (1) 保健福祉部健康推進班は、市民生活部生活環境班、上伊那医師会、赤十字奉仕団及び衛生自治会等の協力を得て、感染症予防対策を実施する。
 - (2) 被害が甚大であり、かつ、関係職員のみで感染症予防を実施することが不可能な場合には、県市町村災害時相互応援協定に基づき、隣接市町村の応援及び県の応援を要請し実施する。
 - (3) 災害発生に備え、感染症予防対策用器具の整備及び訓練（点検を含む。）、機材の確保を図る。
 - (4) 感染症発生予防のため、感染症予防対策のための組織を設け、速やかな感染症予防活動ができるようにし、県が実施する対策と一体的な活動を行う。
 - (5) 感染症の発生を未然に防止するため、伊那保健福祉事務所及び関係機関と緊密な情報交換を行い、感染症予防対策を行う。
また、指定緊急避難場所及び指定避難所の施設管理者及び運営委員長を通して衛生に関する予防のための指導を徹底する。
 - (6) 被災地において新型コロナウイルス等の感染症について患者又は無症状病原体保有者が確認された場合は、まん延防止のため、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒等や、予防接種法による臨

時予防接種を県の指示に応じて実施する。

また、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるとともに、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

2 感染症予防班等の編成及び組織

災害の規模及び感染症予防地区の規模に対応する早期感染症予防を行うため、必要に応じて感染症予防班、検病調査班、検水調査班を編成し、感染症予防対策を行う。

- (1) 感染症予防班は、班長1名、班員若干名をもって組織し、状況により増班して、被害区域及び重点地区の感染症予防にあたる。
- (2) 検病調査班は、医師1名、看護師又は保健師1名、班員1名をもって組織必要班数を編成して、検病調査にあたる。
- (3) 検水調査班は、班長1名、班員若干名をもって組織し、必要班数を編成し、検水調査にあたる。

3 感染症予防活動の実施

災害の種別、規模に応じ、伊那保健福祉事務所、上伊那医師会、衛生自治会等と連携して所要の措置を行い、各家庭における感染症予防対策を徹底する。

被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症について感染症患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒等や予防接種法による臨時予防接種を県の指示を受けて実施する。

また、避難所運営マニュアル等を参考に感染症対策として必要な措置を講じる。

(1) 感染症予防指導

- ア 清掃及び消毒方法の指導
- イ ねずみ及び昆虫駆除地域の指示
- ウ 立入禁止及び通行禁止の指示
- エ 臨時予防接種の実施命令

(2) 消毒

- ア 浸水家屋、下水路、その他不潔場所の消毒
- イ 避難所のトイレ、その他不潔場所の消毒
- ウ 感染症患者発生家屋の消毒
- エ 災害状況により、ねずみ、害虫の駆除

(3) 検病、検水調査

- ア 検病、検水調査の実施
- イ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による健康診断の実施

(4) 臨時予防接種

予防接種法第6条（臨時に行う予防接種）の規定による臨時予防接種の実施

(5) 各家庭における感染症予防対策

- ア 各家庭における感染症予防対策及び注意事項の周知
- イ 感染症予防上必要な薬剤の給付又はあっせん

(6) 輸 送

被災地等に感染症が発生し感染症指定病棟に入院が必要な場合の患者輸送の実施

(7) 感染症予防用資材、薬剤等の調達

ア 感染症予防活動に要する器具機材の必要量を速やかに算出し、不足分の入手を行う。

イ 薬剤については、上伊那薬剤師会及び市薬業組合等から調達する。

ウ 感染症予防消毒用機材の配備状況

資材		所在場所	台数	所管課
動力散布機	キャリア式	倉庫（下新田）	3台	農政課
		伊那地区各支所 （富県支所を除く）	6台	伊那地区各支所 （富県支所を除く）
		高遠総合支所	1台	商工振興課
	背負	高遠総合支所	1台	市民生活課
	ミスト機	本庁資材倉庫	4台	生活環境課
		高遠総合支所	1台	市民生活課
手動散布機		本庁資材倉庫	11台	健康推進課
必要車両 キャリーは1台につき軽トラック1台				
必要人員 キャリーは1台につき3人				

4 食中毒の予防

(1) 保健福祉部健康推進班は、伊那福祉保健所の行う食中毒の防止等食品衛生管理活動に協力する。

(2) 食料の供給拠点及び炊き出しの場所における衛生状態の監視を行い、消毒方法等について指導する。

5 県への報告

(1) 関係団体の協力を得て、災害防疫実施要綱に基づき、感染症発生状況、感染症対策活動状況、災害感染症対策所要見込額をとりまとめて、伊那福祉保健所を経由して県へ報告する。

(2) 感染症予防活動完了後は、速やかに災害感染症対策完了報告書を伊那福祉保健所を経由して県に提出する。

(3) 災害感染予防活動終了後、災害に要した経費を他の感染症予防活動に要した経費とは明確に区分して把握する。

なお、災害が激甚災害に対するための特別の財政援助等に関する法律により、激甚災害及び当該災害に対して適用すべき措置の指定がなされた場合は、必要書類を災害防疫実施要綱に基づき作成し、伊那福祉保健所を経由して県に提出する。

第2 保健衛生活動

1 健康相談等

保健福祉部健康推進班は、被災者の避難状況を把握し、伊那保健福祉事務所へ報告するとともに、避難所の衛生環境の整備を行う。また、被災者の状況を被災者台帳等に反映するとともに、伊那福祉保健所と連携して、健康相談や訪問指導等により健康対策を実施する。

(1) 巡回健康相談

被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、指定緊急避難場所(公民館等)、指定避難所、社会福祉施設、応急仮設住宅等を巡回し、保健師、栄養士等による健康相談及び訪問指導、健康教育、健康相談等を実施する。

(2) 要配慮者への指導

経過観察中の在宅療養者及び要配慮者の健康や栄養状態の把握を行い、適切な指導を行う。

2 心の健康相談等

(1) 県及び医療機関等と協力して、被災世帯及び避難所等の健康管理を継続して行い、環境の整備に取り組む。

(2) 心のケアに関する相談窓口等を設置し、必要に応じ精神科医師等の派遣を行う。

3 入浴施設の確保

水道施設の被災による断水等により入浴ができない世帯に対して、自衛隊、ボランティア等と連携して入浴施設を確保し運営する。

4 住民が実施する事項

(1) 市等の衛生指導により、地域の衛生環境の確保に協力する。

(2) 避難所においては、避難所運営委員会が中心となり行う感染予防に協力する。

第17節 搜索及び遺体の取扱い等の活動 (保健福祉部、市民生活部、上伊那広域消防本部)

基本方針

災害時において、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の搜索は、市が、県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施する。

また、災害時における検視及び遺体の身元確認は、県警察災害警備計画（第35「検視及び死体の調査」）により行うこととされており、検視にあたっては、臨床法医病理学会、警察協力歯科医師会との連携を密にして、上伊那医師会、上伊那歯科医師会、医療機関による救護班等の協力を得て行う。

多数の死者が生じた場合は、広域的な応援により、埋葬・火葬を遅滞なく進める。

主な活動

関係機関との連携を密にし、遺体の搜索及び検視を行い、多数の死者が生じた場合は、衛生上の問題及び死者への尊厳と遺族への配慮を失することのないよう遺体の取扱いを適切に行い活動する。

活動の内容

搜索及び遺体の取扱い等は、市民生活部、保健福祉部、上伊那広域消防本部が協力して行う。

1 搜索

(1) 搜索の対象

災害により行方不明の状態にある者で、災害の規模、被災地域の状況、経過時間等諸般の事情により、既に死亡していると推定される者

(2) 搜索の方法

ア 搜索は、生活環境班長、健康推進班長及び消防署長が伊那警察署、市消防団を中心に地域住民の協力を得て、搜索活動を行う。搜索に必要な機械器具等を借上げて実施する。

イ 搜索は、災害の状況により流失等のおそれのある方面を優先して行う。

ウ 災害の状況により、市のみでは搜索等が困難な場合は、関係機関に対し搜索の応援を要請する。

エ 遺体は担架、車両等を使用し遺体安置所へ収容する。

オ 遺体の身元の確認及び縁故者への連絡を行う。

カ 収容した遺体及び遺留品等の整理について必要な処置を行う。

キ 遺体の身元が明らかでない場合は、遺体の写真、遺留品等の展示、縦覧等を行い、早期確認を行う。

ク 外国籍住民等の遺体を引き受けた場合は、遅滞なく遺族や関係機関と連絡をとり、遺体の措置について協議する。

2 遺体の取扱い

(1) 取扱いの対象

- ア 災害により、死亡した者について、関係機関の協力を得て遺体の取扱いを行う。
- イ 自然死、病死等災害以外の事由による遺体の火葬についても同様に取扱いを行う。

(2) 処置の範囲及び方法

遺体の取扱いは、次の範囲において行う。

- ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等
- イ 遺体の一時保存

(3) 遺体の収容・検視・安置等

- ア 遺体の収容にあたっては、極力損傷を与えないよう丁寧に扱う。
- イ 遺体の収容・検視・安置場所は、災害の形態・災害の状況及び指定緊急避難場所（公民館等）及び指定避難所との関連を考慮し、「資料 62 遺体の収容・検視・安置場所（予定）」を基準に災害の状況・規模を考慮して選定する。

(4) 埋・火葬

- ア 身元不明の遺体は、埋・火葬を行う。
- イ 棺、火葬場及び遺体運搬車の不足等、遺体の取扱いに関して、他の市町村へ応援を要請する必要があるときは、県等へ要請する。
- ウ 火葬許可証発行事務処理体制の整備を行う。
- エ 多数の死者が生じた場合は、県が設ける「必要な基準」に基づき、場所を選定し、埋葬・仮埋葬を行う。
- オ 火 葬
 - (ア) 災害発生後、速やかに施設の被災状況、火葬能力等の把握を行い県に報告する。
様式「資料 81-1 火葬場被害状況報告」
 - (イ) 県から火葬場の割り振りの通知に基づき、火葬を行う。
 - (ウ) 火葬に係る相談窓口を設置し、火葬に係る情報提供を行う。

(5) 県等への要請

- ア 市は、広域火葬が必要と判断したときは、県に対して速やかに広域火葬の応援を要請する。様式「資料 81-2 広域火葬応援要請」
- イ 遺体搬送車、棺及び火葬場の不足により対応が遅滞する場合は、他の公共団体等からの応援を必要とする場合は、「県広域火葬計画」等に基づき要請する。

(6) 引取り者のない焼骨の保管

引取り者のない焼骨の保管については、引取り者が現れるまでの間、遺骨を保管する。

(7) 火葬状況の報告

広域火葬の応援を行った場合は、火葬の状況を集計し、広域火葬が終了するまでの間、日報を県に報告する。

様式「資料 81-6 広域火葬受入実績日報」

(6) 遺体の取扱い費用等

- ア 遺体の取扱いのための費用は、災害救助法等の定めるところにより処理する。
- イ 遺体の搜索、収容、埋葬期間については、災害救助法に基づいて行う。

第18節 廃棄物の処理、動物対策活動 (市民生活部、水道部)

基本方針

災害発生後のごみ、し尿の適正な処理は、環境の保全、住民衛生の確保、早期の復旧・復興活動を行ううえで重要となる。このため、ごみ、し尿、災害廃棄物の迅速な除去及び処理を行い、被災地の環境保全と復興を図る。

市のみでは、ごみ、し尿の処理活動が実施できない場合は、必要に応じて広域応援による処理を行う。

主な活動

- 1 清掃施設の被害状況を迅速に把握し、ごみ、し尿の迅速かつ適正な処理のための活動を行う。
- 2 清掃施設が被災し、あるいは施設の処理能力を超えるごみ、し尿が排出された場合は、広域応援及び県への要請により、早期の処理を行う。

活動の内容

災害時における清掃活動等の実施責任者は、市民生活部生活環境班長及び水道部の班長とする。

1 ごみ処理

(1) 災害時における清掃活動等は、市民生活部生活環境班が衛生自治会等の協力を得て行う。

(2) 災害により粗大ごみ、不燃性ごみ等が大量に発生し、処理施設での処理が困難な場合は、必要に応じて「市災害廃棄物処理計画」を基準に速やかに仮置き場を設け、住民へ周知する。
この場合、設置場所、周辺環境等に十分注意を払う。

(3) 一般廃棄物の収集処理

ア ごみの収集処理は、上伊那クリーンセンター、クリーンセンター八乙女等がこれにあたる。なお、必要に応じて、臨時に処理場を設ける。

イ ごみ収集は、日常の収集体制を維持する。被災により収集体制の確保が困難な場合は、腐敗性の高いごみの処理を優先して収集する。

(4) 粗大ごみ等

災害により発生した粗大ごみ等については、状況に応じて臨時集積場を設け一時保管する。

(5) 公共施設等における清掃等

災害による公共施設等の清掃を行うにあたっては、地域住民及び衛生自治会等の協力を得て実施し、次の順序により行う。

ア 緊急指定避難場所・指定避難所及びその付近

イ 道路及び河川並びに公共的施設

ウ 公共機関

エ その他の場所

(6) 住民の協力

住民は、災害により発生したごみを市が指定した場所に搬入する。

搬入にあたっては、分別区分等市が指定した方法を遵守し、集積場所の衛生確保に協力する。

(7) 県への要請、災害時相互応援協定による要請

ごみの処理業者が不足し、適正なごみ処理が困難となった場合、県、県市町村災害時相互応援協定所属ブロック代表市町村及び応援協定締結自治体へ処理業者の手配を要請する。

2 し尿処理

(1) 仮設トイレの設置

ア 下水道が被災し、トイレが使用できなくなった地域については、指定緊急避難場所（公民館等）、指定避難所、公園等に仮設トイレを設ける。

イ 住宅の多くが被災し、トイレが使用できなくなった世帯が分布する地域については、公園等の公共空地を利用して仮設トイレを設置する。

ウ 地域的に仮設トイレが必要と認められる地域に設置する。

エ 指定避難所に指定されている施設の衛生環境を保つため、災害マンホールトイレ等の仮設トイレを設置する。

(2) 仮設トイレの調達

水道部は、下水道の被災状況を生活環境班に伝達する。生活環境班は、被災の状況に応じて仮設トイレの必要数を決定し、応援協定を締結している団体等に要請して調達し、設置する。調達が困難な場合は、県にその調達を要請する。

(3) 仮設トイレの清掃

生活環境班は、仮設トイレのし尿収集処理については、衛生センター及び市のし尿処理許可業者に依頼しこれにあたる。地域住民は、仮設トイレの清掃等に協力する。

(4) 一般家庭のし尿収集処理

ア 市は、日常的なし尿収集活動を維持する。被災により収集が始まるまでに長時間を要する場合は、ポリ容器等の配布により応急自己処理を行う。

イ 浸水等によってトイレの利用ができなくなった被災者が、伊那中央衛生センター及びし尿処理許可業者に依頼して行なう復旧費用について助成する。

(5) 県への要請、災害時相互応援協定による要請

し尿の処理業者が不足し、適正なし尿処理が困難となった場合、県、県市町村災害時相互応援協定所属ブロック代表市町村及び応援協定締結自治体へ処理業者の手配を要請する。

3 死亡・放浪動物対策

(1) 被災地域の衛生状態の保持及び安全の確保のため、死亡動物の適切な収集・処理及び放浪動物の保護収容等を行う。

(2) 死亡動物の処理

ア 処理責任者

災害によって死亡し、放置された犬猫等は、市民生活部生活環境班が収集・処理を行う。

イ 処理方法

市民生活部生活環境班は、死亡動物発見の連絡を受けた場合、直ちに収集し、消毒等の衛生処理を行う。

(3) 放浪動物の対策

関係機関等と協力をして、被災地における逸走犬等の保護・収容・救護等適切な処置を行う。

4 応援の要請

収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が、不足する場合は近隣市町村から応援を求める。

5 経費の負担

被災地の災害廃棄物の清掃に要した経費及び廃棄物処理施設の原状復旧に要した経費について国庫補助を受けようとする場合は、災害発生後原則として10日以内に上伊那地域振興局へ報告する。

第19節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動 (市民生活部)

基本方針

災害発生後は、被災地の社会的混乱や被災者の心理的動揺等を抑制し、また、被災者の生活再建へ向けて、社会秩序の維持、物価の安定、必要物資の安定供給の措置を行う。

主な活動

- 1 県と連携して、災害発生後の社会秩序を維持するための活動を実施する。
- 2 商工関係団体の協力を得て、災害発生後の物価の安定、物資の安定供給を図る。

活動の内容

1 社会秩序の維持

災害時には、被災者を対象とした悪質商法、詐欺事件、社会的な混乱下での産業廃棄物等の不法処理事犯、窃盗事件等が横行する可能性があり、社会秩序を維持するため、伊那警察署及び関係機関と連携し、悪質な事犯を未然に防止する。

2 物価の安定、物資の安定供給

- (1) 買占め売惜しみ及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向について調査、監視を行う。
- (2) 適正な価格、若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。
- (3) 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。
- (4) 買占め売惜しみ、便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置する。
- (5) 管内又は広域圏で流通業者との連携を図る。
- (6) 企業等は、正常な取引環境を回復するため、市場、小売店では、施設、設備の早期復旧を行い、速やかな営業再開を図る。
- (7) 住民は、集団心理パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動を行う。

第20節 危険物施設等応急活動 (関係各部)

基本方針

大規模災害時において、危険物施設等に損傷が生じた場合、危険物等の流出、爆発、火災等により、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあつては、災害発生後の施設の点検を速やかに実施する。施設損傷時には応急措置を速やかに行い、危害の防止を図る。

また、関係機関においても相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置を行い、当該施設による災害防止及び被害の軽減を図る。

主な活動

- 1 危険物施設における、P R T Rなどの危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。
- 2 火薬類施設における、火災、爆発の発生防止及びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。
- 3 高圧ガス施設における、火災、爆発及び漏洩の発生防止及びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。
- 4 液化石油ガス施設における、火災、爆発及び漏洩の発生防止並びに臨時供給のための応急対策を実施する。
- 5 毒物・劇物保管貯蔵施設における、毒劇物の漏洩、流出等の発生防止及びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。
- 6 放射性物質使用施設における放射線源露出、流出等の発生防止、被害拡大防止のため応急対策を行う。
- 7 石綿使用建物等の石綿の飛散等の発生防止、被害拡大防止のため応急対策を行う。
- 8 大気汚染防止法で定めるばい煙、特定物質の排出の防止、被害拡大防止のため応急対策を行う。

活動の内容

1 共通事項

大規模地震等発生時において、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発及び火災の発生防止、被害の拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

(1) 災害時等の連絡

危険物施設等で災害が発生又は発生するおそれがある場合は、関係機関との連絡体制を確立する。

(2) 漏洩量等の把握

飛散、漏れ、流出、地下浸透した危険物等の種類・量を関係機関と連携して流出先の把握を行う。

(3) 危険物施設等の管理者等への指導

施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導を行う。

(4) 住民への広報

住民の安全を確保するため、あらゆる伝達手段を活用し広報活動を行う。

(5) 避難誘導

警察、消防等の関係機関に協力して、危険区域住民の避難誘導を行う。

(6) 環境汚染の把握

ア 関係機関と連携して周辺環境調査、水質・大気質の測定を行い、環境汚染状況を的確に把握する。

イ 危険物等が流出し広範囲に影響を及ぼす施設等が所在する場合は、重点的に調査を行う。

(7) 人員、機材等の応援要請

県、近隣市町村に対して応援を要請し、応急対策等を行う。

2 危険物施設応急対策

(1) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

市長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、危険物施設の管理者等に対し、製造所等の使用の一時停止等を命ずる。

(2) 災害時等における連絡

危険物施設において、災害時における連絡体制を確立する。

(3) 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう、次に掲げる事項について指導する。

ア 危険物施設の緊急使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限を行う。危険物の移送の中止及び車両の転倒防止等をする。

イ 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施して、施設周辺の状況把握を行う。

ウ 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止する。消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて行う。

エ 危険物施設における災害時の応急措置等

(ア) 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

(イ) 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報する。

(ウ) 相互応援の要請

必要に応じ、締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱い事業所に応援を要請する。

(エ) 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報の実施等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

3 火薬類の保安対策

(1) 火薬類製造施設及び火薬庫が火災等により危険な状態となった場合は、その施設等の保安責任者は、応急措置を行い、直ちにその旨を伊那警察署及び上伊那広域消防本部に通報する。

通報を受けた者は、直ちに総務部危機管理班、県危機管理部及び関係機関へ通報して、災害防止上の緊急措置をとる。

(2) 応急措置

施設の保安責任者は、現場の消防及び警備の責任者等と連絡をとり、速やかに次の措置をとる。

ア 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかに安全な場所に移し、見張人を付け、関係者以外の者が近づくことを禁止する。

イ 通路が危険である場合又は搬送の余裕がない場合には、火薬類を付近の水槽等の水中に沈める措置をとる。

ウ 搬出の余裕がない場合は、火薬庫にあっては入口、窓等を目塗土等で完全に密閉し、木部は防火措置をし、関係機関の協力を受け、爆発により被害の受けるおそれのある地域はすべて立入禁止の措置をとり、危険区域内の住民等を避難させる。

4 石油類等の保安対策

(1) 消防法で定める石油類等の危険物の施設に災害が発生し、又は災害発生のおそれがある状態となった場合は、その施設の管理者等は応急の措置をとり、伊那警察署及び上伊那広域消防本部に直ちに通報する。

通報を受けた者は、直ちに県危機管理部及び関係機関へ連絡し、必要に応じて次の措置をとる。

ア 消火薬剤等の資材供給の手配

イ 化学消防自動車の出動手配及び応援要請

ウ 鉄道輸送にかかるタンク車及びタンクローリーの転ぶく事故等の現場における危険物を除去するため、タンクローリー等の配車要請を受けた場合は、その手配をする。

(2) 応急措置

施設の管理者等は、災害が発生し、又は災害発生のおそれがある場合は、危険物の集出荷を中止し、移動搬出の準備、消火設備の起動準備、防油堤の補強、事業所構外への流出、拡散防止対策等の措置をとる。

5 高圧ガスの保安対策

- (1) 高圧ガス関係施設等が火災、水害等により危険な状態となった場合は、その施設等の保安責任者は応急の措置をとり、直ちに上伊那地域振興局、伊那警察署及び上伊那広域消防本部に通報する。

通報を受けた者は、直ちに総務部危機管理班、県危機管理部及び関係機関へ連絡し、災害防止の緊急措置をとる。

(2) 応急措置

ア 高圧ガス関係事業所

施設の責任者は、現場の消防及び警察の責任者等と連絡をとり、速やかに次の措置をとる。

- (ア) 製造作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員の他は避難させる。

(イ) 充てん容器等が危険な状態となったときは、直ちにそれらを安全な場所に移す。

(ウ) 必要に応じて、従業員又は付近の住民に避難するよう警告する。

イ 高圧ガス移動時

車両運行者は、現場に近い消防署等に連絡をとり、速やかに次の措置をとる。

- (ア) 状況に応じて、車両を安全な場所へ移動し、火気を近づけないようにする。

(イ) 輸送している容器が危険な状態となったときは、近隣の住民等を安全な場所へ退避させる。

(ウ) 県高圧ガス地域防災協議会が、指定した防災事業所へ応援を要請する。

「県地域防災計画 資料 68 参照」

ウ 高圧ガス使用場所

使用していた者等は、付近の人や販売業者に連絡し、速やかに次の措置をとる。

- (ア) 直ちに使用を中止し、防火の処置を行う。

(イ) 付近の人を安全な場所へ退避させる。

6 毒物及び劇物の保安対策

- (1) 毒物又は劇物保管施設等に災害が発生して毒物、劇物が飛散し、漏れ、流出、しみ出し、又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又は、そのおそれがある場合は、施設の責任者は、直ちに的確な情報を伊那保健福祉事務所、伊那警察署又は上伊那広域消防本部へ通報し、保健衛生上の危害を防止するため必要な措置をとる。

(2) 応急措置

施設の責任者及び伊那保健福祉事務所、伊那警察署、消防署等の長は、相互に連絡を密にし、必要に応じて次の措置をとる。

ア 飛散、もれ、流出、しみ出し又は地下に浸透した毒物劇物の種類、数量等を確認する。

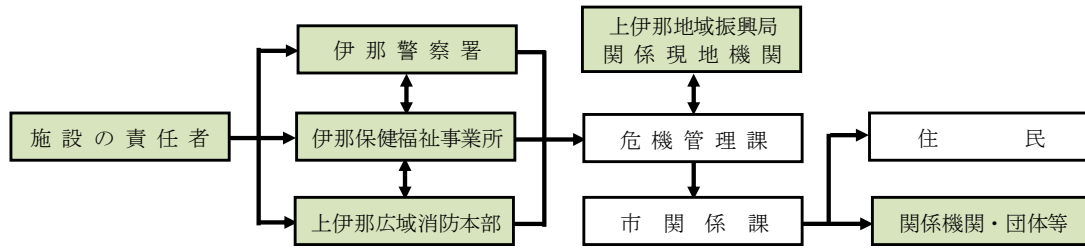
イ 毒物劇物による汚染区域の拡大防止のための危険区域及び立入禁止区域を設定する。

ウ 交通遮断、避難、風下、下流住民への周知徹底を行う。

エ 中和剤等の使用による毒物劇物の危険除去を行う。

オ 飲料水汚染のおそれがある場合は、下流の取水地区担当機関及び井戸水使用者等に通報する。

カ 毒物、劇物による災害時の緊急通報系統は、次の図のとおり。



キ 周辺住民に対して緊急避難、広報活動を行う。

ク 飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。

ケ 消防機関において、中和剤、吸収剤等の使用による毒物劇物の危害除去を行う。

7 放射性物質の保安対策

(1) 災害により、放射性物質を使用する施設が損傷を受け、露出、流出し、放射線障害が発生又は発生のおそれのある場合は、人命の安全を確保するため迅速かつ的確に応急処置を行う。

(2) 市は、放射性物質使用施設で火災が発生又は延焼のおそれがある場合は、消防機関、関係機関、放射性同位元素使用者と連携し、放射線障害対策を講じて消火・延焼防止活動を行う。

(3) 住民への情報の伝達

第8章第3節第2「住民等への情報伝達活動」により、迅速・的確な情報の伝達を行う。

(4) 危険のある地域の避難誘導

放射線障害の危険のある地域(放射線量1ミリシーベルト毎時を超えるおそれのある区域)内にいる者、近くにいる者に対して、第8章第3節第4「屋内退避・避難誘導等の防護活動」により避難を行う。

(※ 放射線障害とは、生物体が電離放射線に被ばくすることにより発生する障害の総称)

8 石綿の保安対策

(1) 災害により、石綿使用建物等が損傷を受け、石綿が飛散又は飛散のおそれのある場合は、住民の安全を確保するため、飛散状況を確認し応急対策を行う。

(2) 住民に対して、損壊した建物の周辺など粉じんの多い場所での防じんマスクの着用を周知する。

第21節 上水道施設応急活動 (総務部、水道部)

基本方針

大規模災害等により長期間の断水となることは住民生活に重大な影響を与えるため、水道事業者は、水道施設の復旧を最優先で実施し、取水、導水、浄水、送水、配水及び給水の各施設の機能回復を早急に図る。

また、復旧工事に係る許可手続きの迅速化を図る等の早期応急復旧のための手段を講ずる。

主な活動

応急給水に必要な飲料水を確保し、計画的な復旧作業を行い、給水機能の回復を行う。

活動の内容

1 緊急対応の実施

(1) 災害状況の把握

ア 水道部水道整備班は、災害発生後速やかに水道施設の点検・調査を行う。

イ 水道部水道整備班は、水道施設の被害状況を把握し、水道施設の応急復旧対策計画を作成する。

(2) 緊急対応の実施

水道部水道整備班は、応急給水及び消防水利確保のための緊急対応を行う。

ア 給水拠点の応急復旧と給水量の確保

イ 被災管路に対する通水の停止

2 活動体制の確保

水道部水道整備班は、飲用水の確保・応急復旧及び情報連絡に必要な人材、資材等を確保し、必要に応じ協定業者に応援を要請する。それでもなお不足する場合は、県、他の市町村等に応援を要請する。

3 応急復旧対策

応急復旧は、優先順位を明確にし、衛生対策等を重視し、関係機関との連絡調整を行い可能な限り速やかに行う。

(1) 復旧作業手順

原則として取水施設、導水施設、浄水施設を最優先とし、次いで送水管、配水管、給水装置（各戸1栓程度）の順に作業を行う。

(2) 優先順位

ア 医療施設、指定避難所、社会福祉施設等の復旧作業を優先的に行う。

イ 応急給水の拠点への復旧作業を優先的に行う。

(3) 応急復旧資材の確保

確保してある応急復旧用資材で不十分な場合は、速やかに県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱に基づく、応援要請や市水道事業協同組合等の支援を受け、削岩機、掘削機等の応急復旧資材等を調達する。

(4) 配管給水の衛生確保

応急復旧後の通水にあたっては、飲料水の遊離残留塩素濃度を適宜測定し、 $0.2\text{mg}/\ell$ 以上（結合残留塩素の場合は $1.5\text{mg}/\ell$ 以上）となるよう消毒を強化する。

4 住民への広報

(1) 初動期における広報は、水道部水道業務班が担当し、応急復旧段階では、総務部秘書広報班が担当する。

(2) 住民に対し、断減水の状況、応急給水計画、応急復旧の見通し、飲料水の衛生対策等について広報し、不安の解消の処置を行う。

第22節 下水道施設応急活動 (総務部、水道部)

基本方針

下水道は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、災害時においてもライフラインとしての機能の応急的な確保を行う必要がある。

このため、災害時における処理場施設の被災及び管路施設の破壊に対して、応急対策等により復旧を行い、各家庭からの流入管きよの確保及び流入汚水の適正処理を図る。

主な活動

- 1 情報の収集・連絡を迅速に行い、被害規模の早期把握を行う。
- 2 収集された情報に基づき、応急対策の実施の体制をとる。
- 3 ライフラインとしての機能を最低限確保するため、所要の応急対策を行う。

活動の内容

- 1 情報の収集連絡、被害規模の把握
 - (1) 水道部水道整備班は、災害発生後速やかに下水道施設の点検を行い、下水道台帳等（管きよ施設、処理場施設）を活用し、被害箇所及び被害状況を把握する。
 - (2) 情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努める。
 - (3) 水道部水道整備班は、被災状況によって、施設の使用制限等の広報を実施する。
- 2 活動体制の確保

水道部水道整備班は、応急復旧及び情報連絡に必要な人材、資材等を確保し、必要に応じ市下水道管路維持事業協同組合に応援を要請する。（マンホールポンプ場の災害時の対応は、設置工事を請け負った建設業者に依頼）それでもなお不足する場合は、県、他の市町村等に応援を要請する。
- 3 応急復旧対策
 - (1) 資材等の確保

水道部水道整備班は、応急復旧に必要な人材、資材等を確保する。
 - (2) 水道部水道整備班は、施設の応急復旧を進め、順次回復を図る。
 - ア 管きよ
 - (ア) 路面の変状箇所への安全対策の実施と管きよ、マンホール内部の土砂のしゅんせつ、雨水等の流入による溢水防止のため、仮排水ポンプ、仮排水菅の設置を行い、流下機能

の回復を行う。

- (イ) 工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとらせる。

イ 処理場及びポンプ場

- (ア) 燃料、劇薬、有害ガス等の流出防止のため、緊急点検の実施と汚水の流入量・放流量により、駆体等の異状の調査を実施する。
- (イ) 停電によりポンプ場及び処理場の機能が停止又は低下した場合、復電の可否について場内配電ルートの特検を行い、可能な場合は自家発電装置によってポンプ場及び処理場の機能回復を行う。
- (ウ) 処理場への流入水量の異常な増加により、浸水又は洪水防止のため止むを得ずゲートの閉鎖又はバイパス放流を行う場合は、速やかに連絡網により連絡を行う。
- (エ) 処理場での下水処理機能が麻痺した場合においては、応急的に簡易処理を行う等の措置を行う。

4 住民への広報

水道部水道業務班は、地域での広報を行い、全市的な広報は、総務部秘書広報班が担当する。

第23節 通信・放送施設応急活動 (危機管理課、総務部)

基本方針

災害時において通信・放送は、正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行ううえで必要不可欠なものである。これらの確保を図るため必要な対策計画を定める。

主な活動

- 1 防災行政無線通信施設の復旧活動、疎通維持を行う。
- 2 東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社等は、通信施設の復旧活動、重要回線及び指定避難所への通信確保を行う。
- 3 放送機関は、放送施設の復旧活動及び放送の継続確保を行う。

活動の内容

- 1 市防災行政無線通信の応急活動
災害情報等が円滑に収集伝達できるよう通信を維持し、通信施設に被害が発生した場合には、障害の早期復旧に行い、住民及び行政・防災関係機関との通信回線の確保にあたる。
 - (1) 業者と協力して、通信施設の緊急点検・巡視を行い、当該施設の被災状況等を把握する。
 - (2) 通信施設が被災した場合には、市職員と業者により復旧活動を行い、通信の確保にあたる。
 - (3) 停電が発生し、通信施設への復電まで長期間が予想される場合には、発電機等の燃料を調達し、供給を図る。
 - (4) 孤立防止無線等災害時用通信手段により通信の確保を図る。
 - (5) 災害時用通信手段等も使用不能又は困難となった場合には、非常通信によるものとし、近隣の使用可能な通信手段をもつ機関に通信を依頼する。
- 2 電気通信施設（総務部、東日本電信電話株式会社等）
東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ及びKDDI株式会社、ソフトバンク株式会社等が防災業務計画に基づいて実施する次の応急対策に協力し、施設の早期復旧のための要請を行う。
 - (1) 重要通信の確保
 - ア 応急回線の作成、網措置等、疎通確保を行う。
 - イ 重要通信の確保のため、通話の利用制限等の措置を行う。
 - ウ 非常、緊急扱い通話又は非常、緊急扱い電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。
 - (2) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

災害救助法が適用された場合等には、指定避難所等に災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置に努める。

(3) 無料公衆無線LAN（Wi-Fi）の設置

避難所等への無料公衆無線LAN（Wi-Fi）の設置に努める。

(4) 携帯電話等の貸出し

避難所等における通信確保のため、市町村等に対する携帯電話、携帯電話用充電器（マルチチャージャ）、衛星携帯電話等の貸出しに努める。

(5) 災害用伝言ダイヤル等の提供

災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等を速やかに提供する。

(6) 情報提供等

通信の確保及び利用制限の措置状況及び通信の被災と復旧状況等の情報提供を行う。

3 放送施設の応急活動

災害時には、放送の継続のために各放送機関（日本放送協会、信越放送株式会社、株式会社長野放送、株式会社テレビ信州、長野朝日放送株式会社）で定めてある非常災害対策規定に基づき、放送施設の復旧活動などに必要な協力を行う。

4 有線放送施設、ケーブルテレビジョン施設

(1) 緊急対応の実施

市有線放送農業協同組合（いなあいネット）及び伊那ケーブルテレビジョン株式会社・CATVは、災害発生後速やかに放送施設・設備の点検を行い、必要に応じて応急対策を実施し放送を確保する。

(2) 復旧

復旧にあたっては、市、他のライフライン事業者等と連携して早期復旧を行う。

(3) 市が整備した公衆無線LAN（Wi-Fi）は、市からの連絡を受けて通常モードから緊急モードに切り替えて住民等に開放する。

5 住民への広報

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消を図る。

第24節 ライフライン関係機関施設等応急活動 (危機管理課、企画部)

第1 電気施設応急活動（企画部、中部電力パワーグリッド株式会社）

1 緊急対応の実施

- (1) 中部電力パワーグリッド株式会社は、「大規模停電時の協定」に基づき、災害発生後速やかに電力供給施設の被害調査を行い、二次災害防止等の対策を行う。
- (2) 市は、中部電力パワーグリッド株式会社からの申請により、協定に基づく市の所有する土地建物を無償で使用することを認め、早期復旧を支援する。
- (3) 市の企画部企画政策班は、災害情報に基づき、病院等の緊急に電力供給を必要とする施設に対する応急復旧を中部電力パワーグリッド株式会社に依頼する。
- (4) 中部電力パワーグリッド株式会社は、市の企画部企画政策班に情報を提供し、総務部秘書広報班を通して停電状況等の被災状況を住民へ広報する。
- (5) 電力供給の優先順位
 - ア Aランク： ① 伊那中央病院 ② 伊那警察署 ③ 伊那消防署 ④ 災対本部
 - イ Bランク： ① 水関係（水源） ② 報道（放送）
 - ウ Cランク： 指定避難所

2 応急供給及び復旧

- (1) 中部電力パワーグリッド株式会社は、被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき電力の供給を受け、復旧資材の在庫量を確認し、必要な資材については、請負会社等と連携して調達する。
- (2) 中部電力パワーグリッド株式会社は、緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。
- (3) 中部電力パワーグリッド株式会社は、単独復旧が困難な場合は、協定に基づき応援を要請する。
- (4) 中部電力パワーグリッド株式会社は、被害状況、普及の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- (5) 中部電力パワーグリッド株式会社は、再供給に際しては、十分な点検を行い、二次災害の防止を図る。

3 広 報

- (1) 中部電力パワーグリッド株式会社は、二次災害を防止するため、電気設備及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。
- (2) 中部電力パワーグリッド株式会社は、被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達、広報する。

第2 鉄道施設応急活動（企画部、東海旅客鉄道株式会社）

1 活動体制

東海旅客鉄道株式会社は、部内規定の定めるところにより、対策本部、現地に復旧本部を設置し、応急対策を推進する。

2 応急復旧対策

東海旅客鉄道株式会社は、列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行い、被災状況、緊急度、復旧の難易度等を考慮して、定められた復旧計画に基づき段階的な復旧を行う。

3 住民への広報

東海旅客鉄道株式会社は、市の企画部企画政策班に各鉄軌道施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供して、住民に対する広報活動を行う。

第25節 土砂災害等応急活動 (危機管理課、建設部)

基本方針

地滑り、土石流、急傾斜地崩壊等の土砂災害が発生した場合、再度の土砂災害の発生に備え、住民の早期の避難を実施し、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。

主な活動

- 1 住民の安全を確保するため、気象状況等に応じ、早期の避難を呼びかける。
- 2 被災状況、土砂災害の規模を早急に調査し、急傾斜地崩壊、地滑り、土石流等現象ごとに今後考えられる状況について、関係機関及び住民に情報を提供し応急工事を進める。

活動の内容

- 1 大規模土砂災害対策
 - (1) 中部地方整備局は、河道閉塞に起因する土砂災害で天然ダムの高さがおおむね20m以上あり、おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合は、緊急調査を実施する。
 - (2) 中部地方整備局は、緊急調査の結果に基づき土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を市長に通知する。
 - (3) 県は、地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生し、おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合は、緊急調査を実施する。
 - (4) 県は、緊急調査の結果に基づき地すべりによる被害が及ぶおそれがある土地の区域及び時期に関する情報を関係自治体の長に通知する。
 - (5) 市は、警戒避難情報を住民に提供し、適時適切に避難指示等の処置を講じる。
 - (6) 市及び県は、必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の出動を要請する。
 - (7) 市及び県は、情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努める。
 - (8) 大規模な災害が発生又は発生のおそれがあり、被害の状況又は予測される災害の規模等から、市単独では十分な応急復旧活動が困難な場合、「大規模土砂災害時等に備えた相互協力に関する協定」により、災害対策用資材の提供及び土砂災害の専門家の派遣等について、国土交通省及び県に対して支援を要請する。
 - (9) 支援要請をする場合、円滑な支援活動に資するよう受け入れ体制を確立する。
- 2 地滑り等応急対策
 - (1) 気象・土砂災害・避難に関する情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等を発令する。
 - (2) 地滑り被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。

- (3) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。
- (4) 災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

3 土石流応急対策

- (1) 土砂災害の前兆現象に注意し、早期の避難を呼びかける。
- (2) 必要に応じて避難指示等を発令する。
- (3) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。
- (4) 災害の危険性が高まり、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

4 崖崩れ応急対策

- (1) 気象・土砂災害・避難に関する情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等を発令する。
- (2) 崩壊被害の拡大を防止するための雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。
- (3) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。
- (4) 災害の危険性が高まり、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

5 災害救助活動

上伊那広域消防本部は、土砂災害による人的被害が発生した場合、直ちに救助活動を実施する。なお、市単独では救助活動を迅速かつ的確に実施することが困難な場合は、総務部総務班を通じて伊那警察署又は県に応援を要請する。

6 災害時の報告

建設部建設班は、土砂災害が発生した場合、天竜川上流河川事務所及び伊那建設事務所に報告を行う。

7 住民が実施する事項

気象・土砂災害・避難に関する情報に注意し、避難指示等が発令された場合は、迅速に従う。

第26節 建築物災害応急活動 (市民生活部、建設部、関係各部)

基本方針

災害による被害が生じた場合、建築物の所有者等は、建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を実施し、速やかに被害状況を把握し必要な措置を行う。

主な活動

- 1 災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を実施し、速やかに被害状況を把握し必要な措置を行う。
- 2 文化財は、貴重な国民的財産であることを認識し、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保し、文化財の被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置を行う。

活動の内容

災害による被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置をとる。

1 建築物

- (1) 市が管理、運営する庁舎、社会福祉施設、市営住宅、市立学校等については、利用者の避難誘導を行い、速やかに被害状況を把握し必要な措置を行う。
- (2) 緊急地震速報を受信した場合は、来庁者に対し、慌てずに、身の安全を確保するよう誘導し、市職員も周囲の状況に応じて、身の安全を確保する等必要な措置を行う。
- (3) 住宅や宅地が被災した場合、余震等による二次災害から住民の安全確保を図るため、被災建築物の使用の可否について応急危険度判定を行う。(災害の規模が大きい等、市単独では対応が困難な場合、県もしくは近隣市町村に対し、業務支援要請を行う。)
- (4) 必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、応急対策により居住継続が可能な被災住宅の応急修繕を推進する。

2 住家等の被害認定調査の実施

住家の被害認定調査は、市民生活部税務班が、建設部都市整備班と連携して実施する。

全壊や全焼といった住家等の被害の状況は、災害救助法の適用の根拠となり、罹災証明書の交付や各種の被災者援護対策の基礎となるため、適正な調査を実施する。

(1) 調査方針の決定及び住民への広報

ア 市民生活部税務班は、建設部都市整備班と連携し、住家等の被害認定調査の方針を決定し、速やかに住民への広報を行う。

イ 調査方針は、市域の被害状況により、調査対象とする建築物、調査手法、調査スケジュー

ール等について定める。

ウ 周辺の市町村にも被害が発生している場合は、被害認定調査及び罹災証明書の交付スケジュール等について、十分に調整する。

(2) 調査計画の策定

ア 調査方針に沿って業務量を把握し、必要な人員の確保及び調整、資材の調達等、具体的な調査計画を策定する。

イ 市のみでは、被害認定調査を円滑に実施できないと判断される場合は、速やかに県に対して応援の要請を行う。

(3) 被災者台帳の整備

ア 被害認定調査の結果を整理し、建物に係る被災者台帳の整備を行う。

イ 被災者台帳をもとに、速やかに罹災証明書の交付を行う。

(4) 被害程度の認定基準

住家等被害の認定統一基準は、次のとおりである。

被害種類	被害認定統一基準（昭和43年6月14日 内閣総理大臣官房審議室長通知）
住家	現実に住家のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいう。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
住家の全壊 全焼 流失	住家が滅失したもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。 戸数及び世帯数並びに人員を報告する。なお、住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定する。
住家の半壊 半焼	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。 戸数及び世帯数並びに人員を報告する。なお、住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定する。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの

3 住居障害物の除去

崖崩れ等によって、居室、炊事場等に侵入した障害物を除去し、居住者の生活に支障を来さないようにする。

(1) 除去の対象者

- ア 崖崩れ、浸水等によって、居室、炊事場、玄関等に障害物が侵入しているため生活に支障を来している者
- イ 自らの資力をもってしては除去できない者

(2) 除去作業

- ア 建設部都市整備班は、業者等の協力のもとに除去作業を実施する。
- イ 除去作業は緊急的な応急措置の実施上、必要最低限度にとどめる。

(3) 応援要請

業者等の資材及び人材を調達できない場合は、県へ応援を要請する。

4 被災住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合、被災住宅の応急修理は、県が実施するものであるが、委任された場合、住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営めない者の住宅の居室、炊事場及びトイレ等、必要最小限度の部分について応急修理を行う。

(1) 応急修理の対象者

- ア 住家が半壊又は半焼し、そのままでは当面の日常生活ができない者
- イ 自らの資力をもってしては応急修理ができない者

(2) 修理方法

- ア 対象世帯個々の修理計画を作成し、現物給付をもって実施すること。
- イ 救助実施者が調査・作成した実施計画（仕様書）に基づき、直営又は業者への請負により実施する。
- ウ 日常生活に必要欠くことのできない部分の最小限度の応急的修理とすること。

(3) 修理の期間

災害救助法適用による応急修理は、原則として災害発生の日から1か月以内に完了しなければならない。

5 被災家屋の解体

解体・除去等を公費で実施する場合、建設部都市整備班は、業者に委託し実施する。なお、被災家屋の解体により発生するがれきの処理は「本章第17節 廃棄物の処理活動」に準じる。

6 建設資材の調達

建設資材の調達は、市建設業組合との協定に基づいて、協力要請を行う。調達した資材等の輸送は原則として、物資調達先の業者に依頼するが、当該業者等で輸送不可能な場合は「本章第8節 緊急輸送活動」による。

7 文化財の対策

- (1) 市教育委員会は、災害が発生した場合の所有者又は管理者が実施すべき対策について万全

を期すよう指導する。

- (2) 国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置、その他必要事項について県教育委員会に報告する。
- (3) 被災した建造物内の文化財について、所有者や県教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとる。

第27節 道路及び橋梁応急活動 (建設部)

基本方針

災害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとり、速やかな路上障害物の除去及び応急復旧工事を行う。

主な活動

- 1 道路及び橋梁の被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧を実施し、交通規制を行い、道路情報を提供する。
- 2 道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。
- 3 被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。

活動の内容

建設部建設班は、災害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、早急にパトロール等を実施して被害状況等を把握し、必要に応じて迂回道路の選定を行う。交通規制等が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置を行う。

また、交通機能確保のために路上障害物の除去及び被災道路・橋梁の応急復旧計画を策定し、市建設業組合との応援協定に基づき、速やかに応急復旧工事を行う。

1 道路及び橋梁応急対策

(1) 他の道路管理者への通報

建設部建設班は、市道以外の道路が損壊等によって通行に支障をきたしている場合は、当該道路管理者（伊那建設事務所、中日本高速道路株式会社等）に通報し、応急措置の実施を要請する。

(2) 道路交通の確保

建設部建設班は、危険箇所を発見した場合は、直ちに伊那警察署に連絡のうえ交通規制及び迂回路の指定等の措置を行い、道路交通を確保する。

(3) 道路上の障害物の除去及び処理

建設部建設班は、緊急車両の通行及び応急活動に支障をきたす道路上の障害物を除去し適切な処理を行う。

(4) 応急復旧

建設部建設班は、被害を受けた市道について応急復旧を実施する。

なお、市道以外の道路については、事態が緊急を要し、当該道路管理者による応急復旧を待ついとまのない場合は、必要最小限度の範囲で応急措置を行い、当該道路管理者にその旨を報告する。

また、市単独での道路の応急復旧が困難な場合は、県に対し応援を要請する。

2 自動車専用道路応急対策

- (1) 中央自動車道が通行不能となった場合、中日本高速道路株式会社及び県と連携し、市周辺の通行止めの情報等から判断し、速やかに代替道路を確保する。
- (2) 住民に対して、通行止めの情報を広報する。

第28節 河川施設等応急活動 (農林部、建設部)

基本方針

災害による被害を軽減するため、水防活動が円滑かつ十分に行われるように次の活動を確保し、堤防、護岸等の河川管理施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合に施設の応急復旧を行う。

- 1 水防上必要な監視、警戒、通報、連絡体制
- 2 水防上必要な資器材の調達体制
- 3 水門等の適切な操作
- 4 市における相互の協力及び応援体制

主な活動

- 1 水防上必要な資材の調達、技術的な援助、危険箇所の応急復旧及び速やかな復旧計画の策定を行う。
- 2 大規模な災害が発生した場合には、臨時点検を行い施設の安全を確認する。異常が認められた場合は、適切な処置をとる。

活動の内容

建設部建設班は、河川、水路の被害状況等を把握し、各関係機関と連携を図りながら応急排水及び応急復旧を実施する。

1 河川施設等応急対策

(1) 応急復旧

- ア 被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。
- イ 河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。
- ウ 被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て従前の河川の機能を回復させる。
- エ 市単独で応急復旧が困難な場合は、県に対し応援を要請する。

(2) 河川管理者への通報

建設部建設班は、所管施設以外の被害や障害物等を発見した場合は、当該管理者（天竜川上流河川事務所、伊那建設事務所）に通報し、応急措置を要請する。

(3) 避難対策

人命を守るため、周辺住民を安全な場所へ避難させる。

2 ため池災害応急活動

ため池決壊の災害を軽減するため、施設の点検を行い、安全管理上必要があると認めた場合は、速やかに応急措置を行う。

ため池が決壊した場合、もしくは決壊のおそれが生じた場合は、直ちに住民を避難誘導し、応急工事を行う。

(1) 被害状況の把握

建設部建設班及び農林部農政班は、災害の発生するおそれがある場合、又は災害発生後直ちにため池の巡回パトロールを実施し、被害状況を把握し、危険箇所の早期発見を行う。

また、参集途上の市職員の情報、各部各班による被害情報、住民からの情報等によって、ため池の被害状況を迅速・的確に把握する。

(2) ため池の被害状況の通報

建設部建設班及び農林部農政班は、所管施設以外の被害、障害物等を発見した場合は、県及び関係機関、並びに当該管理者（上伊那地域振興局、ため池管理者）に報告し、応急措置を要請する。

(3) 避難対策

人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させる。

(4) 応急復旧

被害を拡大させないように早急に応急工事を実施する。

第29節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動 (関係各部)

基本方針

風水害または地震発生時にはその後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止するための活動が重要であり、被害を最小限に抑えるための応急活動を行う。

主な活動

- 1 建築物や敷地に係る二次災害を防止するため危険度判定士の派遣等の活動を行う。また、構造物に係る二次災害防止のための活動を実施する。
- 2 危険物施設等に係る二次災害防止のための活動を実施する。
- 3 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害防止のための活動を行う。
- 4 倒木等の流下による二次災害を防止するための活動を実施する。
- 5 危険箇所の緊急点検等の活動を実施する。

活動の内容

- 1 建築物、構造物に係る二次災害防止対策
 - (1) 被災地において、危険度判定士が、安全かつ迅速な判定作業が行えるよう次の事項を整備する。
 - ア 危険度判定士の派遣要請
 - イ 危険度判定を要する建築物や敷地又は地区の選定
 - ウ 市内の被災地域への派遣手段の確保
 - エ 危険度判定士との連絡手段の確保
 - (2) 市長は、必要に応じ倒壊等の危険のある建築物や敷地について立入禁止等の措置をとる。
 - (3) 道路・橋梁等の構造物については、倒壊等の二次災害を防止するための措置をとる必要がある。市内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行う。
 - (4) 災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。
- 2 危険物施設等に係る二次災害防止対策
 - (1) 危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発や火災による被害から関係者及び住民の安全を確保するため、被害の拡大防止のための活動が必要である。
 - ア 危険物施設の緊急時の使用停止命令等市長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、市の区域における危

険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じる。

イ 災害時等における連絡

危険物施設において災害時における連絡体制を確立する。

ウ 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次に掲げる項目について指導する。

(ア) 危険物施設の緊急時の使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送を中止する。

(イ) 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握に努める。

(ウ) 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置をとり、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講じる。

(エ) 危険物施設における災害時の応急措置等

a 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

b 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報する。

(オ) 相互応援体制の整備

必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請する。

(カ) 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置をとる。

(2) 火薬類取扱施設は、風水害による直接的被害よりも火薬類の流出・紛失などによる二次災害の危険性がある。このため、災害時には、火薬類の安全な場所への移設あるいは施設の監視等が重要になる。

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに危険区域への人、車両の立入を禁止する。

(3) 高圧ガス製造施設等は、風水害による、漏洩等により周辺住民に対して被害を与えるおそれがある。被害を最小限にとどめ、周辺住民、従業員に対する危害防止のため、関係機関は相互に協力し、被害軽減のための活動を行う。

(4) 液化石油ガス関係の二次災害を防止するためには、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動を効果的に実施することが重要であり、そのためには、他地区からの応援等も含めた体制が必要である。

(5) 毒物及び劇物を取り扱う者は、毒物劇物保管施設が被害を受け二次災害発生のおそれがある場合は、直ちに保健所、警察署、消防署等関係機関に対して通報するとともに危害防止のため必要な措置をとる。県は、事故処理剤の供給等を行うとともに必要な情報の提供を行い、市は、次の対応を取る。

ア 周辺住民に対する避難誘導、広報等の活動を行う。

イ 飲料水汚染のおそれがある場合は、水道事業者と連携をとり、水道使用者及び井戸水使用者に対する通報を行う。

3 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害の防止

浸水被害が発生した場合、その被害を最小限に抑えるため、また再度災害の発生を防止するための応急活動が必要である。

(1) 被害の拡大を防止するため、必要に応じて水防活動を実施する。

(2) 河川管理施設に二次災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。また、速やかな応急復旧ができない場合は、危険性が高いと判断された箇所について、関係機関や住民に周知を図る。

(3) 災害発生のおそれがある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。

(4) 被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させる。

4 風倒木対策

豪雨災害時には、溪流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となり、また下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を助長する原因となる場合もあるため、倒木について対策を講じる必要がある。

(1) 倒木による二次災害の発生を防止するため必要に応じて、倒木の除去等の応急対策を講じる。

5 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

大雨等により、地盤に緩みが生じた場合、その後の降雨等により山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これによる二次災害から市民を守るための措置をとる。

(1) 緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置をとる。

(2) 専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行う。

6 ため池災害応急活動

ため池決壊の災害を軽減するため、点検の結果、安全管理上必要があると認めた場合は、速やかに応急措置を行い、ため池の安全を確保する。

(1) 被害が生じた場合は、速やかに県及び関係機関へ報告する。

- (2) 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させる。
- (3) 被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施する。

第30節 農林産物等応急活動 (農林部)

基本方針

被害状況の早期・的確な把握を行い、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図り、農作物、森林の病害虫や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を行う。

また、被災した農林水産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧を行う。

主な活動

被害状況の早期・的確な調査を実施し、関係機関が連携を取りながら、被害の拡大防止と迅速な復旧に向けて、技術指導等必要な措置を行う。

活動の内容

1 農林産物等の災害対策

(1) 被害状況の把握

上伊那農業農村支援センター、上伊那農業協同組合等関係機関と連携を取り被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を上伊那農業農村支援センターに報告する。

(2) 技術対策の指導

農作物災害応急対策は、市農業振興センター、農業団体、農業委員会等と連携し、上伊那農業農村支援センター、家畜保健衛生所等の専門技術者の指導により、現地の実情に即し、かつ、効果の高い応急対策を速やかに決定する。

(3) 病害虫防除対策

農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を農協等関係機関と連携を取り、速やかに農業者に周知徹底する。

(4) 林産物災害応急対策

被害状況を調査し、その結果を速やかに県に報告する。倒木や損傷した素材、製材品については二次災害拡大防止のため速やかに除去し、森林病害虫の発生防除等の徹底を図る。

2 家畜管理、飼料供給対策

災害時における家畜の管理、家畜伝染病の発生防止及び飼料調達は、次により実施する。

(1) 実施組織

災害時に家畜伝染病が発生した場合の家畜の診療及び感染症予防については、家畜保健衛生所、上伊那農業農村支援センターと連携し、関係団体、診療関係職員の協力を得て家畜診断及び感染症予防班を編成して応急手当を行う。

(2) 被害家畜の集中管理

家畜飼養頭数の多い地域において災害が発生したときは、関係者協議のうえ集中管理できる施設を臨時特設する。施設に要する資材等については、農業協同組合又は関係団体等で準備する。

(3) 飼料の確保

災害によって家畜飼料が著しく不足した場合は、農業協同組合及び関係団体の協力を得て、飼料の供給が図られるよう措置する。

(4) 特定動物等の放浪対策

特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため県、警察、飼い主その他の関係機関と連携して必要な措置を行う。

第31節 文教活動 (保健福祉部、教育部)

基本方針

学校等は、多くの園児及び児童生徒（以下「児童生徒等」という。）を収容する施設であり、災害時においては児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。

このため、定められた計画に基づき避難誘導活動を行い、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与等の措置を行う。

主な活動

- 1 児童生徒等に対する安全な避難誘導、保護者への引き渡しを迅速に行う。
- 2 被害状況の把握、授業等継続のための措置、給食の確保を図る。
- 3 被災した児童生徒等に対する教科書の供与、就学援助を行う。

活動の内容

災害時における児童生徒等の安全確保、災害により文教施設が被災して通常の教育を行うことができない場合、児童生徒等の学用品が被災したため教育を受けることができない場合、次により応急対策を実施する。

1 児童生徒に対する避難誘導

学校長及び保育園長（以下「学校長等」という。）は、地震又は風水害が発生、発生するおそれのある場合は、児童生徒等の安全を確保するために、定めた計画及び以下の事項を重視し適切な避難誘導の措置をとる。

(1) 児童生徒等が登校・登園する前の措置

台風や大雨に関する情報の収集を行って、風水害が発生又は発生するおそれのある場合は、休業の措置をとるものとし、児童生徒等に周知して、教育委員会及び子育て支援課にその旨を連絡する。

(2) 児童生徒等が在校・在園中の場合の措置

ア 災害発生後、速やかに教頭・園長が校内放送等で冷静な対応を呼び掛けて、周囲の状況等の情報伝達等を適宜実施する。

イ 情報収集を行い、道路閉鎖や交通機関の運行に支障が生ずる前に、安全な方法で下校・下園又は保護者への引き渡しを行う。

ウ 地震発生時は、被害状況を把握し、適切な緊急避難の指示を与え、児童生徒等を整然と速やかに、校庭など指定した避難場所へ誘導する。

エ 市長等から避難指示等があった場合及び学校長等の判断により、児童生徒等を速やかに指定緊急避難場所及び指定避難所へ誘導する。

オ 全校・全園の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、負傷した児童生徒等に適切な処置を行い所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出にあたる。

また、避難状況を教育委員会、子育て支援課に報告し、保護者及び関係機関に連絡する。

(3) 児童生徒等の帰宅、引き渡し、保護

ア 児童生徒等を帰宅させる場合は、道路の状況、交通機関の運行状況、崩落、河川の氾濫等の状況を十分把握したうえで、児童生徒等の安全を確保し、下校の方法を決定する。

イ 災害の状況によっては、教職員・保育士（以下「教職員等」という。）が引率して各地区まで集団で下校・下園するか、保護者に直接引き渡す等の措置をとる。

ウ 災害の状況及び児童生徒の状況等により帰宅させることが困難な場合は、学校・保育園（以下「学校等」という。）において保護する。

エ 留守家庭、交通機関利用通学者、危険区域内居住者等で、帰宅、引き渡しが困難と考えられる場合は、学校等が保護し、事前に保護者の了解と対応方法を定めておく。

(4) 校・園外の諸活動

遠足、社会見学、修学旅行、林間学校等の活動中に発災した場合を想定し、地理及び建物等の構造を事前に把握する等の処置を行い被災時の混乱を防止する。

(5) 夜間・休日

災害時の児童生徒等の安否を速やかに確認するため、教職員等が各保護者に連絡を行い、校長等に状況を報告する。

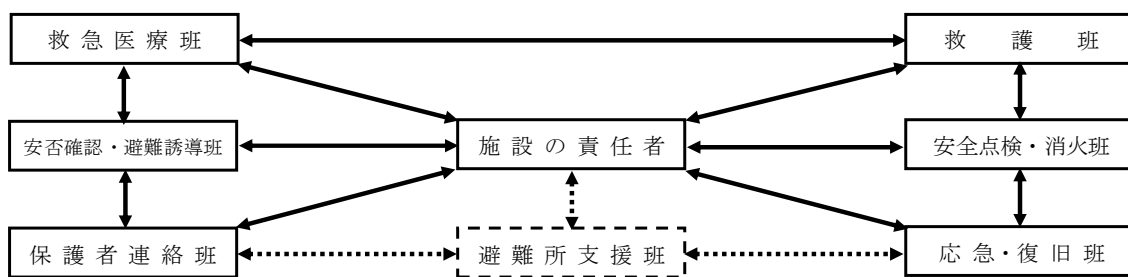
(6) 施設・設備の点検

被災状況を点検し、教育委員会、子育て支援課に建築士会による応急危険度判定を要請する。

(7) 災害時の学校等応急対応体制の整備

学校等防災本部の役割について検討を行い、教職員-の各班への割り振り、担うべき業務等について明確にしておく。

災害時の応急的な学校等の防災本部は、次の班を基準に設置する。



※ 避難所支援班は、当該学校で避難所が開設された場合に設置

2 応急教育計画

教育部及び学校等は、災害時の教育活動を円滑に行うため、教職員等及び学校等施設・設備を早期に確保し応急教育の実施を図る。

(1) 教育部

ア 市立学校等施設・設備の確保

(ア) 学校等施設・設備に係る被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立てて応急措置を行う。

(イ) 学校等施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業実施困難な場合及び指定避難所として施設を提供したため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設及び被害を受けていない学校等施設又は被害僅少地区の学校等施設、公民館を利用して授業を行う。

災害の状況によっては、被災を免れた近接の県立・市町村立学校等の施設、その他公共施設の利用を図るための総合調整を行う。

イ 教職員等の確保

災害により教職員等に不足を来し、教育活動の継続に支障が生じている学校等がある場合、教職員等を確保し、教育活動が行える態勢を整える。

ウ 学校給食の確保

学校給食用物資（小麦粉、米穀、脱脂粉乳、牛乳）の補給に支障を来しているときは、(財) 県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置を行う。

エ 私立学校に対しては、市立学校の対策に準じて適切な対策を行うよう指導する。

(2) 学校等

ア 被害状況の把握

児童生徒等、教職員等及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、教育委員会及び関係機関へ報告又は連絡する。

イ 教職員等の確保

(ア) 災害の推移を把握し教職員等の体制を整え、早期に平常の教育を行う。

(イ) 教職員等に不足を生じたときは、教育委員会と連絡し、その確保を行う。

ウ 教育活動

(ア) 災害の状況に応じ、教育委員会と連絡の上、臨時休業等適切な措置を行う。この場合、早期の平常授業の再開が行われるよう図る。その時期について保護者に連絡する。

(イ) 被災した児童生徒等を学校等に収容することが可能な場合は、収容して応急の教育を行う。

(ウ) 指定緊急避難場所（公民館等）及び指定避難所に避難している児童生徒等については、地域ごとに教職員等の分担を決め、実情を把握して指導を行う。

(エ) 授業の再開時には、教育委員会及びその他関係者と緊密な調整を行い登下校の安全を確保して、健康・安全指導及び生徒指導を行う。

エ 児童生徒等の健康管理

(ア) 必要に応じ建物内外の清掃、飲料水の浄化、伝染病の予防措置等保健衛生に関する措置を行う。

(イ) 授業再開時は、必要に応じ教職員等を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施する。

オ 教育施設・設備の確保

(ア) 学校等施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入り禁止等の措置を行う。

(イ) 施設・設備に災害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧を行う。

(ウ) 残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び指定避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じている場合には、教育委員会と協議の上、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の県立・市町村立学校等の施設、その他公共施設の

利用を図り授業の実施を図る。

カ 学校等給食の確保

学校等給食用物資（小麦粉、米穀、脱脂粉乳、牛乳）の補給に支障をきたしているときは、教育委員会と連絡をとり、必要な措置を行う。

また、災害の状況に応じ、学校等給食用施設・設備の提供等、被災者対策に可能な限り協力する。

3 教科書の供与等

被災した児童生徒等の学習を支援するために教科書の供与等を実施する。

(1) 教科書の供与

教育委員会は、災害により教科書、教材、学用品等を失った児童生徒に対し、これらの支給及びあっせんをし、学校教育に支障の生じないようにする。

市における調達が困難な時は、南信教育事務所を経由して県教育委員会に調達のあっせんを依頼する。

(2) 就学援助

教育委員会は、被災した児童生徒のうち就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定めその実施を図る。

(3) P T A、地域に対する協力の要請

災害の状況によっては、学校だけでは十分な対応を行うことが困難な場合も予測されるため、児童生徒の安否や所在の確認、学区内の被災状況、通学路の点検と安全確保、教科書や学用品等の支給に関し、P T A等の協力を得る。

また、安全の確保や学校が指定避難所となる場合の円滑な運営を図るため、自主防災組織、ボランティア組織、上伊那医師会、学校医等の協力を得る。

第32節 飼養動物の保護対策 (市民生活部)

基本方針

災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び指定避難所での飼養等の保護措置を実施する。

主な活動

被災地域における負傷又は放浪状態の動物の保護活動及び指定避難所等における家庭動物の適正飼養。

活動の内容

- 1 市の対応
 - (1) 関係機関等と協力をし、被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を行う。
 - (2) 特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関と連携し必要な措置を行う。
 - (3) ペットとの同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努める。
- 2 自治会等が実施する事項
 - (1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の広場等の一角などを飼育場所として指定する。
 - (2) 飼育管理のルールを作成し、飼い主及び避難者に周知する。
 - (3) 「飼い主会」等を立ち上げ組織的に飼育の管理及び運営をさせる。
 - (4) 補助犬（盲導犬・介護犬・聴導犬等）は、避難所内への同伴が必要となるため、指定緊急避難場所（避難所）・指定避難所及び福祉避難所の受け入れ態勢を整える。
- 3 指定緊急避難場所及び指定避難所において、飼養動物の飼い主が実施する事項
 - (1) 衛生的な飼育を行うこと
 - (2) 動物をその種類、習性等に応じて適正に飼育すること
 - (3) 動物の健康及び安全を保持すること
 - (4) 人に迷惑を及ぼすことのないよう努めること
 - (5) 感染症等の予防のため、動物の糞等を適切に処理する。

第33節 ボランティアの受け入れ体制 (保健福祉部、社会福祉協議会)

基本方針

災害時においては、大量かつ広範な被災者のボランティアニーズが発生するため、被災地内外のボランティア関係団体を受入れて、迅速的確な支援に結びつけることが求められる。

そのため、ボランティアに期待する支援活動の量と期間について、速やかに見通しを作成し、被災者のボランティアニーズや支援の時期にあわせて、窓口の設置などボランティア関係団体の適切な受入れや被災地でのコーディネートが円滑に実施できるよう努める。

主な活動

- 1 被災地のボランティアニーズの把握を行い、ボランティアの受け入れ体制の確保に努めるとともに、被災地で支援活動を行っているボランティア関係団体と情報を共有する場を設置し、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開する。
- 2 ボランティアの活動拠点を設置し、必要に応じ資材等の提供を行う等、その活動を支援する。

活動の内容

- 1 受け入れ体制の確保
 - (1) ボランティアの受け入れが必要となった場合、市社会福祉協議会に市災害ボランティアセンターを設置する
 - (2) 社会福祉班と福祉相談班は、市社会福祉協議会と連携し、ボランティアの受け入れ態勢を整える。
- 2 被災地のニーズの把握

県、県社会福祉協議会、日本赤十字社県支部等ボランティア関係団体と相互に協力・推進し、ボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう適切に対処する。

 - (1) 被災地におけるボランティアニーズの把握を行い、ボランティア情報の広報を行う。
 - (2) 災対本部は、市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターによるボランティアの受け入れ、需給調整、相談指導等の活動に対し支援を行う。
 - (3) 市社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体、NPO、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮する。
 - (4) ボランティアの需給状況等を随時県災害対策本部に報告するとともに、必要に応じて、県、

- 県社会福祉協議会に対して助言や情報共有の場への参加を求め、支援の質の向上に努める。
- (5) 県又は県から事務の委任を受けた市が、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

3 ボランティア活動拠点の提供支援

市社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターにボランティアが自由に利用できるスペース（活動拠点）を確保する。また、必要に応じ物資等の提供を行い、ボランティア活動の支援を行う。

- (1) 市社会福祉協議会は、市災害ボランティアセンターを設置し、被災者のボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入、具体的活動内容の指示、派遣先、人員等の調整、活動に必要な資材の調達等を行う。
- (2) 社会福祉班と福祉相談班は、災対本部からの情報等により、ボランティアの要請状況等を市社会福祉協議会と調整する。

第34節 義援物資、義援金の受け入れ体制、配分 (総務部、商工観光部、会計部)

基本方針

大規模な災害が発生した場合には、県、日本赤十字社県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等の関係機関と連携を図りながら、国民、企業等から寄託された義援物資、義援金を迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入、保管等の公正かつ円滑な実施を図る。

主な活動

- 1 県、日本赤十字社県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等の関係機関と連携し、義援金品の受付窓口を設置し、義援物資、義援金の募集及び受付を実施する。
- 2 義援金の募集及び配分にあたっては、県、日本赤十字社県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等の関係機関と連携し、迅速かつ公正に被災者に配分する。

活動の内容

義援物資の受け入れ及び配分の実施責任者は、商工観光部商工振興班長及び産業立地推進班長とする。

義援金の受け入れ及び配分の実施責任者は、総務部財政班及び会計部会計班とする。

1 義援物資の受け入れ及び配分

(1) 募集

個人からの義援物資は、募集しない。

ア 関係機関等の協力を得ながら、義援物資について受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを十分に把握し、募集する義援物資のリスト、送り先、募集期間等について報道機関等を通じて国民に周知する。

イ 現地の需給状況を勘案し、募集する義援物資のリストを逐次改定する。

ウ 住民、企業等が義援物資を提供する場合には、被災地で仕分けが円滑に行われるために、こん包に際して品名を明示する等の方法について周知する。

(2) 受入れ

ア 物資供給拠点（体育館等）に救援物資の受入れ窓口を開設し運営を行う。

イ 仕分け作業がスムーズに行えるよう受入れ品目を限定し、荷物には物資の内容、数量等の必要事項を記入する。

ウ 救援物資の申し出があった場合は、次のことを要請する。

(ア) 救援物資は荷物を開閉することなく、物資名及び数量が分かるように表示すること。

(イ) 複数の品目をこん包しないこと。

(ウ) 腐敗する食料は避けること。

(3) 仕分け及び搬送

ア 県及びその他の市町村等からの物資は、定めた物資集積拠点に受入れ、仕分けのうえ各避難所へ搬送する。

イ 仕分けは、商工観光部の管理のもと、ボランティア等の協力を得て実施する。

2 義援金の受け入れ及び配分

(1) 募 集

県、日本赤十字社県支部、社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と相互に連携し、義援金について、募集方法、送り先、募集期間等を定め、報道機関等を通じて周知する。

(2) 受入れ

義援金の受入れ窓口を開設し、受入れ業務を行い、寄託された義援金は災害義援金配分委員会へ確実に引き継ぐ。

(3) 配 分

配分は、義援金受付団体、住民代表、学識経験者、市職員、その他の委員で構成される義援金配分委員会を設置して行う。

第35節 災害救助法の適用 (災対本部、関係各部)

基本方針

市の被害が一定の基準以上、かつ応急的な復旧を必要とする場合（被害のおそれがある場合を含む。）、災害救助法の適用を県に要請し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。

災害救助法による救助は、県が実施する。ただし市長は、知事から委任された救助事務については、知事の補助機関として実施する。

主な活動

- 1 被害情報の把握を迅速に行い、速やかに県に報告する。
- 2 災害救助法の適用が必要と判断した場合は、必要な手続きを行う。
- 3 県と連携し、それぞれの役割分担により、迅速な救助を実施する。

活動の内容

1 被害状況の把握

市長は、災害による被害情報を迅速に収集把握し、直ちに上伊那地域振興局長へ報告し、災害救助法の適用について検討を行う。

2 災害救助法の適用

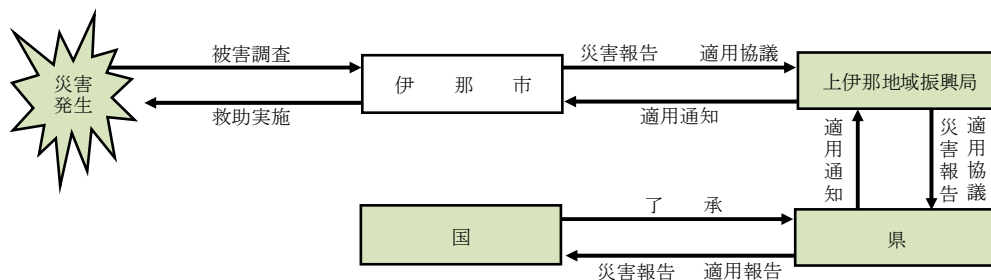
(1) 市長は、災害救助法による救助が必要と判断した場合、知事に対して法適用の要請を行う。

ア 市長は、市における災害が、「災害救助法の適用基準」の各号のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事に報告する。

イ 被災世帯数等が基準とならない場合、市長は県と災害救助法の適用について協議を行う。

(2) 災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受ける。

<法の適用事務の流れ>



3 救助の実施

(1) 市長は、知事から救助について委任された場合は、職権に基づき救助を行う。

委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を知事に報告する。

(2) 救助の実施は、別に定める基準により行う。

(3) 災害救助法による救助の種類は、次のとおりである。

- ア 避難所の設置（委任事項）
- イ 応急仮設住宅の供与
- ウ 炊き出し、その他による食品の給与
- エ 飲料水の供与
- オ 被服、寝具その他生活必需品の給与又貸与
- カ 医 療
- キ 助 産
- ク 災害にかかった者の救出
- ケ 災害にかかった住宅の応急修理
- コ 学用品の供与
- サ 埋 葬
- シ 遺体の搜索
- ス 遺体の処理
- セ 障害物の除去
- ソ 応急救助のための輸送費及び作業員賃金

4 災害救助法の適用基準

人口が50,000人以上100,000人未満である本市の場合、災害救助法の適用は、災害による地域の被害が、次のいずれかに該当する場合による。

(1) 家屋の全壊、全焼、流失等により住家を滅失した世帯（以下「滅失世帯」という。）の数（半壊、半焼にあつては、全壊、流失等の1/2世帯、床上浸水にあつては1/3世帯として換算する。以下に同じ。）が80世帯以上に達したとき。

(2) 被害が相当広範な地域にわたり、県内の滅失世帯数が2,000世帯以上あつて、市の滅失世帯数が40世帯に達したとき。

(3) 被害が広範な地域にわたり、県内の滅失世帯数が9,000世帯以上であつて、市の被害状況が特に援助を要する状態であるとき。

(4) 被災世帯数（住家滅失世帯数）が基準とならない場合は、被害状況に応じて県と協議し法適用することになる。

ア 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にあつた者の救援を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯が滅失したとき。

（災害救助法施行令第1条第1項第3号後段）

イ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

（災害救助法施行令第1条第1項第4号）

第36節 観光地の災害応急対策 (商工観光部)

基本方針

観光地へ通ずる道路が、豪雨、豪雪、地震など災害により寸断され、観光地が孤立状態になった場合の救出活動や観光客の安全の確保について、国、県、市町村、関係機関が連携し、対応していく。

主な取組み

- 1 観光地で災害が発生した際には県、市町村、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、観光客の安全を確保する。
- 2 外国人旅行者のために、避難場所や災害の情報を提供する。

活動の内容

- 1 観光地での観光客の安全確保
 - (1) 観光地での災害時の県、市町村、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備し、被害状況の把握、観光客の保護、救助について迅速に対応する。
 - (2) 観光地での災害時には、市町村消防計画における救助・救急計画に基づき、管轄警察署、医療機関と連携して、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握する。
 - (3) 消防機関は観光客の救助活動に当たり、県警察本部と活動区域及び人員配置の調整について密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行う。
 - (4) 住民、自主防災組織及び観光事業者は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関、救護班に協力する。特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上からも重要となるので、積極的に行う。
- 2 外国人旅行者の安全確保
 - (1) 事前登録されている通訳ボランティアを避難所へ派遣し、外国人旅行者に対する情報提供や要望の把握を行う。
 - (2) 観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導、非常用電源の供給を行なう。
 - (3) 駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化などにより外国人旅行者に配慮した情報提供、避難誘導、非常用電源の供給を行う。

第37節 雪害応急対策 (関係各部)

基本方針

災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合の対応については、他の災害と共通する部分は除き、雪害に特有のものについて記載する。

主な活動

- 1 降雪に関する気象情報・注意報等の円滑な伝達
- 2 迅速な除雪活動

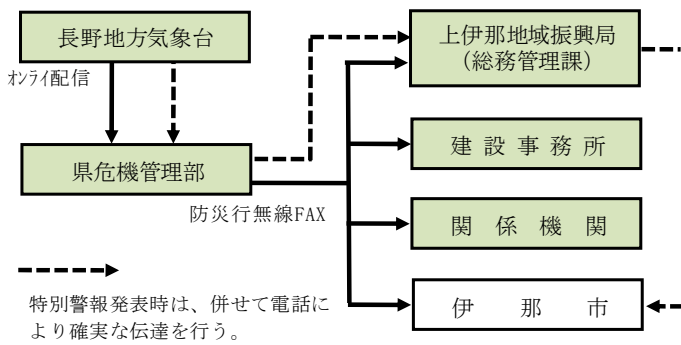
活動の内容

- 1 気象警報・注意報等の伝達活動

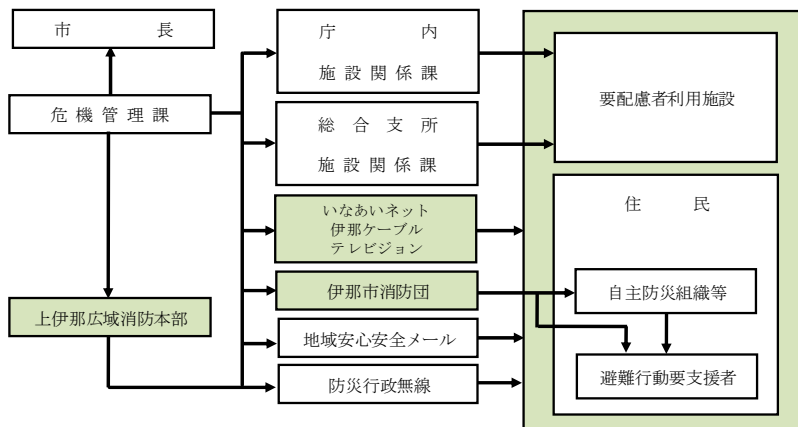
長野地方気象台から発表される気象警報・注意報等について、住民・関係機関に伝達を行い、迅速に活動体制を整える。(活動体制： 第3章第1節参照)

- 2 雪に関する気象警報・注意報等の伝達系統

(1) 長野地方気象台からの伝達系統



(2) 市からの住民への伝達



3 長野地方気象台が発表する雪に関する警報・注意報（上伊那地域）

警 報	暴風雪（平均風速）	17 m/s 雪を伴う
	大雪（12時間降雪の深さ）	20 cm
注意報	暴風雪（平均風速）	13 m/s 雪を伴う
	大雪（12時間降雪の深さ）	10 cm
	融 雪	1 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2 積雪地域の日平均気温が6℃以上で日降水量が20mm以上
	なだれ	1 表層なだれ：積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上。又は積雪が70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上。 2 全層なだれ：積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い、又は日降水量が15mm以上
	着 氷	著しい着氷が予想される場合
	着 雪	著しい着雪が予想される場合

（注）警報・注意報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除され、又は更新され新たな警報・注意報にすりかえられる。

4 除雪活動

- （1）除雪活動を迅速かつ効果的に行うためには、路線の性格、降雪量、積雪深、交通障害の程度、除雪能力などを勘案し、作業量及び緊急度に応じた体制をとる。
- （2）路上の障害物の除去、除雪については、道路管理者、警察及び必要に応じて消防機関の協力を得て、必要な措置をとる。
- （3）道路交通の確保のため、降雪等を適切に判断して随時除雪の出動を行う。
- （4）除雪に係る機関と除雪についての情報を共有し、相互に協力するとともに、民間団体の所有する除雪機械の出動については、必要のつど応援協力を要請し、迅速適切に除雪を行う。
- （5）降雪及び除雪作業等により道路の交通規制が行われている場合は、住民に迅速に情報を提供する。

令和6年（第23回修正）

第6章 復旧・復興計画

第1節 復旧・復興の基本方針の決定

基本方針

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、市が主体的に取り組むとともに、適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、この基本方針を決定し、その推進に当たり必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

主な活動

- 1 原状復旧か又は計画的復興かの基本方針を早急に決定する。
- 2 復旧・復興に当たり必要に応じ他の自治体への支援を求める。

活動の内容

- 1 復旧・復興の基本方針の決定
 - (1) 市及び県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向を勘案しつつ、互いに連携し、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定め、早期に住民に周知する。
 - (2) 被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。
- 2 支援体制

市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の県、他の市町村等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。

第2節 個別施設等の復旧

基本方針

被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した復興を目指すためには、まず公共施設等の迅速な原状復旧や災害によって生じた災害廃棄物等の円滑で適切な処理が求められる。

関係機関は、可能な限り迅速な原状復旧を図る。

主な活動

- 1 被災施設等の迅速かつ円滑な復旧事業を実施し、災害防止の観点からの改良復旧を行う。
- 2 国、県、住民及び関係団体等と連携し、再度災害の防止と、市民生活の利便性に配慮した復旧を行う。
- 3 円滑かつ適切に災害廃棄物等の処理を行う。
- 4 災害復旧・復興対策のため、国、県、他の市町村等に対して職員の派遣及び他の協力を求める。

活動の内容

1 被災施設等の復旧等（関係各課）

民生の安定、社会経済活動の早期回復、より安全性に配慮した復興のために、関係機関は、被災施設の迅速かつ円滑で再度災害の防止を考慮した復旧活動を行う。そのため、市職員の配備、災害の規模に応じた市職員の応援、派遣等の活動体制について必要な措置をとる。

(1) 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定め、定められた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。

特に、三次救急医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化する。

(2) 被災施設の復旧にあたっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害を防止する観点から可能な限り、改良復旧を行う。

(3) 大雨・地震に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。

(4) 著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた地方公共団体又はその団体の長から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体又は、その団体の長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。

(5) 指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、都道府県道または自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事

の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に変わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障ない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

- (6) ライフライン、交通・輸送等の事業者は、復旧にあたり可能な限り地区ごとの復旧予定時期を明示して行う。
- (7) 他の機関との関連を検討し、相互に事業を実施することが適当と認められるものについては総合的な復旧事業の推進を図る。
- (8) 被災地の状況、被害原因等を勘案し、再度災害の防止及び復旧事業の効果等を具体的に検討のうえ、事業期間の短縮を図る。
- (9) 災害復旧事業に要する費用について、国、県の補助がある事業について被災施設の復旧活動を行う者は、復旧事業の計画を速やかに作成する。
- (10) 復旧事業に要する費用について、補助を受ける機関は、復旧事業費の申請額の算出を行ない、決定を受けるための査定計画をたて、速やかに査定実施に移す。
- (11) 緊急に査定を行う必要がある事業については、ただちに緊急査定が実施されるよう措置を行い、復旧工事が迅速に行われるようにする。
- (12) 暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

2 災害廃棄物処理（市民生活部）

災害から速やかに復帰して生活を再建するうえでも、災害によって生じた災害廃棄物の円滑で適切な処理が求められる。災害廃棄物の計画的な収集、運搬等を行い、その円滑で適切な処理を行う。

- (1) 災害廃棄物の処理、処分方法を確立し、仮置場、最終処分地を確保し計画的な収集、運搬処分を図り、災害廃棄物の円滑で適切な処理を行う。また、災害廃棄物の処理にあたっては、次の事項について重視する。
 - ア 災害廃棄物処理にあたっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルを行う。
 - イ 災害廃棄物処理にあたっては、復旧・復興計画を考慮に入れ計画的に行う。
 - ウ 災害廃棄物処理にあたっては、環境汚染の防止、住民、作業者の健康管理のため適切な措置を行う。
- (2) ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。
- (3) 収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は近隣市町村から応援を求める。
- (4) 災害廃棄物の仮置場
 - 仮置場は、災害の形態・災害の状況及び災害復旧を考慮し、「資料 58 一般廃棄物（産業廃棄物）の仮置場一覧」を基準に管理者等と調整を行って設置する。

3 職員派遣（総務部）

災害復旧には、迅速な対応が求められるが、その対応にあたり、市のみでは、人員の確保が困

難となる場合がある。

そのため、他の市町村や県に対し、災害の規模に応じ、職員の派遣要請等の必要な措置をとる。

- (1) 市の職員を活用しても、災害復旧になお人員が必要な場合は、県や「県市町村災害時相互応援協定」に基づき、他の市町村に対し必要な人員及び期間、受入体制を明示し、職員の派遣の要請を行う。
- (2) 被災市町村から要請を受けた場合は、「県市町村災害時相互応援協定」に基づき、市職員を派遣する。職員を派遣する際は、新型コロナウイルス等の感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

第3節 計画的な復興

基本方針

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図るため、復興計画を作成し、住民の理解を求めながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

主な活動

- 1 複数の機関が関係し、高度、複雑及び大規模化する復興事業を可及的速やかに実施するための復興計画を策定し、体制を整備する。
- 2 再度災害防止と、より快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。
- 3 著しく異常かつ激甚な災害が発生し、国の緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）が発生した場合、各機関が連携して復興の促進を図る。

計画の内容

1 災害復興計画（方針）の策定

国県及び関係機関と連携し、被災状況等を勘案しつつ、将来の安全で快適なまちづくりを見据えた計画的復興を目指し、必要に応じ住民、学識経験者、行政関係職員等によって構成される検討委員会を設置して、災害復興計画を策定する。速やかにその内容を住民に公表する。

2 災害復興事業の実施

- (1) 県及び関係機関・団体並びに住民・事業所と協力して、災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。
- (2) 事業の計画的な推進のため、必要に応じて市役所内に災害復興に関する部署の設置を検討する。

3 防災まちづくり

被災地域の再建にあたっては、必要に応じ、再度災害防止と、より快適な都市環境を目指し、計画作成段階でまちのあるべき姿を明確にして、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを住民の理解を求めながら実施する。併せて、女性・高齢者・障害者等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

- (1) 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、合理的かつ健全な市街地の形成及び都市機能の更新を図る。

その際、被災市街地復興特別措置法等を活用して、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得る。

また、地震で被災した後の復興まちづくりのため平時から備えておくべき内容を取りまとめた「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」を活用し、防災・減災対策を並行して、事前に被災後の復興まちづくりを考えながら準備しておく復興事前準備の取組を進めるよう努める。

(2) 防災まちづくりにあたっては、次の事項に留意する。

ア 都市公園、河川等のオープンスペースは、防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するように整備を行う。

イ ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等にあたっては、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りながら実施する。

ウ 既存不適格建築物は、防災とアメニティの観点から、その解消を行う。

エ 被災施設等の復旧事業、災害廃棄物、及び堆積土砂の処理事業は、定められた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施するものとし、必要な場合は傾斜的、戦略的实施を行う。

オ 住民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を行い、住民が主役となるまちづくりを行う。

カ 女性・高齢者・障害者等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

(3) 建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、事業者等に対し、適切に解体等を行うよう指導・助言する。

(4) 情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被災状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努める。

4 特定大規模災害からの復興

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

(1) 市は、県及び関係機関と連携し、復興計画の迅速な作成と遂行のための体制整備を行う。

(2) 必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本計画等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

(3) 特定大規模災害からの復興のために必要な場合、県に対し、職員の派遣を要請する。

第4節 資金計画

基本方針

災害復旧についての資金の需要を迅速に把握し、適切にして効果的な資金の融通調達を行うための必要な措置を行う。

主な活動

起債の利用、地方交付税の繰上げ交付の要請等の必要な措置を行う。

活動の内容

1 資金調達

災害復旧事業を行う場合においては、国、県の負担金（補助金）のほか、増大した臨時的必要経費の財源措置として、次の制度を活用し資金の調達を行う。

(1) 地方債

歳入欠かん債、災害対策事業債、災害復旧事業債

(2) 地方交付税

普通交付税の繰上げ交付、特別交付税

(3) 一時借入金

災害応急融資

2 災害救助法による救助の費用負担

災害救助法が適用された場合、法に規定されている各種の救助に要した費用は、県が支弁することになるので、県に対して速やかに申請する。

〈救助に要する費用負担〉

←法適用外→	←—————法適用—————→			
市負担	市負担 ※ 事務費の一部			
	県負担	50/100	80/100	90/100
			国庫負担	
	救助費総額が 100万円未満	100万円以上～ 税込の2/100以下	税込の2/100超～ 税込の4/100以下	税込の4/100超～

3 激甚災害法の適用

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき、激甚災害に指定された場合は、財政上の特例措置が適用されるので、災害復旧事業及び災害復旧貸付等について、適正な申請を行う。

激甚災害法に基づく主要な適用措置		
	激甚災害指定基準による適用 (本 激)	局地激甚災害適用基準による適用(局 激)
(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 (第2章:第3条、第4条)	公共土木施設、公立学校、公営住宅、社会福祉施設等の災害復旧事業、公共土木施設災害関連事業、堆積土砂排除事業等	公共土木施設、公立学校、公営住宅、社会福祉施設等の災害復旧事業、公共土木施設災害関連事業、堆積土砂排除事業等
(2) 農林水産業に関する特別の助成	ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置(第5条) イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例(第6条) ウ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例(第8条) エ 共同利用小型漁船の建造費の補助(第11条) オ 森林災害復旧事業に対する補助(第11条の2)	ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置(第5条) イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例(第6条) ウ 森林災害復旧事業に対する補助(第11条の2)
(3) 中小企業に関する特別の助成	ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例(第12条) イ 小規模企業者等設備導入資金助成法の償還期間等の特例(第13条) ウ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例(第15条)	ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例(第12条) イ 小規模企業者等設備導入資金助成法の償還期間等の特例(第13条) ウ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例(第15条)
(4) その他の特別の財政援助及び助成	ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助(第16条) イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助(第17条) ウ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例(第22条) エ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(第24条)	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(第24条)

第5節 被災者等の生活再建等の支援

基本方針

災害を受けた地域住民の民生安定のため、住宅対策、被災者生活再建支援法の適用等各般にわたる救済措置をることにより、被災者等の生活再建を支援する。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。

さらに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

主な活動

- 1 被災住宅の復興を行う者への支援及び災害公営住宅の建設等を行い、公営住宅等への優先入居を行う。
- 2 被害の状況が、被災者生活再建支援法の適用基準に該当する場合は、速やかに適用手続等を実施する。
- 3 被災低所得者支援のため、社会福祉協議会による災害援護資金の貸付等を行う。
- 4 被災地における雇用維持等のため、被災者への職業紹介、労働災害対象者への労災保険給付等を行う。
- 5 被災した低所得者への必要な生活保護措置を行う。
- 6 被災者への災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付を行う。
- 7 被災者に対し適時適切な金融上の措置を行う。
- 8 被災者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免措置を行う。
- 9 被災した被保険者に対する医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等の措置を行う。
- 10 被災者に対する罹災証明の早期交付体制を確立する。
- 11 被災者台帳を作成し、被災者の援護を総合的かつ効率的に行う。
- 12 被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口の設置及び広報を行う。
- 13 災害復旧用木材の供給の支援を行う。

活動の内容

1 住宅対策（建設部）

被災した住宅の復興を容易にするため、住宅の建設等に対し、助成を行う。

また、被災者の住宅を確保するため、災害公営住宅の建設等を行い公営住宅等への優先入居の措置を行う。

さらに、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、必要な情報や支援・サービスを提供する。

(1) 災害復興住宅建設等補助金

住宅金融支援機構の災害復興住宅資金の補修資金の説明会等を行い、申込みに必要な、罹災証明書の発行を行う。

(2) 災害公営住宅

被災地全域で500戸以上、もしくは、市の区域内で200戸以上か1割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の3割に相当する戸数を目途に災害公営住宅の建設を行う。

(3) 既存市営住宅の再建

既存市営住宅が災害により、滅失または著しく損傷した場合には、必要に応じ再建する。

(4) 市営住宅への優先入居

災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、市営住宅への優先入居の措置を行う。

(5) 他の市町村に避難した被災者

避難先の市町村と協力し、必要な情報・支援及びサービス等を提供する。

2 被災者生活再建支援法による復興（市民生活部、保健福祉部）

一定の基準以上の異常な自然現象により被害を受けた者に対して、被災者生活再建支援法を適用し、生活再建の支援を行う。

(1) 被害認定と被害報告

災害による住宅被害状況を迅速に調査し、上伊那地域振興局を經由して、速やかに県に被害報告を行う。

(2) 法適用の要件

ア 対象となる自然災害（災害救助法施行令第1条第2項）

(ア) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（みなし規定）が発生した自然災害

a 市の区域内で、80世帯以上の住宅が滅失した自然災害

b 県内の滅失世帯数が2,000世帯以上であって、市の滅失世帯数が40世帯以上の自然災害

(イ) 市内で10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

(ウ) 県内で100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

(エ) 県内の他の市町村で「(ア)」又は「(イ)」に規定する被害が発生し、市内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

(オ) 次に掲げる場合の当該自然災害により、市内で5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

a 山梨県又は静岡県で「(ウ)」に規定する被害が発生した場合

b 北杜市、南アルプス市又は静岡市で「(ア)」又は「(イ)」に規定する被害が発生した場合

イ 支給対象世帯

- (ア) 住宅が全壊した世帯
 - (イ) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
 - (ウ) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
 - (エ) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
 - (オ) 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）
- (3) 被災者生活再建支援法が適用された場合、被災者に対し、申請に要する罹災証明書等の必要書類を発行する。
- (4) 被災者に対し、被災者再建支援法制度の周知を行う。
- (5) 被災世帯から提出された申請書類等を確認・点検し、県へ提出する。
- (6) 被災者生活再建支援法人から委託された場合、支援金の支給等事務を行う。
- 3 被害調査及び罹災証明書の交付（市民生活部、建設部、保健福祉部）
- 迅速に住家の被害認定調査を実施して、被災者台帳（災対法第90条の3）を整備し、様々な生活再建支援策の申請に必要な、罹災証明書を交付する。
- (1) 住家の被害認定基準は、国の示す「災害の被害認定基準」及び「災害に係る住家の被害認定運用指針」を踏まえて適切に整備する。
- また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。
- (2) 被害認定調査・罹災証明書の交付
- 「資料84 被害認定調査の実施・罹災証明書の交付に係るフロー」
- (3) 住家の被害認定調査は、市民生活部税務班が建設部都市整備班と連携して実施する。
- (4) 被災者台帳は、被災者に関する次の事項を市民生活部市民班が記録作成する。
- ア 氏名、生年月日、性別
 - イ 住所又は居所場所
 - ウ 住家の被害、その他の被害の状況
 - エ 援護の実施の状況
 - オ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (5) 罹災証明書の交付は、市民生活部税務班が行う。
- (6) 罹災証明書交付申請に対して、被災者台帳によって確認のうえ交付し、その旨を罹災証明交付簿に記録する。
- (7) 罹災証明書の交付は、個々の被害者にとって、その生活再建が重要な問題であるため、被災者からの申請に応じ被災状況を調査し証明する。
- (8) 市における対応のみでは、被害認定調査及び罹災証明書の交付が円滑に実施できない場合は、県市町村災害時相互応援協定に基づき、応援要請を行う。
- (9) 罹災証明書の様式
- 罹災証明書には、次の事項を記載する。
- ア 罹災者の住所、氏名
 - イ 当該被災住家に居住していた世帯構成員

ウ 罹災原因

エ 被災住家の所在地及び被害の程度

オ その他の追加記載事項

(10) 火災に起因する罹災証明書の交付

消防法による火災損害調査の結果に基づき、上伊那広域消防本部消防長又は消防署長が交付する。

4 被災者の労働対策（商工観光部）

県及び長野労働局と協力し、雇用維持及び労働問題の円滑な解決を図るため、被災により離職を余儀なくされた者に対する職業紹介等必要な措置を行う。

5 生活保護（保健福祉部）

被災した低所得者に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障し、その生活再建を支援する。

6 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付（保健福祉部）

災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に災害障害見舞金を支給する。

また、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金を貸し付ける。

(1) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

条例に基づき、一定の災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また、障害を受けた住民に災害障害見舞金の支給を行う。

(2) 災害援護資金の貸付

条例に基づき、一定の負傷・住居の被害等を受けた制限所得以内の世帯主に対して災害援護資金の貸付を行う。

7 生活福祉資金（災害援護資金等）の貸付（保健福祉部）

市、市社会福祉協議会、県、県社会福祉協議会は、被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金貸付制度の周知、活用促進を図り、必要に応じて貸付金の償還に係る利子補給等被災者の負担軽減措置を行う。

8 租税の徴収猶予、及び減免（市民生活部）

災害による被災者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免を行って、被災者の生活の安定を図る。

(1) 納税期限の延長

災害によって納税義務者等が、期限内に申告その他の書類の提出又は市税を納付若しくは納入できないと認めるときは、市長が職権によって当該期間を延長する。

(2) 徴収猶予

災害によって財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、地方税法第15条（徴収猶予の要件等）に基づき、その者の申請によって1年以内において徴収を猶予する。

(3) 減 免

災対法第85条(被災者の公的徴収金の減免等)の規定に基づき、罹災者にそれぞれの法律又は条例の規定に基づき公的徴収金の減免措置を行う。

税 目	減 免 の 内 容
個人の市民税(個人の県民税含む)	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
固定資産税・都市計画税	災害によって著しく価値が減じた固定資産について行う。
国民健康保険料・介護保険料・軽自動車税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
特別土地保有税	被災によって著しく価値を減じた土地について行う。

9 医療費の一部負担金、保険料(税)の減免等(市民生活部、保健福祉部)

- (1) 被災した国民健康保険等の被保険者等に対し、必要に応じて、医療費の一部負担金、保険料の減免等の措置を行い、被災者の負担の軽減を図る。
- (2) 国民健康保険被保険者証の再交付等を迅速に処理するほか、災害により資産に重大な損害を受け、又は収入が著しく減少した場合等、療養給付を受ける場合の一部負担金や保険料の支払いが困難と認められる者に対し、一部負担金や保険料の減免、徴収猶予等の措置を行う。

10 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築(保健福祉部、市民生活部)

被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口を設置し、広く住民に広報する。

- (1) 市長は、必要に応じ市が行う支援対策についての被災者の相談窓口を設置する。
- (2) 市長は、必要に応じて他の関係機関に協力を依頼し、また、県に相談業務に係る支援要請を行う。
- (3) 住民に対し、掲示板、有線放送、広報誌等を活用し広報を行う。
- (4) 報道機関に対し、発表を行う。

第6節 被災中小企業等の復興 (農林部、商工観光部)

基本方針

被災中小企業等の事業の早期復旧を図るため、被害状況、再建のための資金需要等の把握に努め、これに必要な資金の融通の円滑化等災害復旧対策を推進するため迅速かつ的確な措置をとる。

また、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

主な活動

- 1 事業の早期復旧を図るため、必要な資金の円滑な融通等を実施する。
- 2 事業再開に対する相談体制を整備する。

活動の内容

1 被害農林漁業事業者に対する支援（農林部）

農林漁業関係施設などの早期復旧により、被害農林漁業者等の経営安定を図るため、次により支援する。

(1) 次に掲げる制度資金の需要等の把握など効率的な運用。

- ア 天災資金
- イ 日本政策金融公庫資金
- ウ 農業災害資金

(2) 日本政策金融公庫等を通じ、(1)に掲げる資金も含め利活用できる資金について被害農業者への周知徹底。

(3) 「農業保険法」に基づき、農業共済組合が行う農業保険事業を円滑に実施し、災害その他の不慮の事故によって農業者が受ける損失を補填する共済の事業並びに農業収入の減少に伴う農業経営への影響を緩和する保険の事業により、農業経営の安定が図られるよう、農業保険業務の迅速適正化について指導を行う。

2 被災中小企業者に対する支援（商工観光部）

被災中小企業の早期復旧を図るため、被害状況、再建のための資金需要等の把握に努め、これに必要な資金の融通の円滑化等災害復旧対策を推進するため迅速かつ的確な措置を行う。

(1) 中小企業融資制度資金（融資）の効果的な運用を図る。

(2) 中小企業関係団体等を通じ、利活用できる金融の特別措置について中小企業者に対し周知徹底を図る。

(3) 被災地域を管轄する政府系金融機関等の現地支店に対し、被害の実情に応じ貸付手続きの簡易迅速化、貸付け条件の緩和措置等を要請する。

- (4) 県信用保証協会に対し、金融機関からの借入れ手続きに際して、債務の保証等について円滑な実施を要請する。
- (5) 伊那商工会議所、市商工会及び県と連携し被災中小企業の復旧に関する相談体制を整備し、商工関係機関による連絡会議を必要に応じて開催する。

第7節 被災した観光地の復興 (農林部、商工観光部)

基本方針

被災した観光地の早期復興、風評被害の防止を図るため、国、県、関係機関等と連携して、観光地の誘客体制を整備し、被災した観光地に対して総合的な支援を行う。

主な取組み

- 1 観光地の早期復興を図るため、国、県、関係機関等と連携して、観光誘客プロモーション活動の施策を企画・実施する。
- 2 風評被害防止を図るため、国内外に向けて被災した観光地の正確な復旧状況を発信する。

活動の内容

- 1 被災した観光地に対する支援
 - (1) 国、県及び関係機関等と連携して、被災した観光事業者等の現状を正確に把握し、ウェブサイト等を活用して、観光地の復旧状況を広く周知するなど、風評被害防止対策を推進する。
 - (2) 国、県及び関係機関等と連携して、被災した観光地の復旧状況などを正確に把握すると同時に、観光地の復旧状況に応じて、観光客誘客に向けたプロモーション活動を積極的に行う。
 - (3) 観光事業者は、県、市、関係団体と連携して、営業状況及び復旧状況などを国内外に向けて情報発信していく。

令和6年（第23回修正）

第7章 南海トラフ地震に 関する事前対策活動

第1節 総則

第1 目的

「南海トラフ地震に関する事前対策活動」は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条の規定による南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）である本市において、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、後発地震に備えるためにとるべき対策を定め、防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱

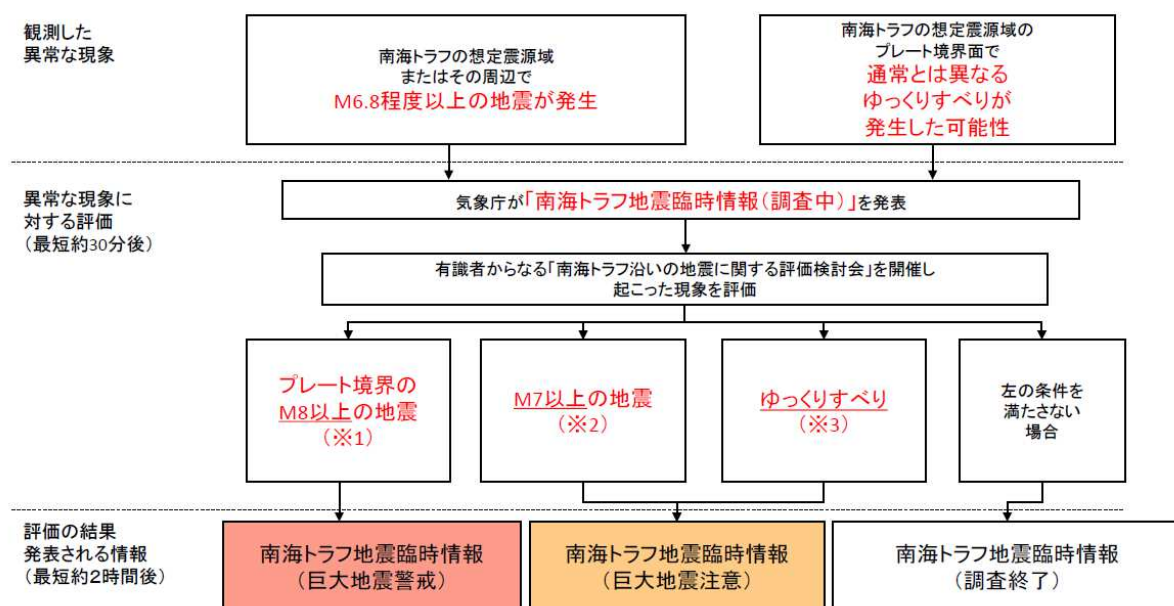
第1章総則第3節「防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」のとおり。

第3 南海トラフ地震臨時情報について

1 南海トラフ地震臨時情報の種類

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合。 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合。
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合。 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く）。

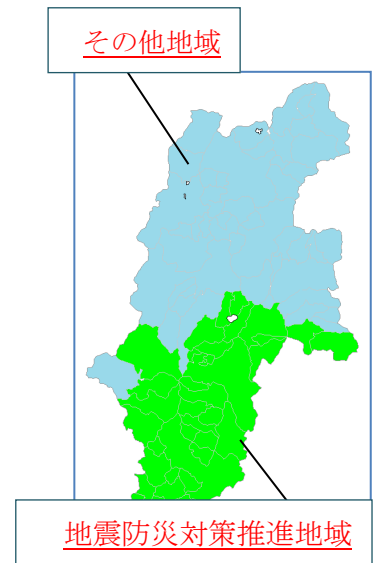
2 異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れ



第4 推進地域

県内における推進地域は、次のとおり指定されている。

岡谷市、飯田市、諏訪市、市、駒ヶ根市、茅野市、川上村、南牧村、
下諏訪町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中
川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、
下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村、上松町、
南木曾町、大桑村、木曾町



第2節 南海トラフ地震臨時情報発表時の活動体制

第1 県の体制

1 南海トラフ地震臨時情報の種類ごとの活動体制

情報名	活動体制	業 務 内 容
南海トラフ地震 臨時情報（調査中）	警戒・ 対策本部	○警戒・対策本部の設置 ○南海トラフ地震臨時情報（調査中）の収集及び伝達 ○住民等に密接に関係のある事項の広報
南海トラフ地震 臨時情報（巨大地震注意）等（※ ₁ ）	警戒・ 対策本部	○警戒・対策本部の設置 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の収集及び伝達 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容等の広報
南海トラフ地震 臨時情報（巨大地震警戒）等（※ ₂ ）	警戒・ 対策本部	○災対本部の設置○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の 収集及び伝達 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容等の広報 ○後発地震に対して警戒する措置の実施

※₁ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等・・・

災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報

※₂ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等・・・

災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報

2 活動体制

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、県災害対策本部を設置し、南海トラフ地震臨時情報（調査中）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合、県危機警戒・対策本部設置要綱に基づき、警戒・対策本部を設置する。

3 活動体制の終了時期

災害応急対策に係る措置をとるべき期間が終了したときは、活動体制を解除する。

4 職員の参集

職員は、南海トラフ地震臨時情報の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表に接したときは、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集する。

第2 市の体制

情報名	活動体制	業 務 内 容
南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	警戒配備	○南海トラフ地震臨時情報(調査中)の収集及び伝達 ○住民等に密接に関係のある事項の広報 ○必要に応じ災害対策連絡会議の開催
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)等	警戒配備	○必要に応じて地震災害警戒本部の設置 ○南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の収集及び伝達 ○南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の内容等の広報
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)等	警戒配備	○地震災害警戒本部の設置 ○南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の収集及び伝達 ○南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の内容等の広報 ○後発地震に対して警戒する措置の実施

1 南海トラフ地震臨時情報(調査中)発表時の体制

南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたときは、警戒配備の配備体制をとり次の業務を行なう。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)の収集及び伝達
- (2) 住民等に密接に関係のある事項の広報
- (3) 必要に応じて、災害対策連絡会議の開催

2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等発表時の体制

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表されたときは、警戒配備の配備体制をとり次の業務を行なう。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の収集及び伝達
- (2) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の内容等の広報
- (3) 後発地震に対して注意する措置の実施
- (4) 必要に応じて、災害対策連絡会議の開催

3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等発表時の体制

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたときは、警戒配備の配備体制を取り、地震災害警戒本部を設置し、次の業務を行なう。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の収集及び伝達
- (2) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の内容等の広報
- (3) 後発地震に対して注意する措置の実施

(4) 市内における災害応急対策に係る措置の実施

(5) 必要に応じて、災害対策連絡会議の開催

第3 防災関係機関の体制

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の体制

各機関は、必要に応じて担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行ない、その情報伝達の経路、体制及び方法について定める。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等発表時の体制

各機関は、各機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示する。この場合において、勤務時間内及び勤務時間外の時間帯に応じ、伝達が行なわれるよう留意する。

また、各機関は、その実情に応じ災害に関する会議に準じた組織を設置するものとし、その組織内容等必要な事項を定める。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の体制

各機関は、各機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示する。この場合において、勤務時間内及び勤務時間外の時間帯に応じ、伝達が行なわれるよう留意する。

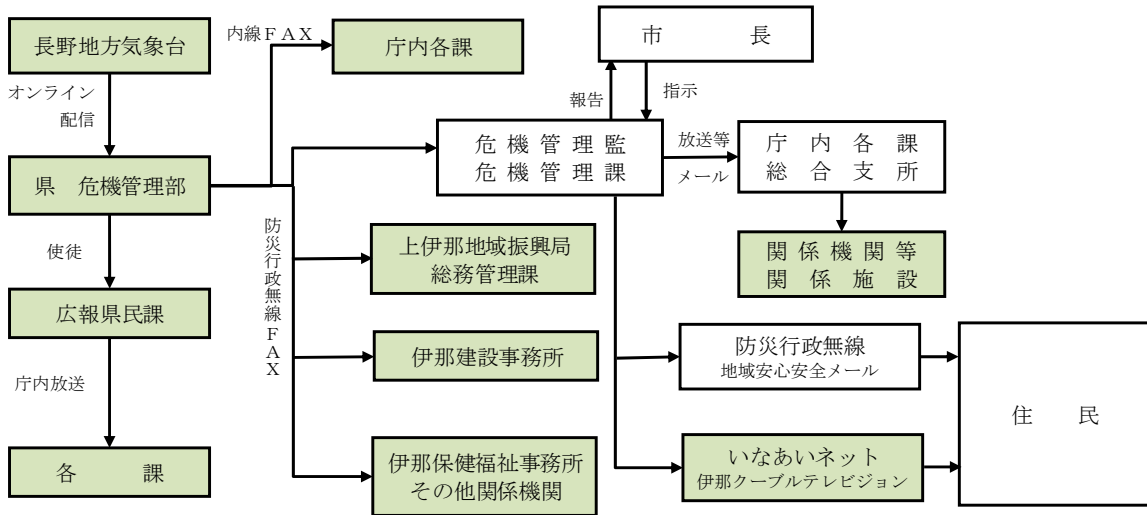
また、各機関は、その実情に応じ災対本部に準じた組織を設置し、その組織内容等必要な事項を定める。

第3節 情報の収集伝達計画

第1 南海トラフ地震臨時情報発表時の伝達

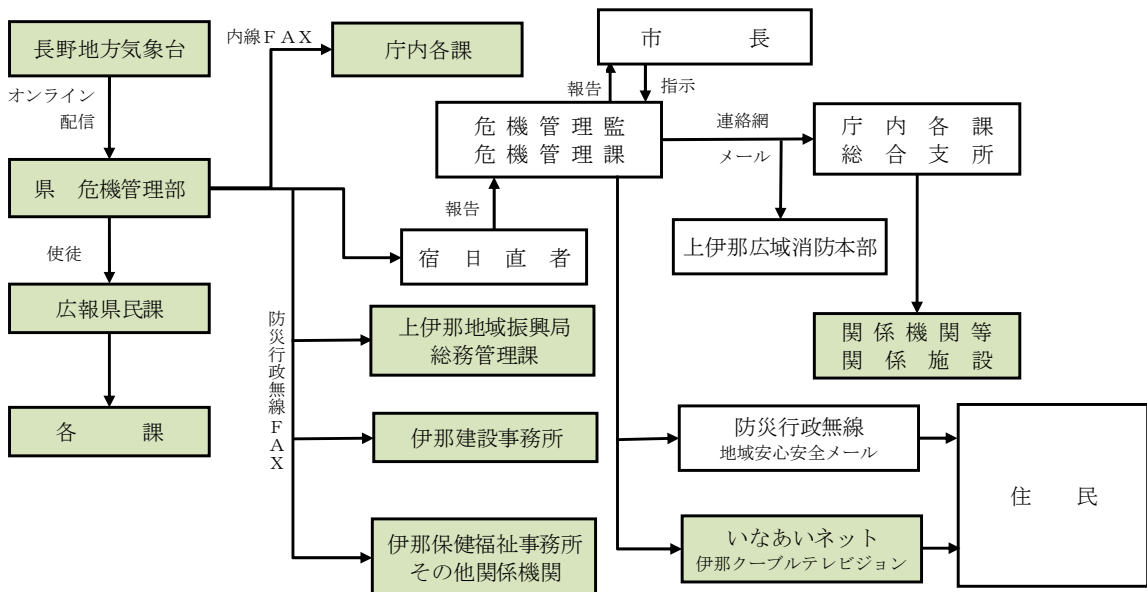
南海トラフ地震臨時情報の伝達については、次により迅速かつ的確に行う。

1 勤務時間内における伝達系統及び要領



- (1) 勤務時間内に、気象庁・県から南海トラフ地震に関連する情報（臨時）を受理した危機管理課は、直ちに系統図に従い市長へ報告する。
- (2) 市職員に対する伝達は、放送設備による一斉市内放送及び地域安心安全メールを使用して周知する。
- (3) 住民への情報伝達は、防災行政無線、いなあいネット、伊那ケーブルテレビジョン、地域安心安全メール等を使用して行う。

2 勤務時間外における伝達系統及び要領



- (1) 勤務時間外及び休日に、南海トラフ地震に関連する情報（臨時）を受理した宿日直者は、直ちにこの旨を、危機管理課職員に報告する。
- (2) 報告を受けた危機管理課職員は、危機管理監に連絡する。危機管理監は課職員の登庁を指示するとともに、市長へ報告し、必要な指示を受ける。
- (3) 危機管理課職員は、庁内の緊急連絡網及び地域安心安全メールにより、市職員の参集を指示する。また、上伊那広域消防本部へ連絡する。
- (4) 各課は、庶務担当者を通じて、市職員の配備等の指示を行う。
- (5) 関係施設、県現地機関、指定地方行政機関等への伝達は、関係課及び上伊那地域振興局が行う。
- (6) 住民への情報伝達は、防災行政無線、いなあいネット、伊那ケーブルテレビジョン、地域安心安全メール等を通じて行う。

第2 応急対策実施状況等の情報収集及び県への報告

市は、県及び防災関係機関と相互に連絡をとり、南海トラフ地震臨時情報発表時に実施する後発地震に対して注意する措置及び災害応急対策に係る措置等の状況の収集を行なう。

この場合において、これらの情報が正確かつ迅速に災害警戒本部等に集約する措置をとる。

なお、市災害警戒本部が収集する主な情報は、次のとおりである。

調査事項	情報収集先	報告先
都市施設の状況（建設部、水道部）	各施設管理者	伊那建設事務所
金融機関の営業状況（会計部）	市内金融機関	上伊那地域振興局
道路の交通規制の状況・車両通行状況（建設部）	中日本高速道路(株)、市管理道路	伊那建設事務所
列車、バスの運転状況、旅客の状況（企画部）	J R東海(株)、 J Rバス関東(株)、伊那バス(株)	上伊那地域振興局
滞留旅客等の状況（商工観光部）	市観光(株)、伊那商工会議所、 市商工会	上伊那地域振興局

第4節 広報計画

基本方針

市、県及び防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報に関して、その発表される情報の種類に応じて広報計画を作成し、これに基づき、広報活動を実施する。

活動の内容

1 市が実施する広報

市は県及び防災関係機関等から得た情報等について広報を実施するとともに、同報無線、有線放送、広報車、安心安全メール等を活用するほか、状況に応じて自主防災組織の協力を得て、住民に広報する。

また、広報活動を実施するに当たっては、報道機関との事前協定の締結等その的確かつ迅速な実施を可能にする措置を考慮する。

市は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、次により広報を行う。

(1) 広報内容

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

（ア）南海トラフ地震臨時情報（調査中）の内容

（イ）住民等に密接に関係のある事項

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等

（ア）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容

（イ）交通に関する情報

（ウ）ライフラインに関する情報

（エ）生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項

（オ）後発地震に備えるための基本的な防災対応

日頃からの地震への備えを再確認する等、できるだけ安全な防災対策をとること等

ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等

（ア）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容

（イ）交通に関する情報

（ウ）ライフラインに関する情報

（エ）生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項

(2) 広報手段

市が行う広報は、住民一人ひとりに情報を確実に伝達するため、次の手段により広報する。

外国籍住民など、特に配慮を要する者に対する対応については、外国語による表示、冊子又は外国語放送等の様々な広報手段を活用して行う。

ア 防災行政無線による広報

イ 安心安全メールによる広報

- ウ 広報車による広報
- エ いなあいネット及び伊那ケーブルテレビジョンによる広報
- オ 三峰川電光掲示システムによる広報
- カ ホームページ、ツイッター等による広報

(3) 問い合わせ窓口

住民等からの問い合わせに対応できるよう、災害警戒本部に問い合わせ窓口等の体制を整備する。

2 防災関係機関が実施する広報

防災関係機関においては、市が実施する広報に準じた、内容、手段、方法により、県及び市等から得た情報等について広報を実施するとともに、その有する責務に応じて住民に広報する。

また、広報活動を実施するに当たっては、報道機関との事前協定の締結等その的確かつ迅速な実施を可能にする措置を考慮する。

(参考)

県・市町村から住民、企業等への防災対応の呼びかけについて

県及び推進地域に指定されている市町村は、ホームページ、防災行政無線、広報車、SNS 等により、住民に対して、以下について広報を行い、併せて、一定期間(※)、日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認を促すとともに、できるだけ安全な行動をとることなどについて呼びかけを行う。また、推進地域内の企業等に対しても、適切な防災対応をとるよう呼びかけを行う。

(※)「一定期間」の目安

- ・半割れケースの場合 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表から2週間
- ・一部割れケースの場合 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」発表から1週間
- ・ゆっくりすべりケースの場合 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」発表からすべりが収まったと評価されるまでの期間

ア 住民への防災対応の呼びかけ（第6節、第7節関連）

臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）が発表された際に住民が取るべき防災対応について、以下の観点を踏まえ、住民一人ひとりが防災対応を検討・実施することを基本とし、県及び市町村は必要な情報提供を行う等、防災行動を促す。

○日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、個々の状況に応じて、一定期間地震発生に注意した行動をとること。また、一定期間できるだけ安全な防災行動をとること。

○「臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたときは、さらに次の防災対応をとること。

・土砂災害に対する防災対応

土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域内に居住する住民は、個々の状況に応じて、自主避難を含め、身の安全を守る等の防災対応を検討する。

・住宅の倒壊、地震火災に対する防災対応

耐震性の不足する住宅に居住する住民は、自主避難を含め検討する。また、器具の使用を控えること等により、火災の発生を防止する。

イ 観光客への防災対応の呼びかけ（第7節関連）

推進地域内の観光客に対して、後発地震に備え、必要な情報の収集や地震発生時の注意点の再確認を行うことを呼びかける。

ウ 推進地域外の住民等への防災対応の呼びかけ（第7節関連）

住民及び観光客に対し、「地震に備えた行動」を求めるが、「冷静な対応を行う」ことを合わせて呼びかける。

エ 企業等への防災対応の呼びかけ（第8節関連）

日頃からの地震への備えを再確認する等、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業を継続することを基本とする。

そのため、以下の対策を行う。

※南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表後、一部地域の被害等を踏まえ、人的・物的資源が一部制限されている中で、企業活動を1週間どのように継続するか検討する。

※南海トラフ地震臨時情報の内容等については、各企業内等において確実に情報が伝達されるよう、その経路及び方法を具体的に定める。

※各企業等の防災対応を迅速かつ的確に実施するため、所要要員の確保について検討するとともに、必要に応じ指揮機能を持った組織を設置する。

第5節 災害応急対策をとるべき期間

基本方針

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、あらかじめ定める災害応急対策をとるべき期間の間、災害応急対策を実施する。

活動の内容

1 災害応急対策をとるべき期間

災害応急対策をとるべき期間は、発表された南海トラフ地震臨時情報の種類に応じて、次のとおりとする。

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合

南海トラフ地震沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地域は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置を行う。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合

南海トラフ沿いも想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置を行う。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置を行う。

第6節 避難対策等

基本方針

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合にとるべき避難対策等について、あらかじめ検討を行う。検討を行うにあたっては、避難行動の方法や避難先の選定に関する意向について、必要に応じて住民の意見を十分に聴く。

活動の内容

第1 地域住民等の避難行動等

1 土砂災害に対する避難行動等

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合にとるべき後発地震に対する警戒措置について、主に土砂災害警戒区域内に居住する住民と意見交換を行ないながら、身の安全を守る等の防災対応の検討を促す。

また、主に土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、施設管理者に対して、入居者の身の安全を守る等の防災対応の検討を促す。

2 住宅の倒壊、地震火災に対する避難行動等

市は、住宅の耐震化は、突発的に発生する大規模地震への備えにもつながることから、日頃からその対策の重要性を、住民に呼びかけ、積極的に耐震化を推進する。

また、現に耐震性の不足する住宅に居住し、不安のある住民に対しては、知人宅や親類宅への避難について、あらかじめ検討を促す。

第2 避難先の確保

1 避難所の受入れ人数の把握

(1) 住民が避難する場合は、知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい住民に対して、市は、あらかじめ避難者数を想定しておく。

(2) 要配慮者については、福祉避難所など健常者とは異なる避難所の確保が必要となるため、健常者と要配慮者を分けて人数を想定しておく。

(3) 宿泊者、観光目的の滞留旅客等については、宿泊施設等関係者と、運航している公共交通機関の最寄りの乗降場所まで輸送する等帰宅方法をあらかじめ検討しておき、必要に応じて、帰宅できない見込み数を想定の上、受入れ人数に加えておく。

2 避難所候補リストの作成

(1) 避難所は、市が定める地域防災計画等既存の計画において整理されている指定避難所を参考に検討する。

(2) 後発地震の発生に伴う土砂災害、耐震性の不足等の想定される危険を避ける観点から、後発地震の発生時に想定される様々なリスクに対して、できるだけ安全な施設を避難所として

利用する。

- (3) 各避難所の収容人数については、1週間を基本とした防災対応期間中の避難生活に支障を来さない広さを確保することを念頭に、避難者一人当たりの面積を適切に定め、各避難所で確保できる面積に応じた収容人数を整理する。
- (4) 避難所候補リストを作る際は、以下の例も参考に、避難所として使用する優先順位の検討に必要な情報を整理する。
 - ア 施設名、住所、面積、収容人数
 - イ 管理者、管理者の連絡先（複数名選定を推奨）
 - ウ 耐震性（想定される最大震度に対する建物の安全性）の有無
 - エ 非構造部材の落下防止対策の有無
 - オ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害危険箇所か否か
 - カ 学校の状況（授業継続または休校）
 - キ 周辺の避難場所からの移動距離
 - ク 要配慮者の受入れ可否（福祉避難所としての機能を有しているか）
 - ケ 冷暖房、テレビ、パーティション等の設置状況
 - コ 食料、日用品等の備蓄状況及び近隣の食料、日用品等を確保できる商店の状況

3 避難所の選定

市は、次の事項に留意して、避難所の選定を行う。

- (1) 作成した避難所候補リストに基づき、要配慮者に対しては、避難所の環境が整っている避難所を割り当てる、要配慮者以外の住民に対しては居住地域の近くの避難所を割り当てる等、住民のニーズや各施設の状況を踏まえた利用者の属性や居住地域に応じた避難所を選定する。
- (2) いかなる避難先であっても、地震発生時のあらゆるリスクを完全に除去することは困難なため、住民にそれを理解してもらったうえで避難を実施してもらう必要があることに留意する。

4 避難所が不足する場合の対応

- (1) 検討結果として避難所の不足が見込まれる場合は、市内の広域の避難や、旅館、ホテル、企業の会議室等民間施設の利活用、周辺市町村と連携した避難等、さらなる避難先の確保を行う。
- (2) 住民に対しては、避難所としてなるべく知人宅や親類宅等を活用することをさらに呼びかけ、必要があれば避難方法の意向調査を再度行い、想定される避難所の利用者等を精査したうえで、避難計画を検討する。
- (3) あらゆる検討を行ったうえで、それでも避難所が確保できない場合は、避難所の廊下やロビー等の活用、グラウンドや駐車場での車中泊やテント泊などあらゆる手段の検討を行う。
- (4) 避難生活に伴うエコノミークラス症候群等、健康への影響が懸念されることから、避難者の健康に十分に配慮する。
- (5) 災害等の状況に応じて、社会福祉施設等の空きスペースの活用や定員を超過して要配慮者等を受入れることについて検討する。

なお、定員を超過して受入れる場合も入所者等の処遇に支障が生ずることのないように十

分に配慮する。

第3 避難所の運営

避難所の運営は、避難者が自ら行うことを基本とし、市は、住民とともに、あらかじめ避難所を運営する際の体制や役割について検討を行う。

また、被災後の避難ではないため、必要最小限のものを各自で準備することを基本とする。

第7節 住民の防災対応

基本方針

大規模地震の発生時期等を明確に予測できないこと、地震発生時のリスクは、住んでいる地域の特性や建物の状態、個々人の状況により異なるものであることから、地震発生可能性と防災対応の実施による日常生活への影響のバランスを考慮しつつ、一人一人が、自助に基づき、災害リスクに対して「より安全な防災行動を選択」していくという考え方を社会全体で醸成していくことが重要である。

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、日常生活を行いつつ、住民一人一人が防災対応を検討・実施することを基本とし、その際、県及び市町村は必要な情報提供を行う等その検討・実施について支援を行う。

活動の内容

1 南海トラフ地震臨時情報発表前に実施する事項

住民は、南海トラフ地震臨時情報発表時に、あわてて水・食料等の備蓄や家具の固定をすることがないように、日頃からの突発地震への備えについて住民一人一人が検討・実施する。

2 南海トラフ地震臨時情報発表後に実施する事項

- (1) 住民は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、家具の固定状況、非常用持出袋、避難場所や避難経路、家族との安否確認方法等の、日頃からの地震への備えを再確認することにより、後発地震が発生した場合に被害軽減を図るため迅速な避難行動がとれるように備える。
- (2) 観光客は、観光を行いつつ、後発地震に備え、必要な情報の収集や地震発生時の注意点を再確認する。
- (3) 住民及び観光客は、日常生活を行いつつ、地震が発生した場合に危険性が高い場所を避け、できるだけ安全な部屋で就寝する等、個々の状況に応じて、可能な範囲で、一定期間、できるだけ安全な行動をとる。

また、ハザードマップ等を活用し、土砂災害等の危険性が高い地域を把握する。日常的に通行する道路周辺のブロック塀の倒壊等の危険性等を確認しておく等、地震に対して警戒する。

第8節 企業等対策計画

基本方針

企業等は、地震発生時期等の確度の高い予測は困難であり、完全に安全な防災対応を実施することは現実的に困難であることを踏まえ、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることが基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業を継続することを基本とする。

活動の内容

第1 企業等の防災対応の検討

1 防災対応を検討する手順

南海トラフ地震臨時情報が発表された際に取りべき防災対応について、以下の手順に従って検討する。

- (1) 南海トラフ地震を想定して策定している自社の事業継続計画（BCP）を確認し、自社の脆弱性をまず把握する。
- (2) そのうえで、今回検討する防災対応の前提となる、南海トラフ地震臨時情報発表時の社会状況等の諸状況を確認する。
- (3) これらを踏まえて、南海トラフ地震臨時情報発表時に、情報別にとるべき防災対応を具体的に検討する。

2 南海トラフ地震に関するBCPの確認

- (1) 南海トラフ地震に関するBCPは、後発地震に備えて取りべき防災対応を検討する際に有効であるため、その確認を実施する。
- (2) BCP未策定の企業については、速やかに策定することの他、事前の防災・減災対策を講ずるなど防災対応力を強化することが望ましい。

3 防災対応検討の前提となる諸条件の確認

- (1) 南海トラフ地震臨時情報の種類ごとに、発表時に想定されるライフラインの状況等を確認し、事業継続に当たっての影響を想定する。
- (2) 個々の企業等の地理的条件を確認し、防災対応を検討する際に踏まえるべき、自社の位置における住民の行動を把握する。

4 企業等の防災対応（巨大地震注意対応）の検討

- (1) 企業等の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等発表時の防災対応について、個々の状況に応じて、日頃からの地震への備えを再確認する等、後発地震に備えて注意した防災対応を検討する。

5 企業等の防災対応（巨大地震警戒対応）の検討

(1) 必要な事業を継続するための措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表後、一部地域の避難や被害を踏まえ、人的・物的資源が一部制限されている中で、企業活動を1週間どのように継続するか検討する。

(2) 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置

企業等は、突発地震に備えて、日頃から対策を行っておくことが重要であり、そのうえで、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、これらの日頃からの地震への備えを再確認し、地震が発生した場合に速やかに必要な防災対応が行えるようにしておく

また、日頃からの地震への備えの再確認の例は、以下の措置とし、これらの措置については、後発地震への備えとして、企業等の立地する地理的条件や業種の違いに関わらず、全ての企業等が検討することが望ましい。

- ア 安否確認手段の確認
- イ 什器の固定・落下防止対策の確認
- ウ 災害物資の集積場所等の災害拠点の確認
- エ 災害時の職員の役割分担の確認

(3) 施設及び設備等の点検

地震が発生した場合に被害が生ずるおそれのある施設及び緊急的に移動しないとイケない設備等について点検に関する措置を検討する。

また、社会的に及ばず影響の大きな不特定多数の者が利用する施設、危険物を取扱う施設等を管理又は運営する企業については、第三者に危害を及ぼさないよう必要な点検を確実に実施する。

(4) 地震に備えて普段以上に警戒する措置

地震による被害軽減や早期復旧を図るため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時に行う日頃からの地震への備えの再確認等に加え、個々の企業等の状況を考慮したうえで必要に応じて、同情報発表後に後発地震発生に備えて普段以上に一定期間継続的に警戒した防災行動を行う措置を検討する。

一定期間継続的に実施する警戒措置の例は、以下の措置とし、これらの措置のうち、突発地震に備えた防災対策に加え、既存のBCP等も参考に、同情報発表時に実施することで一時的に企業活動が低下するものであったとしても、後発地震が発生した場合にトータルとして被害軽減・早期復旧できる措置があれば、その実施を推奨する。

- ア 荷物の平積み措置
- イ 燃料貯蔵や車両燃料の常時満タン化
- ウ サプライチェーンにおける代替体制の事前準備
- エ 製品在庫の増産や原材料・部品の積み増し
- オ ヘルメットの携行の徹底
- カ 定期的な重要データのバックアップ
- キ 速やかに作業中断するための準備

(5) 地域への貢献

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時には、普段から取り組んでいる企業活動の延長として、企業の強みを活かして、地域において取られている避難等の防災対応に対する支援を地方公共団体と連携して実施する。

また、それぞれの企業等において、日頃からの自主防災組織との協働体制を構築し、非常食や資材の提供等について検討する。さらに、避難誘導や要配慮者に対する支援等を実施することができる体制を検討しておく。

(6) 情報の伝達

南海トラフ地震臨時情報の内容等については、各企業内等において、確実に情報が伝達されるよう、その経路及び方法を具体的に定める。この場合、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意する。

(7) 防災対応実施要員の確保等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、各企業等の防災対応の実施に必要な要員については、伝達方法及び伝達手段の実態を勘案しながら、実施する防災対応の内容、その作業量、所要時間等を踏まえて、具体的な所要要員の確保について検討する。

また、各企業等の防災対応を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じ指揮機能を持った組織を設置し、指揮命令系統、職務分担等の当該組織の内容を明確にし、企業内等にあらかじめ周知する。

第9節 防災関係機関のとりべき措置

基本方針

防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、個々の状況に応じて、後発地震に対して警戒する措置を行うものとし、その措置についてあらかじめ計画に定める。

活動の内容

1 消防機関等

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び消防団が出火及び混乱の防止等につき、その対策を実施する。

2 警備対策

県警察本部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、次の事項を重点として犯罪及び混乱の防止に関する措置を講ずる。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 不法事案等の予防及び取締り
- (3) 地域防犯団体、警備事業等の行う民間防犯活動に対する指導

3 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

県及び市は、飲料水の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、飲料水の供給の継続を確保することが不可欠であるため、必要な飲料水を供給するために必要な体制を整備する。

(2) 電気

電力事業者は、電気の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、電気の供給の継続を確保することが不可欠であるため、必要な電力を供給するために必要な体制を整備する。

(3) ガス

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、ガスの供給を継続するものとし、必要なガスを供給するために必要な体制を整備する。

また、ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保を実施するとともに、後発地震の発生に備えて、緊急に供給を停止する等の措置を講ずる必要がある場合には、これを実施する。

(4) 通信

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うことが不可欠であるため、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等を実施する。

(5) 放送

ア 放送は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な伝達のために不可欠のものであるため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な報道に努める。この場合において、放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図る。

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、放送事業者は各計画主体と協力して、推進地域内の地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための取組等、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意する。また、推進地域外の地域住民等に対しても、交通に関する情報、後発地震の発生に備えた準備等、冷静かつ適切な対応を促すための情報の提供に努めるよう留意する。

なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用にも努める。

4 金融対策

計画主体である金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び後発地震の発生に備えた、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等の準備措置を実施する。

5 交通

(1) 道路

ア 県警察本部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知する。

イ 県及び市は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供する。

(2) 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を実施する。なお、鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供する。

6 防災関係機関が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

県及び市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、後発地震に備えた自らが管理等を行う施設等に関する対策として、施設利用者の安全確保及び機能確保のため、速やかに点検等を行うものとする。

なお、具体的な対策は施設毎に定めるものとし、県又は市町村以外が管理する施設の管理者においても対策を講じるものとする。

(1) 防災上重要な施設に関する対策

県及び市は、防災上重要な施設（災害応急対策の実施上大きな役割を果たすことが期待できるものについて、後発地震の発生後においてもその機能を果たすため、体制を整えるとともに、必要な措置を講ずるものとする。

ア 道路等（橋梁、トンネル、砂防施設、法面、林道等を含む）【建設部、農林部等】

危険度が特に高いと予想されるものについて、通行止め等管理上必要な措置を行う。

イ 河川・ダム

a 河川 【建設部】

水位計、監視カメラ等の動作確認等、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検準備、その他の措置を行う。

b ダム 【県】

施設点検、貯水量の調整等に係る操作方法の確認等の措置を行う。

ウ ため池・用水路 【農林部】

施設点検、貯水量の調整等に係る操作方法の確認等の措置を行う。

エ 庁舎その他災害応急対策上重要な施設【各部局等】

非常用発電設備、無線通信機器等通信手段の確認、自衛消防団の活動確認等を行う。また、災対本部等運営に必要な資材及び緊急車両等の確保を行う。

(2) 多数の者が出入りする施設に関する対策

学校、社会福祉施設、社会教育施設、社会体育施設、博物館、美術館、図書館等の多数の者が出入りする施設の管理上の措置の共通事項として以下の対応を行うものとする。

- ・ 入場者等への情報伝達
- ・ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ・ 施設の防火点検及び設備、備品等の転倒
- ・ 落下・破損防止措置
- ・ 出火防止措置
- ・ 水、食料等の備蓄
- ・ 消防設備の点検、整備
- ・ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、情報通信端末等情報を入手するための機器の整備

また、以下のとおり各施設の管理上の措置を行うものとする。

ア 県立高等学校・特別支援学校等【県教育委員会】

日頃からの地震への備えを再確認するとともに、後発地震による災害リスクを考慮し、児童生徒や教職員等の身の安全を守ることを最優先に、各校の判断により安全確保のための適切な措置を行う。

なお、「臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたときは、次の対応とする。

- ・推進地域内のうち土砂災害警戒区域等に所在する学校については、学校での災害リスクを考慮し、原則臨時休業とする（1週間程度）。
 - ・上記以外の学校については、土砂災害警戒区域等を経由して通学する児童生徒等について、通学の安全が確保できない場合には登校させないなど、安全確保のための措置を行う。
- イ 県立学校【県教育委員会以外の各部局が所管する学校等】
後発地震発生による災害リスクを考慮し、児童生徒等に対する安全確保のための措置を行う。
- ウ 保育園、小・中学校等【市】
児童生徒等の年齢も考慮の上、地域や家庭環境に応じた対応を行い、後発地震発生による災害リスクを考慮した安全確保のための措置を行う。
- エ 社会福祉施設【県健康福祉部、市保健福祉部】
重度障害者、高齢者等、移動することが困難な者等について、個々の状況に応じた安全確保のための必要な措置を行う。
- オ 病院・診療所等【県健康福祉部、市保健福祉部】
患者・入所者の安全確保及び避難に備えた対応の確認、施設点検、患者搬送計画の策定等の必要な措置を行う。また、搬送増加が想定される負傷者の受入れ等に備えた必要な措置を行う。
- カ 上下水道施設【県企業局、県環境部、市水道部】
処理機能の確保等、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他の措置を行う。
- キ 警察本部の所管する施設（警察署等）【県】
車両、資材の被災を防止する措置を行うとともに、非常用電源設備の点検、来庁者に対する安全確保のための必要な措置を行う。
- (3) 工事中の公共施設、建築物、その他【県各部局、市各部局等】
後発地震発生時の対応について、各監督員が現場代理人等と情報を共有し、工事中断の判断や資材の落下防止等、工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上必要な措置を行う。

第10節 関係機関との連携協力の確保

基本方針

防災対応の実効性を高めるためには、企業等が防災対応を検討・決定する際、防災対応の期間の経過後にも大規模地震発生の可能性がなくなるわけではないことや、防災対応の内容によっては企業活動に影響が出てくること等を踏まえ、あらかじめ従業員等一人一人が考え、防災対応を実行することの意義を理解しておくことが重要である。

また、県、市町村、防災関係機関及び企業等の各主体の防災対応は様々なところで相互に関係するため、地域内で各主体の防災対応が調和を図りながら実行できるよう、防災対応を検討・決定する段階から、必要に応じて、南海トラフ特措法に基づく南海トラフ地震防災対策推進協議会等、情報共有や協議等を行う場を地域で整備・活用する。

活動の内容

1 交通インフラやライフライン

日常生活に密接に関係する交通インフラやライフラインについては、あらかじめ検討した防災対応について、地域住民や利用者等に周知する。また、自社の防災対応についてステークホルダーに事前に周知しておく。

2 滞留旅客等に対する措置

(1) 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講ずる。

(2) 防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の避難誘導及び保護を実施すべき期間においては、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市が実施する活動との連携体制等の措置を講ずる。

第11節 地震防災上必要な教育及び広報活動計画

基本方針

市及び県は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、住民があわてて地震対策をとることがないように、機会を捉えて、日頃からの地震への備え等について周知することが重要である。

また、住民は南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、日常生活を行いつつ、一定期間、できるだけ安全な行動をとることが重要であり、普段以上に地震に備えて警戒するという心構えを持つことが必要である。

そのため、市及び県は、南海トラフ地震臨時情報の発表により、大規模地震の発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合、直ちに地震が起きるといった誤解により、避難者の殺到等の社会的混乱が発生しないように努めるとともに、あらゆる機会を捉えて、南海トラフ地震臨時情報等の内容や、情報が発表された場合取るべき対応について広報に努め、実際に防災対応をとる際に、住民が情報を正しく理解し、あらかじめ検討した対応を冷静に実施できるよう広報を行う。

計画の内容

1 市職員に対する教育

市は、職員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を実施するものとし、次の内容をその実施内容として行う。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震（巨大地震警戒）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (3) 地震に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (6) 南海トラフ地震対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 住民等に対する防災上の教育、広報

市は、過去に発生した東南海・南海地震等による被害の状況や、今後の南海トラフ地震により想定される被害、南海トラフ地震に係る防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう、教育・広報を実施しすることとし、その内容は次のとおりとする。

また、地域の自主防災組織の育成及びその活用、各種の商工団体、PTA、その他の公共的団

体等の協力を得るなどの多様な手段を用い、できるだけ住民等の立場を考慮した具体的な教育・広報を実施する。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (3) 地震に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 正確な情報の入手方法
- (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における土砂災害警戒区域等に関する知識
- (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (9) 地域住民等自ら実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平時からの対策及び災害時における応急措置の内容や実施方法
- (10) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施
- (11) 教育・広報を行う場合は次の事項に留意して行う。
 - ア ラジオ、テレビ、映画、新聞等を含む媒体を利用するほか、可能な限り地域の実情を反映した具体的な内容とするよう考慮する。
 - イ 地震対策の実施上の相談窓口を設置する等具体的に地域住民等が地震対策を講ずるうえで必要とする知識等を与えるための体制の整備について留意する。
 - ウ 現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配付したり避難誘導看板を設置したりするなどして、避難場所や避難経路等についての広報を行うよう留意する。

令和6年（第23回修正）

第8章 原子力災害対策

第1節 総則

第1 計画の目的

本章は、災対法第42条（市町村地域防災計画）の規定及び原災法に基づき、原子力事業所の事故等による放射性物質の拡散又は放射線の影響に対して、東日本大震災における原子力災害等を教訓に、県、市、防災関係機関、原子力事業者及び住民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を講じて、住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

第2 定義

次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 「放射性物質」とは、原子力基本法（昭和30年法律第186号）第3条（定義）に規定する核燃料物質、核原料物質及び放射性同位元素等の規制に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素並びにこれらの物質により汚染されたものをいう。
- 2 「原子力災害」とは、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第2条第1号（定義）に規定する被害をいう。
- 3 「原子力事業者」とは、原災法第2条第3号（定義）に規定する事業者をいう。
- 4 「原子力事業所」とは、原災法第2条第4号（定義）に規定する工場又は事業所をいう。
- 5 「特定事象」とは、原災法第10条第1項（原子力防災管理者の通報義務等）に規定する政令第4条第4項各号に掲げる事象をいう。
- 6 「原子力緊急事態」とは、原災法第2条第2号（定義）に規定する事態をいう。

第3 計画の性格

この計画は、「市地域防災計画」の「原子力災害対策」として、原子力災害に対処すべき事項を中心に定める。

なお、この計画（原子力災害対策）に定めのない事項については、「市地域防災計画（応急活動組織体制、風水害等に関する事前対策活動、災害応急対策、復旧・復興計画、東海地震に関する事前対策活動）」による。

第4 計画の修正

防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災対法第42条（市町村地域防災計画）の規定に基づき、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させて具体的な災害対策を行う。

第5 計画の対象とする災害

県内には、原子力事業所が存在せず、また、他県にある原子力事業所に関する「予防的防護措置を準備する区域（原子力事業所からおおむね半径5km以内）」及び「緊急防護措置を準備する区域（原子力事業所からおおむね半径30km）」にも市の地域は含まれていないが、東日本大震災にお

ける原子力災害では放射性物質が緊急防護措置を準備する区域より広範囲に拡散し、住民生活や産業に甚大な被害を及ぼしている。

こうした経過を踏まえ、原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において放射性物質等による緊急事態に伴う屋内退避又は避難が必要となったとき、又はそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

第6 基本方針

市は、原子力事業所所在県（以下「所在県」という。）及び原子力事業所等からの情報収集並びに県との連絡体制を確保し、住民等への情報伝達体制、モニタリング体制、健康被害の防止、緊急時における退避・避難活動等の原子力災害に対応した防災対策の強化を図る。

第7 実施責任（実施責任と処理すべき事務又は業務）

1 県

市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

2 市

住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を行う。

3 原子力事業者

原子力事業者は、原災法第3条（原子力事業者の責務）の規定に基づき、原子力災害の発生の防止に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意を持って必要な措置を講ずる。

4 防災関係機関

指定地方行政機関、陸上自衛隊第13普通科連隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等は、他の災害対策と同様に、相互に協力し、防災活動を実施又は支援をする。

第8 処理すべき事務又は業務の大綱

1 県

- (1) 放射性物質の拡散又は放射線の影響に関する情報等の伝達、災害の情報収集及び被害調査に関すること。
- (2) 所在県及び本県に隣接する県との連携に関すること。
- (3) 原子力事業者、原子力防災専門官との連携に関すること。
- (4) 自衛隊、国の専門家等の原子力災害派遣要請に関すること。

- (5) 住民等の屋内退避、避難及び立入制限に関すること。
- (6) 環境放射線モニタリング（以下「モニタリング」という。）等に関すること。
- (7) 健康被害の防止に関すること。
- (8) 飲料水、飲食物の摂取制限に関すること。
- (9) 農林畜水産物の採取及び出荷制限に関すること。
- (10) 原子力防災に関する訓練の実施、知識の普及及び広報に関すること。
- (11) 汚染物質の除去等に関すること。
- (12) その他、原子力防災に関すること。

2 市

- (1) 放射性物質の拡散又は放射線の影響に関する情報等の伝達、災害の情報収集及び被害調査に関すること。
- (2) 住民等の屋内退避、避難及び立入制限に関すること。
- (3) モニタリング等に関すること。
- (4) 飲料水、飲食物の摂取制限に関すること。
- (5) 農林畜水産物の採取及び出荷制限に関すること。
- (6) 原子力防災に関する訓練の実施、知識の普及及び広報に関すること。
- (7) 汚染物質の除去等に関すること。
- (8) その他、原子力防災に関すること。

3 原子力事業者（中部電力パワーグリッド株式会社、東京電力ホールディングス株式会社等）

- (1) 原子力施設の防災管理に関すること。
- (2) 従業員等に対する教育、訓練に関すること。
- (3) 関係機関に対する情報の提供に関すること。
- (4) 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること。
- (5) 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること。
- (6) 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関すること。
- (7) 国、県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること。
- (8) 汚染物質の除去に関すること。

第2節 災害に対する備え

基本方針

市は、災害時の放射性物質の拡散又は放射線の影響に対する応急対策が、迅速円滑に行われるよう平常時から原子力防災の情報を収集するとともに、住民等に対し知識の普及及び啓発を図る。

また、複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

主な取組み

1 平常時のモニタリング

市は、県と相互に連携しながら、災害時の影響評価に用いるための比較データを収集・蓄積するため、平常時からモニタリングを計画的に実施する。

2 屋内退避、避難誘導等の防護活動

- (1) 広域的な避難に備えて他の市町村と指定避難所の相互提供等についての協議を行うほか、県外避難を想定した市町村間での相互応援協定等の締結を図る。
- (2) 放射線に対して防護効果の高いコンクリート建家を施設管理者等の同意を得て、退避所又は指定避難所として指定する。

3 健康被害の防止

県及び市は、人体に係る汚染検査体制の把握及び準備、医薬品の在庫状況やメーカーからの供給見通しの把握を行う。

4 知識の普及と啓発

(1) 住民・事業所等への普及と啓発

災害時に的確な行動をとるためには、平常時から原子力災害や放射能に対する正しい理解を深めることが重要であることから、県及び原子力事業者等の協力を得て、「防災お出かけ講座」等の機会を利用し、住民・事業所等に対して、次の各号に掲げる原子力防災に関する知識の普及啓発を行う。

- ア 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- イ 原子力災害とその特殊性に関すること。
- ウ 放射線による健康被害、放射線防護に関すること。
- エ 原子力災害時に県・市等が行う対策（対応）に関すること。
- オ 原子力災害時の避難形態（屋内退避、避難）に関すること。
- カ 原子力災害時に住民がとるべき行動及び留意事項に関すること。

(2) 教育機関等における普及と啓発

市教育委員会は、学校長等に対し、教職員及び児童・生徒が災害時において適切な行動がとれるよう原子力防災に関する教育等を行うよう指導する。

(3) 市職員に対する知識の普及

次の各号に掲げる原子力防災に関する研修について、年1回を基準に計画する。

- ア 市の原子力防災体制に関すること。
- イ 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- ウ 原子力災害とその特殊性に関すること。
- エ 緊急時の伝達手段、広報に関すること。
- オ 原子力災害時の避難実施要領に関すること。
- カ 原子力災害時に住民がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- キ モニタリング等の測定方法、資材の取り扱いに関すること。
- ク 放射線による健康被害、放射線防護に関すること。
- ケ 国・県の対策（対応）に関すること。

5 原子力防災に関する訓練の実施

市総合防災訓練等において、必要に応じて原子力災害対応防災訓練を実施する。

- (1) 緊急時モニタリング訓練
- (2) 緊急被ばく医療訓練
- (3) その他、必要な訓練

6 安定ヨウ素剤の備蓄

(1) 配布対象者

- ア 16歳未満（中学生まで）の市民を配布対象とする。
- イ 3歳未満の乳幼児については、ゼリー状の安定ヨウ素剤の服用方法、薬価、保管方法、国の配布計画などが確定後に決定する。

(2) 備蓄場所

- ア 中学生分は、各中学校とする。（6校）
- イ 小学生分は、各小学校とする。（15校）
- ウ 公立保育園児（年少児以上）及び私立保育園・幼稚園児（年少児以上）分は、市役所本庁舎とする。

(3) 備蓄量

上記（1）及び（2）を考慮し、予備分を加え、約8,300人分を備蓄量の目安とする。備蓄する薬剤は、すべて丸剤とし、年齢別の服用量から、丸剤の備蓄量は、11,000錠を、備蓄の基準量とする。

放射性に関連する用語は「資料57 放射性災害関連用語」を参照

第3節 災害応急対策

基本方針

市は、放射性物質の拡散又は放射線の影響から、住民の生命、身体、財産を保護するため、県、防災関係機関と連携して、迅速的確な応急対策を実施する。

なお、大規模災害と原子力施設に係る事故等が同時期に発生した場合には、情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護活動、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることを踏まえて対応する。

主な活動

国内外の原子力施設の事故及び核燃料物質等輸送中の事故のおそれのあるとき又は災害が発生したときは、その状況のレベルに応じた活動体制をとる。

活動の内容

第1 市の体制

1 活動体制

(1) 災对本部の設置

ア 設置基準

(ア) 国内外の原子力施設の事故及び核燃料物質等輸送中の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において屋内退避又は避難が必要となったとき、そのおそれのあるとき。

(イ) その他、市長が必要と認めたとき。

イ 組織及び運営

本地域防災計画 第3章 第2節 第2 3に準じて行う。

(2) 体制

段階の説明	配備体制	災害対応	
		参集範囲	組織の体制
・原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において屋内退避又は避難が必要となったとき、そのおそれのあるとき。	第3配備	全職員	災对本部の設置 (※県が警戒本部を設置した時点で、市は災对本部を設置する。)

(3) 組織及び事務分掌

本地域防災計画 第3章 第2節 第7に準じるほか、次の表による。

部	班(課)	事務分掌
総務部	総務班	・市職員の被ばく管理に関すること。
市民生活部	生活環境班	1 平常時の放射線モニタリングの実施及びデータの管理に関すること。 2 緊急時モニタリングの実施及び収集データの管理に関すること。 3 放射性物質による汚染調査に関すること。 4 県の実施する緊急時モニタリングに対する協力に関すること。
保健福祉部	健康推進班	1 緊急被ばく医療に関すること。 2 飲料水、飲食物の摂取制限に関すること。
農林部	農政班	1 農林畜水産物の出荷制限に関すること。 2 県の実施する放射能濃度の測定に対する協力に関すること。
水道部	水道業務班	・県の実施する緊急時モニタリングに対する協力に関すること。
	水道整備班	

2 安定ヨウ素剤の配布、服薬

(1) 市長から小中学校安定ヨウ素剤の服用に関する指示又は勧告が出されたときに、直ちに配布する。(保護者から事前に承諾書を受領しておく。)

(2) 服用量

- ア 服用は、1回のみ
- イ 3歳以上(保育園児、年少児以上)は、丸剤1錠(医師の指示書により服用させる。)
- ウ 13歳未満(小学生)は、丸剤1錠
- エ 13歳以上(中学生)は、丸剤2錠

3 災对本部の閉鎖基準

- (1) 市内において、屋内退避又は避難の必要がなくなったとき。
- (2) 市長が、原子力災害に関する対策の必要がなくなったと認めたとき。

第2 住民等への情報伝達活動

1 情報収集

(1) 原子力発電所で特定事象が発生した場合、県及び関係機関に対し情報の提供を求めるとともに、事故の状況、放射性物質の拡散状況等の情報収集活動を実施し、市内への影響につい

て判断する。

- (2) 国内外の原子力施設の事故及び核燃料物質等輸送中の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域になった場合、市は原子力災害合同対策協議会へ市職員を出席させ、原子力事業所の状況、モニタリング情報、住民避難・屋内退避等の状況及び国、所在県の緊急事態応急対策活動の状況を把握するとともに、県及び市が行う応急対策について必要な調整を行う。
- (3) 長野地方気象台から国内外の原子力施設の事故及び核燃料物質等輸送中の事故発生時の気象情報を収集し、気象の影響による放射性物質の拡散状況を把握し、避難実施要領に反映する。

2 情報の伝達

(1) 迅速・的確な情報の伝達

国内外の原子力施設の事故及び核燃料物質等輸送中の事故により放射性物質の拡散又は放射線の影響が広範囲に及ぶおそれがあるときは、利用可能なあらゆる通信手段を活用し、住民に迅速、的確に情報を伝達する。

(2) 伝達する情報

提供すべき情報は、情報の発信元を明示し、事故の状況、避難の必要性、住民がとるべき行動、モニタリングの観測値等を広報する。

(3) 情報提供の継続

状況に変化がない場合においても情報を定期的に発信し、情報の空白時間をなくして住民の不安を払拭する。

(4) 情報提供の留意事項

ア 国、県、関係機関と相互に連携し、情報を共有化し情報の一元化を図り、住民に情報を伝達する。

イ 避難行動要支援者及び一時滞在者等に、確実に情報が伝わるよう十分に配慮を行う。

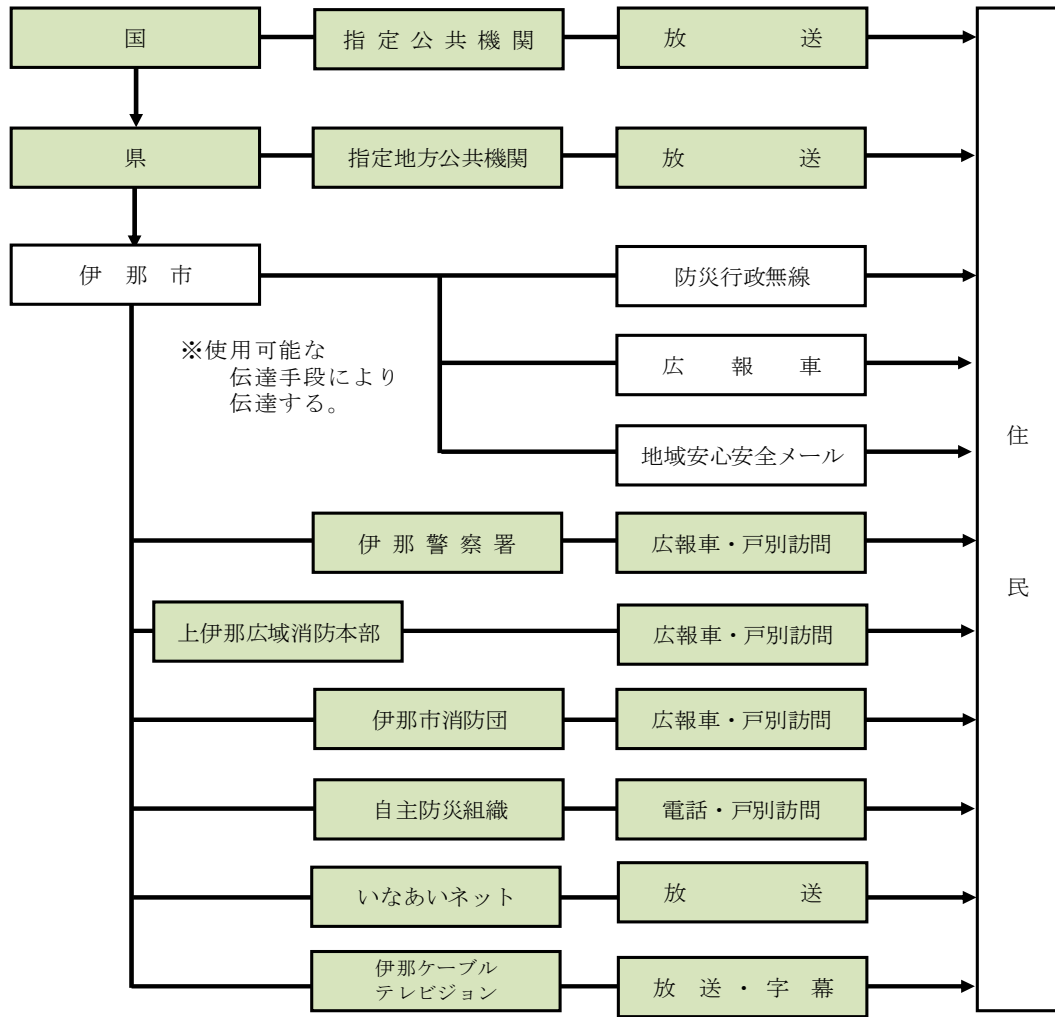
(5) 住民等からの問い合わせに対する対応

放射線に関する相談窓口を設置し、住民等からの健康相談、食品の安全等に関する相談、農林畜水産物の生産等に関する相談等の問い合わせに対応する。

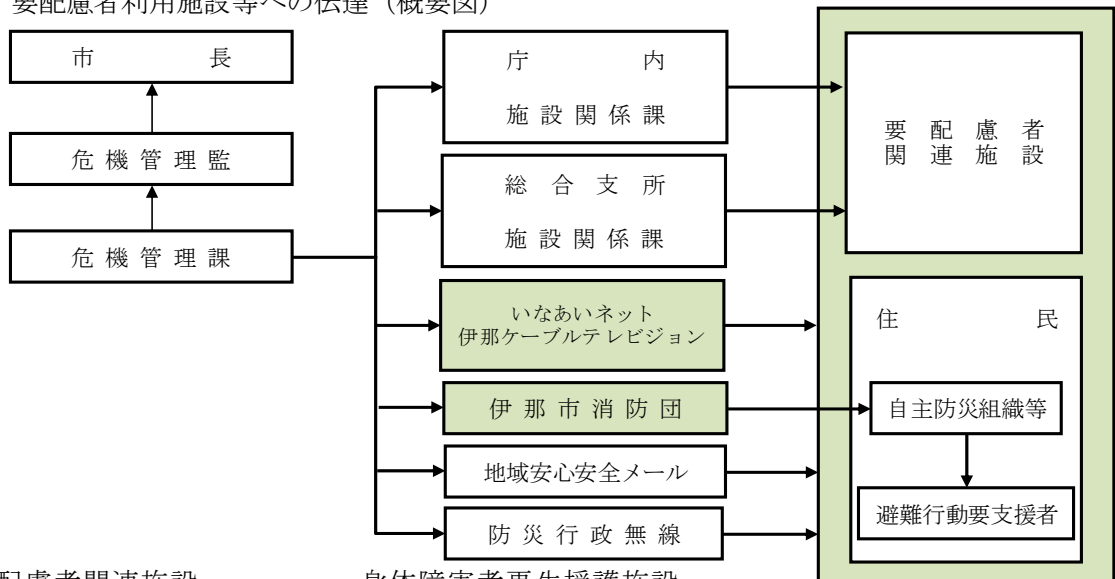
(6) 風評被害の未然防止

報道機関の協力を得て、原子力災害に関する情報を広く市内外に向けて提供し、原子力災害に伴う社会的混乱や風評被害の未然防止及び軽減を図る。

(7) 住民への情報の伝達 (概要図)



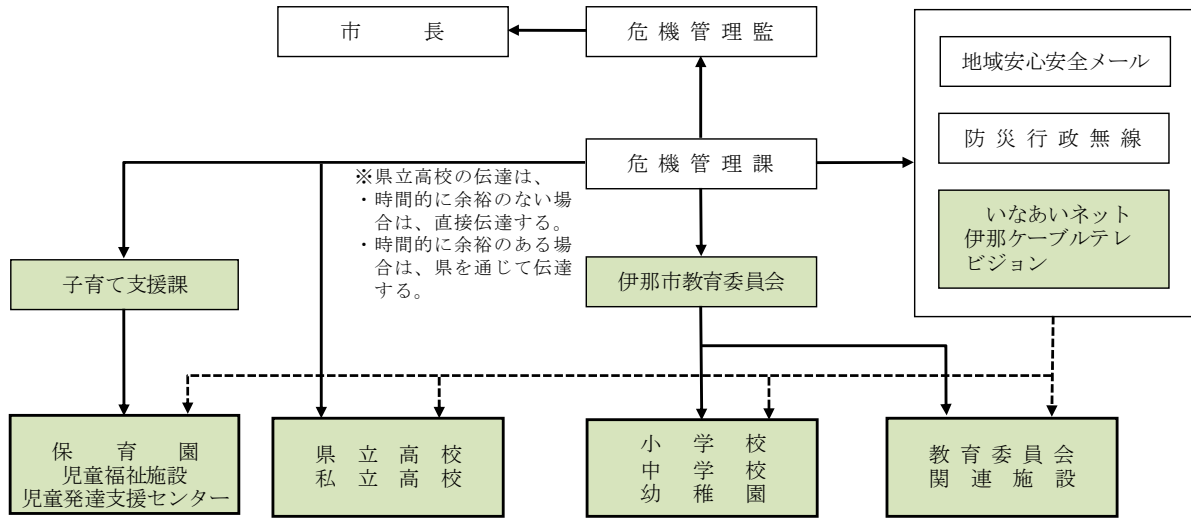
(8) 要配慮者利用施設等への伝達 (概要図)



- ◇ 要配慮者関連施設
- ・老人福祉施設
 - ・有料老人ホーム
 - ・介護老人保健施設
 - ・児童福祉施設

- ・身体障害者更生援護施設
- ・知的障害者援護施設
- ・精神障害者社会復帰施設
- ・保育園
- ・病院、診療所、助産所

(9) 教育施設等への伝達（概要図）



第3 モニタリング等

1 緊急時のモニタリング

(1) 国内外の原子力施設の事故及び核燃料物質等輸送中の事故が発生した場合、直ちに緊急時モニタリング（第1段階）を実施するとともに、県、原子力事業者が実施する緊急時モニタリングの情報を収集し、その結果をとりまとめて住民に速やかに公表する。また防災関係機関に必要な応じ連絡する。

(2) 緊急時モニタリングの実施要領

区 分		内 容	測 定 箇 所
緊急時モニタリング	第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 原子力事業所の事故の直後から開始 正確性より迅速性を重視 	市役所、高遠町総合支所、長谷総合支所、各支所
	第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 事故の状態がある程度予測でき、放射線の放出が停止又は減少しているときに実施 正確性を重視 	保育園、小学校、中学校、高校

(3) 県が実施するモニタリングが円滑に行われるよう協力する。

2 放射能濃度の測定

(1) 県が実施した放射能濃度の測定（水道水、降下物、下水等汚泥、廃棄物焼却灰、流通食品、農林畜水産物、農地用土壌、家畜用飼料、肥料等）の結果を、住民に速やかに公表する。

(2) 県が実施する放射能濃度の測定が円滑に行われるよう協力する。また必要に応じて放射能濃度の測定を有する機関等に測定を依頼する。

3 健康被害防止対策の実施

県及び市は、人体に係るスクリーニング及び除染、医薬品の確保、健康相談を実施する。

第4 屋内退避、避難誘導等の防護活動

1 屋内退避・避難誘導

- (1) 市内において原子力緊急事態が宣言され原災法第15条第3項（原子力緊急事態宣言等）に基づき内閣総理大臣から屋内退避、避難に関する指示があった場合、住民の生命、身体を災害から保護するため又は災害の拡大を防止するため、住民等に対して屋内退避又は避難の指示を行う。
- (2) 避難指示等を行う場合は、原子力災害発生情報の分析を行うとともに、気象状況を把握し、避難実施要領（国民保護計画 避難実施パターン参照）を策定し、住民に正確な情報及び避難等の方法を明確に伝達して、心理的な動揺、混乱の防止を図る。
- (3) 避難経路の選定にあたっては、風向き等の気象状況を十分考慮するとともに、要所に避難誘導員を配置し住民を迅速に避難させる。
- (4) 退避・避難のための立ち退きの指示等を行った場合は、警察、消防、消防団、自治会・自主防災組織と協力し、住民等の退避・避難の状況を的確に把握する。
- (5) 指定緊急避難場所（公民館等）及び指定避難所以外で、放射線に対して防護効果の高いコンクリート建家については、災害に対する安全性を確認し、施設管理者等の同意を得たうえで、退避所又は指定避難所として開設する。
- (6) 屋内退避・避難の形態

区分	災害の状況	内容
避難	市民等が一定量以上の被ばくを受ける場合にとるべき防護措置	空間放射線量率が高い、または高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため、緊急で実施するもの
一時移転	市民等が一定量以上の被ばくを受ける場合に採るべき防護措置	緊急な避難が必要な場合と比較して空間放射線量率は低い地域であるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうち当該地域から離れるために実施するもの
屋内退避	放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮蔽することにより被ばくの低減を図る防護措置	避難の指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国等の指示により行う

(7) 屋内退避及び避難等に関する指標

区 分	基準の概要	初期設定値* ¹	防護措置の概要
緊急防護措置 (O I L 1)	地表面からの放射線、再浮揚した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率* ²)	数時間内をめぐりに区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難なものの一時的屋内退避を含む)
早期防護措置 (O I L 2)	地表面からの放射線、再浮揚した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物* ³ の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率)	1日内をめぐりに区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。

* 1 「初期設定値」とは、緊急事態当初に用いる値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には初期設定値は改定される。

* 2 実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1 m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

* 3 「地域生産物」とは、放出された放射線物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)

(8) 避難誘導における優先順位は、放射線の影響を受けやすい者を優先し、次を基準とする。

- ① 乳幼児(保護者を含む。)、保育園児等(保護者を含む。)、妊婦
- ② 小中学生、高校生
- ③ 40歳以下の住民
- ④ 上記以外の避難行動要支援者(支援者含む。)
- ⑤ 上記以外の者

2 市域外避難

市域外に避難を行う必要が生じた場合は、他の市町村に対し収容先の供与及びその他災害救助の実施に協力するよう要請する。この際、県に対して避難先の調整及び輸送ルートの調整を要請する。

3 避難所の開設・運営

本地域防災計画 第5章 第10節に準じる。

4 緊急輸送

本地域防災計画 第5章 第8節に準じるほか、次による。

- (1) 緊急輸送の円滑な実施を確保するため、各交通輸送事業者及び県、他市町村等に対して人員、車両等の支援を要請する。
- (2) 各交通輸送事業者等の輸送能力を超える場合及び迅速な避難が必要な場合は、県に対して自衛隊の災害派遣を要請する。
- (3) 避難者の輸送にあたっては、県公安委員会及び警察から交通情報の提供を受ける。

第5 摂取制限等

1 飲料水、飲食物の摂取制限

市又は水道事業者は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等の必要な措置を行う。

2 農林畜水産物の採取及び出荷制限

市は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、農林畜水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林畜水産物の採取、漁獲の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。

3 食品中の放射性物質の基準値

(1) 放射性物質を含む食品からの被ばく線量の上限は年間1ミリシーベルト

(2) 食品中の放射線物質の基準値

(厚生労働省「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」、「食品、添加物等の規格基準」)

食品群	含まれる食品の範囲	規 準 値 (単位:ベクレル/kg)
飲料水	・直接飲用する水 ・調理に使用する水 ・水との代替関係が強い飲料茶	10
乳児用食品	・健康増進法第26条第1項(特別用途表示の許可に基づく特別用途食品のうち「乳児用」の表示許可を受けたもの) ・乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50
牛 乳	・乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の乳及び乳飲料	50
一般食品	・上記以外の食品	100

4 O I Lと防護措置における飲食物摂取制限

(1) 飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射線各種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準

0.5マイクロシーベルト/時間

(2) 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食品の摂取を制限する際の基準

核種	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他
放射性ヨウ素	300 ベクレル/kg	2,000 ベクレル/kg
放射性セシウム	200 ベクレル/kg	500 ベクレル/kg
プルトニウムほか	1 ベクレル/kg	10 ベクレル/kg
ウラン	20 ベクレル/kg	100 ベクレル/kg

第6 県外からの避難者受入れ活動

1 緊急的な一時受入れ

- (1) 必要に応じて市の保有する施設を一時的な避難所として、提供するとともに必要な災害救助を実施する。
- (2) 受入れにあたっては、放射線の影響を受けやすい者及びその保護者を優先する。

2 短期的な避難者の受入れ

- (1) 被災自治体から避難者受入れの要請があった場合には、緊急的な一時受入れに準じて市の施設で対応する。
- (2) 市の施設で受入れが困難な場合、県と協議の上、市内の旅館・ホテル等を市が借り上げて、避難所とする。

3 中期的（6ヶ月から2年程度）な避難者の受入れ

- (1) 避難者に対しては、市営住宅への受入れを行う。また、市営住宅等の受入情報について提供を行う。
- (2) 必要に応じて、民間賃貸住宅を市が借り上げ、2年間で限度に応急仮設住宅として提供する。
- (3) 長期的に本市に居住する意向のある者については、住宅、仕事等の相談に対応する等の定住支援を行う。

4 避難者の生活支援及び情報提供

- (1) 市内に避難を希望する避難者に対しては、住まい、生活、医療、教育、介護等の多様なニーズを把握し、必要な支援を行う。
- (2) 県を通じて避難者に関する情報を避難元県及び避難元市町村に対して情報を提供する。
- (3) 県から提供された避難者に関する情報を活用し、避難元市町村からの情報及び県・市が実施する避難者支援に関する情報を避難者に提供する。

第4節 災害からの復旧・復興

基本方針

復旧・復興対策を行うため、国、県、原子力事業者、関係機関等と連携しながら、必要な復旧・復興対策を行う。

活動の内容

1 放射性物質による汚染の除去等

国が示す除染の方針に沿って、国が実施する汚染廃棄物の処理及び除染作業に協力するとともに、必要に応じて汚染廃棄物の処理及び除染作業を行う。

2 各種制限措置の解除

県及び市は、災害時モニタリング等の調査、専門家の意見等を踏まえ、災害応急対策として実施された屋内退避又は避難、立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等の各種制限措置の解除を行う。

3 緊急時モニタリング（第2段階）の実施と公表

県及び市は、関係機関と協力して緊急時モニタリング（第2段階）を行い、その結果を速やかに住民に公表する。

4 風評被害の軽減

報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の未然防止及び影響を軽減するため、国、県、関係機関等と協力して、農林水産業、地場産業等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動を積極的に行う。

5 健康相談体制

心身の健康に関する相談窓口を開設し、相談に応じるとともに、正確な情報を提供して、住民等の不安軽減を図る。